

倉富勇三郎日記研究

IT 応用新研究支援ツールの導入による
全文翻刻と注釈の作成

(課題番号 20242017)

平成 20～24 年度日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(A))

研究成果報告書

平成 25(2013)年 3 月

研究代表者 永井 和
(京都大学文学研究科・教授)

(機関番号 14301)

本報告書は平成 20 年～24 年度科学研究費補助金（基盤研究（A））「倉富日記研究—IT 応用新研究支援ツールの導入による全文翻刻と注釈の作成—」の研究成果の一部をとりまとめたものである。本研究計画は近代日本史の第一級史料である「倉富勇三郎日記」の主要部分（1919 年～1934 年および 1905/1906 年）を全文翻刻し、刊行することを目的としており、すでに国書刊行会より『倉富勇三郎日記』第 1 巻、第 2 巻を 2010 年、2012 年に刊行し、2013 年には第 3 巻を刊行の予定である。本研究報告は、翻刻刊行とは別に倉富勇三郎および日記とそれに関連することがらについておこなった研究成果を集めたものである。このような冊子体の研究報告書をまとめる義務は課せられていないが、ややもすれば分散しかねない研究成果をまとめておくことには、それなりに意味があると考えて、あえて従来どおりの冊子体の報告書を作成した。

研究組織

研究代表者：永井 和（京都大学・文学研究科・教授）

研究分担者：桂川光正（大阪産業大学・人間環境学部・教授、平成 24 年 3 月死去）

Lee SumYup（佛教大学・歴史学部・准教授）

河西秀哉（神戸女学院大学・文学部・講師）

小山俊樹（帝京大学・文学部・講師）

佐野方郁（大阪大学・日本語日本文化教育センター・准教授）

富永 望（京都大学・文学研究科・講師）

三川譲二（舞鶴工業高等専門学校・人文科学部門・教授）

研究協力者：川寄 陽（京都大学・文学研究科・研究員）

宮田昌明（京都大学・文学研究科・研究員）

鹿 雪瑩（日本学術振興会外国人特別研究員）

連携研究者：林 晋（京都大学・文学研究科・教授）

相原健郎（国立情報学研究所・コンテンツ科学研究系・准教授）

研究経費（交付決定額）

	直接経費	間接経費	合計
平成 20 年度	9,900 千円	2,970 千円	12,870 千円

平成 21 年度	5,800 千円	1,740 千円	7,540 千円
平成 22 年度	5,800 千円	1,740 千円	7,540 千円
平成 23 年度	5,800 千円	1,740 千円	7,540 千円
平成 24 年度	5,800 千円	1,740 千円	7,540 千円
総計	33,200 千円	9,960 千円	43,160 千円

研究発表

【著書】

1. 倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第1巻、国書刊行会、2010年10月
2. 倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第2巻、国書刊行会、2012年6月

【論文】

1. Lee Sun Yup 「李太王（高宗）毒殺説の検討」『二十世紀研究』10号、2009年○
2. 小山俊樹「関東大震災後の都市計画と政治」『大正イマジュリ』4号、2009年
3. 林晋・永井和・宮崎泉「文献研究と情報技術—史学・古典学の現場から—」『人工知能学会誌』25巻1号、2010年
4. 桂川光正「関東州阿片令制定をめぐる一考察」『大阪産業大学人間環境論集』9号、2010年○
5. 小山俊樹「日露戦争後の二大政党論の形成」『帝京史学』26号、2011年
6. 小山俊樹「「憲政常道」と「政界縦断」—大正期二大政党制の政治戦略—」『帝京史学』27号、2011年
7. 永井和「波多野敬直宮内大臣辞職顛—一九二〇年の皇族会議」『立命館文学』624号、2012年○
8. 永井和・川寄陽「SMART-GS を利用した倉富勇三郎日記の翻刻と倉富家所蔵史料について」『二十世紀研究』13号、2012年○
9. 河西秀哉「新しい皇室像への宮中の対応—『倉富勇三郎日記』通じて」『二十世紀研究』13号、2012年○
10. 小山俊樹「政党内閣期の財政的緊急勅令と枢密院—台湾銀行救済案と満洲事件費支出案をめぐる枢密院議長倉富勇三郎の動向を中心に—」『二十世紀研究』13号、2012年○

(○印のついた論文を本研究報告書に収録した)

【口頭発表】

1. Lee Sun Yup 「高宗太皇帝／李太王の諡号・陵号・陵碑問題」（漢陽大学校東アジア文化ネットワーク・京都大学朝鮮韓国学教育研究ネットワーク共催日韓文化交流史合同セミナー、2009年2月11日）
2. 林晋・永井和（川寄陽）・寺沢憲吾「文献資料研究ツール SMART-GS と画像文字検索エンジン」『文化とコンピューティング国際会議』2010年2月22日～23日
3. Lee Sun Yup 「高宗「毒殺説」のメタヒストリー」（延世大学 BK21（「社会的包摂と排除」事業団・「アジア的政治学」）共同コロキウム、2010年9月13日）
4. Lee Sun Yup 「滅びし王朝の君主を如何に称すべきか：李太王（高宗）の諡号・陵号・陵碑問題」（朝鮮学会第61回大会、2010年10月3日）
5. Lee Sun Yup 「高宗（李太王）毒殺説のメタ・ヒストリー」（The Yonsei Japanese Studies Workshop Series 17、2012年3月9日）
6. 永井和・川寄陽「SMART-GS を使用した倉富勇三郎日記の翻刻事業について」（京都大学現代史研究会、2012年7月21日）
7. 河西秀哉「新しい皇室像への宮中の対応—『倉富勇三郎日記』の検討を通じて—」（京都大学現代史研究会、2012年7月21日）

【Web サイト】

倉富勇三郎日記研究：<http://nagaikazu.la.coocan.jp/kuratomi/kuratomi.html>

【翻刻の刊行について】

倉富勇三郎日記をはじめとする史料の利用については、福岡県の倉富恒二氏とそ
のご家族、神奈川県の倉富珪子氏とそのご家族、国立国会図書館憲政資料室のご協
力を得た。また、日記の翻刻にあたっては、朝田健太、金子宗徳、佐藤太久磨、柴
山礼子、藤野真拳、眞杉侑里、吉川英佐、吉田武弘、吉田真澄の各氏の協力を得た。
記して感謝の意を表したい。なお、研究分担者として本研究計画に欠かせぬ分担者
であった桂川光正氏が2012年3月10日に急逝された。彼の貢献に感謝するととも
に、謹んで故人の冥福を祈りたい。

目次

SMART-GS を用いた倉富勇三郎日記の翻刻（永井 和）	1
倉富家所蔵史料について（川寄 陽）	21
倉富勇三郎日記（1919～1922）について（永井 和）	45
倉富勇三郎の半生—宮内省入省まで（永井 和）	57
宮内省時代の倉富勇三郎（1916～1922）（永井 和）	77
日記にみる倉富勇三郎の生活（永井 和）	139
李太王（高宗）毒殺事件の検討（李 昇燁）	149
波多野敬直宮内大臣辞職願—一九二〇年の皇族会議（永井 和）	189
新しい皇室像への宮中への対応—「倉富勇三郎日記」の検討を通じて（河西 秀哉）	215
関東州阿片令制定をめぐる一考察（桂川 光正）	233
政党内閣期の財政的緊急勅令と枢密院—台湾銀行救済案と満洲事件費支弁をめぐる 枢密院議長倉富勇三郎の動向を中心に（小山 俊樹）	255
倉富勇三郎略年譜	276

SMART-GS を利用した 倉富勇三郎日記の翻刻

永井 和

はじめに

倉富勇三郎（1853～1948）は、明治・大正・昭和戦前期に活躍した官僚政治家であり、司法省、統監府・朝鮮総督府、内閣、宮内省に奉職したあと、枢密顧問官となり、1926年から1934年まで8年間にわたり枢密院議長をつとめた。倉富は膨大かつ詳細な日記を残したことでよく知られており、そこには彼が職務上知りえた情報はもとより、宮内省、枢密院、内閣、司法部、朝鮮総督府の高官達との間でかわした会話の内容が克明につづられている。日記を読む者は、宮中や宮内省、枢密院、司法界、朝鮮総督府の内情について、他の資料によっては決して知ることのできない歴史的な事実や情報を知ることができるのである。1970年代後半に国立国会図書館憲政資料室で倉富日記が公開されて以来、数多くの研究者がこれを利用してきた。その先駆となったのは、三谷太一郎が陪審法成立過程の研究に臨時法制審議会および枢密院関連の記述を活用したのが最初だと思われるが¹⁾、はじめのうちは、主として大正末から昭和期の枢密院の研究に利用され、昭和天皇の死後あたりから1920年代の宮中研究に活用されてきた。本稿執筆者の永井も宮中研究にこの日記を利用してきた一人である²⁾。

1993年頃に西園寺公望伝の執筆のために目をとおしたのが、永井が倉富日記に接した最初の機会であった。ただちに、これは『原敬日記』に匹敵する近代史の第一級史料であると直観した。この評価は決して独りよがりではない、その史料価値の高さは多くの研究者が一致して認めるところである。しかしながら、その分量が膨大である（現存しているのは1919年初めから1947年11月末までの日記304冊に、東京控訴院検事長時代の執務日誌である1905年7月～1906年8月の間の4冊を加えた308冊である。このうち1945年初めから1947年11月末までの7冊を除いた301冊が国立国会図書館に所蔵されている）うえに、普通の人間にはとても判読できそうもない、クセのある手書き文字で細かくビッシリと書かれているために、それなりの訓練を受けた専門家でなければ、日記を読むことができない。また専門家であっても、そのあまりに膨大な量のために、日記全編を通読しえた者はほとんどいないといってよい。つまり、

ごく限られた少数の研究者だけが、それも自分の関心にしたがって、部分的に利用してきたにすぎなかった。

日記をはじめて読んだときから、この貴重な史料を研究者だけの世界にとどめず、翻刻・刊行して、広く一般国民のさらには世界中の共有財産とするべきではないかとの思いを有していたが、今まで何度かそれが試みられては挫折したことを知るにつけ、とうてい不可能だとあきらめていた。ただ、1998年頃から永井の担当する大学院の演習でテキストに使用し、細々ながら解読の作業を続けてきてはいた。歩みは遅くとも、その作業の結果が蓄積され、倉富日記を解読できる人材も育ちつつあった。その一方で、倉富日記への一般的な関心が高まり³⁾、研究の状況が成熟していくのを見て、日記を用いて研究をおこなう段階から、日記そのものをより多くの人間が読めるようにすべき段階に、今やさしかかっているのではないかとの思いが次第に強まり、及ばずながらその翻刻・刊行に挑戦してみようと決意するにいたった。2008年に倉富勇三郎日記研究会を発足させ⁴⁾、翻刻・刊行事業に着手することにしたのである。

この事業では、膨大な倉富日記のうち、学術的にみてとくに価値が高いと思われる1919年～1934年までの日記と1905/1906年の日記を全文翻刻し、印刷刊行することをその目標としているが、その発足にあたり、幸いにして科学研究費補助金の助成をうけることができた⁵⁾。その成果として、2010年10月に国書刊行会より『倉富勇三郎日記』第1巻(1919～20年分)を刊行し、2012年6月に同第2巻(1921～22年分)を刊行、引き続き第3巻(1922～24年分)が2013年春に刊行の予定である。

翻刻・刊行事業を進めるにあたって、膨大な倉富日記の翻刻を効率的におこなうためのツールとして、京都大学文学研究科情報・史料学研究室が開発中の文献学・歴史学研究用ICTツールSMART-GSを使用している。SMART-GSは、情報・史料学研究室の林晋教授が、自己の数学史研究のために開発したソフトウェアを発展させたものであり、手書き史料のデジタル画像とその翻刻文やそれにほどこされた注釈文、さらにはネットワーク上の関連リソースへのリンク情報など、その史料に関連するさまざまな文字情報とを統一的に管理できるソフトウェアである。SMART-GSを使えば、あたかも史料の紙焼きコピーの上にペンや鉛筆で印をつけたり、釈文やメモを書き込むのと同じような感覚で、デジタル画像上の史料にさまざまな「書き込み」をすることが可能となる。しかも紙の場合とちがい、その「書き込み」によって画像ファイルそのものが変更されたりすることはない。また、ネットワーク機能を内在しているので、複数のSMART-GSユーザが同じ史料のデジタル画像へ「書き込み」をおこない、それを共有することができる。これを利用すれば、画像化された史料を共同で翻刻し、分析することが可能となる。さらに注目すべきなの

は、北海道大学の田中譲教授が提唱する Transmedia 技術に由来する画像文字の検索機能をそなえていることで、解読できない手書き文字の画像をマークして検索すると、それと類似のかたちをした文字画像を、当該史料の一連の画像ファイル全体の中から読み取って、抽出してくれるのである。通常のコンピュータのテキスト文字（コード化文字）検索のように、100%のヒット率はのぞめないが、検索精度はたかく、解読の難しい史料の翻刻にあたって、十分強力な武器となりうる。SMART-GS はそういう機能をもつ優れた研究支援ツールである⁶⁾。

倉富日記の翻刻・刊行では、この新しいツールを使用して翻刻・校閲作業を進めている。それにより翻刻作業のスピードをあげ、作業者の負荷を小さくすることができ、また成果の蓄積と共有を容易にしてきた。倉富日記のような大規模な史料の翻刻で SMART-GS を実際に使ってみて、その威力を発揮できたということは、このツールが十分実用にたえるものであることを意味していよう。すべての史料がデジタル画像化されて流通し、遠隔地の研究者がネットワークを介して協働する、そのようなデジタル時代をむかえつつあるいま、それにふさわしい新しい研究支援ツールの登場がまたれている。SMART-GS は、まさにその期待に応えるデジタル時代の文房具なのである。

本稿は、倉富日記の翻刻・刊行事業において実際に SMART-GS をどのように使っているのか、その報告である。SMART-GS というこの強力なツールを史料翻刻や歴史研究に使ってみたいと考える研究者、まだその存在を知らない研究者に、実際の使用例を示すことで、SMART-GS の便利さをアピールし、普及の助けとなることができればと思っている。

I SMART-GS について

1. SMART-GS の入手とインストール

すでに述べたように、SMART-GS は京都大学文学研究科情報・史料学研究室(林晋教授)が開発中の、文献資料研究用の ICT ツールであり、資料がすべてデジタル画像化される時代に必須の研究支援ツールである。SMART-GS の原型は、林が自己の数学史研究（数学者ヒルベルト(D. Hilbert)のきわめて読みにくい手書きノートの読解)のために、2006年から2007年に開発したソフトウェアであるが、それを見た永井が、これこそまさに自分が日頃求めていたツールであると直感し、是非使いたい、いや自分だけでなく史料研究を行う研究者の誰もが同じ気持ちになるだろうから、是非とも多くの研究者が使えるようにしてほしいと林に依頼したことがひとつのきっかけと

なって、誰もが使えるツールへと変身したのであった。2008年から2010年までは、最初の SMART-GS に改良が加えられるかたちで開発が進められたが、2010年から現在の開発体制が立ち上がり、根本からの大幅な改造がおこなわれた。今後さらに進化をとげていく予定である。

開発にあたっての林の基本的な哲学は「本当に人文学者が求め使いたいと思う人文情報技術」を構築するというものであり、ソフトウェアの開発が人文学の研究者を中心におこなわれ、開発者が同時に中心的な利用者でもあるという点に、SMART-GSの開発の特徴がある。そのモデルは、著名なコンピュータ・サイエンティストであるクヌース (D. Knuth) のつくった TeX である。クヌースは自分の論文を美しく印刷するために、自らの手で組版ソフトウェア TeX を開発し、その後 TeX システムは数学・情報学などの理系研究者の研究活動に大きく貢献したのだが、SMART-GS も同様に、人文学者のために真に役に立つツールとなることを目指している。もちろん、そのような思想に基づき開発されているがゆえに、SMART-GS は GPL2 ライセンスのもとに配布される無料のオープンソースソフトウェアである。小論を読まれた方が SMART-GS に関心をもたれるかもしれないので、次の開発者の言葉を引用しておきたい。

SMART-GS プロジェクトが目指す理想実現のためには、多くの労力と創造性が必要です。我々は、一人でも多くの人文学者が、このツールにより恩恵を受けることを望むと同時に、一緒に開発を行なってくれる仲間も求めています⁸⁾。

以下、SMART-GS の使用方法について説明していくが、紙幅の関係もあり、ここでは一般のユーザが使用をはじめるときに、最低限必要なことだけにしぼって説明する。より詳しい使用方法については、註 8) に記した SMART-GS のオンライン・マニュアルを必ず参照してほしい。

SMART-GS の最新版は下記のサイトからダウンロードできる。

<http://sourceforge.jp/projects/smart-gs/releases/>

2012年11月現在の最新版は、SMART-GS0.9であり⁹⁾、上記サイトからダウンロードした zip ファイルを解凍すると、smart-gs という名のフォルダが生成される。この smart-gs フォルダの中に SMART-GS のシステム一式が入っているので、この生成された smart-gs フォルダを適当な場所 (適当なドライブやディレクトリやフォルダ) に置けば、それでインストールはおわりである。

SMART-GS は OS に依存しないアプリケーションであるので、Windows、Mac、Unix、Linux いずれでも動かすことができる。ただし、Java の実行環境 (Java Runtime Environment: JRE) がないと動かないので、もしも使用するコンピュータに Java の JRE がない場合には、Java のダウンロードサイト (<http://www.java.com/ja/download/chrome.jsp?locale=ja>) にアクセスして、最新版の JRE をインストールする必要がある。なお、筆者の使用環境が Windows であるので、これ以降は主として Windows で使う場合を想定して説明していきたい。

2. SMART-GS の起動と環境設定

インストールした `smart-gs` フォルダにはいくつかのサブ・フォルダとシステム・ファイルが入っているが、一般のユーザが SMART-GS を使用する場合に注意しなければいけないシステム・ファイルは、実行ファイルである `smart-gs.exe` (Windows 用) とそれを呼び出す起動バッチファイルの `SMART-GS.bat` の二つと、作業環境を記した `preference.xml` である。なお、インストール直後の `smart-gs` フォルダには、`preference.xml` は含まれておらず、最初の起動後に、`preference-default.xml` から `preference.xml` が自動的に生成される仕組みとなっている。また、普通のユーザが使用する際に関係してくるサブ・フォルダは `smart_gs` フォルダのみである (これについては後ほど説明する)。

SMART-GS を起動するには、`smart-gs` フォルダを開いて、`smart-gs.exe` か `SMART-GS.bat` をダブル・クリックすればよい。そうすると、SMART-GS が起動するが、最初に `username` を入力するように求められる。SMART-GS は複数のユーザが協働することを想定しているので、同じファイルに複数のユーザが書き込みをするにあたって、どの書き込みがどのユーザのものかをシステム内部で識別できるようにする必要がある。そのために `username` が必須なのである。ここで識別子となる `username` を自分で適当に定めて、英数字で入力する。この `username` は

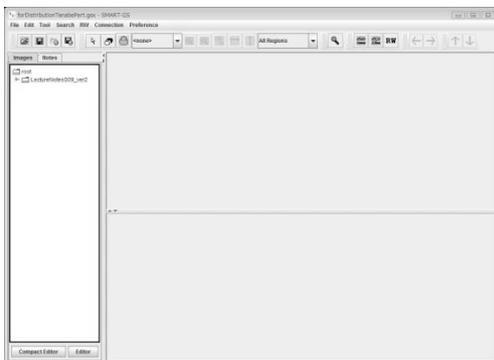


図 I-1

`preference.xml` に書き込まれる。 `username` を入力すると、以下のような画面 (これはワークベンチとよばれる) が開く (図 I-1、なお本来はカラーであるが、印刷の関係でモノクロでの表示とした)。

ワークベンチでは、ツールバーの下に三つの枠が表示される。左の縦長の部分には、分析や翻刻の対象となる史料画像のファイル名がツリー状に表示される (イメージ・ツリー)。

起動したばかりの時点では、林が現在解説を進めている田辺元の手書き講義用ノート（群馬大学総合情報メディアセンター図書館本館所蔵田辺元文庫）の画像の一部が入ったフォルダ(LectureNotesS09ver.2)が、サンプルとして表示されている。そのフォルダをクリックすると、フォルダの下に5枚の画像ファイル名がツリー状に表示される。そのいずれかをさらにクリックすると、右側の上下にわかれている枠の上に画像（田辺元の講義用ノートの画像）が、その下にそのノートの翻刻文（林の研究グループが翻刻したもの）が図 I-2 のように表示される。

図 I-2 では鮮明ではないが、上の画像表示部分には、田辺元の講義ノートの画像とその上にユーザ（この場合は、研究者である林）によって付加されたさまざまなマークアップ、すなわち四角形の枠、メモパッド（文字が入力されている）が表示されている。これらのマークアップは、元の講義ノートの画像を変更することなく、オーバーラップするかたちで付加されたものである。

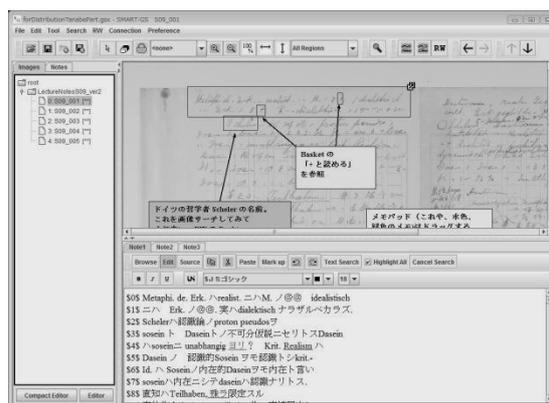


図 I-2

下の翻刻文表示部に見えている翻刻文もちろんユーザである林が入力したものである。下の文字表示部分にはエディターがついていて、ユーザが自由に文字を入力できるが、タブによってさらに三つ (Note1、Note2、Note3) にわかれており、そこに必要に応じてさまざまな文字データを入力することができる（サンプルの場合は、Note1に翻刻、Note2に注解、Note3に考察）¹⁰⁾。ここに入力された文字データは、上に表示されているイメージ（画像）に付随するテキストであるので、IDAT (Image Document Attached Text) と呼ばれる。SMART-GSでは、上のイメージとこの三つのIDATを一体のものとみなし、まとめてスプレッド (Spread) とよんでいる。なお、SMART-GSで処理されるテキストはHTMLとほぼ同様であるので、IDATの文字データにも、もちろんマークアップをほどこすことができる（マークアップされた部分にはアンダーラインがつく）。

さらに、SMART-GSでは、画像上のマークアップ、ノートに入力された文字データのマークアップをとわず、マークアップされたオブジェクトそれぞれの間リンク（正確にはコネクションとよばれている）をはることができる。これはきわめて強力な機能である。さらに、リンクのターゲットには外部のWeb上のURLも指定可能である。

要するに SMART-GSとは、研究・分析の対象である史料の画像に対して（画像そ

のものには手を加えることなく)、上記のような情報(画像へのマークアップ、IDAT をはじめとする文字テキスト、さらにそれぞれのマークアップ要素間のリンク)を付加・添付し、それらを統合的に管理するソフトウェアだということができよう。これらユーザが付加した情報は、すべてひとつのファイルにまとめられ、`gsx` という拡張子がつけられる(古いバージョンでは、拡張子は `gs` であった)。これを `GS` ファイルとよんでいるが、`GS` ファイルが `SMART-GS` のアウトプットであり、`SMART-GS` の操作とは、この `GS` ファイルを読み込み、編集する作業にほかならないのである。

はじめて `SMART-GS` を使用する者がイメージをつかみやすいように、バージョン 09 の `SMART-GS` では、インストールした直後に起動すると、自動的にサンプルとして添付されている `forDistributionTanabePart.gsx` が読み込まれ、田辺元の講義ノートのスプレッドが表示されるように設定されている。これは `SMART-GS` の機能の概略をしるうえで、非常にありがたい設定だが、われわれは田辺元の講義ノートを研究するわけではないので、このままでは困る。自分の研究用の史料画像を操作できるよう、設定を変更しなければいけない。起動時に `forDistributionTanabePart.gsx` が読み込まれるのを止めるには、ワークベンチのいちばん上にあるメニューバーの `Preference` をクリックする。そうすると、プルダウン・メニューが表示されるが、その中から `Data Directories & Files Setting` を選ぶと、入力ウィンドウが表示される。その上から三つ目の `Default GS File` の欄に文字「`./smart_gs/gs/forDistributionTanabePart.gsx`」が入力されているので、すべて削除して、この欄を空欄にする。そのうえで、`OK` ボタンを押せば、次の起動時から、`forDistributionTanabePart.gsx` が読み込まれることはなく、イメージ・ツリーには `root` フォルダが表示されるだけになる。その状態から自分の研究用の史料画像を表示させる手順については、次に述べることにして、`Data Directories & Files Setting` の他の項目について説明しておきたい。

`Data Directories & Files Setting` のいちばん上の項目 `GS Files` は、`SMART-GS` で生成される `GS` ファイルを保存・格納するフォルダを指定する欄であり、最初に起動した時点では「`./smart_gs/gs//`」という文字列が入力されている。この意味は、`SMART-GS` のシステムが格納されている `smart-gs` フォルダの下のサブ・フォルダ `smart_gs` のさらにその下のサブ・フォルダである `gs` フォルダに `GS` ファイルが保存・格納されるということである。実際に、`smart-gs` フォルダを順々に開いていくと、サブ・フォルダ `gs` の中に `forDistributionTanabePart.gsx` が保存されているのを見ることができる。2 番目の `Images` は、史料画像の保存・格納場所で、こちらには「`./smart_gs/images//`」という文字列が入っている。つまり、史料の画像は `smart-gs` フォルダの下のサブ・フォルダ `smart_gs` のさらにその下のサブ・フォルダ `images` に置かれている。実際、そのフォルダを開けてみると、田辺元の講義ノートの画像

が入ったフォルダ LectureNotesS09ver.2 を見つけることができるはずである。なお、Data Directories & Files Setting の GS Files と Images の項目は、必要に応じて上記の値から自由に変更することができる。しかし、使い始めてしばらくの間は、この値をそのままにしておくのがいいであろう。

なお、スプレッドの画像の表示枠と IDAT の表示枠は、その上下、左右を入れ替えることができる。図 I-1 と図 I-2 では、上下にわかれているが、これを図 I-4 のように、左右表示にすることもできる。田辺元の講義ノートは横書きなので、上に画像、下に IDAT が見やすいが、倉富日記のように史料が縦書きの場合は、左右表示の方が読みやすい。スプレッドの表示を変更するには、Preference のプルダウン・メニューの Windows Display Mode: images at で、Top、Bottom、Left、Right のいずれかを選べばよい（縦書きの場合は、Left または Right）。これら Preference の設定は、すべて preference.xml に書き込まれ、次の起動時に読み込まれる。

SMART-GS を終了させるには、メニューバーの File→Exit もしくはワークベンチの X ボタンを押せばよい。途中、gsx ファイルを保存するかどうかきいてくるので、必要に応じて Yes か No と答えればよい。

3. 史料画像の取り込みと GS ファイルの保存・読み込み

Data Directories & Files Setting の Default GS File を空欄にして再起動すると、イメージ・ツリーには、root フォルダだけが表示された状態で、ワークベンチが立ち上がる。この root フォルダは、先ほどの Images で指定された画像格納場所、すなわち smart-gs/smart_gs/images のことである。イメージ・ツリーに自分の研究用史料画像の入ったフォルダを表示させるには二つの方法がある。しかし、両方を説明する余裕がないので、ここではひとつにかぎって説明するにとどめたい。

まず、SMART-GS から一度離れて、自分の研究用史料画像の入ったフォルダ（例えば、倉富日記 1927 年第 1 冊の画像の入った 0901 というフォルダ）を smart-gs/smart_gs/images にコピーする。そのあとで、ふたたび SMART-GS に戻り、

イメージ・ツリーに表示されている root フォルダをクリックして、反転させた状態で、マウスの右ボタンを押すと、プルダウン・メニューが表示される。そのメニューのいちばん下にある Image Folder Operations を選ぶと、その横に新しいメニューが表示されるので、メニューの下側の Add

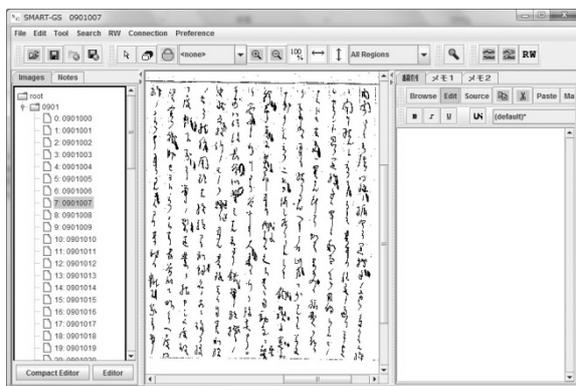


図 I-3

Directory and Ancestors to Image Tree を選択すると（図 I-3）、フォルダを選択する画面となるので、そこに表示されている 0901 のフォルダを指定する。そうすると、root フォルダの下に 0901 フォルダが生成・表示され、そのフォルダを開くと、0901 フォルダに入っている日記の画像がツリー状に表示される。さらに、そのいずれかひとつをクリックすると、右にその画像のスプレッドが表示される（図 I-4）。この時、IDAT には何も入力されていない。

この状態で IDAT の部分に翻刻文や注釈などを入力して、作業開始となる。

入力用のエディターは通常の HTML のエディターと同様もしくはさらに機能の高いものなので、ブログなど書き慣れている人には、すぐにでも使用できるであろう。また、イメージ・ツリー表示枠の下の Editor ボタンを押すと、ツールバー付のスプレッド部分だけが別ウィンドウ

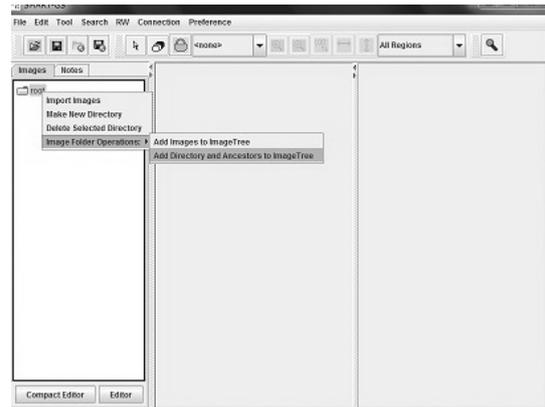


図 I-4

で表示され、さらに編集しやすくなる。もちろん、史料はデジタル画像であるので、自由に拡大・縮小できる。また、画像中の特定部分だけを拡大表示する Close-up の機能もそなわっている。これらは単純な機能だが、史料の解読には非常に便利である。

史料の読解・解析のために、難読箇所を四角で囲んだり、メモをはりつけたり、全文あるいは一部を翻刻したり、釈文を書き込んだり、あるいは注釈をほどこし、疑問点や考察を入力するなどの編集作業を Editor でおこない、作業が終了すれば、メニューバーの File→Save で GS ファイルを保存する（ツールバーの保存ボタンをクリックしてもよい）。ボタンを押すと、gs フォルダが開き、保存するファイルの名前の入力を求めてくるので、適当な名前をつける。この場合 0901.gsx と入力して OK ボタンをおすと、保存される。この時必ずファイル名に「.gsx」の拡張子をつけなければならない。これでこの日記に対する GS ファイルが生成されたので、これ以後は、SMART-GS を起動させたあと、この 0901.gsx ファイルを読み込んで、史料解析の作業を続けていけばよい。GS ファイルの読み込みには、メニューバーでは File→Open、ツールバーでは fileopen ボタンを使い、開いた gs フォルダから 0901.gsx を選択して OK ボタンを押せば、SMART-GS に読み込まれる。SMART-GS を終了させる方法はすでに述べたが、終了にあたっては、GS ファイルを保存するかどうか聞いてくるので、必要に応じて、Yes か No と答えればよいのである。

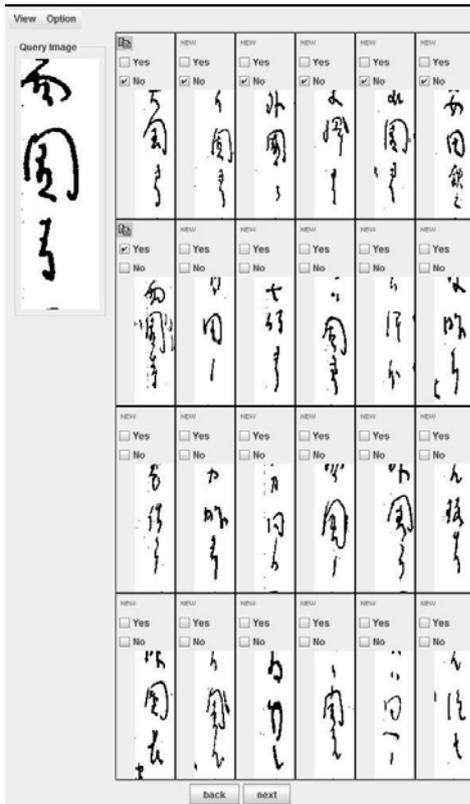


図 I-5

4. 画像文字検索とネットワーク機能

SMART-GS のセールス・ポイントのひとつは、北海道大学の田中讓研究室で研究・開発された Transmedia の技術を応用した画像文字検索 (Image Search) の機能を内蔵している点である。画像文字検索をおこなうには、まず、史料画像中の特定の文字列、たとえば「西園寺」をマークアップして、四角の枠で囲む。そのうえで、タスクバーの Search ボタンを押すと、Image Search の query 画面になるので、さらにその画面の Search ボタンを押すと、しばらくして検索結果が表示される。なお、画像文字検索を始める前に、メニューバーの Preference を開いて Text Type を選択しておかないと、検索の精度がおちる。史料画像の文字が縦書きの場合は Vertical、横書きであれば Horizontal を選んでおく。

図 I-5 は、1927 年 1 月の倉富日記に対して「西園寺」で画像検索をおこなった結果である。画像文字検索は通常の文字検索とちがい、類似の画像を探すので、100%の検索率を望むことは最初から無理である。最近の写真編集ソフトにみられる顔認識と類似のものだと考えてほしい。図 I-5 でも正しい「西園寺」はひとつしかない。しかし、学習機能があるので、マッチしたものに Yes をつけて、検索をくりかえすと、検索精度はより高まる。さらに、正しくマッチした画像 (正確には画像の場所だが) を保存することができるので、この日記に対する「西園寺」の検索結果を保存して、あとで繰り返し、何度

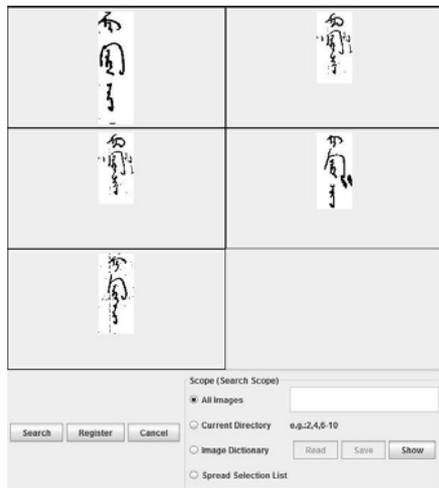


図 I-6

も呼び出すことができる (Reasoning Web)。図 I-6 は、保存されている正しくマッチした「西園寺」のリストであり、それぞれの「西園寺」画像をクリックすると、元の日記の「西園寺」の画像が次々と表示される。つまり、インデックスの役割をはた

してくれるのである。もちろんこの状態で、左下の **Search** ボタンを押せば、画像文字検索を再度実施することができる。

「西園寺」は読解可能な文字列だが、読解不可能な画像文字について **Image Search** をおこなえば、それに類似の画像文字を抽出してくれるので、それらを比較・対照することで、読めない文字が読めるようになる場合もある。また、すぐに読解出来ない場合には、難読文字をマークアップして登録しておき（バスケット機能）、いつでも呼び出せるようにできる。そうしておく、その文字が読めるようになった時に、今まで読めなかったその文字がどこにあったのかを簡単に知ることができ、訂正もたやすいわけである。また、読めるようになった難読文字の辞書をつくっておき、いつでもそれを参照することもできる（辞書登録機能）。

このように、画像文字検索は、翻刻あるいは史料解析をおこなうにあたって、きわめて魅力的で強力なツールであるが、この機能が利用できるようにするためには、「行切出し」とよばれる前処理をおこなって、**DSC** ファイルとよばれる一連のファイル群を生成しなければいけない。史料の画像一枚一枚につき、一行に並んでいる画像文字を四角の枠でくくって（マークアップして）「行」を明示し、その行の位置情報を **SMART-GS** が処理できるようにしなければならないのである。倉富日記のように量が膨大であると、この前処理作業がじつはけっこうたいへんな仕事であって、すべて完了させるのに半年以上を要した。

SMART-GS の開発が本格的にはじめられた時から、複数の研究者がネットワークを介して協働作業をおこなうことが想定され、そのための機能を内蔵したツールとすることが目標のひとつとして考えられていた。その第一段階として、2009 年に **WebDAV** クライアント機能が **SMART-GS** に付加された。**SMART-GS** が画像データに付加したすべての情報は **GS** ファイル（拡張子は **gsx**）に格納されるが、この **GS** ファイルをリモートにある **WebDAV** サーバ上におくことで、同じひとつの **GS** ファイルに対して複数の人間が作業をおこない、その作業結果をひとつの **GS** ファイルに蓄積していくことができるわけである。

これが現段階の **SMART-GS** がもつネットワーク機能であり、**SMART-GS** のめざす協働機能のもっともプリミティブな段階だといえる。これを利用すれば、長い日記を複数の人間が分担して翻刻し、それぞれが他者の翻刻状況をすぐを知ることができるし、A が翻刻した部分を B が校閲して訂正することも簡単になる。いちいちファイルのやりとりをせずにすむのであり、相互のフィードバックもより簡単になる。また、A が翻刻していて読めない場合に、その画像文字をマークアップしておいて、他のメンバーの智恵をかりることもできる。

この **WebDAV** クライアント機能を利用するには、利用可能な **WebDAV** サーバが必

要である。倉富日記の翻刻・刊行プロジェクトでは、東京の情報学研究所の相原健郎研究室の支援を受け、そのサーバを使用させていただいている。SMART-GS 側の設定は、Preference の WebDAV Setting でおこない、利用する WebDAV サーバの URL、ユーザ ID、パスワードを入力し、ネットワーク環境により Proxy サーバを利用しているのであれば、Preference の Proxy で、Proxy 設定をおこなえばよい。設定がうまくいけば、メニューバーの File→Open from WebDAV をクリックすると、しばらくしてファイル選択画面があらわれ、WebDAV サーバ上の割り当てられたフォルダが見えるはずである。また保存する場合は、メニューバーの File→Save to WebDAV を選んで、サーバ上のフォルダに保存する。他のユーザが同じファイルに同時に書き込みをするのを防止するために、SMART-GS にはファイルの Lock 機能がついている。編集中は Lock をかけておくと安心である。

なお、現在の SMART-GS の WebDAV クライアント機能はいろいろ問題を抱えており（応答が遅い等）、ネットワーク機能については将来大幅に見直しがなされる予定である。

II SMART-GS を利用した協働翻刻システム

1. 刊行事業の作業工程

この章では、倉富日記の刊行事業において実際に SMART-GS を使用するために、どのようなシステムを構築したのかを説明するが、最初に全体の作業工程の流れを確認しておきたい。「はじめに」で述べたように、学術的にみてとくに価値が高いと思われる 1919 年～1934 年までの日記と 1905/1906 年の日記を全文翻刻し、印刷刊行することが刊行事業の目標だが、その作業工程は、1 翻刻→2 校閲→3 整形→4 人名注釈→5 印刷（校正・解説・人名索引）という流れになる。このうち、SMART-GS を使用するのには、1 翻刻と 2 校閲の工程だけであり、3 以降の印刷刊本作成の工程では使用しない。SMART-GS には、GS ファイルから翻刻テキストだけを抜き出して書き出す Export 機能があり、それを使って校閲の終わった翻刻テキストを Word のファイルに流し込み、印刷組版にあわせて整形する。用字や句読点をそろえ、見出しを挿入し、必要な補注を加えるのもこの段階でおこなう。さらに人名注釈をほどこし、印刷原稿が完成する。ここまでは Word を使った作業となる。5 は解説を書く作業をのぞき、印刷された校正ゲラ（紙媒体）を対象におこなう作業である。この 1～5 の工程を 11 人で分担しながらおこなってきた。

翻刻は、日記帳の冊子 1 冊を 1 翻刻単位とし、原則として 1 人の翻刻者がその単位

全部を翻刻することとし、5～6 人がそれに従事してきた。これがいちばん骨の折れる作業である。翻刻が終わった GS ファイルは校閲者に渡され、校閲がおこなわれる。これも原則として 1 翻刻単位を 1 人の校閲者で校閲し、3～4 人がこれにあたってきた。いっぽう整形、人名注釈、印刷の四つは印刷用原稿作成のための一連の工程であるので、3～4 人がこの三つをあわせて担当している。

各工程の作業者間の連絡は、メール、メーリング・リストを使用し、ファイル交換には商用のストレージ・サービスを利用してきた。WebDAV クライアント機能が利用できるようになった 2010 年以降は、翻刻・校閲の作業は WebDAV サーバ上の GS ファイルを編集することでおこなっている。

2. SMART-GS の使用と作業環境の統一

2008 年初めから刊行事業を開始したが、最初からすぐに SMART-GS を使って翻刻できたわけではない。まず、国会図書館から購入した倉富日記のマイクロフィルムから日記のデジタル画像を作成する必要がある¹¹⁾、それが終わるまでは、SMART-GS は使えず、従来どおりの方式により、マイクロフィルムから紙に焼き付けた日記を横に置きながら、Word で翻刻文を作成していた。SMART-GS が実際に利用できるようになったのは、2008 年 11 月になってからである。なお、SMART-GS では、扱える画像のファイルフォーマットが決まっており、現時点では BMP、GIF、JPEG、PNG、WBMP の 5 種類である（2008 年 11 月の時点では JPEG と GIF のみであった）。マイクロフィルムから作成した画像は TIFF 形式であったので、ファイルフォーマットをさらに変換しなければならなかった。

複数の人間が協働して翻刻・校閲作業をおこなうので、メンバー全員の作業環境を一致させておかないといけない¹²⁾。とくに重要なのは、日記の画像の入ったフォルダの構造とその置き場所を一致させておくことである。最初の翻刻者が作成した GS ファイルを、校閲者が受け取ってチェックする場合、その GS ファイルが想定している場所（翻刻者が翻刻を作成した時に画像を置いていた場所）と同じ場所に画像が置かれていないと、校閲者が GS ファイルを読み込んで、スプレッドを開いても、翻刻文などの IDAT は表示されるが、対応する日記の画像が表示されない（「画像が見つからない」というエラーメッセージが表示される）ということになるからである。それを避けるために、倉富日記の全画像をおさめたポータブル・ハードディスク（容量 250GB）を各メンバーに配布し、そのハードディスクのドライブ名を Z に固定し（作業をおこなうすべての PC において、そのハードディスクが常に Z ドライブになるように設定した）、さらに SMART-GS の Preference の Images の配置を Z ドライブ以下のフォルダになるよう設定した（新バージョンの SMART-GS では、ドライブ名の固定は必ずしも必要ではない）。

なお、2008年11月の時点では、SMART-GSのシステムフォルダは画像の入ったポータブル・ハードディスクではなく、作業者が使用するPCのCドライブのProgram Filesのフォルダ内に配置した。

画像ファイルの入ったZドライブのディレクトリ構造は次のようになる。まず、1919年の倉富日記に01の番号を付け、順次増やしていった最後の1944年分を26とした。飛び離れている1905/06分は27である。次にそれぞれの年の日記帳に番号をつけ4ケタの数字で表示した。1919年の日記第1冊は0101であり、第2冊は0102となる。0901は1927年の日記第1冊を意味する。日記帳フォルダの番号が、国会図書館憲政資料室が倉富日記の日記帳各冊に付けている分類番号と同一になるようにするために、このような番号の付けかたを採用した。この命名規則にしたがい、Zドライブのルートの下に01から27までの「年フォルダ」を置き、それぞれの下に4ケタの番号からなる「日記冊子フォルダ」を置き、「日記冊子フォルダ」に各日記帳の画像（1画像に見開きで日記2ページが入る）を置いた。つまり、Zドライブのルートの下に「09フォルダ」があり、その下に「0901」フォルダがあり、「0901フォルダ」の中に日記の画像ファイルが入っている構造である。日記の画像ファイルには7ケタの数字で名前をつけ、上4ケタは画像ファイルの入っている「日記冊子フォルダ」名（4ケタの数字）をそのままつけた。つまり、0901032.gifという画像は、1927年の日記第1冊目（0901）の32番目の画像ということになる。なお画像ファイルのうち、下3ケタが000のファイル（たとえば0901000.gif）は、国会図書館憲政資料室がそれぞれの日記冊子につけている表書き（名称、標題、分類番号が記されている）であり、日記本体には含まれない。

2008年11月の段階では、まだ「行切出し」作業には着手しておらず、画像文字検索は利用できなかった。また、ネットワーク機能もそなわっておらず、翻刻がすめば、翻刻者は契約している商用ストレージ・サービスにGSファイルをアップロードし、それを校閲者がダウンロードして校閲に進むというやりかたをとっていた。しかし、基本的なSMART-GSの編集機能は、そのほとんどが使えたので、この時期はSMART-GSの使用法に習熟する期間でもあった。

2009年後半になって、SMART-GSの改良が進み、WebDAVクライアント機能が付加された。また、最初の予測よりも時間がかかったが、「行切出し」作業も2010年のはじめにはほぼ終了の見込みがたった。そこで2010年5月からネットワーク機能と画像文字検索機能を利用できるようにするために、SMART-GSのバージョンアップと作業環境の変更をおこなった。バージョンアップそのものは、古いSMART-GSのシステムに新しいシステムを上書きすればいいだけのことだが、新機能を使用するためには、配布しているポータブル・ディスクの既存の構成を以下のように変更

する必要があった。

変更点 1 それまで C ドライブにおいていた SMART-GS のシステム・ファイルをポータブル・ディスク (Z ドライブ) 内に移し (z:\¥smart-gs にシステムを置く)、以後はこちらのフォルダの SMART-GS を使用することにする。

変更点 2 日記の画像ファイルの配置場所を変更し、z:\¥の下から z:\¥smart-gs ¥smart_gs¥images 下に置きかえる (なお、互換性維持のため、z:\¥の下にある古い画像フォルダは消去せずに、そのままにしておく)。これにあわせて Preference の Images を z:/smart-gs/smart_gs/images に変更する。

変更点 3 画像文字検索のため「行切出し」作業によって生成された一群の DSC 関連ファイルをフォルダ z:\¥smart-gs¥smart_gs¥dsc の下にコピーする。そのうえで、Preference の dsc フォルダのディレクトリ指定を上記フォルダにあわせる。

変更点 4 WebDAV サーバにアクセスできるように、作業者のネットワーク環境に応じて、Preference の WebDAV 設定と Proxy 設定を適正におこなう。

変更点 1 から 3 は画像文字検索をおこなうために必要な変更である。画像文字検索機能を使用するには、「行切出し」作業で生成された DSC ファイルと呼ばれる一連のファイル群を所定の場所に置かねばならず、その場所がずれていると、検索そのものできない。DSC ファイルの置き場所としていちばんまちがいがおこりにくいのは、SMART-GS のシステムフォルダ (smart-gs) の中の smart_gs フォルダの下に置く場合であるので、それを採用したのである (なお、最新版の SMART-GS では DSC ファイルの置き場所は、画像が入っているフォルダの下のサブ・フォルダへと変更されているので注意されたい)。またそれにあわせて、対応する元の日記画像も同じ Z ドライブの smart_gs フォルダの下の images フォルダに移す必要があった。そうしないと、画像文字検索がうまくいかないのである。

DSC ファイルとは「行切出し」作業の結果生成される拡張子 dsc をもつファイルのことであり、画像上に切り出された「行」についての情報ファイルであるが、いくつかの関連ファイルが付随している。付随ファイルの中には対応する元の日記画像ファイルの複製が含まれている。そのため、DSC ファイル群全体は対応する日記画像のファイルよりもさらに大きな容量をもつことになる (これは古いバージョンでの話であり、最新バージョンでは異なる)。倉富日記の場合、元の日記画像が全部で 8.5GB になるが、DSC ファイル群はさらに大きくなる (24.9GB)。また、互換性の維持のために、最初に Z ドライブのルートの下においた日記画像のフォルダをすべて残したので、結局同じ画像ファイルが 3 組ディスク上に存在することになった。つまり、この変更

の結果、ポータブル・ハードディスクに入っているファイルの大きさがほぼ5倍にふくれあがることになったのである。そのかわり、このポータブル・ハードディスクさえあれば、SMART-GS のシステムが入っていない PC に接続した場でも、ネットワーク環境が利用できれば、どこでもすぐに SMART-GS を使って翻刻・校閲の作業がおこなえることになった（ただし、ドライブ名を Z に固定する必要があるが）。

このバージョンアップと作業環境の変更以後は、GS ファイルを今までのように、ポータブル・ハードディスク内に格納せずに、情報学研究所の WebDAV サーバ上に置き、そのファイルを翻刻者と校閲者がオンラインで編集することが可能になった。つまり、今までのように翻刻が済んでから校閲という順序をふまなくても、いっばいで翻刻者が翻刻を進めつつ、同時に校閲者が翻刻の済んだ部分から校閲をおこなうこともできるわけである。校閲の結果を翻刻者にフィードバックすることがより容易になったともいえる。

その後、2011 年に SMART-GS の大幅な改造が開発者側ではじめられ、2012 年には二度にわけて新しいバージョンがリリースされた。しかしながら、GS ファイルの互換性がなくなったことと、バージョンアップにともなう作業環境のさらなる変更が求められることを考えて、2012 年 11 月現在でも、倉富日記の翻刻・校閲作業ではまだ古いバージョンの SMART-GS を使用しつづけている。新しい SMART-GS のほうがいろいろの点で使い勝手がよいので、いずれタイミングをみはからってバージョンアップする予定である。

3. SMART-GS 利用のメリットと問題点

すでに述べたように、SMART-GS を使用する以前は、倉富日記のマイクロフィルムを紙焼きしたものを机の上において、それを横に見ながら、ワード・プロセッサを操作して翻刻文を入力していた。途中で読めない文字が出てくれば、拡大鏡で拡大しつつ頭をひねり、それでも読めない場合は、紙の上に印をつけておく。このやりかただと、作業時には視線が常に机の上の紙とディスプレイとの間をいったりきたりし、さらにキーボードを叩くのを中断して、紙とにらめっこすることも頻繁に生じる。これはけっこうなストレスであり、何時間も続けていると首が痛くなる。ところが SMART-GS を使うと、ディスプレイを見ながらキーボードやマウスを操作するだけで、ほぼすべての作業をおこなうことができる。読めない文字がでてきたら、自由に拡大してみることができし、画像文字検索で似た形の文字を探することもできる。画面上の画像に印をつけるのも簡単である。この、ほとんどのことを PC 上だけでできるということが、まず大きなメリットであり、作業効率を大きく高めてくれた。とくに倉富日記の刊行のように、翻刻に何年も要する場合には、この面

での作業者のストレス軽減がもつ効果はたいへん大きな意味をもつ。また、膨大な倉富日記をデジタル画像化できたことの意味も大きい。紙では大変な分量になる倉富日記が、小さなポータブル・ハードディスクの中にすべておさまり、持ち運びできるからである。

SMART-GS では、日記の画像と翻刻テキストを一体化して操作できるが、複数の人間が協働して翻刻作業を進める場合、このこと自体が大きなメリットである。翻刻段階で読めない文字が残り、校閲者がチェックする場合、翻刻テキスト中のマークが画像上のどの文字を指しているのか、すぐにわかるからである。紙とワープロの時代では、翻刻文中でマークされている読解不能文字が、日記原文のどの箇所なのかは、順に読み進めていく場合を除くと、すぐにはわからないことが多い。SMART-GS を使うと、その不便はほとんどなくなる。SMART-GS を使う翻刻・校閲の工程とワープロもしくは校正ゲラと画像ビューワとを使う整形・印刷の工程の両方の作業をおこなってみると、この違いが痛切に感じられる。また、常に画像とテキストを一体的に扱うので、翻刻者の読解の成果を校閲者が学習することも容易である。逆に校閲者による修正を翻刻者にフィードバックするのもたやすい。つまり、成果の共有による協働効果がはたらくのである。もちろん、成果の共有と協働効果はオンラインで複数の人間による GS ファイルの共同編集というかたちで、より直接的に発揮されるのは言うまでもない。

このように、SMART-GS の導入により、倉富日記のような大規模な手書き史料の翻刻につきものの困難を大きく軽減することができた。同じような課題を遂行する場合、SMART-GS は作業能率を飛躍的に高め、強力な武器となってくれるにちがいない¹³⁾。その用途は史料の解読・翻刻だけにとどまらない。そもそも SMART-GS が史料の解析に大きな威力を発揮するものであることは、林のヒルベルト・ノート研究により実証されているが¹⁴⁾、SMART-GS が扱える対象は何も手書き史料だけにかぎられるわけではない。たとえば、外国語で書かれた書物を翻訳する場合にも有用だと思われる。また、永井の実際の経験をもとにしていけば、大学での史料講読・史料演習の授業に SMART-GS を使うと、高い教育的効果が期待できる。学習支援ツールとしても大いに有望なのである。

とはいえ、問題がまったくないわけではない。まず、史料を画像化できなければ SMART-GS は使えないが、それにはそれなりのコストと時間がかかる。また、SMART-GS のもつ画像文字検索機能は強力な武器となりうるが、その機能を実現するための前処理（「行切出し」）にかなりの時間と労力がかかる。さらに SMART-GS の大きな魅力のひとつである、ユーザ自身が開発者でもあるオープンソフトウェアという性格からも、いくつかの問題が生じる余地もある。直接に開発に従事してい

ない倉富日記研究会のメンバーの場合、次のようなことがらが具体的な問題であった。

SMART-GS そのものの操作はさほどむずかしくはないので、その使い方を覚えるのにそれほど時間はかからないし、必要な操作はだいたい見当がつく。問題は、トラブルがおこったときの対処がむずかしいという点にある。そのトラブルには、単純なユーザの勘違いによる設定のまちがひもあれば、**SMART-GS** のバグに由来するものまで多岐にわたっている。開発者は人数も少ないうえ、倉富日記研究会での **SMART-GS** の使用環境を正確に把握しているわけでもない。つまり、発生したトラブルのすべてを開発者側に報告して、その解決策を求めるのは無理がある。そこで、自力で解決すべきトラブルと開発者側に伝えて対処を求めるべきものとの切り分けをしなければならないのだが、この切り分けがなかなかむずかしい。基本的には責任者の永井がその判断をおこなったが、必ずしも適切な対処ができたわけではなかった。結局、システムの再インストールをおこなって元に戻すことで、トラブルを回避するということをせざるをえなかった。今まで順調に動いていたのが、ある日突然起動できなくなり、その原因を究明するよりも、とりあえず元の状態に戻して、動くようにしたということが何度かあったのである。

もちろん、開発者側に対処を求めることのできたバグも、数は少ないがいくつかあった。たとえば、古いバージョンの **SMART-GS** では、古いリンク情報を整理せずに残していくために、多数のリンクが複雑にはられている **GS** ファイルを何度も読み書きしているうちに、**GS** ファイルの容量がどんどん大きくなり、しかも読み込み時に **GS** ファイルの表記形式のチェックをおこなうために、読み込み完了までにたいへん時間がかかってしまうというバグがあった。このバグは **GS** ファイルがある程度以上に大きくなると体感できないので、倉富日記の翻刻作業ではじめて見つかった（新しいバージョンでは、このバグは解消されている）。

他にも、現在の **SMART-GS** の **WebDAV** 関係には問題が多く、**WebDAV** サーバとの接続をはるのがうまくいかないこと、ログインがうまくいかないこと、あるいは一度かけたファイルの **Lock** が外れないこと、**WebDAV** サーバ上のファイルの読み書きの際にファイル選択画面が正常に表示されないことなどの不具合が時々発生する。開発者側の意向では、**SMART-GS** のネットワーク機能は近い将来大きく変更される予定であり、現在の **WebDAV** クライアント機能は過渡的なものにすぎないという。当面は不具合をかわしながら使い続けなければならないようである。最後に、これは **SMART-GS** のバグではないが、3・11 大地震と福島原発の事故のために、情報学研究所の **WebDAV** サーバが半年ほど使えないという事態も発生した。さらに、上に述べたような複数のユーザ間で作業環境を統一し、維持していくことも、

じつはそれほど簡単なことではないのである。

永井は開発者の中心にいる林と連絡が簡単にとれる立場にいたので、必要な場合には、比較的容易にいろいろと助言をあおぐことができるし、実際にその助言を受けてきた。しかし、今後 SMART-GS がより広範囲のユーザによって利用されるようになれば、上記のようなトラブルに対して、ユーザ・サポートの体制をどのようにつくっていくかが大きな課題となると思われる。

註

- 1) 三谷太一郎「日本における陪審制成立の政治史的意味 1・2・3」『國家學會雑誌』92 (1・2、5・6、9・10)、1979年。および三谷『陪審法の成立史』(塙書房、1980年)。
- 2) 永井和『青年君主昭和天皇と元老西園寺』(京都大学学術出版会、2003年)。
- 3) 2007年に佐野眞一『枢密院議長の日記』(講談社新書)が刊行され、倉富日記の認知度が一躍高まった。
- 4) 発足時の倉富勇三郎日記研究会のメンバーは、永井和、桂川光正、三川譲二、宮田昌明、李昇燁、佐野方郁、富永望、鹿雪瑩、川寄陽、小山俊樹、河西秀哉である。
- 5) 平成20～24年科学研究費補助金基盤研究(A)「倉富勇三郎日記研究—IT 応用新研究支援ツールの導入による全文翻刻と注釈の作成」(課題番号:20242017、研究代表者永井和)。
- 6) SMART-GS については、林晋・永井和・宮崎泉「文献研究と情報技術—史学・古典学の現場から—」『人工知能学会誌』25巻1号(2010年1月)24-31、および林が主宰する SMART-GS 開発サイト<<http://sourceforge.jp/projects/smart-gs/wiki/SMART-GS%E3%81%A8%E3%81%AF%3F>>を参照されたい。
- 8) SMART-GS/HCP プロジェクト“SMART-GS 0.8, 0.9 マニュアル”(2012年8月30日更新)<<http://smart-gs.sourceforge.jp/manual/ja/intro.html>>より引用。2012年11月4日最終アクセス。
- 9) 倉富勇三郎日記の翻刻を進めている間にも、SMART-GS は何度かバージョンアップされたが、2011年9月にリリースされたバージョン0.8とそれ以前では、いくつかの点で大きく異なっている。そのため、新版リリース後も互換性を考慮して翻刻事業では以前のバージョンをそのまま使用しているが、この論文では読者の便宜を考え、最新版の SMART-GS について紹介する。
- 10) ここでは詳しく述べないが、SMART-GS では、この三つの文字入力面以外にも外部ノートのかたちで、文字入力できるノートをいくつもつくることができる。左側の画像のイメージ・ツリーが表示される枠には、Notes と記されたタブがあり、これを開くと外部ノート管理画面となり、ここに新たなノートを生成して、入力することができる。添付のサンプルでは、二つのノートが記載されている。
- 11) 原史料の所有者は国会図書館であるので、マイクロフィルムからデジタル・コンバートした画像を研究会メンバーに配布するにあたっては、国会図書館に複製作成の許諾を受けた。また、作成した倉富日記のデジタル画像一式を憲政資料室に納本した。作成したデジタル画像は約2万コマで、グレースケールとモノクロの2種類を用意した。

グレースケールだと日記のデジタル画像の全容量が 446GB、モノクロでは 4GB となった。モノクロならば、USB メモリ・スティックに倉富日記のすべてがおさまるのである。ただし、本文で説明するように、日記画像を単純に並列せず、ディレクトリ構造を設定すると倍の 8GB のディスク容量を消費する。

- 12) 作業用コンピュータとしては、2008 年にワークステーション (DELL 社製のデスクトップ型とノート型、それぞれ CPU はインテル(R) Core(TM)2 Duo プロセッサ 2.66GHz と 2.40GHz、本体メモリ 4GB) を購入し、現在も使用している。モニタはデュアル・モニターシステムを採用した。しかし、現在ではローエンドの PC でもこのスペックを満たしているの、よほど画像検索を多用しないかぎり SMART-GS の使用にあたってストレスを感じることはないであろう。画像検索を多用する場合は、より多くのメモリを積み、64 ビットの Windows を使用すればよい。また実行ファイルに smart-gs-big.exe を使えば、より多くのメモリを効率的に使えるはずである。
- 13) 2012 年 11 月現在、本文でふれた林の田辺元研究以外にも、京都大学文学研究科の情報・史料学研究室と日本哲学史研究室、哲学研究室が共同で構築中の京都学派アーカイブ (<http://kyoto-gakuha.info/>) において、西田幾多郎、田辺元の手書き史料の翻刻とその史料 (画像 + 翻刻文) の閲覧・研究ツールとして利用されている。また近藤正己 (近畿大学)、駒込武 (京都大学)、北村嘉恵 (北海道大学) による「内海忠司日記研究」でも翻刻のツールとして SMART-GS が使用されている。
- 14) Susumu Hayashi, "David Hilbert's Mathematical Notebooks", 8 Feb. 2007. 11 Nov. 2012
<<http://www.shayashi.jp/HistoryOfFOM/HilbertNotebookProjectHomepage/index.html>>

倉富家所蔵史料について

川 寄 陽

はじめに

本稿で紹介する「倉富家所蔵史料」は、倉富勇三郎の曾孫（三男である隆の孫）にあたる倉富恒二氏が所蔵する、勇三郎に関する伝記史料（文書と写真）である。日記の所有者であった倉富恒二氏のご好意により、倉富勇三郎日記研究会の永井和・桂川光正の2名が、2009年3月21日と2010年9月30日の二度にわたって倉富家を訪問し、資料の調査をすることができた。この結果、多数の写真資料や、憲政資料室に寄贈されていない文書資料の存在を確認した。

倉富勇三郎は、その日記が歴史研究のために利用されているが、勇三郎という人物本人についてのまとまった伝記的研究はほとんどない。勇三郎の甥にあたる古賀益城が編纂した『元枢密院議長倉富勇三郎博士』（非売品、1976年）があるのみである。本稿では、倉富家所蔵史料のうち主要なものを紹介しながら、膨大にして稀有な日記を後世に遺した倉富勇三郎という人物について触れる一助を提供したい。

I 倉富家所蔵の写真資料

写真資料は統監府・朝鮮総督府在勤時代（1907～1913年）のものが多く、ほとんどが行事の際に撮影された集合写真で、台紙に張られた大判の写真である。台紙背面や被せ紙などには、撮影日時や撮影された人物が記されているものもある。倉富勇三郎日記研究会では、台紙付き写真のほか重要なものを借り受けて京都に持ち帰り、デジタルデータ化を行うとともにリストを作成した。

本章では倉富家所蔵写真資料のうち4点を取り上げ、韓国併合前後における勇三郎の動向とともに紹介したい。

裁判所開設

1907年7月24日、日本と大韓帝国（以下、韓国）の間に第三次日韓協約が結ばれたが、この時に取り交わされた非公表の「覚書」により、韓国の司法制度改革と日本人司法官の登用が取り決められた。倉富勇三郎は同年9月19日に韓国法部次官に聘用され、同時に統監府参与官に任じられた。勇三郎の主要な任務は韓国における新

たな裁判所制度の確立、すなわち裁判所庁舎建設と約 400 人に及ぶ日本人司法官吏（判事・検事・書記）の選任・配置であった。

裁判所の開庁は当初 1908 年 2 月 1 日を予定していたが、法官任命と庁舎建設はいずれも難航した。たとえば大審院長に渡辺暢が任命されたのはようやく 2 月に入ってからのことである¹⁾。勇三郎は後年、以下のように当時の困難な司法官確保の状況を述べている。

渡辺暢は予か韓国政府に聘用せられたるとき、伊藤公[引用者註:伊藤博文]の命に因り、全部の司法官には適当なる者を得ることは難きも主脳たる者丈は十分人選を慎むへしとの趣意に従ひ、当時渡辺か東京地方裁判所長たりしを強ひて相談し、予一人の力にては渡辺か承諾せざりし故、渡辺の先輩に依頼し其の力を借りて漸く承諾せしめたり²⁾。



裁判所開設

1908 年 6 月 14 日の日付が記されたこの写真は、ソウルでようやく竣工した裁判所（大審院・京城控訴院・京城地方裁判所が同居する）を背景に撮影されたもので、勇三郎も統監府の制服に身を包んで前列中央部に映っている。韓国法部大臣の高永喜もいるが、渡辺暢大審院長、国分三亥検事総長をはじめとしてここに居並ぶ人物はほぼ全員が日本人である。延期に延期を重ねた裁判所の開庁は、この年 8 月 1 日に行われ

た³⁾。

その後、1909 年 7 月 12 日に「韓国ノ司法及監獄事務委託ニ関スル日韓覚書」によって韓国の司法・監獄業務が日本に委託される。11 月 1 日に統監府司法庁が開設され、勇三郎はその長官に就任する。これにともない、前年に開設された韓国の裁判所もすべて統監府裁判所（すなわち日本の裁判所）となった。

韓国併合記念宴会

「韓国併合ニ関スル条約」は 1910 年 8 月 22 日に調印、29 日に裁可・公布され、即日発効した。

第一条 韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下

下ニ譲与ス

第二条 日本国皇帝陛下ハ前条ニ掲ケタル譲与ヲ受諾シ且全然韓国ヲ日本帝国ニ併合スルコトヲ承諾ス

第三条 日本国皇帝陛下ハ韓国皇帝陛下太皇帝陛下皇太子殿下並其ノ后妃及後裔ヲシテ各其ノ地位ニ応シ相当ナル尊称威厳及名誉ヲ享有セシメ且之ヲ保持スルニ十分ナル歳費ヲ供給スヘキコトヲ約ス

第四条 日本国皇帝陛下ハ前条以外ノ韓国皇族及其ノ後裔ニ対シ各相当ノ名誉及待遇ヲ享有セシメ且之ヲ維持スルニ必要ナル資金ヲ供与スルコトヲ約ス

第五条 日本国皇帝陛下ハ勲功アル韓人ニシテ特ニ表彰ヲ為スヲ適当ナリト認メタル者ニ対シ榮爵ヲ授ケ且恩金ヲ与フヘシ

[以下略]

「韓国併合記念宴会」と題されたこの写真は、まさにその1910年8月29日に撮影された、日本人官僚たちの祝宴を切り取った一コマである。男性は司法庁長官である勇三郎をはじめとする統監府司法庁の面々である。なお、女性たちは京城の芸妓たちである。



韓国併合記念宴会

10月1日、朝鮮総督府官制の施行により、勇三郎は朝鮮総督府司法部長官となり、植民地法制の司法制度確立にあたることとなる。

なお後年、宮内官僚に転じた勇三郎は「韓国皇帝陛下太皇帝陛下皇太子殿下並其ノ后妃及後裔」およびそれ以外の「韓国皇族及其ノ後裔」たる王公族の地位を定める「王公家軌範」の制定について奔走することになるのである。

朝鮮貴族観光団

この写真は1910年11月1日、「朝鮮貴族観光団」を招いて東京・小石川後樂園で開催された、寺内正毅朝鮮総督主催の午餐会で撮影された。中央には軍服を着用した李垠（李王世子）⁴⁾が椅子に座り、李垠を挟む形で右に寺内正毅、左に桂太郎総理大臣が並んでいる。周囲には観光団の朝鮮貴族たちのほか、政府や朝鮮総督府の高官たちが映っている。勇三郎はこの時内地出張を命じられて東京に滞在しており⁵⁾、この宴会にも参加している。なお、勇三郎はこの年4月頃以来体調を崩しており、東

京滞在中に腎臓炎との診断を得ている。長旅の直後のせいか、病のせいか、勇三郎の表情は疲れて見える。

韓国併合条約公布と同時に制定された皇室令第14号「朝鮮貴族令」により、朝鮮貴族の制度が設けられ、同年10月7日に旧韓国皇族や政府要人に対して授爵が行われた。寺内総督の主唱により、天長節（11月3日）の拝賀に合わせて授爵御礼を行わせるために朝鮮貴族や要人たちを集団で日本内地に招聘したものが「朝鮮貴族観光団」である。



朝鮮貴族観光団

参加者は李址鎔（伯爵、中枢院顧問）・朴齊純（子爵、元内部大臣）・李容植（子爵、元学部大臣）・趙重応（子爵、元農商部大臣）・韓昌洙（男爵）・朴箕陽（男爵）・李峻鎔（李熹公嗣子、のちの李峻公）・李恒九（李完用嗣子）ら、女性は李熹公夫人・李峻鎔夫人・李址鎔夫人・李完用夫人たちで、随員等を合わせて50人ほどの集団であった⁶⁾。10月29日に東京に入った一行は、30日に陸相官邸に寺内総督夫妻を訪問、また麻布鳥居坂御用邸に李垠を訪問している⁷⁾。翌31日には男性陣は陸軍中央幼年学校を訪問して朝鮮人在学生を通訳に授業参観を行い、女性陣は学習院女子部で授業参観を行っている。11月1日、観光団は三越呉服店での買い物を楽しんだのち、11時半から小石川後樂園での総督午餐会に赴いた。『読売新聞』はその光景を以下のように伝える⁸⁾。

▲後樂園の午餐会 後樂園門前は紫白段々の幕を張り国旗を交叉し休憩場に充てられた旧涵徳亭には床に松竹梅の生花、烹雪庵筆の左漢児、右唐童の対幅、又食堂に充てられた新涵徳亭には床に楽僊筆、蘆雁の大幅を掛け左に松菊梅もどきの鉢石に竹に杜若の生花を飾り凹字形の食卓にはダリヤ、コスモス、菊等の盛花を飾り室の中央にも松に梅もどき黄菊、蘆等の植え込みを二ヶ所に設けた[。]一行は十二時半に来着[、]参会者は主人の寺内総督、陪賓の李王世嗣殿下、桂首相、渡辺[、]岡部、小松原の各大臣、同夫人、伊藤博邦公同夫人、鍋島侯、香川、児玉両伯、末松子、目賀田、阪谷、渋沢、岩崎の各男、石井、河村の両次官等[。]休憩室では塚本清暁、島田のぶ、塚本栄花、水野呂童の三曲合奏が始まったが朝鮮夫人連は王世嗣と同じ席で音楽を聞いたことが尤も嬉かつたさうだ[。]午後一時半食堂が開け庭の樹立から軍楽隊のマーチが聞える[。]寺内総督一流の挨拶抜きで直ぐ鶏肉美汁が出る[。]鮭冷製、牛織肉蒸焼、小鴨赤葡萄酒煮、塩豚冷製寄物、雛鳥蒸焼、龍鬚華隠元豆等の御馳走が続いて現はれる[。]寺内総督令嬢や李址鎔夫人、

尹弘燮夫人等の交際振りが際立つて目につく[。]食堂が閉ちてから朝鮮婦人連は嬉し気に庭内を散歩し蓬莱島に設けられた天幕張の中で憩うて水菓子などを食べて居た[。]其間に聖セシリア、歌劇カルメンなどの音楽が奏されて一入の興を添え午後三時半散会

新聞報道では連日のように朝鮮貴族たちの動静が報じられ、学校や工場などを視察して感嘆する姿や名士たちとの和やかな交歓の宴を伝えていた。その一方で、趙重応が読売新聞の記者に対して「馬関〔引用者註：下関〕では春帆楼を一同に見せて日清談判のあつた当時を話して〔、〕日本は以前より朝鮮の為め好かれと計つたのだから日本に対して怨を洩らすやうなことがあつてはならぬと訓へると〔、〕一同も決して日本を怨むやうなことは無いと夙うから讃めて居ると云つた」と語っている⁹⁾ように、日朝間の密かな緊張感も、やはりそこには内包されていたのである。

この写真の朝鮮人男性がみな洋装をする中で、唯一朝鮮服を着た人物が映っている。おそらくは閔宗植（元承政院都承旨）と思われる。閔宗植は朝鮮貴族ではなく、それどころか抗日義兵闘争の指導者として知られた人物であった。閔宗植は1906年5月に忠清南道洪州で蜂起、1907年7月に珍島に配流され、同年12月に特赦を受けている。新聞記事でも「一生日本風に従はぬと公言したと伝へられてゐる」¹⁰⁾、「日本嫌ひの称ある」¹¹⁾と形容されている閔宗植は、東京到着時に朴箕陽とともに「純然たる韓服」¹²⁾を着用していた。『東京朝日新聞』によれば10月31日夜、旅館を訪問した記者に「無論髪は未だ断らず黒い小さな冠を戴いて着衣は古風な朝鮮服」¹³⁾で対面した閔宗植は、李垠の成長を見て「皇恩の忝きに感佩して今度と云ふ今度は全く兜を脱いだよ」¹⁴⁾と語つたとされている。

朝鮮貴族視察団はこの後伊藤博文の墓詣り（11月2日）などに参加、有資格者は宮中における天長節の賜餐（3日）や天皇皇后への拝謁（4日）にも与り、東京を発つのは10日のことである。

「京城都市構想図」

倉富家所蔵写真の中には、京城の街並みを北から描いた鳥瞰図を写真版とした本資料が含まれていた。本資料の被せ紙には、描かれた建物が何であるかが示されている。しかしこの図は京城の現実を示したものではなく、写真右下にあたる景福宮には実際の建物と異なる形状で朝鮮総督府が記されている



「京城都市構想図」

るほか、実在しない道路や水路などが描かれており、ある種の「都市構想」を示したものであった。京城の都市計画についてはいくつかの図面が知られていたが、本図が描く状況はそのいずれとも異なる。

本図を「京城都市構想図」と命名し、別途研究会を組織して検討した結果、ドイツ人建築家ゲオルク・デ・ラランデ（George de Lalande, 1872～1914）の都市構想を示したもので、1912年11月から1913年8月頃の間には成立したという結論に至った。詳細は徐東帝・宮崎涼子・川寄陽・水野直樹・西垣安比古「京城都市構想図」に関する研究」として『日本建築学会計画系論文集』第78巻第687号（2013年5月）に掲載される予定である。神戸北野町の異人館「風見鶏の館」の設計者として知られるデ・ラランデは寺内正毅の知遇を受けたことから朝鮮でも活動し、韓国駐劄軍司令官官邸（1909年）や朝鮮ホテル（1914年）などの建築にあたっており、1912年3月から総督府新庁舎の設計顧問を務めていた。

勇三郎の手許に、畑違いとも言える都市構想に関する資料が残されているのは、勇三郎が朝鮮総督府土木会議委員でもあったためである。1910年9月30日公布の勅令第375号「朝鮮総督府土木会議官制」（10月1日施行）により、総督府監督下に「河川、道路、港湾、航路標識、鉄道、軽便鉄道、軌道、電気事業及上下水道ニ関スル制度、計画、設備其ノ他土木ニ関スル重要ナル事項ヲ調査審議」する朝鮮総督府土木会議が設置され、同官制第三条ではその構成として「会長ハ朝鮮総督府政務総監、委員ハ朝鮮総督府各部長官、警務総長、鉄道局長官、通信局長官及朝鮮駐劄軍参謀長ヲ以テ之ニ充ツ〔……後略……〕」と規定していた。勇三郎は司法部長官であったことから、1913年9月に朝鮮を離れるまで、13～15人（1911～1913年）いた土木会議の委員を務めていた。土木会議では京城の都市計画について検討されており、この構想図もその関係で配布されたものであろう。

II 倉富家所蔵の文書資料

倉富家所蔵の文書資料は、「倉富家とその一族の記録」、「倉富勇三郎個人に関する記録」、「日記」に大別できる。まず本章では、倉富家所蔵の文書資料を紹介しつつ、生涯にわたって膨大な「日記」を書き残した倉富勇三郎という人物の周辺について触れたい。

1. 倉富家とその一族の記録

倉富氏は、中世肥前国の有力国人である龍造寺氏の流れを汲む一族である。家伝によれば、16世紀初頭に龍造寺対馬守胤知が筑後国に移り、竹野郡森部村（現在の福

岡山県久留米市田主丸町森部) に土着して倉富を称したのが起こりであるという。倉富家の家紋は龍造寺氏と同じ「十二日脚」を受け継いでいる¹⁵⁾。

『倉富勇三郎日記』第1巻1922年9月4日条には、元宮内大臣波多野敬直(佐賀藩の支藩である小城藩出身)の葬儀の際の以下のようなやりとりが記されている。

旧小城藩主鍋島直虎(故鍋島直大の弟)は、波多野の旧藩主たる関係にて晩餐に会し居り。予は先年貴族院にて鍋島を識る。鍋島、他に向て倉富君は小城も知り居るなりと云ふ。是は先年、貴族院にて予が鍋島に談じたることを記憶し居りたるならんと思ふ。其時辻泰城か、倉富君は多久の草場船山の塾に在りたる人なりと云ふ。予、自己の羽織の紋を示し、是は多久氏の家紋と同様なりと云ふ。鍋島成る程紋は同じきも、家系は異なるならんと思ふ。予、家系も同じと云ふ。鍋島然らば龍造寺なりやと云ふ。予然りと云ふ。鍋島是は面白きことなりと云ふ。予、対馬君か馬場の乱に筑後に来り、終に留まりたることを略説す¹⁶⁾。

永禄8年(1565年)に没した胤知¹⁷⁾の子孫は筑後川中流域一帯に広がり、江戸時代にはこの地域のいくつかの村で庄屋を務めている。倉富勇三郎の出た「徳童倉富家」もそうした倉富氏の一支流であり、胤知の曾孫にあたる三郎右衛門胤運を初代として徳童村(久留米市田主丸町秋成)・竹野村(久留米市田主丸町竹野)の庄屋を代々務めた。徳童倉富家の第9代当主が胤厚(1829年~1890年)であり、勇三郎はその次男である。勇三郎の弟である強五郎は同族の上古賀倉富家(後述の丹右衛門胤清にはじまる家)に養子として入っているほか、妹の礼以子も徳童倉富家の分家に嫁いでおり、同族間の緊密な姻戚関係を形成していた。

また、倉富一族の結束を維持するものとして、氏祖「対馬君」胤知の祭祀が挙げられる。明和元年(1764年)には氏祖没後200年を記念した祖先祭が行われたが、これを主導したのは徳童倉富家出身の丹右衛門胤清(徳童倉富家第4代又兵衛胤則の次男)という。以後50年ごとに、倉富一族は氏祖の祭祀を行っている¹⁸⁾。勇三郎もまた「父は折に触れ、家譜を私等に示し、倉富家の祖先は龍造寺氏より出でたるものである。汝等は之を忘れてはならぬと云ふ趣意を話し聞かせことは、一再ではなかった」¹⁹⁾という環境に育った。勇三郎の甥(兄・恒二郎の長男)で、徳童倉富家の当主である倉富啓二郎は、1936年に『貽慶録』を編纂し一族に頒布している。啓二郎は『貽慶録』に「我家元系譜数巻を蔵す、祖父胤厚又家譜二巻を修め、父恒二郎龍莊私記一卷を著し世記既に備わる」²⁰⁾と記しており、徳童倉富家による家の記録へのこだわりの深さを示していると言えよう。

祖先について調査を行う啓二郎の姿は、『倉富勇三郎日記』にも記されている。1919年1月6日、当時帝室会計審査局長官であった倉富勇三郎は、部下である佐賀

出身の瓦田元良（帝室会計審査局属官）と以下のような会話を交わしている。

瓦田某予か室に來り、自分(瓦田)が先日佐賀に歸りたる時、自分の父にて龍造寺八幡宮の神官となり居る者より、先年倉富なる人來りて龍造寺に関する記録の有無を問われたることあり。何もなくて困りたる旨を話したり。自分の家も龍造寺の家と俱に亡ひたるものにて、先年来記録を捜し居れども、最早完備したる記録なしと云ふ。予、先年佐賀に之きて記録の事を問ひたるは予の姪[引用者註:「てつ」=甥]なり。その砌、何か見度書類あるも、鍋島家にて秘し居る為め見ることを得ざる旨話し居りたりと云ふ²¹⁾。

現在も佐賀市に鎮座する龍造寺八幡宮は、龍造寺氏が本拠である村中城内（近世城郭としての佐賀城の前身）に祀っていたという由緒を持つ。啓二郎は氏祖の手掛かりを求めて訪問したものであろう。

勇三郎は1934年に枢密院議長を辞任して帰郷、1936年に隠居の身となっているのであるが、晩年の倉富は考証と記録への情熱を、外戚を含めた一族の事績を書きとどめることに向けたようである。倉富家所蔵文書の中には、勇三郎自筆の文書として、『大夫人行状』（1935年）、『寺崎園田両家家譜』（1943年）、『広津氏系譜・永富氏略譜』（1943年）などがあつた。

『大夫人行状』

この資料は倉富勇三郎の母である倉富久仁子（1831年～1901年）の事績を記した記録で、漢文の伝統的な散文の一形態である「行状」の形式にのっとり²²⁾ている。表紙に「昭和十年五月 大夫人行状 初稿 第二稿アリ」と記され、浄書の上で一部朱字によって文言の改訂がなされている。

久仁子は、徳童倉富家第8代・倉富又市胤親の三女であるが、兄弟がみな夭折したため、縁戚の園田家から胤厚がその婿に迎えられ倉富家を継いだ。困難な状況にあつた徳童倉富家を守った母親について「大夫人ノ婦トシテ貞順ナリシノミナラス先考ノ父母ヲ視ルコト猶所生ノ父母ノコトク……」といった儒学的な孝婦貞女・良妻賢母として顕彰するのみならず、以下のような思いがつつられている。

子女ノ養育ハ大夫人ノ特ニ心ヲ用キタマヒタル所ニシテ、其劬勞尋常ナラス。就中次男勇三郎次女礼子三男強五郎ハ幼ヨリ多病ニシテ大患ニ罹リタルコト一両ナラス。之ヲシテ各其生ヲ遂ケシメタマヒタルハ全ク其慈愛ニ因ルモノナリ。先考ハ勇三郎ヲシテ大夫人ノ思ヲ知リ之ニ報スル所以ヲ思ハシムル為、具ニ大夫人鞠育ノ勞ヲ叙シ玉女談ト名ケ勇三郎ニ賜ヒタルコトアリ。

『大夫人行状』の巻末には「付録 瓜瓞録」と題し、胤厚・久仁子夫妻の血を引く一族の名が列挙されている。

『寺崎園田両家家譜』

胤厚の実父は、三瀨郡大隈村（現在の久留米市梅満町）の庄屋・園田為右衛門義明であった。『寺崎園田両家家譜』には1943年1月30日の日付のある勇三郎の序が記されているが、それによれば同年1月11日に啓二郎が手紙とともに「園田曾祖考」の経歴を記した一冊子を贈り、倉富胤厚の実家である大隈園田家のことを記した書を編纂することを請うたという。

倉富・園田・寺崎家は、養子関係や婚姻によって複雑に結びついている（本論文末尾の系図参照）。園田為右衛門も婿養子として園田家を継いだ人物で、義父は園田嘉平次茂懿という。この園田嘉平次は上妻郡当条村（八女郡広川町広川）の庄屋・園田浅右衛門の子で、三瀨郡荘島村（久留米市荘島町）・京隈村（久留米市京町）の庄屋を務めていた寺崎家を入婿の形で継ぎ、一時期は寺崎宇作を名乗った。嘉平次は長男の成長後に荘島寺崎家の家督を譲り、実家の姓に復して別家（大隈園田家）を立て、為右衛門を婿養子に迎えたのであった。

園田為右衛門の実父は竹野郡吉本村（久留米市田主丸町秋成）の庄屋・三浦幸右衛門義忠である。そしてこの幸右衛門は、徳童倉富家第5代・三郎右衛門胤良の三男であり²³⁾、吉本三浦家を継いだという関係にある。

『倉富勇三郎日記』第1巻と第2巻の範囲において、園田家・三浦家とは近い親戚付き合いが維持されている。胤厚の大甥にあたる園田格の一家は東京に暮らしており、往来が記録されている。

『広津氏系譜・永富氏略譜』

倉富勇三郎の妻・宣子は、作家・広津柳浪（直人）の妹である。この資料は宣子夫人の実家である広津家と、その母リウ（里宇、柳子）の実家である永富家に関する系図で、1943年4月25日の日付がある。また、1876年12月時点の広津弘信の戸籍の写し（旧筑後国三瀨郡田町戸籍）が本資料とセットで残されている。

広津家は、久留米藩儒の広津藍溪（1709～1794）、近代初期の日朝交渉で重要な役割を果たした広津弘信（1819～1883）、そして広津柳浪・和郎・桃子の三代にわたる作家を輩出する家である。

柳浪の父である弘信については「広津藍溪の次男に生まれて長崎の馬田家に養子に入った弘麟の三男が弘信（俊蔵）であり、藍溪の長男弘卿の“帰り養子”となって広

津本家を継いだ」²⁴⁾という記載が諸書で踏襲されているが、県立神奈川近代文学館の野見山陽子による調査によって、それが誤謬を含むものであることが検証されている²⁵⁾。その重要な手掛かりとなったのが勇三郎の手になる「広津氏系譜」である。広津弘卿の養子となったのは広津弘友という人物で、弘信はこの弘友の子である。

広津八次弘友

実ハ竹野郡徳童村「今ノ浮羽郡船越村徳童区」倉富家第六代文作胤将ノ次男ナリ

広津弘信

広津八次弘友ノ次男ナリ。初ノ名ハ俊造。一兄ニ一斎アレトモ兄弟トモニ家ヲ嗣カス、家養子善蔵之ヲ嗣ク。弘信ハ幼ニシテ孤ナリ。十四歳京都ニ遊ヒ医ヲ学ブ。故アリ郷ニ帰り、二十四歳ノ時父ノ実家竹野郡徳童村(今ノ浮羽郡船越村徳童区)倉富八兵衛(後ノ胤厚)方ニ蟄居セシメラル[……後略……]

つまり、広津家と徳童倉富家は 1882 年に勇三郎と宣子が結婚する遙か以前より縁戚であり、相互に家人を同居させるような関係にあった²⁶⁾。

永富家は長崎の出身であるが、この家の複雑な系譜は「第二定吉ノ寡婦スエカ昭和四年三月十七日編者ヲ東京市赤坂区丹後町一番地 [引用者註:当時の勇三郎宅] ニ訪ヒタルトキノ話説」をよりどころに記されている。リウは永富新蔵(勇三郎は「第一新蔵」と記している)の娘であるが²⁷⁾、この新蔵は永富定吉(「第一定吉」)の寡婦・山口氏を娶って永富家の名跡を継いだ人物である。第一定吉と山口氏との間には若くして没した娘(名不詳、リウの異父姉)が一人あり、彼女の息子が「永富定吉」の名を継いでいる(「第二定吉」)。「永富家略譜」には「第二新蔵」の娘である富・サダの子までを記し、末尾に「サダノ子女ハ永富ノ系譜トシテハ□□ナルモ、富サダ二人ハ編者 [引用者註:勇三郎] 夫妻明治六年頃長崎ニ在リタ [ル] トキ之ヲ知ルヲ以テ特ニ之ヲ記ス」という一文が加えられている。

「年譜」によれば勇三郎は 1873 年 4 月 6 日に郷里を発って長崎に遊学し、9 月に帰郷している。勇三郎の伝記である古賀益城編『元枢密院議長倉富勇三郎博士』によれば、その事情は以下の通りである。

君[引用者註:勇三郎]の上京は単独ではなく、都合に因り長崎に在る親族が上京することになり居る故、之に託して上京せしむる予定であつた。夫れ故君も一応長崎に行ったが、親族の上京遅延し半年ばかり長崎に滞在し洋書を学びたるも尚未定なる為め君は復た郷里に帰った²⁸⁾。

後年勇三郎が「予カ修学時代前ヨリ宗家ノ家系裕カナラス、故ニ予ノ学資ハ務メテ節約ヲ図リ、長崎ニテモ東京ニテモ広津ノ家ニ寄食シ」²⁹⁾と回想しているところからも、この「親族」は広津家と考えられる。しかしこの時期、外務省に出仕していた広津弘信は日朝交渉の激浪のただ中にいた。4月1日に草梁倭館の「事務総括」として釜山に赴任した弘信は、まもなく密貿易問題に端を発した朝鮮側との深刻なトラブルに直面し、5月31日付で出した報告書は明治政府に「征韓論」論争を惹起する³⁰⁾。極度の緊張に堪えかねたものか弘信は「病氣療養」を理由に対馬厳原に引き籠ってしまふ³¹⁾。この間、弘信の留守家庭は長崎にあつて³²⁾宣子（1867年生まれ）もここで暮らしており、広津家に寄食した勇三郎もリウの実家である永富新蔵家の人々と交渉を持ったのであろう。弘信は1874年1月に帰国し、同年家族を東京に呼び寄せるのであるが³³⁾、同年6月6日に勇三郎も上京の途に出るのである³⁴⁾。

既刊分の『倉富勇三郎日記』においても広津家は日常的に極めて緊密な交際が行われているが、永富家は長崎にあつたためか言及はほとんど見られない。ただ1919年8月14日条に「第二定吉」（宣子の義理のいとこ）の娘・千代が宣子を訪れたという以下の記述がある。

○午後三時頃永富定吉の長女高取千代来る。内子在らざるを以て予之と話す

○午後四時頃荒井賢太郎来り、隆が女を挙げたるを賀し、切地を贈る。荒井か来りたるとき、高取尚ほ在り。広津直人の住所を問ふ。予住所を記して之を交し、高取を送りたる後、荒井に面す[……以下略……]³⁵⁾。

『鈞・隆に告ぐ草稿綴』

この資料は勇三郎が隠居するまでの過程で記された草稿を合綴したものと考えられるが、勇三郎自身も「未定稿ニテ重複不足アリ、順序モ乱雑ナリ、証スヘカラス」と記す通り、やや混乱した構成となっている。実務的な内容の中心は家督継承と財産分与の問題であり、家督と爵位を長男の鈞（ひとし）に継承させ、故郷の家を守っていた三男の隆に財産を分けるとしている（なお、勇三郎夫妻の次男は夭折している）。

鈞隆ニ告ク

予ハ昭和六年三月二十三日汝等ニ告クル心得書二通ヲ作り置タルカ其ノ書未タ尽クササル所アリ。且事情ノ相違ニ因リ之ヲ改ムル必要ヲ生シタル所アルヲ以テ更ニ此ノ書ヲ作り、前ノ二通ヲ併セテ三通ト為ス。

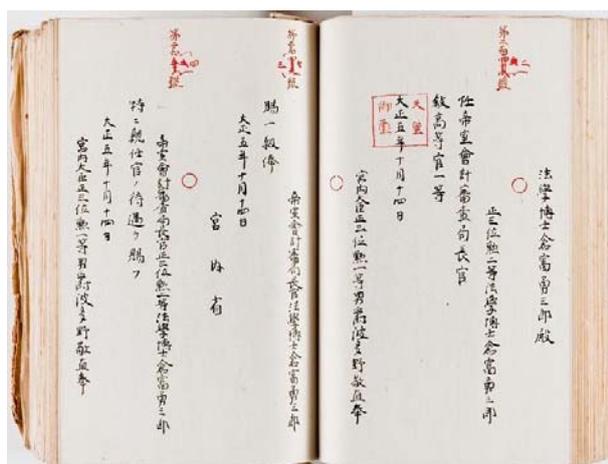
勇三郎は1931年3月23日、鈞・隆に対して既に「心得書」を渡し、訓戒とともに遺産分配などについて示していたようである。勇三郎が公職を辞すのは1934年5月3日で、同年7月に帰郷。1936年4月20日に隠居を届け出ている。しかし「心得書」以後「家宅ヲ購入シタルコト、予ノ眼病ヲ治療シタルコト其ノ他各種ノ事故ノ為費消シタル金額多ク」、遺産の分配を改めている。

しかし、財産目録とその分配に関する実務的な部分を除いた内容も、かなり長大である。自らの生い立ちや両親の養育の恩を説きながら、国家への忠誠、先祖祭祀、兄弟が助け合うことなどの道徳に対して訓戒を行っている。

草稿の中には、父の胤厚が長男の啓二郎に家督を譲った際の訓戒と、啓二郎から父への誓いの文章を写したものが含まれている。勇三郎の子への訓戒には、胤厚からの教育の影響がやはり大きいようである。

2. 倉富勇三郎個人の記録

勇三郎は自身に関する記録もいくつか書き残している。倉富家所蔵資料の中には、「官歴」（1875年～1945年）、「履歴書」（1875年～1916年5月）、「履歴」（1870年～1917年）という一群の履歴書類と、自筆の「年譜」がある。のちに古賀益城が勇三郎の伝記を編纂した際にも、これら勇三郎自筆資料が参照されている³⁶⁾。



「官歴」。

帝室会計審査局長官に任じられた際の辞令書の写し

官歴・履歴書

「履歴」は明治3年（1872年）8月23日付の久留米藩校明善堂への入学仰せ付けに始まり、1917年6月26日に宮内省から「帝室制度審議会委員手当金五百円」を賜ったことまでが浄書されている。一方「履歴書」には、東京英語学校入学からの辞令書等が草書で書き留められており、おそらく「官歴」制作のためのメモと思われる。

「官歴」には、1916年6月に最初の浄書を完成させたという記載があり、以後随時加筆が行われたようである。辞令書の内容が筆写され、叙位叙勲・褒章金下賜などが記録されている。辞令には朱字で几帳面に番号が付されている。

年譜

「年譜」は「自状 倉富勇三郎藤原胤熙字叔雍号東濱／嘉永六年癸丑七月十六日生于筑後国竹野郡徳童村」と書き起こされている。1853年の出生から1947年にかけての、勇三郎の生涯のほとんどをカバーする記録である。

1916年7月6日の記事までは漢文体で書かれている。この部分は東京控訴院・統監府などその時々の勤め先の用箋に記されており、折に触れて書き加えられていったものと推測される。とくに韓国・朝鮮在勤中には、部分的に日記に相当するような記述密度が見られる個所もあり、日記が残されていない期間について知る材料となっている。

1916年10月14日の記事からはカナ混じり文となっているが、このページの右上には「以下昭和十二年八月三十日午後ヨリ追記ヲ始ム」と朱字で記されている。以下、追記を行った日付がこまめに記されており、1938年5月29日の記事を同年6月4日に記していることで、一旦「年譜」に追いついているようである。

その後は家族の結婚・出産・移転、宮中や政府からの褒章など、主要な出来事のみが記載されている。後述の日記同様、最晩年には親族による代筆（口述筆記）も見られる。

3. 「倉富勇三郎日記補遺」と最晩年の倉富勇三郎

「倉富勇三郎日記」の名で呼ばれる資料は、国立国会図書館憲政資料室に寄贈された計301冊が知られている。すなわち1905年7月15日から1906年8月6日までの記録を断続的に記した「充紳」と題する4冊、そして1919年1月1日から1944年にかけての297冊である³⁷⁾。

倉富家には、憲政資料室に寄贈されずに残された、1945年から1947年11月30日にかけての7冊がある。「倉富勇三郎日記補遺」と仮に名付ける。

- 日記1：1945年1月1日～2月28日
- 日記2：1945年3月1日～4月19日
- 日記3：1945年5月7日～5月17日
- 日記4：1945年5月18日～6月8日
- 日記5：1945年6月9日～12月31日
- 日記6：1946年1月1日～12月31日
- 日記7：1947年1月1日～11月30日

この7冊は市販のノートブックではなく、半紙や電報受信用紙、手許に残っていたのであろう宮内省の用箋などを綴じたものである。

同居していた嫁（隆の妻）の道子は、古賀益城による伝記編纂に際して手記を寄せているが、晩年の勇三郎の起居について「午前中は主に新聞や書類を読み、又は日記その他の書きもの、又は図書の整理などをされていました [……中略……] いつも机の前に座って居られました」³⁸⁾と記している。勇三郎は白内障を患っていたが³⁹⁾、その症状は1945年頃から殊に悪化したらしく、1946年には文字の判読がほとんど不可能な状態となっている。『年譜』の自筆部分にも「鈎長男幹郎結婚ス（眼病ノ為詳記シ難シ）」などの記述が現れ、日記とともに生涯を送ってきた勇三郎の無念を表現して余りある。道子や、甥の村山咸一郎（勇三郎の姉である村山美佐遠[みさを]の子）による代筆もしばしば行われている。

「倉富勇三郎日記補遺」が記された期間に、倉富は大日本帝国の敗戦、長年連れ添った妻との死別といった出来事を経験している。1945年8月15日の「終戦」に関しては以下の記載が残されている。

正午十二時放送ニテ米英蘇支(蒋介石)四国之宣言ヲ御受諾遊サレタル詔ヲ聴ク。但、放送御明瞭ナラス。共同宣言ハ日本ノ主権ヲ制限シ、維新前小日本ニ制限スルモノニテ、維新後八十年ノ発展ヲ皆無ト為スモノニテ泣嘆ニ堪ヘズ。鈴木(貫太郎)内閣ハ総辞職シタルカ、其責任ハ之ヲ免カルル不能ス⁴⁰⁾。

8月19日、勇三郎は、連れ添ってきた宣子を失う。「年譜」には村山咸一郎の代筆で以下が記されている。

八月十九日午後零時四十分ノフ子逝去ス。ノフ子ハ昨年七八月頃ヨリ倦怠ヲ訴ヘ横臥ヲ好ミタルモ強ヒテ之ヲ起シ、昨年暮ニ至リ慢性腎臓炎ニテ蛋白ノ排泄アルコトヲ発見シ、適応薬ヲ連用シ、蛋白量ハ漸次減少シタルモ健忘症ハ依然タリ。今年ニ入りテモ強ヒテ臥床ヲ止メ置キタルガ、倦怠ハ継続セリ。今年八月十二三日頃防空壕内ニテ顛倒シ、左側頭部ニ微傷ヲ負ヒ、其疵モ癒エタルガ、爪ニテ之ヲ搔キ、十四日ニ至リ其ノ疵ヨリ丹毒入りタルコトヲ発見シ、排毒手当ヲナシタルモ其効ヲ奏セズ。十七八日頃ヨリ発熱シ終ニ起タズ⁴¹⁾。

同日の「日記」は勇三郎自身が書いている。分量はさほど多くないが、残念ながら判読が困難である。

倉富勇三郎の手による「日記」の最後の記述は1947年10月29日条と推定されるが、内容を読み取ることは既にできない。かすれた墨痕が紙の上に遺されているの

が認められるのみである。10月30日条以降は道子による代筆となっている。道子によれば勇三郎は「十一月には、とうとう足がだるいと云って、床の中に臥してばかりゐられるやうになりました」⁴²⁾とあり、「絶筆」もこうした状況が関わっていると考えられる。代筆箇所では勇三郎の起居や健康状況、同居家族の動きや来客が短い文章で記録されているが、11月5日条には以下のややまとまった文言が残されている。

村山姉氏[引用者註:村山美佐遠]ハ同族中ノ長寿者[ニ]ナリオレリ。姉氏ハ安永二年三月廿六日生ニテ、余ガ嘉永六年[七月]十六日[ニ]生レタルニ比スレバ五年余ノ早生ナリ。然レドモ姉氏ガ昭和十八年六月廿日ニ死去シタトキヨリ余ガ今日マデ生存シタル日数ニ比スレバ、姉氏ガ死去サレタル日数ヨリ一ヶ月余長シ。余ハ幼年頃ヨリ多病ニテ、両親苦勞養育ノタメニ十才マデ生長シ、其ノ後二十五才ヨリ以後不養生ノ限リヲ尽シタルニカハワラズ、カクノ如キ結果トナリ同族中ノ長寿者トナリタルハ、一重ニ両親養育ノ賜物ニテ、誠ニ感銘ニ甚^ニエザルトコロナリ。

おそらくは病床で勇三郎が語った言葉が書きとめられたこの記述が、「日記」を通して勇三郎の「肉声」に触れることができる最後となる。「大夫人行状」などを通してたびたび記されてきた「孝」の念は、勇三郎を深いところで支えるものであったのであろう。

11月22日、勇三郎は風呂場で転倒して怪我をする。これを受けたものか、28日には神奈川県葉山に暮らしていた鈎⁴³⁾が「アスゴゴユク」との電報を送り、翌29日に到着している。そして「倉富勇三郎日記」は1947年11月30日、甥たちが倉富家を訪れた次の記述をもってその膨大な記録を閉じる。

十一月三十日 日曜日 晴 隆、急行券ノ事ニツキ久留米松本ニ行ク。啓・安来訪 便通
一回

1948年の元旦、勇三郎は病床から起き、紋付きの羽織を着て新年を祝ったという。しかし厳しい寒気の到来とともに再び病臥の人となり、同年1月26日に世を去った。満94歳であった⁴⁴⁾。

註

- 1) 李英美『韓国司法制度と梅謙次郎』（法政大学出版局、2009年）109。
- 2) 『倉富勇三郎日記』第2巻、628-629、1922年3月9日条の斎藤実（朝鮮総督）との会話。朝鮮の司法官と内地の司法官との間に待遇の格差が生じたため、倉富は渡辺を朝鮮に引き抜いたことを気に病んでおり（「徳義上常に非常なる責任を感じ居れり」）、渡辺（朝鮮総督府高等法院長）が定年後に貴族院議員になれるよう各方面に運動している。
- 3) 8月1日には地方裁判所以上（大審院・控訴院を含む）の裁判所がすべて開庁されたのだが、区裁判所は一部のみの開庁にとどまった。李英美前掲書、109-110。
- 4) 軍服は旧韓国軍のものと思われる。1907年の第三日韓協約で大韓帝国軍は解散しているが、その一部は王宮の守衛や儀仗にあたる近衛騎兵隊・歩兵隊として残った。韓国併合後は、官等・階級等をそのままに日本陸軍所属となり、法制上「朝鮮軍人」と称された。1907年8月7日に韓国皇太子となった李垠は、1909年9月8日、韓国の陸軍歩兵副尉（中尉に相当する）となっている（李王垠伝記刊行会『英親王李垠伝』（共栄出版、1978年）89）。1910年12月26日に日本の陸軍歩兵中尉の制服を着用しその官に対する礼遇を受けることが認められている（前掲書、102）。なお、この写真が撮影された1910年11月当時、李垠は家庭教師について学習をしていた。1911年1月9日に学習院中等科第1学年に入学したのち、9月1日に陸軍中央幼年学校予科第2学年に編入。この後陸軍中央幼年学校を経て陸軍士官学校（29期）に学び、士官学校卒業後に正式に陸軍少尉に任官されている。
- 5) 10月18日付で東京への出張が命じられ、10月25日に京城を出発、10月27日に東京に到着している。
- 6) 『読売新聞』1910年10月21日付2面。
- 7) 『読売新聞』1910年10月31日付3面「昨日の観光団」。
- 8) 『読売新聞』1910年11月2日付3面「花やかな一日／昨日の朝鮮観光団」。
- 9) 『読売新聞』1910年10月30日付3面「朝鮮観光団入京」。
- 10) 『読売新聞』1910年10月30日付3面「朝鮮観光団入京」。
- 11) 『東京朝日新聞』1910年11月2日付5面1段「全く感服した／関宋植翁と語る」。
- 12) 『東京朝日新聞』1910年10月31日付5面3段「ホテルの観光団／各人各様の日本観」。
- 13) 『東京朝日新聞』1910年11月2日付5面1段「全く感服した／関宋植翁と語る」。
- 14) 同上。
- 15) 倉富堅吾「附記」『続貽慶録』33。『倉富勇三郎日記』第2巻、口絵2ページ所載の羽織を着た倉富勇三郎の写真で確認できる。
- 16) 『倉富勇三郎日記』第2巻、860。「馬場の乱」は天文14年（1545年）、少弐氏の重臣・馬場頼周が、同僚にして政敵である龍造寺家兼（胤知の叔父）を追い落とし、龍造寺一族の多くを殺害した事件を指す。難を筑後に逃れた家兼は、翌年反撃の兵を挙げて馬場を討つのであるが、胤知は思うところあってか叔父に従わず、天文17年（1548年）に森部に移って帰農した、というのが倉富家の家伝である。なお、家兼の

曾孫が戦国大名として著名な龍造寺隆信である。天正 12 年（1584 年）に島津氏との沖田畷合戦で隆信が戦死すると、その義弟であった鍋島直茂が龍造寺家の家政を掌握し、鍋島家を藩主とする近世佐賀藩へと繋がる。佐賀藩重臣で多久（現在の佐賀県多久市）を拠点に小城郡西部の領主となった多久氏は、隆信の弟である長信の子孫にあたる。なお、引用文中にある鍋島直虎が藩主を務めた小城藩は、小城（佐賀県小城市）を拠点に小城郡東部を治めていた。

- 17) 『続貽慶録』 2-3。
- 18) 『続貽慶録』序。なお、1965 年には氏祖 400 年祭が行われており、倉富一族の人々は『貽慶録』の増補版と言える『続貽慶録』を編纂している。
- 19) 倉富勇三郎「余が一生の運命を支配した感激すべき父母の教訓」『続貽慶録』 12。
- 20) 卓堂倉富啓（倉富啓二郎）「貽慶録を編して」（1934 年 3 月）『続貽慶録』 5。
- 21) 『倉富勇三郎日記』第 1 巻、10。
- 22) 「行状」は、故人の記録を近親者や門弟などが綴ったものである。
- 23) 『続貽慶録』 37。
- 24) 高田知波「広津柳浪の父」『白梅学園短期大学紀要』 17（1981 年） 2。
- 25) 野見山陽子「広津家系図の調査報告」『広津柳浪・和郎・桃子展 広津家三代の文学』（県立神奈川近代文学館・神奈川文学振興会） 65-67。『尾崎紅葉・内田魯庵・広津柳浪・斎藤緑雨集』（現代日本文学大系 3、筑摩書房、1970 年）などの文学集の年譜、篠原正一『久留米人物誌』（久留米人物誌刊行委員会、1976 年）や久留米市史編さん委員会編『久留米市史』（久留米市、1981-1998 年）などの郷土史文献も踏襲している。野見山の検証によれば、久留米市が編纂した郷土人物誌『先人の面影』（1961 年）に誤りがあり、これをもとに広津和郎が随筆「旅十話」（1964 年）を記したことで「定説」として流布したという。
- 26) 引用文中にある広津弘信の塾居は、京都で医学の師の妻の姉と駆け落ちをするという不始末を起こしたことによるもの（『広津柳浪・和郎・桃子展』巻末、広津柳浪略年譜）。1874 年に上京後の勇三郎は広津家に寄宿し、司法省法学校入学時の呼び出し状も広津弘信方に届いている（永井和「解説」『倉富勇三郎日記』第 1 巻、865）。また後年、赤坂丹後町の倉富家には宣子の長兄・広津正人が同居し、1918 年に没している。
- 27) 「永富家略譜」では二女として記されているのだが、「田町戸籍」写しによれば「長崎県肥前国彼杵郡本博多町平民 中 [ママ] 富新蔵亡長女」とある。
- 28) 古賀前掲書、13。
- 29) 「鈞・隆に告ぐ草稿綴」。
- 30) 高田前掲論文、6-7。対馬の倭館に渡来した東京の商人が対馬商人の名義を借り、朝鮮側の商人と交易を行おうとしたことが、朝鮮側当局（東萊府）に「潜商」（密貿易）と見なされ、東萊府は倭館を捜索するなど圧力を加えた。またこのとき東萊府が倭館守衛宿舎に掲示した文書は日本側に「侮日的」と受け止められた。この一件を外務省の報告した広津弘信の文書から「征韓論」論争が惹起される。
- 31) 高田前掲論文、7。

- 32) 『広津柳浪・和郎・桃子展』巻末の広津柳浪略年譜によれば、柳浪は1860年秋、預けられていた鳥栖近郊の親戚の家から「母に迎えられ、兄弟たちとともに久留米に移り住む」。1873年（月不詳）に「母、兄弟たちと長崎に戻」とある。
- 33) 高田前掲論文、7。
- 34) 「年譜」。
- 35) 『倉富勇三郎日記』第1巻、298、1919年8月14日条。同巻刊行時には調査不足のため、関係を不詳と記している。
- 36) 古賀前掲書、16。
- 37) 倉富勇三郎日記を一般向けに紹介した佐野眞一『枢密院議長の日記』（講談社、2007年）401では、憲政資料室寄贈分の最後にあたる1944年大晦日の記事を「倉富勇三郎の絶筆」としているが、これは誤りとなる。
- 38) 古賀前掲書、76。
- 39) 1934年10月、帰郷した倉富は九州帝国大学病院の眼科で診察を受け、手術を受けている。「予十余年前ヨリ白内障ヲ患ヒ、爾時左眼病アリ、右眼ハ視力全カリシカ漸次右眼ノ視力衰へ、今日ニテハ視力乏シキ左眼ニテ用ヲ弁スルコトナレリ」（「年譜」昭和9年条）という状況であった。
- 40) 「倉富勇三郎日記補遺」日記その5。
- 41) 「年譜」。佐野前掲書、397-398にはこの文面が道子によって記述されたとあるが、これは古賀前掲書、73に「君が口述して家人に筆記せしめた記録」とあるのを誤解したためとみられる。「年譜」原本には「（咸一郎筆記）」とある。
- 42) 古賀前掲書、77。
- 43) 「年譜」によれば、鈞は1948年9月に東京より転居している。
- 44) 古賀前掲書、77-78。

倉富家所蔵写真リスト(1/4)

倉富勇三郎日記研究会作成

コード 番号	日付	台紙	写真館	説明書	被写体	備考	写真サイズ (横×縦) cm
kp101	明治24年	台付	江崎写真館	なし	監獄官練習所での集合写真	倉富は明治23年10月から24年3月まで監獄官練習所で刑法を講義	41.5×32.5
kp102	明治32年5月7日	台付	丸木利勝	[被せ紙]「明治三十二年五月七日旧司法省法学学校出身者相会シ東京築地地花苑ニ於テ撮影ス」被撮影者の名簿	被せ紙二枚、被撮影者の名簿あり(かぶせ紙)	被せ紙二枚、被撮影者の名簿あり(かぶせ紙)	27.5×21.0
kp103	明治34年1月30日	台付	工藤孝	[裏紙]「明治三拾四年一月三十日祝開會式写真」被撮影者の名簿	有両家関係者	裏に張り紙、被撮影者の名前あり	27.5×22.0
kp104	明治35年3月29日	台付	竹林写真館	[裏]「明治三十五年三月二十九日撮影」	司法省法典調査委員会カ		27.0×20.0
kp105	明治39年2月25日	台付	仲沢館	[裏]「明治三十九年二月二十五日午後土浦区裁判所新築落成式挙行ノトキ同裁判所前ニ於テ撮影ス」付箋「倉富換事長殿」		裏書きあり、付箋付き	27.0×21.0
kp106	明治39年12月16日	台付	丸木利勝	[裏]「明治三十九年十二月十六日東京駐在清国公使館構内ニ於テキタルトキ同公使館ニ於テ撮影ス」明治四十年一月二十八日司法省ヨリ贈予ニ致ス楊ノ瀧ル所ナリ」被撮影者の名前あり「明治四十年一月三十日記ス」	司法省幹部と駐日清国公使館館員	薄紙袋入り、裏書きあり被撮影者名前あり	27.5×21.5
kp107	明治41年3月17日	台付	小川写真館	[裏]「明治四十一年三月十七日法律取調委員及幹事ヨリ松田司法大臣倉富韓法部次官ヲ日本俱樂部ニ招待シ午宴會開演ノ節記念トシテ之ヲ撮影ス」参會者名簿	被撮影者の名簿あり	袋入り、裏書きあり、被撮影者名前あり。	39.5×27.5
kp108	明治41年6月14日	台付	不明	[裏]「明治四十一年六月十四日午前十時頃撮影」以下被撮影者名簿	韓国政府法部関係者集合写真	被せ紙あり、被撮影者の名前あり	27.0×21.0
kp109	明治41年8月21日	台付	村上天真館	[被せ紙]「明治四十一年八月二十一日午後撮影」被撮影者の名簿	韓国司法制度調査委員会カ	被せ紙あり、被撮影者の名前あり	27.0×21.0
kp110	明治43年8月29日	台付	京城写真館	[裏書き]「明治四十三年八月二十九日韓国併合記念宴會写真」	統監府司法庁関係者	被撮影者の名前あり	27×20.5
kp111	明治43年9月11日	台付	村上天真館	[裏]「明治四十三年八月二十九日韓国併合記念宴會写真」		被撮影者の名前あり	27.5×21.5
kp112	明治43年9月11日	台付	台付	[表]「朝鮮總督府始政記念43.10.1」の印[裏]「京城京城台統監官邸」と日付	統監官邸の建物写真		27.5×21.5
kp113	明治43年10月1日	台付	岩田写真店	[表]倉富官邸、[裏]明治四拾参年拾月拾日撮影、明治四拾参年拾月六日受領	總督府司法部関係者集合写真	薄紙袋あり(被れあり)	26.5×20.5
kp114	明治43年10月3日	台付	村上天真館	[裏]明治四拾参年拾月拾日ヨリ朝鮮總督府官制施行ノ記念トシテ 明治四拾参年拾月三日撮影 明治四拾参年拾月拾五日受領	總督府高官集合写真	薄紙袋あり(被れあり)	26.7×21.0
kp115	明治43年11月1日	台付	不明	[裏]「明治四十三年十一月一日午後東京小石川後楽園ニテ撮影明治四十四年三月六日朝鮮總督府官制施行ノ記念トシテ 明治四拾参年拾月三日撮影 伯崎虎玉秀雄ヨリ送り来ル」判「明治四拾参年拾月六日」	王世子、朝鮮貴族、内閣・總督府高官集合写真。	東京小石川後楽園にて。「朝鮮貴族觀光團」に対する「總督主催午餐會」。朝鮮服の人物は因宗様と思われる	39.5×27.5
kp116	明治44年4月30日	台付	不明	[裏]「明治四拾四年四月三十日午後撮影于朝鮮京城道牛耳酒五月七日成」	花の木の下で集合写真		27.0×21.5
kp117	明治44年4月30日	台付	不明	[裏]「明治四拾四年四月三十日午後朝鮮京城道牛耳酒ニテ撮影ス」	天幕の下		27.0×21.5
kp118	明治45年4月9日	台付	岩田写真店	[裏]「明治四拾五年四月九日」のスタンプ	總督府高官と外国人男性	海岸地帯で撮影	26.5×21.0
kp119	明治45年4月9日	台付	岩田写真店	[裏]「明治四拾五年四月九日」のスタンプ	鉄道開通式		26.5×21.0

倉富家所蔵写真リスト(2 / 4)
倉富勇三郎日記研究会作成

コード番号	日付	台紙	写真館	説明書	被写体	備考	写真サイズ (横×縦) cm
kp120	明治45年5月27日	台付	村上天真館	[裏]明治四十五年五月二十七日午後六時三十分撮影同月三十日成	総督府高官集合写真		27.0×21.0
kp121	明治45年6月27日	台付	村上天真館	[裏]「明治四拾五年六月拾七日」のスタンプ	李督九の葬儀(室内)		27.0×21.0
kp122	明治45年6月27日	台付	村上天真館	[裏]「明治四拾五年六月拾七日」のスタンプ	李督九の葬儀(屋外)		27.0×21.5
kp123	明治45年3月12日	台付	岩田写真店	[表]明治四拾五年参月十二日撮影 明治四拾五年参月拾八日受領 [裏]総督府職員及各道財務部長			27.0×21.0
kp124	大正元年12月26日	台付	村上天真館	[表]なし [裏]日付	地鎮祭のような儀式、寺内総督以下参列		26.5×21.0
kp125	大正元年12月26日	台付	村上天真館	[表]なし [裏]日付	地鎮祭のような儀式	別アングル	27.0×21.0
kp126	大正元年12月27日	台付	不明	[表]呈上 供養一 [裏]大正元年十二月廿七日	供養一	袋あり(倉富長官閣下)	21.5×27.5
kp127	大正2年2月11日	台付	京城日报社	[表]なし [裏]「大正二年二月十一日於朝鮮總督官邸各道主要地商工業者招待会記念撮影」 [大正二年二月拾五日]の印あり	被撮影者の名前あり	袋あり、被せ紙あり、被撮影者の名前あり	27.5×21.5
kp128	大正2年3月3日	台付	不明	[裏]大正二年三月三日全羅北道全州道庁前ニテ撮影ス同年四月二十二日全羅北道長官李斗瑛之ヲ寫シテ總督府ニ送リテ予ニ開ル		被せ紙あり、破れ	27.5×21.5
kp129	大正2年3月5日	台付	不明	[裏]「大正二年三月五日全羅南道光州全羅南道長官工藤英一官邸ニテ撮影ス同月三十一日工藤英一ヨリ總督府ニ送リ来ル」		薄紙の被せ紙、付箋あり、裏書きあり	27.0×21.0
kp130	大正2年3月8日	台付	岡本光勝軒	[裏]大正二年三月八日午前十一時後朝鮮總督尚南道馬山府釜山地方法院馬山支庁舎傍ニ於テ撮影ス同月二十一日京城官舎ニ送リ来ル 押呈 堀江幸市 井浦義久			27.0×21.2
kp131	大正2年6月13日	台付	不明	[裏]大正二年六月十三日午前朝鮮總督府庭上ニテ撮影ス同写者ハ裁判所監獄会計主任者及其事務ニ關係ヲ有スル總督府官吏ナリ此写真ハ六月二十三日司法部ニテ之ヲ受領セリ		薄紙被せ紙あり	27.0×21.0
kp132	大正2年9月	台付	不明	[写真表]「中央大学々員京城支部長倉富博士送別学会会紀念」			27.0×21.0
kp133	大正2年9月29日	台付	村上天真館	[紙]「前司法部長官法学博士倉富勇三郎閣下送別記念撮影 大正二年九月二十九日朝鮮總督府司法部送別ニ於テ(以下略)」	司法部関係者集合写真	被せ紙あり、被撮影者の名前あり	27.5×22.0
kp134	不明	台付	京城写真館野々村	なし	朝鮮ホテル	司法機關創設十年記念会。1899年5月の司法制度改革(裁判所審成法の全面改正:高等裁判所→平理院 など) から10年か	13.0×9.0
kp135	不明	台付	京城写真館野々村	[裏]「樞密院吳宝陸閣事裁判の場(以下省略)」	表者余興(説明あり)	裏書きあり、被撮影者名前あり	13.0×9.0
kp136	不明	台付	京城写真館野々村	なし	表者おどり	司法機關創設十年記念会	13.0×9.0
kp137	不明	台付	京城写真館野々村	なし	茶店・花月	司法機關創設十年記念会	13.0×9.0
kp138	不明	台付	京城野々村	なし	總督府の純覧会か		27.0×21.0
kp139	不明	台付	村上天真館	[かぶせ紙]「秘」 「各建築物等の絵図」	京城都市構想図	かぶせ紙に建築物の説明あり	27.0×17.5

倉富家所蔵写真リスト(3 / 4)
倉富勇三郎日記研究会作成

コード番号	日付	台紙	写真館	説明書	被写体	備考	写真サイズ (横×縦) cm
kp140	大正13年9月12日	台付	不明	[包み紙]「大正十三年九月十二日午前十時頃宮内省選考計書案局長官ニテ幸王職高事務官(義敬)ヨリ之ヲ受領ス王世子同記ヨリ贈ラルル所ナリ王世子同記真影」	幸王世子と同記	包み紙あり、日付は撮影日ではなくて、写真を受領した日付	21.0×29.0
kp141	大正14年11月10日	台付	大武写真館	[被せ紙]「終焉先生七十年追遠会記念撮影(被撮影者名前) 大正十四年十一月十日於華族会館」	被撮影者名前あり	被せ紙あり、被撮影者名前あり	26.5×20.5
kp142	大正15年10月29日	台付	K写真館	[カバナー]「大正十五年十月二十九日午後一時頃帝國ホテルノ廳上露台ニテ撮影ス帝室制度審議会臨時御歴代史実考査委員團全ニ付宮内大臣一木喜徳郎(右)側金總会伊東巳代治以下会員ノ勞ヲ厭ムル為帝國ホテルニ於テ午會ヲ催フシタルトキノ記念ナリ」	帝室制度審議会関係者集合写真	カバナー付き、被せ紙あり、帝國ホテルにて	27.0×20.5
kp143	昭和6年4月11日	台付	不明	[裏]昭和六年宮内省改築ニ付四月十一日午前旧庁舎建築ヲ行ヒタルトキノ記念写真五月十二日午後三時頃宮内省ヨリ使ヲシテ之ヲ致サシム」[袋]昭和六年四月十一日午前宮内省旧庁舎建築ヲ行ヒタルトキノ記念写真	宮内省官員集合写真	袋入り、裏書きあり	27.0×21.5
kp144	昭和7年7月2日	台付	富士見写真場	[袋]「朝経法友明昭会第3回聯合写真昭和七年七月二日午前十時頃辻秀春氏自ラ之ヲ致シ玄閣ヨリ岸シ去リタル趣談キクヨリ報ス」		袋入り、表紙付	27×20.5
kp145	昭和8年9月15日	台付	新宮館	[袋]「昭和九年二月十日午前十時頃報密院事務所ニテ武藤盛雄ヨリ受領ス 昭和八年九月十五日日本ニテ滿洲國ヲ承認セラレ一周年記念トシテ招宴ヲ催フシタルトキノ写真」[写真表]「倉富報府議長惠存 大同二年九月十五日丁士源敬請」	斎藤内閣閣員の集合写真	袋入り、カバナー付き、表書きあり、	27.0×21.0
kp146	不明	台付	成田写真館	なし	海軍人の結婚式参会者集合写真	海軍人の結婚式、倉富夫妻	27.0×20.5
kp147	(大正9年9月29日)	台付	丸木利勝	なし	東久運官妃を囲んで(妃は椅子に)	薄紙袋入り。『倉富日記』に記載あり(第一巻p.742)	27.0×21.0
kp148	(大正9年9月29日)	台付	丸木利勝	なし	東久運官妃を囲んで(妃は立っていな)	袋なし。Kp146と同日に撮影	27.0×21.0
kp149	不明	台付	新宮館	なし	東久運官妃を囲んで	カバナー付き、被せ紙あり、被撮影者名前あり(かぶせ紙)	27.0×21.0
kp201	大正14年12月26日	一枚	朝日新聞社	[裏]「大正十四年十二月二十六日東京朝日新聞社写真部ヨリ来リテ撮影シタルモノナリ」	倉富勇三郎の笑い顔	裏書きあり	7.5×11.0
kp202	昭和6年5月5日	一枚	富士見写真場	[袋]赤坂区丹後町一倉富勇三郎様 昭和六年五月十日午前達明昭会懇親会写真五月五日参看	家族写真、勇三郎夫婦、釣一家	袋入り、明昭会とは朝鮮総督府司法関係者の親睦会	27.5×21.5
kp203	昭和9年4月15日	一枚		[裏]「昭和九年四月十五日撮影東京戸塚自邸庭先」	倉富立子年賀状を整理	裏書きあり、東京戸塚	10.0×7.0
kp204	昭和10年3月	一枚		[裏]「昭和十年三月頃年賀状整理自邸離居間」	倉富勇三郎新聞を読む	裏書きあり	8.0×5.5
kp205	昭和10年9月21日	一枚		[裏]「昭和十年九月二十一日撮影八十二年三カ月離レ居間」	倉富勇三郎ラジオ放送の録音	裏書きあり	5.5×8.0
kp206	昭和17年1月	一枚		なし		秋成	7.5×10.0

倉富家所蔵写真リスト(4 / 4)
倉富勇三郎日記研究会作成

コード 番号	日付	台紙	写真館	説明書	被写体	備考	写真サイズ (横×縦) cm
kp207	昭和17年1月27日	一枚		真丁昭和十七年一月二十七日午前福岡放送局員柴田敬熊本放送局員石川千代松外一人来り大昭奉職ノ感激ニ関スル講話ノ録音ヲ為ストテ隨ガ自宅ニテ小形ニ撮影ス其後福岡ニテ引キ伸ハシ二月九日隨ガ福岡ニ行キタルキ之ヲ取リ来リタルモノ	倉富勇三郎ラジオ放送の録音	秋成	15.5×12.0
kp208	日付不明	一枚		なし	勇三郎叔付願子		10.0×14.0
kp209	日付不明	一枚		なし	勇三郎肖像写真(火鉢にあたる)		11.5×16.0
kp210	日付不明	一枚		なし	親族集合写真	縁側にて	14.5×10.0
kp211	日付不明	一枚		なし	親族集合写真	後列4人座にて	12.0×10.5
kp212	日付不明	一枚		なし	親族集合写真	後列7人座にて	13.0×10.5
kp213	日付不明	一枚		なし	倉富勇三郎、美佐緒、強五郎	床の間背景	14.5×10.0
kp214	日付不明	一枚		なし	倉富勇三郎肖像	襖れあり	21.0×27.0
kp301	日付不明	アルバム		なし	勇三郎夫妻、陸一家、鈞	7ページ目1番下	15.0×10.5
kp302	日付不明	アルバム		なし	日記帳の写真	9ページ目左上	12.5×10.0
kp303	日付不明	アルバム		なし	勇三郎優姿と倉富道子	9ページ目左下	12.5×17.5
kp304	日付不明	アルバム		なし	集合写真(勇三郎夫妻と親戚)僧侶も	9ページ目右下	10.0×7.5
kp305	日付不明	アルバム		なし	勇三郎と家族	10ページ目上2段目真ん中	10.0×7.0
kp306	日付不明	アルバム		なし	勇三郎夫妻と家族	10ページ目最下段真ん中	8.0×5.5

倉富勇三郎日記（1919～1922）について

永井 和

はじめに

倉富勇三郎（1853～1948）は、明治・大正・昭和戦前期に活躍した官僚政治家であり、1926年から1934年まで8年間にわたり枢密院議長をつとめた。枢密院議長は、明治憲法下において内閣総理大臣に匹敵する国家の最高官職であり、初代議長は明治憲法の生みの親、伊藤博文である。

伊藤をはじめとして、枢密院議長をつとめた人物は全部で15名にのぼるが、倉富の在任期間8年は伊藤の通算在任期間をこえている。在任期間がいちばん長いのは山県有朋で、通算17年半におよび、倉富はこれに次ぐ2番目である。彼の在任期間はちょうど政党政治の時代にあたっているが、この時期枢密院は時の内閣とたびたび衝突をくりかえした。1927年の金融恐慌時に、枢密院が台湾銀行救済の緊急勅令案を否決したため、若槻礼次郎憲政会内閣が総辞職を余儀なくされたのは、この時期の政党内閣と枢密院との関係を象徴する事件としてよく知られている。

このように、倉富議長の時代は、その前後と比べても、枢密院が政治史において大きな存在感を示した時代であった。にもかかわらず、その時の枢密院議長が倉富勇三郎であったこと知る人は少ない。伊藤、山県の名は誰もが知っているのに、倉富の名を知る人はそれほど多くはない。いや、現代ではほとんど知られていないといったほうがよいであろう。

伊藤、山県は明治日本の指導者として輝かしい経歴を有するが、まずなによりも個人として卓越した政治家であり、多方面で活躍し、めざましい功績をあげた。枢密院議長というポストは、彼ら元老級の人物にふさわしい処遇を与えるためのものであり、憲法制定時を除けば、伊藤や山県が枢密院議長の職責をはたすことでとくに大きな功績をあげたわけではない。実際、山県の晩年には、枢密院の実務は副議長である芳川顕正や清浦奎吾が取り仕切っていたのである。つまり彼らの場合、枢密院議長であったから歴史に名を残したのではなくて、歴史に名を残すような国家の重鎮であったからこそ枢密院議長の地位にいたという関係にあった。

しかし、この関係は大正になって明治期の元老が死にたえると大きくかわってくる。もはや枢密院議長の地位も、明治憲法下の多元的な諸国家機関を統括するにた

る権威と政治力を有していた元老級の人物に提供されるポストではなくて、憲法上内閣と並立する一国家機関にすぎない枢密院の代表という、組織本来の性格を強めるようになる。しかも明治末から大正にかけて、元総理大臣クラスの政治家で、新たに枢密顧問官となるものはまったくといってよいほどいなかったのも、枢密院のメンバーは漸次小粒化していった。山県有朋の死後、歴代の議長は清浦奎吾、浜尾新、穂積陳重、倉富勇三郎と続いたが、議長といえどもその知名度が大きく下がるのは、避けられないことであった。倉富はそういう時代の枢密院議長の一人であり、ある意味でその典型ともいえるべき人物だったといえよう。

長年、司法官僚、宮内官僚として行政の実務や法制の整備に従事してきた倉富は、官僚としてはきはきわめて有能であり、そのキャリアの頂点まで登り詰めたとはいえるが、本人も自認するように、政治家としては必ずしも有能とはいえなかった。宮内大臣時代に倉富の上司であり、かつ宮内省の行政をめぐって倉富とは相対立する関係にあった牧野伸顕内大臣は、倉富議長を評して「法律的頭脳の持主に過ぎず、枢密院が恰かも第二の法制局の如くなり、議長の貫目軽く、伊東巳代治其他の専横振は甚た苦々しきことなり」¹⁾と語ったが、同時代においても、枢密院の専横ぶりは倉富自身の政治力によるものではなくて、逆にその政治力不足に由来すると考えられていたのである。その意味では当時から倉富は影の薄い議長だったともいえる。

事情は少し異なるが、じつは多くの日本近現代史の研究者にとっても、倉富は、彼個人の政治的事績によってよりも、彼が残した膨大で、詳細な日記の価値によってよく知られている。つまり、彼自身が政治史研究の対象であるよりも、何かの研究のために倉富の日記を史料として利用することが多かったのである。日記に記された臨時法制審議会関連の記述を陪審制度の成立過程の研究に活用した三谷太一郎を先駆として、倉富の日記が国立国会図書館憲政資料室に寄託公開されて以来、数多くの研究者がこれを利用してきた。最初は、主として大正末から昭和期の枢密院の研究に利用され、昭和天皇の死後は1920年代の宮中研究に活用されはじめた。最近では研究者のみならず、この時代の皇族・華族の問題に関心を寄せる著述家からも注目されるようになり、日記に記された上流階級のスキャンダルを集めた佐野眞一『枢密院議長の日記』（講談社新書、2007年）が注目をあびた。日記を書いた本人よりも、彼が書き残した日記のほうがより注目される、歴史の記録係ともいえるべき人物、それが倉富勇三郎なのである。

I 倉富勇三郎日記の特徴と刊行プロジェクト

現存している倉富日記は、1905年7月12日から1906年8月6日までの約1年間の日記帳4冊が他と離れているのを別にすれば、1919年1月1日から1947年11月30日まで約29年間にわたって書き継がれたもので、あわせて計308冊の日記帳（中には日記帳というよりは日記メモというべきものも含まれる）が残っている。このうち、1905年7月から1906年8月までの1年分4冊と1919年1月から44年12月までの16年分297冊あわせて301冊の日記原本は、現在国立国会図書館憲政資料室に所蔵されており、1945年分以降の7冊は福岡県大川市在住の倉富恒二氏（倉富勇三郎の曾孫）の所蔵である。

刊本『倉富勇三郎日記』は、その中から学術的にみてより価値が高いと思われる、1919年から34年までの16年分と1905, 06年の1年分、あわせて221冊を読者の便宜を考え、読みやすく翻刻したものである。その第一巻には1919年と20年の2年分が収録されているが、日記帳の冊数でいえば31冊にあたり、全体の約1割にすぎない。それでもこの2年分だけで、A5版2段組で860頁におよぶ分量となった（400字詰め原稿用紙にして約3600枚）。倉富日記がいかに長大であるか、おわかりになるであろう。

しかも、日記帳を埋め尽くしている倉富勇三郎の手書き文字はいたって読みにくく、量の膨大さと、文字の読みにくさで、倉富日記は研究者の間でことのほか有名な存在であった。倉富が残してくれた貴重な歴史の記録ではあるが、これまではごくごく限られたわずかの研究者しか利用しなかった。いや、利用できなかったのである。その史料価値を考えると、このような状態においておくのはあまりにも惜しい。倉富勇三郎がわれわれに残してくれた貴重な歴史的資産をより多くの人々が利用できるような道を開くのが、この日記の研究者としての使命であると考えて、翻刻と刊行に踏み切った次第である。『倉富勇三郎日記』の刊行によって、難読をもってなる倉富日記がより多くの方々に利用される道が開かれるものと信じている。

刊本『倉富勇三郎日記』がカバーしているのは、倉富の宮内省時代と枢密院時代にあたるが、日記には倉富が見聞きした情報が詳細かつ克明に記されている。倉富日記がかくも長大になったのは、倉富の日記の書き方に由来するのだが、その記述は詳細をきわめ、職務上知り得た情報はもとより、宮内省や枢密院のメンバーや内閣の高官との間でかわされた会話が逐一克明につづられている。これにより、日記を読む者は、皇室や宮内省や枢密院の内情について、他の資料によっては決して知ることのできない歴史的な事実や情報を知ることができる。1920年代の宮中（皇室、宮内省）と政党政治期から斎藤内閣期にかけての枢密院の研究にとって、この日記は第

一級の資料的価値を誇っており、『原敬日記』に匹敵する最重要史料のひとつであることは、すでに多くの研究者が認めているところである。

倉富日記をかくも長大なものとしているその書き方の特徴を、一例をあげて説明しておきたい。『原敬日記』第5巻（福村書店、1981年）の1919年7月18日条の末尾には、「晩に司法大臣官舎にて元法律取調委員等を招き慰労の為め晚餐会を開きたり」²⁾と記されている。

当時原は司法大臣を兼任しており、内閣を組織する前から胸中にあたためていた陪審制度導入構想を在任中に実現する決意を固めていた。その意中を検事総長の平沼騏一郎に打ち明けて打診してみたところ、平沼は新たに内閣直属の諮問委員会をつくって、これに諮問すべきであり、現行の司法大臣の諮問委員会である法律取調委員会に諮問するのは得策でないと進言した³⁾。その意見にしたがった原は新たに臨時法制審議会を発足させ、法律取調委員会を解散したのであった。

日記に記された7月18日の晚餐会は、長年委員をつとめた法律取調委員会のメンバーの労をねぎらうため、司法大臣としての原が主催したものだが、すでに用済みとなった委員会に原が特別な関心を寄せるはずもなく、日記の記述も事務的に34字ですませている。晚餐会の模様がどうであり、そこでどんな会話がかわされたかなどの雑事は、多忙な原にとってどうでもよいことであり、わざわざ日記に書きとめておくほどのことではなかった。政治家原敬にとって日記はその政治戦略を構想するための情報分析の一手段であったと推測され、そのために重要なことがら（たとえば元老山県との会話の内容など）には多くの筆を費やしている反面、そうでないことにはごく事務的で簡明な書き方しかしていない。余計なことが書いていないからこそ、原敬の日記は読み応えがあり、面白いのだともいえる。

ところが倉富日記は趣がかなりちがうのである。倉富は1914年以来法律取調委員だったので、この日司法大臣官舎に招かれた委員の中に倉富も含まれていた。倉富も自分の日記の同じ1919年7月18日条にその慰労会のことを書いているが、その記述は、原の日記とはちがって左のように長い。

原敬の招宴に赴く

○午後五時三十分より司法大臣官舎に到り、原敬の招宴に列す。数日前、法律取調委員会を廃したるを以て、原は司法大臣として前委員の労を慰する為め之を招きたるなり。

朝鮮答刑を廃すること

○七時後宴終はる。別室にて雑談す。朝鮮には答刑あるか、食堂にて拓殖局長官古賀廉造か之を廃することゝなしたる趣を話し居るを聞きたる故、別室に來りたる後、之を古賀に質したる処、台湾より答刑の数を増すことを上申し來りたるが、其詮議にて、終に答刑を全廢

することゝ為せりと云ふ。

朝鮮にて軍人暴行したること、韓国時代には多数の死刑を執行したること

原は朝鮮人は笞刑を存しても苦情なきも、米国人か喧しきに付、之を廃することゝなせりと云ひ、夫れより朝鮮の話に移り、予より水原事件の事を話し、原も彼の如き事ありては弁解も出来すと云ひ、予より韓国時代には多数の死刑を執行したること、朝鮮人は思ひ切りよく、死刑を恐れさること等の話を為せり。

富井政章と遺命に関する規定のことを談す

富井政章と一木喜徳郎と対談し居りたる処に行き、差支なきやを問ひたる処、差支なしと云ふに付、予も其長椅子に倚り、富井に対し、遺言令案中遺命に関する規定を削除する意見は、君も二上も石原も予も同様なるも、其理由は四人とも異り居りたりと云ひたる処、富井は、四人とも何等の談合を為し居らさること極めて明瞭にて、却て宜しと云ひ、予は、予が遺命を執行すると否とは適宜に定め度きことを主張するは、法規上先帝を羈束するものなきと同時に、新帝を羈束すへきものもなく、予は遺命のことは法規に超越したる問題なりと思ふ為めなりと云ひ、富井は、自分は遺命にて太傅を任する場合も、之を任するは先帝に非ずして、新帝なるへしとまで思ふに付、先夜も此点に付ては明瞭に云ふことを避け置きたりと云へり。二上の話にては、伊東は遺命に関することは、反対論者の意見も参酌して修正案を作製し居ること[を]話したりと云ふ。予如何に修正する積りなるへきやと云ひたるに、富井は財産処分に関することを削除する様のことにはあるましくやと云へり。

以上が慰労会についての倉富日記の記述である。原が簡単にすませているところを、倉富は何行にもわたって長々と書いている。小見出しに「原敬の招宴に赴く」とある段落は、原敬日記の記述に呼応するもので、これだけで終わっておれば、情報量において倉富日記も原敬日記と同様だということになる。しかし、原とは異なり、倉富はさらに話を続け、晩餐会が終わった後に参会者の間でもかわされた雑談のうち、倉富の関心をひいた内容までも日記に記しているのである。それは朝鮮統治に関する問題であり、総督府が笞刑を廃止した事情について司法大臣の原と拓殖局総裁の古賀廉造から話を聞き、さらに水原事件（1919年4月15日に京畿道水原郡提岩里で日本軍が住民を虐殺した事件）および韓国時代（保護国時代）の死刑執行の様子が話題になったことを記している。

宴会の終わったあとの雑談の記録であるが、この席上で原敬が三・一運動に対する対応で笞刑を廃止したのは、アメリカ人の批判を考慮したためであり、水原事件すなわち提岩里事件のような事件（これを倉富は「軍人の暴行」と記している）が起こっては、国際的に弁解もできないと発言したことがわかる。原敬自身は、関心のうすい晩餐会で自分が話したことなどすぐに忘れてしまったにちがいない。これより先、

原はその日記の6月30日条に「田中は水原問題に関しては軍法会議を開くの内意ありて之を明瞭にすべしと云へり」⁵⁾と記しているが、これが原敬日記において唯一水原事件（提岩里事件）に言及されている箇所である。この記述だけでは、原が事件をどのように見ていたかよくわからない。しかし、倉富が日記に書きとめておいてくれたおかげで、後世のわれわれは、提岩里事件が国際的に弁解できない不祥事であると、原敬が認識していたことを知ることができるのである。

原等との雑談のあとも、倉富の記述はさらに長々と続くが、その内容は、晚餐会に同席した富井政章との間でかわされた皇室遺言令案をめぐる会話である。倉富も富井も皇室制度審議会の委員であり、同審議会で審議されている同令の遺命に関する規定について、その場をかりて意見交換をおこなったのだが、それを倉富は日記に忠実に記している。先の雑談とはちがい、倉富にとっては自己の職務にかかわる意見交換であり、それゆえ日記の記述もより詳しいものになっている。この日記の記述から、この問題とくに天皇の遺命をめぐる、皇室制度審議会のメンバー間に意見の対立のあったことがわかる。

ともかくも、このような調子で倉富日記は書かれているのである。再度言うが、原敬が34字で片づけていることがらについて、倉富はその20倍以上もの記述をしている。倉富日記が詳細、克明であると述べたのは、全体においてこのような調子で日記が書かれているからにほかならない。これは一面において情報量が多いということの意味するが、他面からいえば冗長だということになる。しかし、この冗長さが倉富日記の史的価値を高めているのであり、この冗長さがなければ、日記の魅力は半減するであろう。

II 書誌的事項

1. 『倉富勇三郎日記』第1巻

『倉富勇三郎日記』第1巻に収録した2年分の日記帳の体裁について簡単に紹介しておく（同巻口絵の写真を参照されたい）。1919年の日記は計18冊の日記帳からなる。最初の1冊（1月1日～3月31日）は「大正八年御料林野手簿甲号」と題された皇室林野管理局発行の林野管理官の業務用の手帳に記されている。また、最後の1冊（12月6日～31日）は「大正七年御料林手簿甲号」の「日誌」部分を切り離して一冊の帳面としたもの書かれている。このような皇室林野管理官の業務用手帳が日記帳に使用されているのは、この年のこの2冊だけにかぎられ、他の年にはみられない。このことから倉富は、それ以前から日記を書く習慣をもっていたにしても、少なくとも

も大正7(1918)年には日記を書いておらず、大正8(1919)年の1月1日から継続的に書き始めたのではないかと推測される。なぜなら、これ以降の年には使用されていない特別な手帳を使って日記を書き始めており、しかも倉富が大正7年にも継続的に日記を書いていたのであれば、「大正七年御料林手簿甲号」には大正8年ではなくて、その前年のことが記されているはずだと考えられるからである。この2冊を除く残り16冊は、いずれも同じ規格の表紙のついたノートブックに書かれており、1頁10行、96頁からなる小型の冊子体である。なお、日記本文はいずれもペンとインクで書かれている。

1920年分の日記は、冊子体の日記帳としては12冊であって、最後の12月6日～12月31日の分は、宮内省の銘の入った罫紙を半分に切断したものに書かれとり、冊子体をなしていない。倉富自身はこれを「日記材料」と呼んでいた。12冊の冊子体の日記帳は、最初の1冊だけが宮内省の職員手帳と思われる手帳に書かれており、それ以外の11冊は、すべて同じ規格の1頁12行、74頁からなる小型のノートブックを使って書かれている。この年の分もペンとインクを用いて書かれている。

第1巻に収録された2年分の日記の内容上の特色について簡単に述べておくと、皇室の家長としての大正天皇を補佐し、皇室の家政処理を担当していた宮内大臣以下の宮内官僚たちがその業務を日常的にどのように遂行していたのかが、この日記には克明に記されている。また、この時期に随時発生してはその解決を迫ってくる、皇室のさまざまな家政問題(=宮中問題)に対して、天皇の最高顧問である元老や宮内大臣以下の宮内官僚たちがどのように立ち向かったのかも、この日記の記述から明らかになる。

第1巻でふれられるそのような問題を順不同で列举すれば、大正天皇の健康問題・輔導問題、皇太子裕仁親王の婚約と婚約者である久邇宮良子女王の色盲遺伝問題、皇太子の外遊問題、皇族の臣籍降下問題(「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」制定問題)、田中光顕の臨時帝室編修局総裁辞任問題、李王世子垠と梨本宮方子女王の結婚と王公家軌範案をめぐる帝室制度審議会と枢密院の対立問題、明治神宮祭神の神号問題(昭憲皇太后追号問題)、宮内省官制改革問題(参事官設置問題)、皇室財政の逼迫問題、宮内官の待遇問題、華族の不祥事の処分問題、皇室財産・御料地への法律(史蹟名勝天然記念物保存法、鉱業法)適用問題等々があげられる。また、倉富日記の記述から、今までは史料不足のためにその内情を十分に知る事ができなかった皇室經濟會議や帝室制度審議会の審議の様相も判明する。とくに皇室法制の整備にあたって帝室制度審議会内部での意見対立がどのようなものであったかを知る史料として、この日記にまさるものはないであろう。

しかし、第1巻の白眉は「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の起草・制定過程につい

ての記述であり、この日記によって1920年5月の皇族会議の内情がはじめて明らかとなった。「施行準則」によって伏見宮系皇族の臣籍降下を推し進めようとした宮内省に皇族の一部が反発し、皇族会議の開催も難航した。その責任をとって波多野敬直宮内大臣が辞任するまでの顛末が日記に記されているからである。皇族会議での反対派皇族の発言も細かく記録されている。このような記録は他に例をみない。

倉富は東久邇宮の宮務監督をつとめ、のちに李王世子の顧問となった。そのため、この日記には皇族である東久邇宮家と王族である李王世子家の内情についても詳しい記述が含まれている。朝鮮王族関連の問題では、ほかに1919年はじめに薨去した李太王の葬儀・諡号・陵墓・墓碑・服喪期間問題についても少なからぬ記述がみられる。

倉富がその家政に関与したのは、天皇家・東久邇宮家・李王世子家だけではなく、旧久留米藩士の家に生まれた倉富は、旧久留米藩主であった有馬伯爵家とその支族(有馬子爵家、有馬男爵家)の家政相談人であり、天皇家でいえば元老にあたる存在であった。そのため、有馬家の家政問題についての記述が日記のかなりのスペースをしめている。有馬家の家政管理をめぐる伯爵有馬頼万と嗣子頼寧との確執、それに由来する前家令有馬秀雄と現家令橋爪慎吾の対立と橋爪の辞任、有馬頼寧の愛人問題と青年華族としての社会的活動、頼寧の弟妹の結婚問題・就職問題、伯爵家の財政問題・事業経営問題等々、次から次へと問題がもちあがり、その都度家政相談人たる倉富は対処に迫られるのであった。

それ以外に、倉富は臨時法制審議会の委員であり、陪審法案の起草にいたる陪審制度導入についての審議の様相も知ることができる。また、司法官僚OBである彼のところには、司法界の動向についてさまざまな情報が集まってくるが、その中には斎藤実朝鮮総督のもとでおこなわれた司法部人事の大更迭をめぐる朝鮮総督府司法官の反応、15年間にわたって大審院長をつとめた横田国臣を定年退職させた判事定年制導入の舞台裏、前京都府知事木内重四郎や大阪の実業家岩下清周の疑獄事件をめぐる検察批判・裁判所批判なども含まれる。

ほかにも、法学博士会における博士候補者の推薦運動や貴族院書記官長柳田国男と議長徳川家達の確執について柳田自らが語った内情についての記述も含まれており、興味はつきない。

2. 『倉富勇三郎日記』第2巻

ついで、第2巻に収録した2年分の日記の書誌的事項について簡単に紹介しておきたい。1921(大正10)年の日記帳は全部で14冊からなるが、そのうち現存しているのは12冊のみであって、1月1日から2月7日までの第1冊と、4月23日の途中か

ら5月19日の途中までを記した第6冊とが欠けている。そのためこの部分の日記については、残念ながら収録できなかった。

現存する12冊のうち、最後の第14冊目を除く残りの11冊は、すべて小型のノートブック（倉富自身は、これを「小型西洋紙の帳簿」とよんでいる⁶⁾）に書かれており（同巻口絵写真参照）、第2冊から第13冊までの小型ノートは、1頁11行、頁数144の同一規格（現存しない第6冊もおそらく同じ体裁のノートブックに書かれていたと推測される）であり、第9冊のみが1頁13行、頁数120の別規格となっている。最後の第14冊目は、ノートブックではなくて、版心に宮内省と刷られた和紙13行罫紙（「大丸」の銘が入っている）に書かれており（倉富はこれを「罫引半紙の綴りたるもの」と記している⁷⁾）、その罫紙38葉を紐で綴じたものである。ノートブックの場合はペンとインク、罫紙の方は筆を使って書かれている。現存しない第1冊目は「日本紙に記たる手控え」と倉富が書き残している⁸⁾ことからみて、第14冊目と同様の体裁ではなかったかと思われる。

次に1922（大正11）年の日記について言えば、途中欠本はなく、1年分の日記が全冊（全部で11冊）現存している。ただし、最初の半年分（1月1日から6月30日までの4冊）と残りの半年分（7月1日から12月31日までの7冊）とでは、使用されている日記帳の体裁が大きく変わっている。前半は、途中2月1日から2月9日の分を例外として、それ以外はすべて「萬屋謹製」の銘がある和紙12行罫紙に記され、紐で綴じられている。この形態のものが3冊ある。2月1日から2月9日分は、別の洋罫紙にペンで書かれており、その用紙は一定せず、いろいろな規格の罫紙が使用されている。倉富のメモでは「西洋紙を綴らすして袋に入れたるもの」⁹⁾、「日記手控」¹⁰⁾と表現されている。いっぽう後半の半年分の日記7冊は、すべて三越製の大学ノート（1頁17行、頁数144）にペン書きされている。ただし、最後の7冊目の大学ノートには、翌1923（大正12）年の1月1日から1月28日までの日記も含まれているために、その部分は第3巻にまわし、第2巻には1922年12月31日までしか収録していない。

この1922年7月に登場した大学ノートにペン書きというスタイルがこれ以降定着する。1934年までの日記は、少しの例外をのぞき、すべてこの体裁をとっていることを考えると、1922年は倉富日記の日記冊子の体裁が定まる年であったといえよう。

小型ノートや大学ノートに日記が書かれている場合は、そのほとんどがその日のうちか、もしくは数日後に記事が書かれたのだと思われるが、そうでない罫紙を綴じたものの場合には、かなりの時間がたってから、まとめて書かれたものも含まれている。たとえば、1922年1月の日記の末尾には、「一月二十七日より同月三十一

日までの日記は、当時簡単なる手控を為し置きたるに付、其手控に依り、大正十一年八月十五、六日頃より二十二日までの間に、間を偷みて之を追記せり」と記されており¹¹⁾、この部分が日記の日付よりも数ヶ月後に記されたものであることがわかる。同様の記述は、同じ年の8月22日の記事にもみられ、「大正十一年二月一日より同月九日までの日記手控の中、初の二枚は読むへからさるに付、之を書き改めて二枚と三、四行と為し、其他の分は手控の儘にて浄写せず。又之を綴らず、片紙の儘にて袋に入れ、保存することゝなせり」とある¹²⁾。

なおこの記述から、何らかの理由で日記が直近のうちに書けない場合には、「手控」というかたちでメモ書きを残し、それをもとにししばらく時間がたってから記憶をたどりながら日記を書いたらしいことがわかる。さらに、同じく和罫紙に記されている第4冊目の4月5日途中から6月末日までは、日記欄外に「此行以下六月三十日までの日記は、六月末より七月三十一日までに追記した」¹³⁾とあり、また巻末に「追記の資料は、極簡短に廉書し置たるものに依りたるものあり、或は全く資料なきものあり」¹⁴⁾とあることから、3ヶ月ほどのちにメモを見ながらまとめて書かれたものであることがわかる。そのため「詳かならざるは勿論、誤も多かるへし」と倉富自身が認めるように¹⁵⁾、簡略な内容になっている。また、記憶ちがいにより記事を修正している箇所が多くみられる。といっても、簡略な記述の方が、通常一般の日記に近いのであり、簡略でない倉富日記は日記にしては異常に記述量が多すぎるというべきであろう。

第2巻が対象とする2年間（1921、22年）について、倉富が就いていた主要な役職を確認しておこう。本官は帝室会計審査局長官であり、枢密顧問官を兼任していた（枢密顧問官就任は1920年10月22日）。そのことを反映して、第2巻では枢密院関係の記事が多くなる。このほかに、宮内省関係では引き続き帝室制度審議会委員、李王世子顧問をつとめていたが、1920年12月23日から21年4月22日まで、病氣引き籠もり中の井上勝之助にかわって宗秩寮総裁代理となり、さらに1921年10月1日から翌年6月3日まで宗秩寮総裁事務取扱をつとめた¹⁶⁾。紀州徳川家の徳川頼倫が宗秩寮総裁に就任したあとも、経験の乏しい徳川を側面から支援するために、宗秩寮御用掛として事務を助けるように牧野伸顕宮内大臣から依頼され¹⁷⁾、総裁の相談役をつとめていた。つまり、第2巻で取り扱う2年間を通じて、倉富は皇族・華族問題を担当する宗秩寮の事務を担当していたのである。他に帝室会計審査局長官や宗秩寮総裁事務取扱に付随する職務（予算委員、学習院評議会会員、高松宮財産協議委員）やその他の委員（宮内官考査委員会委員、東宮御婚儀委員、宗秩寮審議会委員）にもついていたが、注目すべきは、官制によらない臨時の職務として、1921年4月19日に牧野伸顕宮内大臣から宮内省制度改正のための調査を内密に命じられたこと¹⁸⁾、およ

び同年6月23日に同じく牧野宮内大臣から極秘に摂政設置の手続き調査を命じられた¹⁹⁾ことである。とくに後者は、当初は倉富一人だけに託された職務であった。

第1巻の内容からわかるように、倉富は自分の職務に関することについて日記に克明な記録を残している。それにより、この時期皇室が直面した二大問題すなわち皇太子裕仁親王と久邇宮良子女王との婚約解消の是非をめぐる紛議（いわゆる「宮中某重大事件」）と病弱な大正天皇を引退させて皇太子を摂政とした摂政設置問題の二つについて、他の史料ではわからない宮内省内の動向が手に取るようにわかるのである。また、1921年10月に実施された宮内省官制改正の準備作業と宮内省改革をめぐる宮内省内の対立（それは徐々に関屋貞三郎宮内次官と小原駿吉内匠頭との激しい対立へと収斂していく）や柳原白蓮事件などの華族のスキャンダルに対する宮内省の対応などについても、倉富日記から多くの情報が得られる。また、李王世子顧問として倉富は、李王世子夫妻の朝鮮旅行に随行し（1922年4月23日から5月20日）、そこで生後9ヶ月の夫妻の長男李晋の突然の病死に立ち会うことになる²⁰⁾。さらに、元東久邇宮宮務監督であった倉富は、やめたあとも東久邇宮家の家政について宮附事務官の金井四郎から情報を得ており、また宗秩寮総裁事務取扱および宗秩寮御用掛としてパリに滞在する東久邇宮稔彦王の留学をめぐる紛糾にいやでもまきこまれざるをえなかった。稔彦王と宮内省の対立がどのように深まっていったのか、倉富日記はその内情を明らかにしてくれる。

宮内省関係以外の公職としては、枢密顧問官のほか引き続き臨時法制審議会の委員であり、また1922年2月14日に賞勲局の議定官に就任している²¹⁾。

公職ではないが、引き続き旧久留米藩主有馬伯爵家の家政相談人（天皇家でいえば元老にあたる存在）をつとめている。そのため、第2巻でも有馬家の家政問題についての記述が日記のかなりのスペースをしめている。倉富の関与は本家の有馬伯爵家にとどまらず、分家の有馬子爵家、有馬男爵家の家政にも及んでおり、さらには有馬伯爵の子女の養家、婚家（安藤伯爵家、松田男爵家、奥平伯爵家、稲田男爵家）からも相談相手として、さまざまな問題が倉富のところに持ち込まれてくる。それらに関する日記の記述から、この時期の華族（とくに大名華族）の家の経営がどのようになされていたのかを知ることができるのである。

註

- 1) 『岡部長景日記』（柏書房、1993年）、272
- 2) 『原敬日記』第5巻（福村書店、1981年）、119
- 3) 前掲書、101

- 4) 『倉富勇三郎日記』第1巻、275
- 5) 『原敬日記』第5巻、114
- 6) 『倉富勇三郎日記』第2巻、481
- 7) 同上
- 8) 同上
- 9) 前掲書、507
- 10) 前掲書、834
- 11) 前掲書、554
- 12) 前掲書、834
- 13) 前掲書、689
- 14) 前掲書、722
- 15) 前掲書、689
- 16) 前掲書、420、707
- 17) 前掲書、706
- 18) 前掲書、183、188
- 19) 前掲書、259
- 20) 前掲書、699、700、口絵写真参照
- 21) 前掲書、578

倉富勇三郎の前半生—宮内省入省まで

永井 和

倉富勇三郎自身の手になる伝記資料としては、「年譜」（出生から 1946 年までの記事）、「官歴」（1875 年から 1945 年までの記事）、「履歴」（明治 5(1872)年から 1917 年までの記事）、「履歴書」（1875 年から 1916 年までの記事）があり、いずれも勇三郎の曾孫にあたる倉富恒二氏の所蔵にかかる（以下倉富恒二氏所蔵の資料を「倉富家資料」と記す）、回想記事としては、1927 年 6 月に千代田通信社記者井原頼明の取材に答えた内容を書き残したメモ（国立国会図書館憲政資料室所蔵「倉富勇三郎文書」31）と、1928 年に雑誌『実業之日本』に寄せた「余が一生の運命を支配した感激すべき父母の教訓」（『実業之日本』第 31 卷 1 号）と題する文章がある。後者には、1873 年 3 月に父の勧めで勇三郎が上京しようとした時に、父胤厚が与えたはなむけの言葉「玉女談」なるものが収められている。また、死後に編纂された伝記としては、古賀益城編『元枢密院議長倉富勇三郎博士』（1976 年）がある。ちなみに古賀益城は勇三郎の甥である。それらと倉富日記の記述をもとに、宮内省に入るまでの勇三郎の経歴を記すと、おおよそ次のようになる。

I 出生と修業時代

倉富勇三郎は、嘉永 6（1853）年 7 月 16 日（陽暦では 8 月 20 日）に、久留米藩領の筑後国竹野郡徳童村（現在の福岡県久留米市田主丸町秋成）に生まれた。倉富氏は、筑後川の中流域に数多くの支流・分家を有する名家であるが、遠く祖先を肥前佐賀の龍造寺氏にもち、第 14 代当主龍造寺康家の孫胤知が天文年間に筑後川中流の竹野郡森部（現在は久留米市田主丸町森部）に土着し、倉富姓を名乗ったことにはじまるとされるが、この間の事情は、倉富勇三郎の甥である倉富啓二郎が編纂した『貽慶録』（1934 年）に詳しい。勇三郎の生家徳童倉富家はこの倉富氏の一支族であり、代々徳童村およびその近隣の坂井村の庄屋をつとめてきた。勇三郎の生家であった徳童倉富家本家の旧居跡は現在「くじらの森」と呼ばれてこの地域の史跡となっている。

父親の胤厚（1829～1890）は、筑後国三潞郡大隈村の庄屋園田為右衛門義明の次男であり、幼名熊三郎、通称八兵衛のちに篤堂と号した。胤厚ははじめ重富繩山に学び、天保 15（1844）年に広瀬淡窓の咸宜園に入門した。18 歳の時に徳童倉富家第 8

代倉富又市胤親の養子となり、又市の三女久仁子と結婚して家督を継いだ。久仁子は勇三郎の母である。又市には2人の男子があったが、いずれも早世したので、三女であった久仁子に婿養子をとったのである。当時又市は天保3(1832)年の亀王組百姓一揆に連坐して庄屋を免ぜられて所払いの身であり、徳童倉富家は苦境におかれていた¹⁾。その家督を継いで倉富家を立て直したのが胤厚であった。

なお、胤厚の実父園田為右衛門義明も養子であり、実父は竹野郡吉本村庄屋三浦幸右衛門義忠である²⁾。しかも三浦幸右衛門義忠の実父は、徳童倉富家第5代倉富三郎右衛門胤良であった。すなわち胤厚は倉富三郎右衛門胤良の外曾孫であり、その玄孫にあたる久仁子と結婚して徳童倉富家を継いだわけである。

ちなみに、徳童倉富家第6代文作胤将の次男は、久留米藩の儒者で、藩校明善堂創立に尽力した広津善蔵弘恒(藍溪)の長男である広津善蔵弘卿の養子となっており、広津家の家督を継いで広津八次弘友と名のつた³⁾。この広津八次弘友の子が、長崎の医者で明治初年に対朝鮮外交で活躍した広津弘信である。広津弘信と倉富又市胤親と倉富胤厚の3人は、ともに徳堂倉富家5代目倉富胤良の曾孫であり、お互いに又従兄弟の関係にあった。

弘信は若い頃京都で医術を学んだが、24歳の時に故あって塾居を命ぜられ、父親の実家である徳童倉富家に数年間滞在していたという。ちょうど胤厚が久仁子と結婚して倉富家の家督を継ぐ頃である。その後弘信は各地を放浪したあと、長崎で医業を開業したのであった。この広津弘信の長女宣子が後に勇三郎の妻となる⁴⁾。広津宣子は慶応3(1867)年6月22日(陽暦では7月23日)の生まれで、父は広津弘信、母はリウであり、正人、直人、武人の3人の兄がいた。正人は生涯独身で、晩年は倉富勇三郎・宣子の家に居候していたらしく、1918年5月に東京赤坂区丹後町の倉富の家で病死している。正人の墓をつくる話が第1巻の日記に出てくるのはそのためである。次兄の直人が「今戸心中」で有名な明治の小説家広津柳浪である。

文久元(1861)年に胤厚は徳童村に私塾収好堂を開いて近隣の子弟を教育し、慶応3(1867)年に久留米藩の命により太宰府にあった三条実美以下の五卿の警護役として派遣されたことがある。翌4年には郷校弘道館の教師となり、さらに明治3(1870)年に久留米藩の士籍に列し、藩校明善堂の教官に抜擢された。廃藩置県後、徳童小学校を開いて校長となるが、1874年に勇三郎を連れてともに上京し、新聞記者や英語学校で漢文を教授した。翌年郷里に帰り、1876年には船越小学校の校長となっている。さらに1879年には福岡県会議員となり、翌80年には県会副議長に就任したが、翌年議員を辞職し、1890年に没した。

勇三郎の兄は恒二郎(1851~1891)といい、藩校明善堂に学んだあと、重富縄山、草場佩川、広瀬林外(広瀬淡窓の甥で咸宜園の塾長)に漢学を学んだとあるので⁵⁾、や

はり咸宜園の門生であったと思われる。恒二郎も明治初めに東京に遊学し、法律学を修めて弁護士になった。一時長野県や大阪府で弁護士として活動したこともあったが、福岡県に戻って自由民権運動に加わり、九州改進黨に属した。1880年には、父胤厚にかわって福岡県会議員となり、筑後川の改修工事に尽力するとともに、福岡日々新聞の創刊者の一人となった。1890年には同新聞社の社長となり、第1回衆議院議員選挙に出馬するが（福岡第4区）落選し、その後は新聞経営に専念した。しかし、父の死の翌年にあとを追うようにして亡くなっている。

このように、勇三郎の生まれた倉富家は古い由緒をもつ地方の名望家であり、その父と兄は明治前期の筑後地方の政界、言論界で指導的地位に立つ人物であった。ただし、2人とも1890、91年に相次いで没しており、そのことが福岡における倉富家の地位に少なからぬ影響を及ぼしたと思われる。なお、胤厚には恒二郎、勇三郎のほかに2女1男があり、勇三郎の姉美佐遠は村山左衛太に嫁し、妹礼以子は徳童倉富家の分家の一人である倉富辰実⁵に嫁ぎ、弟強五郎はやはり分家の倉富鉄之助の養子となり、長じては福岡県浮羽郡船越村村長、浮羽郡会議長を歴任している。

幼少期の倉富は身体が丈夫でなく、20歳まで家郷で過ごしていた。7、8歳の頃より父から漢学を学び、12歳の時に田主丸の重富繩山の塾に入り、さらに米谷有里にも師事した。次いで父胤厚が教師をしていた郷校弘道館に学び、明治3（1870）年に藩校明善堂の学生となった。明善堂に入る前に、ある人から長崎に遊学し、洋学を学ぶよう勧められたが断ったという。廃藩置県で藩校がなくなったあとは、父の命で一時肥前の草場船山の塾に入塾した。1873年4月には、再び父胤厚の命で東京遊学に出発するべく長崎にいる親族のもとに赴いたが、一緒に上京するはずの長崎の親族の都合で出発が遅れたためいったん郷里に戻り、1874年6月になって今度は父胤厚とともに上京したのであった。伝記史料には明記されていないが、この「長崎の親族」とは広津弘信の一家を指しているのだと思われる。

前記「玉女談」は、最初に勇三郎が郷里を出発する際に、胤厚が与えた餞別の辞であるが、それには、上京後は自ら洋学を学ぶために先に上京していた広瀬林外を頼るようにと、父胤厚が勇三郎に命じたとある。しかし、勇三郎父子が東京に着いた時にはすでに林外は亡くなっていた。

上京した勇三郎は、1875年11月に東京英語学校の講読教員となり、1877年7月に辞職するまで同校で漢文を教えていた。1877年9月に司法省出仕生徒に採用され、司法省法学校に入学する。この時点で、倉富は広津弘信の家に同居していたと思われる。なぜならば、法学校入学時の司法者からの呼び出し状の宛先が「西ノ久保葺手町二番地 広津弘信方 倉富勇三郎殿」となっているからである⁶。

広津弘信は明治維新の際に九州鎮撫総督沢宣嘉に郡県論等の意見書を出したこと

で注目され、久留米藩の長崎聞役に任じられていたが、明治3(1870)年、同じ久留米藩出身の佐田白茅とともに朝鮮に渡り、それ以降外務省の官員として朝鮮と日本の間を往復し、対朝鮮国交交渉の実務を担当するようになった。広津弘信の家族は久留米および長崎に住んでいたが、1874年に長崎から東京に居を移した。勇三郎父子の上京と広津一家の上京とがほぼ同時期なのは、偶然の一致とは思えない。いずれにせよ、上記の呼び出し状の宛先からして、上京した勇三郎は親戚である広津家を頼り、その家に同居していたのはまちがいないと思われる。勇三郎と宣子は宣子がまだ幼い頃からの知り合いであったわけである。なお、弘信は1876年に外務省を退職して東京に戻っている。

勇三郎が入学した司法省法学校は、西洋法の継受のために西洋法学を身につけた司法官を養成する目的でつくられた官立学校であり、1885年に東京大学法学部に吸収されるが、8年間の正則科(1872年開設)と2年間の速成科(1876年開設)が併設されていた。倉富が入学したのは速成科の方である。正則科は、一期生20名が卒業した1876年に、新たに二期生100名を募集した。原敬が入学したのはこの二期生であり、その同期には梅謙次郎、松室致、河村讓三郎、富谷銚太郎、古賀廉造、小宮三保松、河村善益、田部芳等がいた。いっぽう速成科は、1877年6月に第一期の生徒50名を募集し、倉富はその入学者の一人であった。

倉富が司法省法学校を受験したのは、父胤厚が司法官を志すよう勧めたからであったが、倉富の回想によれば、最初は速成科ではなくて、1876年に募集があった正則科を受験するつもりだったという。しかし、1853年生まれの倉富は、募集の時点ですでに規定の応募可能年齢を越えていた。1876年3月5日の司法省の「法学生徒招募告示」によれば、正則科の生徒は「年齢満一八歳ヨリ二十歳マテノ者ニテ和漢書籍ノ概略ニ通スルモノヲ募ルヘシ」とされていたからである。これに対して、速成科の生徒は「二十歳已上三十歳已下ニテ身体強壯、品行方正ノ者ヲ選ヒ、漢籍講義ト、無点文句読訓点ヲ為サシメ、其ノ才学ノ浅深、試験ノ上、之ヲ許ス」であった⁷⁾。

そこで正則科を志願しようと考えた倉富は、他の応募者の真似をして、年齢を誤魔化して受験願書を出したのだが、父胤厚から司法官を志す者が自ら不正を行って入学するのはけしからんと厳しくたしなめられ、願書を取り下げて受験をあきらめ、翌年募集のあった速成科を受験したのであった。

速成科では、通訳付きでフランス民法(講師はボアソナード)、イギリスコモン・ローの一部(講師はヒル)の講義を聴き、それ以外には民事刑事の事実問題に対して裁判案を作らされた⁸⁾と、倉富はのちに回想している。正則科に比べて速成科で教授される法学の内容は明らかに「速成的」だったようで、後年倉富は、自分は法学を学んだともいえないが、かといって学ばなかったともいえない中途半端な教育を受け

たと述懐している。

速成科一期生の卒業生 39 名のうち卒業時の席次第一位は倉富であった⁸⁾。成績優秀だったわけである。同期の卒業生には、本巻の倉富日記にも頻繁に登場する柳田直平、永島巖、矢野茂をはじめ、津田董、伊東景直、藤堂融、川目亨一等がおり、後輩には尾立維孝、川淵龍起、国分三亥などがいた。

手塚豊は、司法省法学校閉鎖後 15 年を経た 1902 年の時点で、司法部内において司法省法学校出身者のしめる割合を調べ、彼らが大審院をはじめ各裁判所において大きな勢力を占めていたことを明らかにしている。1902 年の時点で勅任判事・検事は 52 名をかぞえたが、その半数に近い 25 名が司法省法学校出身者であった。残り 27 名のうち 23 名が近代的な正規の法学教育を受けていない「非学歴組」であり、4 名が東京大学の出身者である。

もっとも、この 25 名の司法省法学校出身者のうち 20 名が正則科の卒業生（「八年生組」とよばれた）で、速成科出身者（「三年生組」とよばれた）は 5 名にすぎない。卒業生の絶対数からすれば速成科のほうが正則科よりもはるかに多いのだが、勅任判事・検事まで昇進するには、やはり正則科出身の学歴が大ききものをいったのであろう。速成科の出身者は、昇進しても控訴院の判事、検事、地方裁判所の所長、部長判事、検事正等の中堅幹部職までの者が多かったのである。

なお、同じ 1902 年の時点で、司法省幹部である次官・局長クラス 3 人（総務長官、民刑局長、監獄局長）のうち、民刑局長の倉富のみが法学校出身であり（他の 2 人は「非学歴組」）、5 人いる司法省参事官のうち 2 人が法学校出身者であった（正則科の河村讓三郎と田部芳、他の 3 人は東京大学法学部卒⁹⁾）。これからわかるように、成績トップで卒業した第一期生の倉富は速成科の出世頭であり、正則科に比べて昇進の遅い速成科出身者の希望の星ともいうべき存在であった。なお、正則科第二期生の卒業成績第一位は梅謙次郎であり、第二位が河村讓三郎であった。

II 司法官僚・司法官時代

速成科で法学を習得した倉富は、卒業後 1879 年 11 月 1 日付で司法省の官員に採用され、2 年間の判任官生活のあと、1881 年 12 月に奏任官である判事に任じられた。年俸 660 円である。もっとも、判事になったとはいえ、実際に法廷で訴訟を審理する裁判所勤務ではなくて、司法省の本省勤務であり、司法行政事務を担当していた。

「官歴」に記録されている辞令をみていくと、判任官時代に最初に配属させられたのは、速成科の法学生徒に関わる事務や代言人の願書を審査する照査課であったが、

1880年5月からは司法省法学校全体の事務を担当する生徒課に移っている。1882年6月に検察および検事に関する事務を担当する第十局詰を兼務するが、それまでの間、倉富はもっぱら司法省法学校関係（それも速成科）の事務に従事していたのだと思われる。その関連で早くから法学生徒入学試験や判事登用試験、代言人資格試験の委員をつとめている。1884年6月からは第十局専務となり、司法省の組織変更で1884年7月に第十局が検務局に再編されたあとも、そのまま検務局で勤務しつづけた。つまり、司法省法学校が廃止されたあとは、検察関係の司法行政事務を専門に担当していたわけである。

この間、1882年2月15日に広津宣子と結婚し、1885年2月28日に長男鈞が生まれている。翌86年6月には次男孚（まこと）が生まれたが、生後1ヶ月で早世した。三男隆は少しおくれて1890年7月2日の生まれである。なお、隆の誕生は、父胤厚の死去（同年6月30日）と相前後しており、倉富は、父の病氣見舞いと葬儀のため弟強五郎とともに郷里に帰省中であった。強五郎は、1887年9月から就学のため東京で勇三郎一家と同居していたようである。

内閣制の開始にともなう司法省の官制改革によって検務局は廃止された。それにとまって、倉富も1886年1月に東京始審裁判所詰となり、本省をはなれる。しかし裁判所勤務は長く続かず、翌87年2月には再び司法省に戻って、今度は参事官となり、刑事局に勤務するようになる（司法大臣は山田顕義、刑事局長は河津祐之）。この87年時点での司法省の職員録をみると、15人いる司法省参事官のうち、倉富の序例は9番目である。なお、同じ刑事局配属の参事官に江木衷がいた。陪審法の問題をめぐる臨時法制審議会で倉富と激しくやりあう委員の一人である。江木は司法省法学校ではなくて、東京大学法学部の出身であるが、1889年には井上馨農商務大臣の秘書官となって司法省をやめている。

1891年5月に、日本を訪問中のロシア皇太子が滋賀県大津で巡查津田三蔵に斬りつけられ負傷するという大津事件がおこると、その処理のため倉富は大津地方裁判所に出張を命じられた。1890年の官制改革で司法省の参事官定員は5人に減員されており、倉富が刑事局の筆頭参事官であった。平沼騏一郎の回想によれば、本来ならば刑事局長河津祐之が山田司法大臣に随行して大津に出張すべきであったのだが、事件の第一報が入ったときに河津は司法省に居らず、「心当りの待合を調べたが居ない。そこで仕方なく倉富勇三郎が行った」とある¹⁰⁾。

倉富自身のちに大津事件当時のことを回想している¹¹⁾。倉富は、山田司法大臣も含めて当初司法省ではこの事件は通常の謀殺未遂事件に該当するとみなしていたが、ロシアに対する配慮から、是非とも犯人津田三蔵を死刑にすべきだと判断した松方内閣の意向により、山田司法大臣がこの事件を明治15年刑法第116条の大逆罪とみ

なして裁判すべきであるとの指示を三好退蔵検事総長に与えたため、やむなくこの事件を大逆罪事犯として大審院の管轄に移す請求をするにいたった経緯を述べるとともに、死刑判決を求める松方内閣の干渉を司法権の独立を犯すものとして批判した児島惟謙大審院長が、三好検事総長の請求を入れて大逆罪事犯と一度は認定して大審院の管轄に事件を移しながらも、のちになって本来は第一審として地方裁判所が管轄すべき謀殺未遂罪事犯として判決を下すように大審院の担当判事を強く誘導したとして、児島の態度に大きな矛盾があったことを指摘している。

つまり法的手続きとしては、児島が本来なすべきであったのは、検事総長の請求を却下して、あくまでも地方裁判所に事件の処理を委ねるようにするか、あるいはそれができない場合には、大審院の判事を指導して、公判を開始するのをやめさせるべきか、そのいずれかを採るべきであったのであり、そうしなかったのは、児玉自身がある時期までは内閣の諸大臣と同じ考えをもっていたのではないかと、倉富は指摘しているのである。

ただし倉富は同時に、大審院が初審裁判所として審理できるのは、裁判所構成法第 50 条 2 項に定める皇室に対する事犯に限られるのであり、そうでない津田三蔵事件に初審かつ終審として判決を下したのは、被告人の上訴の権利を奪うものであって不当であるとする批判に対しては、法律論としては一理あるとしても、大審院自らが公判を開くことを決定した以上、有罪の判決を出さずに管轄違いであるとの判断を下すのは實際上不可能であり、大津事件のもつ政治的・外交的な重大性を鑑みれば、たとえ被告人が上訴しても刑の軽減がなされるわけがないので、大審院の判決を終審としたことは十分了解できると述べている。つまり、児島大審院長の訴訟指揮には大きな問題があるが、大審院が下した判決そのものについては法律的に問題がないというのが倉富の立場である。

この大審院が謀殺未遂罪で有罪判決を下したこと自体は誤りでないとする主張は、大津事件当時の倉富の主張でもあった。国立国会図書館憲政資料室に所蔵されている「倉富勇三郎関係文書」中には、司法省野紙に記された倉富自筆の覚え書きがあり¹²⁾、そこには今紹介したような後年の回想とほぼ同じ主張が記されている。おそらく当時司法省の答弁書として公開されたものと同じ内容だと思われるが、謀殺未遂罪の事犯を「管轄違い」として地裁に差し戻さず、大審院が自ら有罪判決を下したのは「極メテ適當ナルヲ信スルナリ」と弁護している。

大津事件の年、10月22日付で倉富は再び判事に任じられ、函館控訴院部長となったが、翌日田中不二麿司法大臣から東京に留まって、司法省の事務を執るよう命じられた。前日発令された人事が事実上キャンセルされたのである。さらに11月には再び司法省参事官に返り咲いている。異例の措置というべきだが、なぜこのような

ことになったのか、倉富の書いたものからは理由をうかがいしることはできない。はたしてこれが大津事件の処理をめぐる司法部内での対立と関係があるのか（大津事件の判決が確定したあと司法大臣の山田と検事総長の三好は辞任している）、ないのか、それも不明である。

大津事件の後、1891年7月に司法省の行政整理がおこなわれ、総務局以外の民事局、刑事局、会計局が廃止され、刑事局と民事局の業務も総務局一局に吸収された。前年の裁判所構成法の施行により、司法省の参事官定員も12から5に削減されていた。参事官の裁判所への転任が相次いだのである。さらに3年間のドイツ留学から横田国臣が帰国し、筆頭参事官に就任した。倉富の人事もこれらの動きと何らかの関係があるのはまちがいない。ちなみに、1891年10月時点での参事官は、横田、熊野敏三（司法省法学校正則科一期生、フランスに留学し法律学博士の学位取得）、本多康直（ドイツ留学、ゲッティンゲン大学で法学を学び、博士号を取得）、倉富、馬場愿治（東京大学法学部卒）の5人であった。このうち刑事法が専門なのは横田と倉富で、あとの3人は民法・商法の専門家であった。

ほかに、この年の6月に兄恒二郎が福岡で重病となり、先年父を亡くした倉富はその見舞いのため7月の初めから福岡に帰り、兄の死をみとったうえ、葬儀さらには家督を甥啓二郎に継がせるなど一切のことを取り仕切り、8月19日になるまで帰京しなかった事実がある。あるいはこの長期欠勤のため本省に居づらくなったのであろうか。なお、倉富は1894年11月1日付で分家し、戸主となった。また1901年10月21日に母久仁子を亡くしている。

もっとも、この人事に関しては、次のような可能性も考えられないではない。というのは、1890年11月1日に裁判所構成法が施行され、控訴院判事の任用は5年以上の判事もしくは検事の在職経験がなければならないことになったのだが、同法の施行条例では、構成法の施行後1年以内であれば、司法大臣はその規定によらずに控訴院判事を任命できることになっていた。倉富の判事在任年数は5年をこえているが、実際に始審裁判所で勤務していたのは1年余りである。ひょっとすると、この函館控訴院部長への人事異動は、形だけでも倉富を控訴院判事に任命することで、裁判所構成法のもとでの判事・検事の資格を与えるためのものだったのかもしれない。

司法省参事官時代の倉富には2冊の著書がある。

倉富勇三郎『刑事訴訟法講義』（東京法学院二五年二年級講義録）、東京法学院、1891年
倉富勇三郎『刑法講義』監獄官練習所、1892年

いずれも刑事法に関するものであり、東京法学院（中央大学の前身）や内務省の監

獄官練習所で担当した刑法や刑事訴訟法の講義のテキストである。長年検察関連の司法行政事務を担当してきた倉富は刑事法が専門であった。

1892年に司法省内に設けられた刑法改正審査委員となり、1882年施行の旧刑法の改正案の起草に従事する。委員長は司法次官三好退蔵、他に横田国臣民刑局長、石渡敏一、古賀廉造などが委員であった。この改正審査委員会はドイツ留学帰りの横田のリーダーシップのもとに、フランス式であった旧刑法にかえて、ドイツ法の影響の強い、まったく新しい刑法案を作成した。倉富にはドイツ法の素養はなかったが、横田に協力することで新刑法草案の起草・審査に大きな役割をはたした。その過程で倉富は横田から部下として信頼されるにいたったのだと思われる。

倉富が刑法・刑事訴訟法の専門家であったことは、彼が法典調査会委員に任命されたのが1898年になってからであったことからわかる。法典調査会は1893年に設置されたが、当初は民法・商法の修正が主目的であり、法典調査会に刑法改正案が諮問されたのは1899年であった。司法省の刑法草案起草メンバーがほぼそのまま法典調査会の委員に任命されたのである。法典調査会での審議・修正後、1901年の第15回議会にはじめて刑法改正案が提出されるが、その際には倉富が民刑局長として政府委員をつとめている。1902年の議会でも同様であった。これ以降、1907年に刑法案が議会を通過するまで、それは続くのである。

さて話をもどすと、大津事件の翌1892年におこった司法官弄花事件で、児島惟謙大審院長は退陣に追い込まれる。司法部の内紛の善後処理のために山県有朋が司法大臣となり、その腹心の部下清浦奎吾が司法次官となり、清浦の盟友横田国臣が新設された民刑局長に就任した。これを機に司法省では清浦・横田体制が確立されていく。1896年に清浦が司法大臣となると、横田も司法次官に昇任するが、この時期は、老朽淘汰の名で明治初年以來裁判を担当してきた「非学歴組」の判事・検事が退職させられていく時期でもあった。司法部において司法省法学校・東京大学法学部出身の「学士組」の台頭が一気に進んだのである¹³⁾。その背景には民法・商法実施延期後、条約改正に向けて法典整備が急務とされる状況があり、新法典の施行にそなえてその執行にあたる司法官の世代交代が避けられないとの認識があったわけだが、「学士組」の支持のもとに、その動きをリードしたのが清浦奎吾・横田国臣のコンビだったのである。そして、この流れの中で速成科の優等生である倉富も、清浦・横田にその能力を見出され、着実に昇進していったのだった。

第二次松方内閣で清浦が司法大臣になると、民刑局長の横田が次官に昇任した。倉富は1895年から筆頭参事官であったが、横田の後任として民刑局長となったのは高木豊三（正則科第一期卒業生）であった。この横田次官・高木局長のもとで、司法官人事の大刷新計画が周到に準備され、1898年6月に司法部において前代未聞とい

われる判事・検事の大量退職が断行された。大阪控訴院長北畠治房、東京控訴院長大塚正男、名古屋控訴院長土師経典、東京控訴院検事長野村維章、大阪控訴院検事長林誠一、名古屋控訴院検事長加納謙等のほか大審院、控訴院、地方裁判所の判事・検事数十人が退任、退職したのである。この人事異動の一環として横田自身は検事総長に横滑りし、高木が横田の後任として次官となった。筆頭参事官であった倉富も高木の後任として民刑局長に昇任した。司法省に入って約 20 年にして、勅任官の地位を手にいれたのであった。時の司法大臣は第三次伊藤内閣の曾彌荒助である。

このような動きから明らかなように、倉富は清浦・横田グループに属しており、その意味では広い意味での山県系官僚閥の一員であったとみてよい。清浦・横田との人脈は倉富が司法部を去っても継続しており、宮内省時代の日記においても、倉富と清浦（枢密院副議長）、横田（大審院長）とは互いに「腹を割った」話のできる間柄であったことがうかがえる。たとえば、倉富が枢密顧問官に就任するお膳立てをしたのは横田であったし¹⁴⁾、逆に横田は自分の女婿の宮内省入りを倉富に依頼したりしている¹⁵⁾。また清浦も、波多野宮内大臣に直接会って機密の話ができない場合に、倉富にその意を伝えさせたことが再三ならず見受けられる。

第三次伊藤内閣末期の司法部大刷新人事の張本人であった横田が、彼自身留学経験はあっても正規の法学教育を受けていない「非学歴組」であったにもかかわらず、司法次官から検事総長に横滑りしたことは、退職者の強い反発を買い、そのため新たに成立した第一次大隈内閣の大東義徹司法大臣から横田に退職勧告が出されるといふ事態になった。勧告に応じなかった横田は、ついに大東から懲戒免職処分を受けるにいたる。検事総長が司法大臣によって懲戒免職されるという前代未聞の事件がおこったのだった。次官の高木は早々に退任し、そのあとを元大審院判事で弁護士、衆議院議員の山田喜之助がおそった。この大刷新人事には、予想される憲政党内閣の成立を前にして、山県系官僚（司法部では清浦・横田とそれを支援する「学士組」司法官僚達）が憲政党内閣の獵官人事を防止せんとして先手を打ったものとの側面があるとされるが、結果としては、それを推進した横田・高木が司法部を追放され、民刑局長となった倉富一人があとに残されたかたちとなった。せつかく獲得した民刑局長の椅子であったが、決して居心地のいいものではなかったはずである。

しかし大隈憲政党内閣も長続きせず、そのあとの第二次山県内閣で再び清浦が司法大臣となり、そのもとで横田も復活するにおよんで（最初東京控訴院検事長となり、次いで検事総長に再任）、清浦・横田体制は危機を脱したのであった。それにより倉富の民刑局長在任も 4 年以上におよぶことになった。司法次官には山県系内務官僚の小松原英太郎が起用され（小松原はそれまで司法部とはまったく無関係であった）、半年あ

まりの在任ののち、司法部生え抜きの波多野敬直が東京控訴院検事長から司法次官に転任した。そのあとの東京控訴院検事長に横田が復活したのである。波多野は宮内省時代の倉富日記に頻繁に登場する波多野宮内大臣その人であるが、肥前出身の「非学歴組」で、本省では総務局や大臣官房での勤務が長かった。波多野次官、倉富局長のコンビは三年半続いた。

倉富の民刑局長時代に司法官増俸要求事件がおこっている（1901年2月、司法大臣は金子堅太郎）。この事件と倉富の関係は不明だが、全部で6人（横田、高木、石渡敏一、河村讓三郎、平沼騏一郎）いる歴代の民刑局長で司法次官にならなかったのは倉富だけであることと、あるいは何らかの関係があるかもしれない。1906年に書かれた倉富日記では、倉富はこの時造反司法官の厳罰論を唱えたために、司法部内で人望を失ったと回想している。

1902年10月に民刑局長から大審院次席検事に転じるが（司法大臣は清浦奎吾、検事総長は野崎啓造）、その後任には東京大学法学部卒で欧州留学組の石渡敏一が就任した。その1年後におこなわれた第一次桂内閣の改造で清浦が農商務大臣専任に転じると、司法総務長官の波多野が司法大臣の後任となり、民刑局長の石渡はそのまま総務長官に昇任した。もしも倉富がそのまま民刑局長にとどまっておれば、波多野大臣のもとで倉富が総務長官になったかもしれない。しかし、倉富よりさらに若い石渡の総務長官就任により、司法本省での倉富のキャリアも民刑局長でストップしたとみてよいであろう。

1902年に大審院次席検事に転じてから、以後1907年に内地の司法部を去って韓国に渡るまで、倉富はずっと検察畑にいた。1903年10月に大阪控訴院検事長となり、翌04年4月に東京控訴院検事長に転じた。その時点では次期検事総長の有力候補の一人だったと思われる。なぜなら、高等官一等の勅任検事は検事総長の横田国臣のほかには、東京控訴院検事長の倉富、大審院次席検事の田部芳、大阪控訴院検事長の藤堂融の3人だけであり、倉富の前任者の横田、波多野敬直、野崎啓造のうち横田と野崎は東京控訴院検事長から検事総長に昇任し、波多野は司法次官に転じていたからである。しかし、1906年7月に検事総長横田が大審院長に転じて、検事総長のポストが空いた時には、倉富がその後任に選ばれることはなかった。横田の後任となったのは、それまで司法本省に勤務した経験もなく、しかも裁判所判事の経験が長かった長崎控訴院長の松室致であった。

倉富が検事総長になれなかったのは、日比谷焼打事件の裁判が原因であった。1905年9月5日に日比谷公園で催されたポーツマス講和条約反対の国民大会に端を発し、9月7日まで首都東京を揺るがしたこの事件は、焼打ち300カ所、死傷者千余名、検挙者1700名、起訴者300余名にのぼる大騒擾事件であり、そのため9月6日

に東京一帯に戒厳令が施行され、11月29日に解除されるまでそれが続いた。戒厳令の施行により、戒厳地域の地方官、地方裁判官、検察官は戒厳司令官である東京衛戍総督佐久間左馬太の指揮を受けることになり、佐久間総督は、9月9日付で東京控訴院検事長倉富に対し、騒擾事件に関する検察事務の執行に任ずるよう命じた。倉富は日比谷焼打事件捜査の検察側の責任者となったのである。

倉富はじめ検察側は、当初は河野広中等国民大会主催者を騒擾事件の首謀者として兇徒嘯聚罪で起訴することに否定的であったが、戒厳司令官の命令により起訴に踏み切った。しかし、第一審の東京地方裁判所の法廷は、証拠不十分であるとして河野広中等被告に無罪の判決を下した。これに対して検察側が控訴をしなかったため無罪判決が確定した。検察が控訴を断念したのは、もともと起訴自体に無理があったからだが、直接には、起訴から第一審判決までの間に第一次桂内閣が総辞職し、第一次西園寺内閣が成立したことが大きかった。機をみるに敏な横田検事総長は政治的判断から「非控訴論」を唱え、「控訴論」を主張する倉富検事長と対立した¹⁶⁾。波多野にかわって司法大臣となった松田正久は重大事件であるので閣議の判断をおおぎ、西園寺内閣は控訴しないことにしたのであった。

倉富は司法大臣の指示におとなしく従ったが、それでことが終わったわけではない。今度は検察側の責任者であった倉富の責任問題・進退問題が争点となった。判決確定後、各新聞や法曹ジャーナリズムは、控訴もできない事件をなぜ起訴したのか、その責任者である倉富検事長は辞職すべしとするキャンペーンをはり、弁護士会もそれに呼応して倉富の責任を追及しはじめた。司法部内でも意見はわかれ、検察当局は外部からの非難で人事を左右されるべきでないから、倉富は断固留任すべしとする擁護論とこれだけ世間を騒がせたのだから責任をとって自発的に退職すべしとする自決論とに分かれた。

横田検事総長はジャーナリズムの攻撃を回避するため、この際は左遷人事も甘受すべしという立場をとり、最初は断固留任論を唱えて倉富を叱咤激励していた波多野も、横田の説得と松田司法大臣の意向を知るにつれて転任論に転じ、倉富は次第に孤立していった。結局、倉富が辞任・退職・転任に応じない態度を貫いたために、検事長のポストはまっとうできたが、その過程で検事総長昇任の目はなくなり、松田司法大臣との関係も険悪となって、もはや司法部でどこにも行き場のない状態に追い込まれてしまったのである。もっとも、松室ではなくて倉富が横田の後任となっておれば、1910年の大逆事件の公訴は倉富の手で行われたことになるのである。

なお、1902年に検事に転じたあとも、1907年の第23回議会で長年の懸案であった新刑法が議決されるまで、倉富は政府委員として議会審議に関与し続けた。民刑

局長でもない控訴院検事長の倉富が帝国議会で政府委員として答弁するのは、異様な感じがしないでもないが、司法省内で新刑法のエキスパートとして自他ともに許す存在とみなされていたのであろう。刑法改正事業が終了したのを機に、1907年6月倉富は法学博士の学位を授与された。長年の功績が評価されたためである。しかし逆に言えば、積年の課題であった改正刑法の議会通過と施行により、もはや倉富を日本に引き留めておく理由がなくなったとも言えよう。そしてまさにその翌7月に、第三次日韓協約および附属秘密覚書が締結され、韓国政府は統監の推薦する日本人を韓国官吏に任用するとともに、行政事務と司法事務を分離して大審院以下の各級裁判所および監獄を新設し、その裁判所・監獄に日本人判事・検事・書記・典獄・看守を大量に雇用することに同意したのであった。

III 統監府・朝鮮總督府時代

1907年9月、倉富は招聘に応じて韓国政府に雇用されることを許され、韓国政府から法部次官に任命された。同時に統監府参与官に就任した。倉富は韓国政府の官吏となったが、日本政府の官吏の身分も同時に保持したままであった。9月26日に新たに副統監に任命された曾禰荒助や、同時に韓国応聘が決まった荒井賢太郎（大蔵省主計局長から韓国政府度支部次官）、石塚英蔵（前関東都督府民政長官で統監府専任参与官）などとともに明治天皇に拝謁し、28日に韓国に向けて東京を出発した。途中広島で統監伊藤博文の一行と落ち合い、漢城（現ソウル）に着いたのは10月3日である。

赴任してすぐに、倉富は法部法律起草委員長、刑法校正官、法官銓考委員長、裁判所構成法及附属法令審査会委員長等の役職に任命され、少し遅れて法典調査局委員長、裁判所開庁準備委員長となっている。時の韓国総理大臣は李完用、法部大臣は趙重応であった。第三次日韓協約によって韓国内政権を日本の管轄下においた伊藤統監は、日本の支配権確立のため、韓国司法制度の近代化を推し進めることをその対韓政策の基本においた。日本の手で韓国の司法制度改革を行い、それを当時の「文明国標準」に到達させることができれば、諸外国が有している領事裁判権の撤廃も可能となる。それが実現できれば、日本は排他的に韓国を支配できるとともに、韓国が自力ではなしえなかった治外法権撤廃を日本の手によってはじめて実現できたとして、内外に対して日本の韓国支配を正当化できるわけである。それゆえ伊藤統監にとって、司法制度改革はまず何よりも先に着手すべきことがらであり、その対韓政策の核心ともなるべき事業であった。赴任した倉富は、伊藤統監のこの方針にしたがい、それを着々実行にうつすべく、刑法をはじめとする法典の整備と裁判所開設のための法的、行政的な準備に従事したのである。

倉富が 30 年近く勤務した司法省をやめて統監府に転じ、韓国に渡ることになった詳しい経緯、すなわち伊藤博文がなぜ倉富を選んだのか、また誰がどういう経路で伊藤に倉富を推薦し、韓国行きを勧めたのか、それはよくわからない。ただ、上に述べたような対韓政策の特色からすれば、伊藤が求めていたのは、一国の司法制度の近代化という大事業を托すにたる十分な技倆と経験をそなえた司法行政のエキスパート以外ではない。しかも、民事法についてはすでに梅謙次郎が韓国政府の法律顧問に任命され、調査事業を開始していたので、できれば刑事法の専門家であることがのぞましかった。だとすれば、その条件にかない、しかも渡韓可能な候補者となると、自ずからその範囲はしぼられてくる。そのキャリアを考えれば、現実問題としては、倉富をこえる有力な候補者は他にいなかったと断じてよいだろう。倉富自身にとっても、すでに国内では行き場のない立場にあり、韓国に新天地を求める気持ちは強かったはずである。

韓国政府法部次官として日本の手による韓国司法制度改革の事業に乗り出した倉富は、2年後の1909年10月に統監府司法庁長官となる。これは、同年7月締結の「韓国司法及監獄事務委託ニ関スル覚書」によって韓国司法権が日本に委譲され、韓国人および在韓日本人に対する裁判管轄権が新たに設置される日本の統監府裁判所に移されることになった結果である。これにより韓国政府の法部は廃止され、その権限と機能は統監府司法庁に吸収された。名は統監府司法庁長官だが、その職務は廃止された法部大臣と同じであり、倉富は名実ともに韓国の司法長官となったわけである。

この倉富の地位の変化は、日本の対韓政策の次のような転換にもなっていて生じた。先に述べたように、第三次日韓協約締結の時点で伊藤統監が志向していた司法制度改革構想は、韓国の司法制度を近代化して「文明国標準」に引き上げ、それによって領事裁判権の撤廃を実現するという方針にもとづいていた。そのために日本をモデルに韓国法典と裁判所の整備をはかったのである。これは当時すなわち 19 世紀末から 20 世紀初めの時点で、西洋列強が採用していた保護国における領事裁判権撤廃の二つの方式のうち、イギリスがエジプトで採用した方式に類似するもので、小川原宏幸はこれを「韓国法主義」とよんでいる¹⁷⁾。領事裁判権撤廃が実現された時点で、韓国人も外国人もともに韓国の裁判管轄権に服し、韓国法の適用をうけることになるからである。

いっぽう 1909 年の司法権委譲後は、韓国において日本の法がそのまま施行され、韓国人が日本の裁判所の裁判管轄権に服することになる。すでに日本国内では領事裁判権は撤廃されているので、あとは領事裁判権を有する外国が韓国においても日本の法と裁判権に服することに同意すれば、領事裁判権の撤廃が実現されることに

なる。この方式は、フランスがチュニジアで実施したもので、フランスの司法制度をそのまま保護国であるチュニジアに施行し、外国人をそのフランス裁判所の裁判管轄権に服させて、領事裁判権を回収する方式に似ていた。小川原はこれを「日本法主義」とよんでいる。

最初は「韓国法主義」をめざしていた伊藤は、1909年になってそれを放棄し、「日本法主義」へとその政策を大きく転換させた。それゆえ司法制度に関していえば、この1909年の転換こそが大きな節目となるのであり、司法面については実質的な日本による韓国の「併合」はすでにこの段階でおこなわれたとみてよい。1910年8月の「併合」により統監府は廃止されて朝鮮総督府となり、倉富の職位も統監府司法庁長官から朝鮮総督府司法部長官にあらたまるが、その職務権限や内容については、すでに1909年10月に生じていた転換に比べて、さほど大きな変化はなかったとみるべきであろう。

韓国へ赴任してから1913年9月に第一次山本内閣の法制局長官となって東京に戻るまでの6年間は、倉富にとっては司法官僚としてそのキャリアの集大成ともなるべき時期であった。保護国・植民地とはいえ、千数百万人の人口を有する韓国・朝鮮の事実上の司法大臣・司法長官としてそこに近代的な司法制度を創設するという大事業の責任者となったのである。司法官僚としての倉富の手腕や能力を正確に評価するためには、韓国・朝鮮時代の倉富の事績をきちんとフォローしなければいけないわけだが、残念ながらその詳細を語るだけの準備が今の私にはない。小川原や李英美などの最近の研究成果によりつつ、倉富が関係するいくつかのエピソードを紹介するにとどめたい。

1908年末頃に、倉富は「韓国ニ於ケル裁判事務ニ関スル件」という名の意見書¹⁸⁾を統監に提出した。その意見書の内容は、韓国で治外法権を有している在韓日本人については、従来統監府の理事庁が領事裁判所として裁判管轄権を有していたが、この理事庁を廃止し、現在韓国政府に聘用されている日本人司法官を用いて新たに日本裁判所（統監府裁判所）を設置して、在韓日本人の裁判をこの裁判所でおこなうべきだというものであった。

この意見書は、直接には領事裁判制度の再編を提案したものにはすぎないのだが、日本以外の外国が、治外法権を有する自国民の裁判管轄権をこの新設の日本裁判所に委任することに同意すれば、韓国における（日本以外の国の）領事裁判権の撤廃につながるという構想が、そこに提示されていた。つまり、韓国に派遣された司法官僚の代表として、倉富は「韓国法主義」ではなくて「日本法主義」の採用こそが領事裁判権撤廃の早道であることを示唆したのであった。それゆえ、伊藤統監がそれまでとってきた「韓国法主義」に対する批判が統監府内部においても出現したことを示

すものとして、この意見書は注目されてきた。

この点に着目した李は「日本法強制論者」の実力者として倉富を位置づけ、伊藤統監の「自治育成政策」の挫折による「保護」から「併合」への転換は、司法制度改革について言えば、「韓国民法制定論者」梅謙次郎から「日本法強制論者」倉富勇三郎への重心移動にあったと位置付けている¹⁹⁾。

次に、倉富の「年譜」によると、併合の翌年 1911 年 8 月に、朝鮮総督府政務総監の山県伊三郎に辞意を表明したとある。これは、寺内正毅総督が総督府参事官の秋山雅之介に命じて、現行の三審制を二審制に変更する内容の司法制度改革案を作成したことに抗議しての辞意表明であった。寺内は倉富の強硬な反対の前に二審制への改革をあきらめざるをえなくなり、倉富も辞意を撤回するのだが、倉富が職を賭してまでして寺内に反対したのは、ひとつには司法官の人員整理をきらったためであろうが、もうひとつの理由としては、朝鮮の司法制度をできるかぎり日本内地のそれと同一のものにしておくべきだとの考えによるのだと推測される。このような考えは、これを司法制度の「内地延長主義」と言ってもよいであろう。それに対して寺内が構想してうまくいかなかった二審制度への改革案は、朝鮮司法制度を日本内地のそれとは異なる特別のものであってよい、あるいは特別制度でなければ朝鮮統治はうまくいかないとする「特別統治主義」にもとづくものとみなせよう。後年倉富は、裁判所構成法を朝鮮にも施行し、それによって朝鮮と内地の司法制度の統一をはかるべきとする司法制度統一論者となるが、この二審制反対にみられるように、その萌芽はすでに総督府司法部長官時代に育まれていたといえよう。さらにいえば、上に述べたような「日本法主義」もしくは「日本法強制主義」の自然な展開として、倉富はそのような「内地延長主義」的な考えにいたったのだとみなすことができよう。

ちなみに、1919 年 7 月 27 日の日記に、倉富は親日派朝鮮貴族の宋秉峻との対話を記録しているが、宋が（三・一独立運動が朝鮮統治を揺るがしたあとになっても）「寺内は相変わらず頑固にて、朝鮮の制度は何事も変すへからず。憲兵も是迄の通り変更すへからすと云ひ、全く話にならず」とこぼすと、倉富は「寺内は総督たりしときより下僚に適當の人なく、意を迎ふる人のみにて、反対の意見を云ふ人なかりしに付、終に自ら用ゆる様になりたるなり」と、寺内が独善的であったと評している²⁰⁾。それに対して宋は、倉富が時々寺内の気に入らない発言をしたので、倉富のことを大変億劫に感じていたと答えているが、二審制案への反対はその一例といえよう。

IV 山本内閣の法制局長官

倉富の「年譜」および寺内正毅の日記によると、第三次桂内閣が成立してしばらく

たった1913年1月初めに、桂総理大臣から寺内総督に対して、司法部長官の倉富を法制局長官に転任させたいとの要請があった²¹⁾。倉富は熟考の末この話を断わるのだが、いかなる考えで桂が倉富を候補に選んだのか、またいかなる判断で倉富がこの話を断ったのか、それはよくわからない。「年譜」にも寺内日記にもそれに答えを与えてくれるような記述はない。法制局長官は法制官僚のポストとしては頂点に位置するものであるから、司法官僚としてキャリアを積み上げてきた倉富にとって決して悪い話ではない。それを断ったのであるから、桂内閣の前途に対して楽観していなかったのだらうと思われる。なお、桂内閣の法制局長官には内閣成立時の1912年12月の時点で一木喜徳郎が任命されており、1月になってさらに倉富に転任の話があったというのは不可解ではあるが、何か一木に問題があったのであろうか。

ところが、桂の就任要請を断っておきながら、第一次護憲運動で桂内閣が倒れたあとに成立した山本内閣から再び法制局長官への転任を求められると、倉富はこれを引き受けるのである。寺内の日記によれば、1913年8月23日に山本内閣の内閣書記官長山之内一次が寺内のもとに来て、倉富の法制局長官就任を求めたとある²²⁾。前任者の岡野敬次郎が行政裁判所長官に転じたため、その後任が必要となったのである。

倉富の「年譜」にはこの間の事情が詳しく記されている。8月24日に山県政務総監から電話で呼びだされた倉富は、山県から寺内総督が倉富に上京するよう命じてきたと伝えられる。用件は知らされなかったが、命にしたがって倉富が上京すると、検事総長の平沼騏一郎が新橋駅まで出迎えに来ており、倉富を法制局長官に転任させるよう外務大臣の牧野伸顕から頼まれたと告げた。平沼はかつて倉富の部下であり、日比谷焼打事件裁判の際にも民刑局参事官として倉富の苦境を目にしていた。平沼は司法部の後輩として、倉富の中央政界復帰を強く勧めたものと思われる。

29日に倉富が寺内に会うと、寺内は山本が倉富を法制局長官に転任させることを望んでおり、山之内を寺内のもとに派遣して転任を依頼してきたと述べ、桂内閣の時に倉富が転任の話を断った先例があるので、寺内が間に立つよりも、山本自身が直接倉富に話をして転任を求めるべきであると考え、そのため用件を告げずに倉富を上京させたのである、山本に会って話を聞くようにと告げた。寺内の言にしたがって倉富が首相官邸で山本に会うと、山本は法制局長官に就任するよう強く求めた。倉富は即答せず、しばらく考えさせてくれと答えて山本のもとを辞した。翌日再び寺内を訪れて、山本との会見の内容を報告した。寺内は倉富に対し、山本は朝鮮総督府の官制を改革する意図を有しており、その大綱は寺内も承知している。改革案の内容は現行の制度を大きく改変するものなので、これが実施されると寺内は総督を辞任しなければいけない。倉富は朝鮮の事情を熟知しているので、その倉富が法

制局長官になれば、（寺内にとっても）多少の便宜になるかもしれないが、倉富の進退は倉富自身に任せると述べた。

一日熟考した倉富は、結局法制局長官の話を受ける決心をした。そこで9月1日、山本に返事する前に倉富は寺内をもう一度訪問し、法制局長官転任の話を受諾する決意を打ち明けるとともに、山本が意図している官制改革構想は現行制度と相容れないので、就任後自分は内閣と総督府の板挟みとなって苦しむことになるだろうと述べた。それに対して寺内は、山本が施政方針を決定すれば法制局はその方針に従うのが当然であり、そのことで深く悩む必要はないと答えた。つまり、倉富は転任を受諾するにあたって、上司である寺内の承諾を求めたのだが、その際に就任すれば内閣の一員として将来寺内と対立することになるかもしれないと打ち明けて、寺内の了解を求めたのであった。それに対して寺内は、法制局長官という立場からすれば、内閣の方針にしたがうのはやむをえないことであると述べて、承諾を与えたことになる。寺内のもとを辞した倉富は山本に会い、受諾の返答をおこなった。山本は大いに喜んだと倉富は「年譜」に記している。

この時の寺内とのやりとりを、後年（1929年）になって倉富は田中政友会内閣の前田米蔵法制局長官に次のように語っている。

予カ朝鮮総督府ヨリ法制局長官ニ転任シタルトキハ其前ヨリ総督ノ権限ヲ縮少スル方針ヲ決シ、既ニ官制案モ成リ居リタリ。予ハ朝鮮総督（寺内正毅）ノ意向モ知り居リ、頗ル困リ、寺内ニモ話タルカ、寺内ハ此コトハ法制局長官ノカニテ左右スルコトヲ得ルモノニ非サル故、政府ノ方針通り執行スルヨリ致方ナシト云ヒタリ²³。

以上の経緯から、山本は朝鮮総督府の官制改革を実施するために、朝鮮法制に詳しく、かつ寺内にも言いたいことの言える人物として倉富に目をつけ、法制局長官の後任に所望したらしいこと、平沼等は倉富の中央政界復帰をのぞみ、倉富に就任を勧めたらしいこと、倉富は山本の官制改革案の内容が現制とは相容れないものであることを承知のうえで、法制局長官就任を受諾し、かつ就任後は寺内と対立することになるかもしれないことについて、寺内の了解を求めたのであった。寺内としては、倉富が山本内閣の反寺内方針に反対することを期待していたのであろうが、倉富がそれを承知のうえで、就任を受諾する意志を示したので、やむをえずこれを受け入れたのであろう。この時寺内と倉富の間で訣別がかわされたとみてよい。

寺内朝鮮総督をして、それが実行されたならば、自分は現職に留まることはできないと言わしめた山本内閣の朝鮮総督府改革案の具体的内容を示す文書が「朝鮮総督府官制」と「朝鮮総督府官制改正審査」である²⁴。この官制改革案のポイントは以下

の五点にあった。

1. 総督現役武官専任制の廃止・軍隊統率権の剥奪。
2. 総督の天皇直隷をやめ、内務大臣の監督下に置く。
3. 親任官である政務総監を廃止し、勅任官の総務長官に換える。
4. 統治行政機構の簡素化（5部9局を4部2局へ）と人員削減。
5. 憲兵警察の廃止。

法制局長官になったあと、倉富は朝鮮総督の権限を大幅に縮小するこの官制改革案の審査をおこない、さらに韓国併合時の明治天皇の詔書に代わる新しい詔書案の起草もおこなった。寺内総督に3年間つかえ、武断政治のもとで植民地朝鮮の司法制度の整備と運用にあたってきた倉富が、武断政治の死命を制する官制改革案の作成に携わったのである。大変身というべきであろう。しかしながら、この山本内閣の朝鮮総督府官制改革は、シーメンス事件で山本内閣が倒れたために実現されないまま終わってしまう。なお、倉富は山本内閣の朝鮮総督府官制改革案のすべてに賛成したわけではなく、総督府官吏に支給される在勤俸の削減には反対し、現状を維持させたという²⁵⁾。

シーメンス事件で山本内閣が総辞職しあと、倉富も法制局長官を辞め、貴族院勅撰議員となる（1914年3月末）。1915年3月に倉富は司法部長官を辞めてからはじめて朝鮮を訪問し、朝鮮時代の友人達と旧交を温めたが、「年譜」に記されている人名を拾ってみると次のような顔ぶれとなる。李王拓、朝鮮貴族朴泳孝、釜山地方法院長岩本以明、同検事正郷津友弥、司法部長官国分三亥、高等法院長渡辺暢、同部長判事膳鉦次郎、同検事草場林五郎、京城覆審法院長城数馬、京城地方法院検事正松寺竹雄、元総督府司法部監理課長山辺勇輔、元韓国法部書記官安住時太郎、総督府度支部長官荒井賢太郎、同警務総長立花小一郎、同警務総監部通訳官草場謹三郎、前近衛師団長山根武亮。

司法関係者・警察関係者を除くと、このリストには朝鮮総督府高官の名前がほとんどないのに気がつく。荒井賢太郎は倉富の長男鈞の妻藤子の父親であるので、会うのが当然であり、例外とみるべきであろう。総督の寺内、政務総監の山県はじめとしてそれ以外の名前が記載されていない。不思議といえば不思議である。失敗に終わったとはいえ、山本内閣の法制局長官として反寺内の朝鮮総督府官制改革案の制定に尽力した倉富は、寺内総督以下の総督府首脳からは歓迎されざる人物だったのであろう。

註

- 1) 倉富家資料「大夫人行状」
- 2) 倉富家資料「寺崎園田両家略譜」
- 3) 倉富家資料「徳童倉富本家系譜」、同「広津家系譜永富氏略譜」
- 4) 野見山陽子「広津家系図の調査報告」、神奈川文学振興会編『広津柳浪・和郎・桃子展—広津家三代の文学』神奈川県近代文学館、1998年
- 5) 篠原正一『久留米人物誌』（菊竹金文堂、1981年）
- 6) 倉富家資料
- 7) 手塚豊「司法省法学校小史」『手塚豊著作集』第9巻（慶応通信、1968年）56,111
- 8) 手塚前掲書、113
- 9) 手塚前掲書、146-152
- 10) 平沼騏一郎『平沼騏一郎回顧録』、30
- 11) 倉富勇三郎「裁判所構成法施行前後の回顧」『法曹会雑誌』70-11、1939年。この回顧の原文は「倉富勇三郎文書」中に含まれている
- 12) 「津田三蔵事件裁判所管轄について」「倉富勇三郎文書」33-1
- 13) 楠精一郎『明治立憲制と司法官』（慶応通信、1989年）
- 14) 倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第1巻（国書刊行会、2010年）、474, 605, 606
- 15) 前掲書、719, 720
- 16) 永井和「日比谷焼打事件と倉富勇三郎」『立命館文学』605（2008年）
- 17) 小川原宏幸『伊藤博文の韓国併合構想と朝鮮社会—王権論の相克』（岩波書店、2010年）、205
- 18) 「倉富勇三郎文書」30-19
- 19) 李英美『韓国司法制度と梅謙次郎』（法政大学出版局、2005年）
- 20) 『倉富勇三郎日記』第1巻、285
- 21) 山本四郎編『寺内正毅日記』（京都女子大学、1980年）、571
- 22) 『寺内正毅日記』594
- 23) 「倉富勇三郎日記」昭和4年4月19日条。
- 24) 「倉富勇三郎文書」30-25、26
- 25) 『倉富勇三郎日記』第1巻、645

宮内省時代の倉富勇三郎—1916～1922年

永井 和

I 宮内省に入る

倉富は、1916年10月14日に帝室会計審査局長官に任命されて宮内省に入り、1925年末までその地位にとどまった。倉富の宮内省入りの経緯も不明だが、この時の宮内大臣が波多野敬直であることから、波多野が倉富を宮内省に引っ張ったと考えてまずまちがいない。「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」を審議した皇族会議の不首尾がもとで、1920年6月に波多野宮内大臣は辞職することになるのだが、その際、波多野が倉富に「折角宮内省に來り貰ひたるか、自分は辞表を呈することゝなりたる故、其事を承知し呉よ」と辞意を洩らしたとき、倉富は「予は先年一たび官を罷めたる位に付、何時官を辞して差支なし」と、波多野とともに辞職する意志を表明している¹⁾。実際には、波多野から留任を勧められて倉富は辞職しないのだが、このやりとりからしても、波多野が倉富を宮内省に迎え入れたと考えてよいであろう。

日露戦争前から宮内省は元老山県有朋の影響下におかれていた。ところが、宮内省が武庫離宮（現在の須磨離宮公園）建設のために西本願寺所有の別荘を買収した際、西本願寺に有利な買収価格を設定し、そのみかえりに宮内省高官が巨額のコミッションを取った事件が、第一次山本内閣時に発覚し、そのため、これに関連した現職宮内大臣の渡辺千秋（別荘買収時の内蔵頭）が辞任を余儀なくされ、また別荘買収時の宮内大臣田中光顕が失脚するという事件がおこった。この二人は山県の忠実な子分で、山県の宮内省支配を支える中核的人物であった。不起訴と引き替えに宮内大臣を引責辞任した渡辺のあとは、元東宮大夫・東宮侍従長で大正天皇と節子皇后の信任があつた波多野が起用された。波多野が天皇・皇后から信頼されていたことは、倉富日記の記述からもわかる。たとえば、1919年9月22日条には「現任大臣は兩陛下の御親任厚く、何事も御腹藏なく大臣に御沙汰あり。又御性行を知ることも大臣に若くものなかるへし」との小原駈吉調度頭の言葉が記されており²⁾、1920年6月に波多野が辞任した際には、節子皇后が波多野に対して「涙を流して辞職せざるを得さりしや」とその辞職を惜しみ、さらに「汝の性質としては已むを得さりしならん」と述べたことを倉富は波多野から直接聞かされている³⁾。

話をもどすと、波多野の宮内大臣就任は昭憲皇太后の崩御とほぼ同時であり（1914

年4月9日)、渡辺が突然辞任したあとを急遽うめなければならない唐突な人事であった。波多野は、山県系官僚の一人ではあるが、佐賀藩の支藩小城藩の出身であり、同じ佐賀県出身の大隈重信や政友会の松田正久とも親しく、山県との関係はそれほど深くなかった。ただし、波多野大臣のもとでの宮内次官は、最初は渡辺宮相時代の次官河村金五郎が留任し、しばらくして石原健三に交代したが、この二人は山県系の官僚で、山県により近い人物であった。石原は帝国大学で法学を修めたあと司法省に入り、司法省参事官試補、司法省試補として倉富と同時期に本省で勤務していたことがあるが、のち内務省に転じ、内務官僚としていくつかの県知事を歴任した人物である。

大正天皇と皇后の信頼が厚いというだけで、さしたる政治的背景ももたないまま山県閥が押さえていた宮内省に入った波多野としては、信頼できる部下が欲しかったはずである。しかも宮内大臣と元内蔵頭のからむ汚職事件のあとであったから、皇室財政と宮内省予算の会計検査を行う帝室会計審査局長官の人事は注目の的であった。それまで歴代の帝室会計審査局長官はいずれも宮内省内部から選ばれてきたのだが、不祥事の後であるため、波多野宮内大臣は宮内省の外部それも司法部出身者からはじめて長官を採用した。前検事総長で第三次桂内閣の司法大臣をつとめた松室致である。松室は司法省法学校正則科の出身で、日比谷焼打事件裁判のあと、倉富を差し置いて長崎控訴院長から検事総長に転じた人物である。松室の任命は、波多野が宮内大臣に就任して行った汚職事件再発防止のための一連の改革人事のひとつであった(波多野は大蔵省にいた山崎四六男を内蔵頭にすすめている)。その2年後に、松室が新たに成立した寺内内閣の司法大臣として入閣したため、その後任に倉富が選ばれたのである。

倉富日記を読むと、帝室会計審査局長官という倉富の本務をこえて、宮内省が抱える重要問題について倉富が波多野宮内大臣や石原宮内次官と頻繁に話し合っていることがわかる。とくに司法部で長い付き合いを重ねてきた波多野とは隔意ない話のできる間柄であった。ところが、1920年6月に波多野が辞任し、その後任に倉富とはほとんど面識もなかった中村雄次郎が就任すると、様相が大きく変わり、倉富が宮内大臣と個人的に内々の話をすることがほとんどなくなってしまふ。宮内次官の石原とは、従来どおりにさまざまな問題を話し合っているのだが、中村とは会う機会も少なく、話し込むこともなかった。日記には中村との会話はわずかしき記されていない。このことから、波多野宮内大臣時代の倉富は、波多野との個人的関係から宮内大臣の相談役の一人であったとみなすことができる。

II 帝室会計審査局長官

倉富が長官となった帝室会計審査局は、皇室会計の会計監査をおこなう部局であり、その業務の性格からして、宮内省の他の部局と異なり比較的独立性が高い。ただし、政府の会計監査を行う会計検査院が、その組織・権限を勅令ではなくて、法律（会計検査院法）によって定められており、「会計検査院ハ天皇ニ直隸シ國務大臣ニ対シ特立ノ地位ヲ有ス」と高い独立性を有しているのに比べると、皇室令である「帝室会計審査局官制」において「帝室会計審査局ハ宮内大臣ノ管理ニ属シ会計監査ニ関スル事務ヲ掌ル」とされているだけの帝室会計審査局は、会計検査院に比べると、その独立性はきわめて低いといわねばならないだろう。

実際に会計監査の実務を行うのは審査官とそれを補佐する判任官であり、長官は「局務ヲ掌理シ所部職員ヲ監督ス」とされている（「帝室会計審査局官制」）。対象となる皇室会計は御資会計（皇室の資産会計）、通常会計（皇室家計の収支会計）、特別会計（帝室林野管理局、帝室博物館、学習院、御料牧場などの事業会計）であり、内廷会計と機密費はその対象から除外されている。

倉富の日記を読むと、帝室会計審査局がどのように会計監査業務を行っていたのかがよくわかる。かいつまんで述べると、毎年予算年度が終了し、宮内省の各部局で決算がおこなわれると、会計審査局に送付される。それを受け取った審査局長官は審査官に実況審査（会計監査）を命じ、適正に会計処理がおこなわれているかを検査させる。各審査官がおこなった実況審査の報告書は審査官会議で検討され、会計業務に不明瞭もしくは不合理な点があれば、その部局に対して推問書を発する。この推問書に対して当該部局が出してきた弁明書を審査して、その是非を決定する。最終的にはそれらの審査業務の結果をまとめて、前年度（大正8年であれば大正7年度）の会計審査成績書を作成し、それを12月初めに宮内大臣を經由して天皇に上奏する、という手順である。

長官である倉富の役割は、この会計審査業務が円滑に滞りなくおこなわれるように部下を指揮監督することにあるわけだが、どこでもそうであるように、審査局の人事管理が仕事のかなりの部分をしめていたことが日記からよくわかる。審査局職員が宮内省内で継子扱いされていないかどうか気に遣い、職員の増俸や進級に関して職員課長や宮内次官にかけあい、時には激論し、さらに問題を起こした審査官（たとえば、勤務成績が不良で、同僚との折り合いが悪かったところに、実況審査中に越権行為をはたらいたためにクレームが出されて問題となり、しかも同じ宮内省職員の妻との不倫関係が発覚したために辞職せざるをえなかった松根豊次郎）の転任や退職をはかったりと、なかなか忙しいのである。

宮内省に入った際に、本務の帝室会計審査局長官以外にも、倉富はいくつかの職務の兼任を命じられた。ひとつは宗秩寮審議会の審議官である。この審議会は、皇族王公族に関する重要事項について天皇の諮詢に応える機関であるが、華族の懲戒や礼遇停止の解除を審議し、華族及び朝鮮貴族に関する重要事項について宮内大臣の諮問に応ずる機関でもあった。『倉富勇三郎日記』第1巻には華族の懲戒処分が審議された事例（殺人を犯した子爵桑原孝長の爵位返上処分、文書偽造で罰金刑を受けた子爵堀田正亨の礼遇停止処分）が記述されている⁴⁾。

二番目は予算委員である。皇室会計令によれば、皇室各会計の歳出歳入年度予算は、宮内省に置かれる予算委員会で審議したあと、宮内大臣が考定し前年11月末までに天皇に上奏することになっている。委員会は委員長1人、委員6人からなり、1919年の場合には、委員長が宮内次官の石原健三、倉富以外の委員は浜尾新（東宮大夫）、大森鍾一（皇后宮大夫）、平山成信（宮中顧問官）、山口鋭之助（諸陵頭）、近藤久敬（内大臣秘書官長）であった。会計検査を担当する部局の責任者である倉富が皇室会計の予算を実質的に決定する予算委員会のメンバーであるのは不思議な気もしないではないが、予算の成り立ちを理解していないと、会計検査業務の遂行に支障をきたすと考えられたためであろう。

III 東久邇宮宮務監督と李王世子顧問

三つ目は東久邇宮宮務監督である。宮務監督とは親王でない皇族の各宮家に附属させられた宮内官で「所属ノ皇族ヲ輔翼シ之ニ附属スル職員ヲ監督ス」（「親王ニ非サル皇族ニ宮務監督ヲ附属セシムル件」）ることをその職務としていた（親王家の場合は別当がこれにあたる）。名誉職であるために給与は支払われない。多くの場合、宮内省の勅任官が兼任していた。なお、この「附属スル職員」とは各宮家の家政を処理するために派遣された宮内官をさす。要するに宮務監督は各宮家の家政顧問であり、宮家の家政を切り盛りする宮附事務官の相談役でもあり、お目付け役でもあった。ただし、倉富自身は宮務監督という役職は不要なものだと考えており、宮務監督を含めて宮附事務官の制度そのものを廃止し、宮内官を各宮家に附属させるのではなく、各宮家が独自にその家政担当職員を雇用する形態にあらためるべきだと考えていた。

しかし、当時の皇室では「皇室一家主義」すなわち皇室は天皇を家長とする大きな「家」であり、皇室は全体として一家であって、その下に「宮家」といった独立の「家」を認めることはできない（宮家は「家」ではない）とする理念によって律されており、各宮家は実質的には「家」であるにもかかわらず、皇室法制上は「家」としては認めら

れていなかった。そのため各宮家には独立した家産は認められておらず、独立した家政・家計の成立の余地はなかった。家政を処理するために独自に使用人を雇うことも、一部の下級職員を除き、不可能だったのである。

倉富がついた東久邇宮家の当主は稔彦王である。久邇宮朝彦親王の九男で、1887年に生まれた。実母は寺尾宇多子で、倉富日記にも登場する。稔彦王は1906年に明治天皇から東久邇宮の宮号を与えられて独立の宮家をかまえ、そのうえで1915年に明治天皇の九女聡子内親王と結婚した。倉富が宮務監督になったのは1916年10月19日付なので、稔彦王と聡子内親王が結婚してまだ日も浅かった。日記のはじまる1919年1月の時点では、稔彦王は金沢の歩兵第七連隊に勤務しており、その年の12月に士官学校付となって東京に戻る。

日記によれば、新婚早々の東久邇宮家では、家令に相当する宮附事務官有馬純文と聡子内親王に仕える奥女中の筆頭である有馬英子（御用取扱）との間で家政上の基本方針をめぐる対立があり、暗闘がたえなかった。そこで宮務監督に就任した倉富は、喧嘩両成敗で両者をともにやめさせ、事態の收拾をはかった⁹⁾。有馬純文のあとをうけて宮附事務官となった金井四郎は、事の大小にかかわらず、宮家家政の処理について倉富に報告、かつ相談しており、そのために倉富日記は、期せずして東久邇宮家の内情を示す好個の史料となっている。また、倉富は稔彦王との会話の内容を詳しく日記に記録しており、そこから稔彦王の聡明な人となりを知ることにもできる。また、稔彦王が陸軍部内での評価が高く、将来を期待されていたこと、稔彦王がフランスに留学するまでの経緯なども日記からよくわかる。王のフランス留学は、これから先皇室と宮内省に非常な難問をもたらすことになるのだが、第1巻ではまだフランスに着いたばかりであり、将来の困難の予兆となるものは何もなかった。

倉富は1920年1月23日付で宮務監督を免じられ、陸軍中将村木雅美と交代した。これは倉富が波多野宮内大臣からとくに依頼されて、朝鮮王族の一人である李王世子すなわち李垠（高宗第七子、1897年生）の顧問に就任することになったためである。倉富は、波多野からこの話をもちかけられた時、もしや自分が稔彦王の不興を買って疎んじられたか、あるいは東久邇宮家職員の倉富排斥運動によって、体よく宮務監督をクビになったのではないかと懸念したが¹⁰⁾、それは杞憂であった。李王世子が1920年4月に梨本宮方子女王と結婚し、一家をかまえることになったので、朝鮮に長く勤務した経験をもつ倉富がとくに選ばれて顧問となったのである。その経緯も日記に詳しい。

倉富が波多野から与えられた口達によれば、李王世子を「輔導シ王族タルノ徳器ヲ成ス」ことが倉富に与えられた職務であり、王世子家の「宮務」すなわち家政には関

与しないとなっていたが、実際には「輔導」をよくはたすためにも、「宮務」と無関係ではおられなかった。そのため、1920年4月27日付で倉富が李王世子の顧問となつてからあとは、倉富日記は李王世子家の家政問題の記録ともなるのである。東久邇宮家の金井四郎に該当するのが、李王世子家では李王世子附事務官高義敬である。高は朝鮮貴族子爵高永喜の息子であるが、父親の高永喜は韓国政府の法部大臣を務めた経歴もあり、倉富とは旧知の間柄であった。例によって倉富は高との会話を詳細に記録しており、それを通じて李王世子家の状況をよく知ることができる。

李王世子の「輔導」は、倉富が時々李王世子に面会して、漢籍を引きつつ、王族としての心構えを説くだけではすまず、倉富の関与は多岐にわたっている。たとえば、以下のような問題も「輔導」に関係していたのである。

1919年1月21日に李王世子の父である元韓国皇帝・徳寿宮李太王が亡くなり、予定されていた李王世子の結婚は延期された。宮内省は服喪期間を日本式の1年と定めたので、王世子は1年後の1920年4月に結婚したのだが、京城（現ソウル）に居る兄の李王は、表面は日本の決定にしたがいつつも、実際には朝鮮の伝統にしたがう3年間の喪に服しており、朝鮮総督府もそれを容認していた。しかし、高と倉富にとっては黙ってみすごすわけにはいかなかった。倉富は、高とも相談の上、自ら朝鮮総督府政務総監の水野錬太郎に会って善処を要望した⁷⁾。高と倉富がこの問題を重視したのは、「朝鮮人は只さへ世子が内地人に為りたる様に考へ、疑念を懐き居るに付、王は三年の喪を服し、世子は一年の喪を服する様に思はしむるは面白からず」⁸⁾と考えたからであり、李王世子が日本の定めにしたがって1年だけの喪に服せば、それは朝鮮人からみれば亡き父に対する孝養を欠く行為となりかねず、李王世子の「徳」を傷つけるからであった。

もとより倉富のめざす「輔導」とは、李王世子が朝鮮王族として日本に忠実に行動するよう導き、教えることにほかならない。それが日本側の求める朝鮮王族としての「徳」である。しかし、李王世子がそのように行動すれば、朝鮮人からは「内地人に為りたる様に」みえるのであり、朝鮮人としての民族性を失った朝鮮王族として、逆にその「徳」に疑いが寄せられることになる。それでは「輔導」の目的は達せられない。李王世子に親日的であることを求めながら、同時に朝鮮人からも尊敬されるようにしなければならない、このような難問を「輔導」は常に抱えていたのであった。

これ以外にも李王世子「輔導」のために、倉富が関与せねばならない問題の範囲は広く、李王世子に会見を求めたり、世子家に接近をはかろうとしてやってくる、上は朝鮮貴族や総督府の官吏から下は貧乏学生にいたるさまざまな朝鮮人に対する対応の方法を協議したり、方子妃のフランス語と和歌の家庭教師の人選に苦勞したり、

さらには、政略結婚とはいえ、幼少の頃から家族の団欒とは遠い生活を送ってきた李王世子にとり、方子妃との新婚生活はおそらくはじめて味わう家庭生活の楽しさであったと思われ、ややもすれば軍務がおろそかになりがちであった。それを危惧した倉富は、李王世子を発奮させるため、姑である梨本宮伊都子妃を通じて方子妃に注意を与えるように工作したりしているのである。

なお付言しておく、倉富は宮内省勅任官の総代として李太王の葬儀に参列している。1919年2月24日に東京を出発し、26日に京城に達し、3月3日の葬儀に参列したあと、翌4日に京城を発ち日本に戻ったが、東京には帰らず、そのまま郷里の久留米に立ち寄り、しばらくして東京に戻った。3月1日の独立宣言から李太王の葬儀の日まで、京城は騒然たる状況であったはずだが、倉富の日記にはそのような気配をうかがわせる記述は一切ない⁹⁾。東京出発前に宮内省の職員から再三、朝鮮の状況は不穏であり、「李太王葬儀の時葬列に対して何事か為すべき計画を為し居る模様」に付「十分用心するようにと忠告されていたにもかかわらず、にである。

このような意識的とみなしてよい記述の欠如があることは、日記を読むときに注意しなければいけない点であろう。ただし、倉富日記に三・一独立運動についての記述がないわけではない。4月2日以降倉富は少なからぬ人物と「朝鮮騒擾」のことについて話をしている。たとえば、朝鮮人は自治を求めて騒いでいるのかという東久邇宮稔彦王の質問に対し、「現在にては自治を望むとは云はず、独立を望むと云ひ居れり。大多数の人は少数人の煽動に乗したるものにて、少数人も真に独立か出来ると思ひ居るものには非ざるべく、唯朝鮮人は現在の統治に満足し居らざることを表明し、米国にても訴へんと欲する位の目的なるへし」と説明している¹⁰⁾。倉富の三・一運動観がよくあらわれている発言であろう。

IV 帝室制度審議会委員

さて話をもどすと、倉富が宮内省に入ってからすぐに帝室制度審議会が発足し、倉富も帝室制度審議会の委員に任命された(1916年11月7日)。帝室制度審議会は、「帝室ニ関スル重要ノ法規ヲ調査審議」(「帝室制度審議会規則」)のために設置された宮中の機関であり、委員の職務はそれら重要法規の「立案審査」にあった。倉富の宮内省入りにあたっては、法制官僚としてこの審議会のメンバーとなることが期待されていたと考えてよい。

審議会の総裁は伊東巳代治であり、発足時の委員は、岡野敬次郎(貴族院議員)、奥田義人(貴族院議員)、平沼騏一郎(検事総長)、有松英義(法制局長官)、倉富勇三郎(帝室会計審査局長官)、富井政章(元東京帝国大学教授)、石原健三(宮内次

官)、鈴木喜三郎(司法次官)、馬場鉄一(法制局参事官)、二上兵治(枢密院書記官長)、山内確三郎(司法省参事官)であった。委員 11 人中、宮内省の職員は倉富と石原健三の 2 人であり、当時の宮内省に法学博士の資格をもつものは倉富一人しかいなかった。皇室制度審議会において宮内省の立場を代弁するのが倉富の役回りだったといえよう。

なぜこの時期にこのような特別な組織が設けられたのか。1916 年 9 月に伊東巳代治が大隈首相と波多野宮相に皇室制度審議会の設置を提議した「皇室制度再査議」によれば、明治期に伊藤博文を総裁として皇室法制の整備にあたった皇室制度調査局が起草、上奏した皇室令案のうち、未成立のまま残されたものが少なからずあり(皇統譜令、皇室裁判令、請願令、皇室遺言令、皇室後見令等)、大正天皇のもとでそれらを完成させて皇室法制の完備をはかることが第一の理由とされていた。伊東、岡野、奥田はかつて皇室制度調査局のメンバーとしてそれらの法令の起草、審議に従事したことがあった。彼らにとっては、その作業を完成させることになるわけである。さらに第二の理由としては、李王世子と方子女王の婚約を機に、韓国併合以来の懸案であった李太王、李王、李公等元韓国皇帝一族の国法上の位置づけ(彼らが臣民であるのか否か。臣民でないとするばどのような身分なのか。また、彼らに臣民一般とは異なる身分的特権を付与するにあたっては、いかなる法的根拠、法形式によるのが妥当か)を確定し、その身分上の権利と義務を規定した「家憲」を法令として制定することが急務であるとされていた。

韓国併合の際に、明治天皇の二つの詔書(「前韓国皇帝ヲ冊シテ王ト為ス詔書」「李堯及李熹ヲ公ト為ス詔書」)が出された。これらの詔書により、韓国皇帝は昌徳宮李王に、皇太子は李王世子に、太皇帝は徳寿宮李太王にそれぞれ封ぜられ、「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テシ特ニ殿下ノ敬称ヲ用キシム」と、その称号と礼遇が定められた。両李についてもこれを公となし、やはり「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テシ特ニ殿下ノ敬称ヲ用キシメ」と定めていた。さらにこの詔書では、王公家の襲系、家督、身位、財産、婚嫁、誕生、命名、薨去、相続等に関する規定を別に定めるとしていた(「世家率循ノ道ニ至リテハ朕ハ当ニ別ニ其ノ軌儀ヲ定メ李家ノ子孫ヲシテ奕葉之ニ頼リ福履ヲ増綏シ永ク休祉ヲ享ケシムヘシ」)。にもかかわらず、その「軌儀」を定めた法令が制定されないままに推移してきたのであった。その欠を埋めるために皇室制度の整備を進めなければならないと伊東は言うのである。

しかも、この問題は、李王世子と方子女王の結婚問題と密接な関係をもっていた。皇室典範第 39 条によれば、皇族の婚嫁は同族同士かまたは特に天皇の許しを得た華族相手にかぎられていた。ここで李王公家一族の国法上の地位が問題になる。王公族は天皇の血統をひくものではないので、皇族でないことは明らかである。そ

れゆえ李王世子と方子女王の結婚は同族同士の結婚とはみなしがたい。李王世子を「特に天皇の許しを得た華族」とみなせば、皇室典範には違反しないが、しかし王公族を華族とみなすことは、彼らを「特権を許された臣民」と位置づけることになるので、前記の詔書の「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テシ」という言葉と矛盾しかねない。しかし、王公族は皇族でもなければ、華族でもないとなれば、李王世子と方子女王の結婚は皇室典範第 39 条に違反することになる。

しかしながら、詔書の「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テシ」という字句の意味を、皇位継承に関わる規定を除いて皇室典範・皇室令の皇族に関する規定を王公族にも適用可能とすることを保証したものと解釈すれば、王公族の国法上の地位は「皇族ではないが、法的には皇族に準ずる者」となり、李王世子と方子女王の結婚は皇室典範に違反しないことになる。逆に、その解釈が無理となれば、結婚を成立させるためには皇室典範を改正して、皇族と王公族との結婚を法的に認める道を開かなければならない。いずれにせよ、朝鮮統治上この結婚を是非とも成功させたい立場からすれば、王公族の国法上の立場をはっきりさせ、結婚に関する法的問題を早急に解決しなければならなかったはずである。

そう考えるならば、李王世子と梨本官方子女王の婚約に大正天皇の内許が与えられたのが 1916 年 8 月初めであり、帝室制度審議会の設置を提議した「皇室制度再査議」が同年 9 月であること、この婚約の話を進めた寺内朝鮮総督が大隈にかわって 10 月初めに内閣を組織し、その後しばらくして帝室制度審議会が発足した一連の出来事には、もちろんつながりがあるとみるべきであり、この時期に帝室制度審議会が設置されたのは、王公族の国法上の地位を確定させて、李王世子の結婚にまつわる法的問題を解決することに主たる目的があったとみなしてよいであろう。帝室制度審議会に設けられた 5 つの特別委員会のうち「李王家関係ノ諸案起草」に従事する委員会が第一特別委員会とされたこと、また審議会発足後最初に審議されたのが「王族公族ニ関スル法規ノ件」と「皇族ト王族トノ婚嫁ニ関スル件」であったこと¹¹⁾、そしてできたばかりの帝室制度審議会にこの婚姻の法律関係につき諮問がなされた（1916 年 12 月）ことなどからそれが裏付けられよう。

なお念のために付言しておく、ここで王公族が「臣民なのか、それとも皇族に準じる者なのか」という身分問題が「国法上の地位」という語句で表現されるのは、帝室制度調査局が起草した 1907 年の皇室典範増補によって、皇族は臣民の権利義務を定めた法律命令の適用を受けないとの原則が明確に確立されたからである。この原則は、皇室の事務すなわち天皇と皇族の生活および家政に関する立法については、帝国議会の参与を認めず、皇室典範とその下位法（皇室令）によって規定されるということの意味する。その考えに基づいて 1907 年に公式令が制定され、それ

以降皇族会議令、皇室祭祀令、登極令、摂政令、立儲令、皇室成年式令、皇族服喪令、皇族身位令、皇室親族令、皇室財産令など「皇族ノ身位其ノ他ノ権義ニ関スル規程」が皇室令の形式で次々と制定されていった。1907年の皇室典範増補と公式令は、大日本帝国の国法が明治憲法を頂点とする一般国法（憲法・法律・勅令・制令・律令）と皇室典範を頂点とする皇室法（典範・皇室令）という二元体系（典憲体制）をとるものであることを、あらためて確認し、それにあわせて法形式と法体系が再整備されたのである。しかし、このことを逆にいえば、皇族でない臣民の権利義務を定めるには、必ず帝国議会が協賛する法律を以てしなければいけないということであり、皇室令でそれを行うことは憲法違反になるということの意味する。

帝室制度審議会の多数派は、韓国併合時の明治天皇の詔書によって王公族は「皇族ではないが、皇族に準ずる者」という地位をすでに与えられており、新たに王公族の国法上の地位を明確にするための法的措置（大正天皇の詔書等）をとる必要はないと解釈し、皇位継承に関わる規定等を除いて、既存の皇室典範・皇室令の皇族に関する規定はそのまま王公族にも適用可能であると判断した。つまり、王公族は国法上すでに皇族に準ずる者であることが確定しており、李王世子の結婚は皇室典範第39条に違反しないとしたのである。また、王公族の「家憲」を定めた王公家軌範案も同じ考えに基づいて作成され、日本の「皇族ノ身位其ノ他ノ権義ニ関スル規程」をベースに皇室令として起草された。

ところが、帝室制度審議会の起草した王公家軌範案が枢密院に諮詢されると（諮詢は1918年5月14日）、枢密院はこれに反対した。審査委員の一人であった一木喜徳郎は、皇族でない王公族は国法上臣民でなければならないと論じ、王公族が臣民である以上は、その身分上の権利と義務を定めた王公家軌範も皇室令ではなくて、民法の特例として帝国議会の審議を要する法律と朝鮮総督府の制令によるべきであると主張した。また、李王世子の婚姻のためには、王公族と皇族との結婚を特にみとめるように皇室典範を改正すべしとした。また一木は、韓国併合時の李王家優遇の詔書は、彼らに対する礼遇と敬称について定めたものにすぎず、これをもって「皇族に準じる者」という国法上の地位が確定したとすることはできないと否定したのであった。結局枢密院はこの一木の意見を支持し、原案に反対した。この枢密院の強い反対を前にして波多野宮内大臣は諮詢した王公家軌範案を撤回せざるをえなくなった（1918年9月25日）。

このようにして、枢密院の反対のために王公家軌範の制定は頓挫してしまった。帝室制度審議会の事業も第一歩を踏み出したところで、くじけてしまったのである。しかし、李王世子の結婚はすでに大正天皇の承認済みであったから、結婚を実現するためには皇室典範第39条をそのままにしておくわけにはいかない。枢密院側は

結婚を合法化するために皇室典範の改正を求めた。いっぽう皇室制度審議会は、王公家軌範案が撤回されても持説を放棄したわけではないので、今度は典範の改正を阻止しようとした。皇室典範の改正は宮内大臣の所管であるが、必ず枢密院に諮詢しなければならず、しかも改正典範に副署する内閣の同意をえる必要があった。寺内内閣に代わって成立した原内閣がこの問題に直面することになった。

原首相は、最初は皇室制度審議会総裁の伊東らが唱える典範改正反対論に同情を示していたが、山県議長、清浦副議長を初めとする枢密院側の強硬な態度の前に宮内大臣の波多野が弱腰になったために、意見を変えて、典範改正もやむなしとするにいたった。この枢密院の意向にそって皇室典範改正案の起草にあたったのが倉富であった。倉富は第一特別委員会の委員であったが、皇室制度審議会の多数派（伊東、岡野、奥田、平沼、鈴木）とは異なり、枢密院と同じ考え（王公族は皇族と同じ礼遇をうけるが、皇族とはちがい臣民であり、皇室典範以下の皇室法の皇族に関する規定をそのまま王公族に適用することはできないとする考え）に立つ少数派であった。倉富が作成した典範改正案は女王の王公族への嫁入りのみを認めるというものであった。

これを不満として、伊東、岡野、平沼らが皇室制度審議会総裁および委員の辞表を提出したため、大きな政治問題と化した。波多野宮内大臣は伊東らの意見を入れて修正をするが（皇室典範改正ではなく増補とし、女王の入嫁だけにかぎらず、皇族女子の婚嫁を認める）、伊東らの辞意は翻らなかつた。しかし、典範増補は1918年11月1日に枢密院で可決され、成立した。波多野の「玉虫色」の解釈（皇室典範増補の成文には「王公族は国法上皇族に準ずる者ではない」との枢密院の主張は明記されていないから、この増補により「王公族は国法上皇族に準ずる者である」と認定されたと宮内省は解しているという申し入れを、波多野は伊東におこなった）をいれて、伊東らも辞意を撤回した。しかし、この衝突により、当初予定されていた皇室制度審議会の皇室法制整備の事業は大幅に遅れることになってしまったのである。

倉富の「年譜」には次のような記述がみられる。

朝鮮ヲ併合セラルルトキノ詔書ニ、王公族ハ待ツニ皇族ノ礼ヲ以テストアルニ依リ、伊東及制度審議会委員岡野敬次郎、平沼騏一郎等ハ皇族ニ関スル法規ハ当然王公族ニ適用セラルヘキモノトノ説ヲ持シ、予ハ待ツニ皇族ノ礼ヲ以テストハ、儀礼上ノ事ニ止マリ法規ノ適用ニ及フモノニ非ス、之ヲ及ホサントスルハ憲法ニ違反スルノ論ヲ以テ極力之ニ反対シタレトモ、審議会ニテハ伊東等ノ説ニ依リ軌範案ヲ決定シ、宮内大臣波多野敬直ハ軌範案ヲ枢密院ニ諮詢セラルルコトヲ奏請シタルモ、枢密院ニテハ軌範案ニ同意セス。然ルニ守正王第一王女方子女王殿下李王垠殿下ト結婚セラルル議アリ。現行皇室典範ニテハ其途ナキヲ以テ宮内大臣ハ其ノ途ヲ開ク為、予ヲシテ皇室典範第二増補ヲ草セシム。〔句読点は永

井]

皇室制度審議会の多数派が、韓国併合の詔書によって王公族の国法上の地位は確定したと解釈し、王公族は皇族ではないが、臣民でもなく、皇族に準ずる者であると主張したわけだが、倉富は詔書をもって王公族の国法上の地位が確定したとみるには無理があり、王公族を皇族に準ずる者として皇室法の適用を受けるとする解釈には法的根拠がないと考えた。法的根拠がなければ王公族はいかに身分が高くとも臣民に属すると考えざるをえないが、臣民であればその権利義務については法律によって定めるとというのが明治憲法の本質であるから、王公族軌範を皇室令とするのは憲法違反であると反対したのである。

国立国会図書館憲政資料室所蔵の「平沼騏一郎関係文書」中の皇室制度審議会資料には「王公家規範案ハ其ノ形式正ニ憲法及皇室典範ニ背反シ其ノ実質又再調ヲ要スルモノ少シトセス」ではじまる詳細な意見書がある。これは皇室制度審議会における少数意見を代表するもので、民法および朝鮮民事令を初めとする法律・制令の例外規定を多く含む王公家軌範案は「皇室令ニ依リテ憲法上ノ立法事項ヲ規定セムトスルモノニシテ憲法ニ違反スルコト火ヲ睹ルヨリモ明ラカ」と断じている。この意見書の筆跡は倉富勇三郎のものではないが、内容は上記の引用にみられる「憲法違反論」と同じである。また併合後の朝鮮の法制について詳しい記述が随所にみられることから、この意見書の筆者は倉富ではないかと推測される。

『倉富勇三郎日記』第1巻は、伊東総裁等が辞意を撤回したあとから記述がはじまっているが、王公家軌範案は事実上棚上げとなり、その他の皇室令の審議についても、伊東、岡野、平沼等とその他の委員との間で意見の食い違いがあり、うまく進んでいないことが読み取れる。

V 皇族ノ降下ニ関スル施行準則

1919～20年にかけての時期、宮内省が抱えていた最大の問題は、じつは大正天皇の健康問題であった。もともと病弱であった大正天皇は、即位後のはしばしまで規制された堅苦しい宮廷生活や常に緊張を強いられる公務に追われる多忙な日々、それがもたらすストレスが引き金となって、知らず知らずのうちに、幼児の時に罹った髄膜炎の後遺症に心身をむしばまれつつあった。それが表面化し、天皇の健康に異変がみられるようになるのが、即位後7年目の1919年であった。いや、もっと正確に言えば、大正天皇の健康の異変が重大な問題として、天皇の側近に奉仕する宮内省の人間に認知されるようになったのが、この年だったのである。

しかし、倉富日記には大正天皇の健康問題についての記述は少ない。これはひとつには、1920年3月末に大正天皇の病状が公表されるまでは、この問題は秘密の事柄として、もっぱら元老と宮内省首脳（大臣、次官）そして直接天皇の側近に奉仕する侍従職や侍医寮のメンバーの間だけの問題とされ、同じ宮内官でも「表」の業務に従事する倉富等には表向き伏せられていたからだと考えられる。また、倉富自身が天皇の心身状態に関わる記述を残すのを、おそれおおいとしてはばかったことも理由のひとつとして考えられる。その数少ない記述の中で二つばかり、重要と思われるものを指摘しておきたい。

ひとつめは、元老山県と波多野宮内大臣が大正天皇を補佐するために、西園寺公望を「輔導役」として附けようと考え、内大臣府御用掛に起用しようとしたが、西園寺がそれを断ったとの記述である。石原次官が倉富に説明したところでは、西園寺は「洋行前には幾分貢献すへき希望を有したるも、帰朝後拝謁したる処にては、洋行前の模様と異り、貢献の見込なし」として、この話を断ったという¹²⁾。西園寺はパリ講和会議に全権として出発する前には、大正天皇の補佐役を引き受けるつもりだったらしいのだが、パリから帰って大正天皇に会い、その状態を実際に目にしてみると、もはや自分が補佐役に附いても役立たないと判断して断ったわけである。これは1919年10月のことである。すでにこの時点で、大正天皇の病状は西園寺をしてそう思わせるほどに悪化していたことになる。

第二に、同年12月の帝国議会開院式で大正天皇の勅語朗読がうまくできそうもないので、出席をとりやめて葉山へ行幸することになったとの記述である。宮内省は大正天皇の状態をみて、当初から開院式への出席は困難であると考えており、避寒の名目で葉山に行幸する計画をたてていた。ところがそれを聞いた元老山県が、出席できないのは宮内大臣の努力が足りないせいだと怒り、無理やり予定を変更させたのである¹³⁾。開院式に間に合わせるべく、内大臣松方の督励のもと、侍従がつきっきりで勅語朗読の練習をしてみたのだが、練習の甲斐もなく、うまく読み上げられるようにはならなかった。石原が倉富に語ったところでは、開院式の前日参内した山県は大正天皇の朗読練習の様子を実見し、それまでは側近が力をつくせば何とかかなると考えていたのだが、その考えがまちがっていたことを認め、開院式への出席をとりやめに同意したという¹⁴⁾。山県もまた西園寺と同様の判断を下したのだと言えよう。

皇室の家政問題で、日記第1巻に頻出するのは、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の制定問題である。既述のごとく、この問題で波多野宮内大臣は引責辞任せざるをえなくなるのだが、その顛末が日記に詳しく書かれている。倉富は、波多野に命じられてこの「施行準則」の原案（「皇族の処分に関する内規案」）を作成し、伊東、岡野、

平沼等の皇室制度審議会委員と協議して枢密院諮詢案を作成した。さらに枢密院、皇族会議のいずれにおいても説明員として原案の説明にあたっている。ただ、この「施行準則」は公示されなかったもので、一般にはなじみが薄い。また、日記を読むだけでは、肝心の「施行準則」がどのような内容の規則であったのかがよくのみこめない。そこで読者の便宜のために、その全文をここに掲げておきたい。これは枢密院で修正されたあと、皇族会議に提案された案であり、無修正のまま大正天皇が裁可して確定した法文である。

「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」

第一条 皇玄孫ノ子孫タル王明治四十年二月十一日勅定ノ皇室典範増補第一条及皇族身位令第二十五条ノ規定ニ依リ情願ヲ為ササルトキハ長子孫ノ系統四世以内ヲ除クノ外勅旨ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列ス

第二条 前条ノ長子孫ノ系統ヲ定ムルハ皇位継承ノ順序ニ依ル

第三条 長子孫ノ系統四世以内ニ在ル者子孫ナクシテ父祖ニ先チ薨去シタル場合ニ於テ兄弟タル王アルトキハ其ノ王皇位継承ノ順序ニ従ヒ之ニ代ルモノトス

第四条 前数条ノ規定ハ皇室典範第三十二条ノ規定ニ依リ親王ノ号ヲ宣賜セラレタル皇兄弟ノ子孫ニ之ヲ準用ス

附則

此ノ準則ハ現在ノ宣下親王ノ子孫現ニ宮号ヲ有スル王ノ子孫並兄弟及其ノ子孫ニ之ヲ準用ス但シ第一条ニ定メタル世数ハ故邦家親王ノ子ヲ一トシ実系ニ依リ之ヲ算ス

博恭王ハ長子孫ノ系統ニ在ルモノト看倣ス

邦芳王及多嘉王ニハ此ノ準則ヲ適用セス

右の法文からわかるように、この「施行準則」は1907年に制定された皇室典範第1条「王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ」の「勅旨ニ依ル臣籍降下」がどのような場合に行われるかを定めたものである。すなわち王が満15歳以上になっても臣籍降下の「情願」を行わない場合には、天皇が臣籍降下を命じるものとするとしてされたのである。言い換えれば、満15歳以上の王はかならず臣籍降下するとの原則が、この「準則」によって定められたことになる。ただし例外があり、皇玄孫である親王の「長子孫ノ四世以内」については、天皇が臣籍降下を命じることはないとする。つまり、皇玄孫である親王の長子、長孫、長曾孫、長玄孫は臣籍降下せず（それぞれの次男以下のみが臣籍降下し）、長玄孫の長子の世代になってはじめて長男も臣籍降下するというルールなのである。

このルールを大正天皇の男系子孫、たとえばその四男である三笠宮崇仁親王にあ

ではめてみると、三笠宮の曾孫の世代（大正天皇からみて四世にあたる）までは長男、次男以下を問わず、すべて親王であり、臣籍降下の対象とはならない。しかし、三笠宮の玄孫（大正天皇からみて五世にあたる）からはすべて王となり、その次男以下は臣籍降下し、長男の長子孫のみが王として皇族に留まる。しかしその場合でも、三笠宮からみて八世の男孫は、たとえ長男であっても臣籍降下しなければならないので、そこで三笠宮の系統はもはや皇族ではないことになるわけである。大正天皇から数えて九世であるから、気の長い話ではあるが、天皇の男系子孫でもいつかは必ず臣籍降下をすることを明確にした点で、この「施行準則」は1889年に制定された明治皇室典範の「永世皇族主義」の放棄を決定づけるものであった。

その「施行準則」が久邇宮邦彦王、伏見宮博恭王、朝香宮鳩彦王等の一部皇族の反発を買い、公然と反対の意思表示が行われたために、最初の予定どおりに皇族会議を開くことができず、一度流会する¹⁵⁾。その後の根回しの結果、この問題は皇族の利害に直接関わりをもつので、皇族会議に付議されても議決はおこなわないとの妥協が宮内省と皇族の間で成立し、なんとか皇族会議の開催にこぎつけることができた¹⁶⁾。そのため皇族会議では議決はおこなわれず、原案をそのまま大正天皇が裁可して、「施行準則」が成立したのである。なお、すでに病気で公務を制限していた大正天皇はいずれの皇族会議にも出席していない。

天皇が下付した原案に皇族が反対するのは前代未聞のことであり、まさに不祥事であった。元老の山県と松方は大正天皇に待罪書を出し、不首尾の責任を追及して波多野宮内大臣を辞任に追いやった¹⁷⁾。汚職問題で辞任した渡辺前宮相と理由は大きく異なるが、皇室の家政問題にからむスキャンダルで辞任したという点では、波多野の辞任もそれと共通するところがある。皇室の家政問題にからむスキャンダルで、宮内大臣が辞任に追い込まれる事件は、このあともう一度繰り返されることになる（宮中某重大事件での中村宮内大臣の辞任）。3人の宮内大臣がいずれもこのような辞め方をせざるをえなかった事実は、この時期の皇室とそれをめぐる環境が大きく動揺しており、皇室が危機的状況におかれていたことを示している。

「施行準則」に一部皇族が反対したのは、いうまでもなく、その附則によって伏見宮系（有栖川宮を除く当時の宮家11家はすべて伏見宮系であり、有栖川宮は継嗣がなく、その断絶は既定の事実であった）にも上記のルールが適用されるからであった。このルールにしたがえば、久邇宮は邦彦王の長男朝融王が継承するが、次男邦久王以下は臣籍降下しなければならない。また久邇宮家も邦彦王の孫（朝融王の長男）の代までは宮家として存続するが、曾孫が成人した時には、臣籍降下するので宮家断絶となる。伏見宮、朝香宮についても同様である。つまり、この「施行準則」は伏見宮系宮家全部が四代先には消滅することを決定づけていたのである。そのため、邦彦王は「此の

案の如く施行すれば、或は皇統断絶の懸念あり。皇族の一人として此の如き案に賛成するは不可なり」として反対したのであった¹⁸⁾。

しかし、伏見宮系の皇族が強い反発を覚えるであろうことは、事前に十分予想できることであり、実際倉富等宮内省側はそのように予想していた。倉富は1919年1月16、20日の両日にわたって、この問題を石原宮内次官と検討し、「現在の宮家を世数を限りて臣籍に降すことは到底実行し難し」「宮内省は之を施行する責任を生ずるも、実際到底之を施行することを得ず。非常の窮境に陥るへきに付、寧ろ処分内規を作らず、不文の儘適宜に処置する方宜しかるへき」と告げていたのであった。

「現在の宮家を世数を限りて臣籍に降す」ことを主張したのは、帝室制度審議会委員の伊東、岡野、平沼等であった。そこで波多野宮内大臣は、帝室制度審議会とは離れて宮内省内で案を作成することとし、倉富にその起草を命じた。倉富が起草した案は成案とはちがい、現在の宮家についてのみ規定したもので、その長子孫の系統はこれを存続させ、ただ次男以下のみを臣籍降下させるというものであった¹⁹⁾。

しかし倉富案に対しては、血統からすれば大正天皇と非常に遠い関係にある伏見宮系皇族が永世皇族として留まるのはおかしいとの異論が帝室制度審議会の岡野、平沼から出され、伊東もそれを支持した。ことは皇室典範増補の施行に関わるので、宮内省としてもまったく帝室制度審議会の意見を無視するわけにいかず、結局倉富と伊東との交渉の結果、成案第1条のように、大正天皇の皇子孫にも臣籍降下のルールを適用するとの原則（すなわち永世皇族主義の放棄を明確にした原則）を立てることで妥協が成立したのであった²⁰⁾。実質的には伏見宮系皇族を世数を限って臣籍に降下させることになるのだが、「永世皇族主義の放棄」の一般原則を立てることで、伏見宮系だけをターゲットにしているとの印象を弱めることができたのである。しかし、それでも倉富の危惧したように、伏見宮系皇族の反発は避けられなかったのだが。

後年（1937年9月になって）倉富自身はこの時のことを回想して、「年譜」に次のように綴っている。日記の内容を補完する史料であるので、少し長いが全文を引用しておく。

五月十五日午前十時ヨリ宮中東溜ノ間ニ於テ皇族ノ降下ニ関スル施行準則案ニ付皇族会議ヲ開カレ、説明員トシテ出席ス。準則ハ前日内規トシテ枢密院ニ諮詢セラレ、同院ニ於テ施行準則ニ修正シタルモノナリ。

皇室典範ニ於テハ皇族ハ親王内親王王女王ヲ區別スルノミニテ、皇族男子ニ関シテハ一モ之ヲ臣籍ニ降ス規定ナシ。皇室典範増補ニ於テハ、王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ華族ニ列セラルヘキ途ヲ開カレタルモ、如何ナル場合ニ之ヲ適用スヘキカヲ定メサル為、情願ナキ限り實際ニ於テハ之ヲ適用シ難キ憾アリ。邦家親王ヨリ出タル親王王ハ皇室トノ系統遠キハ

言ヲ俟タサレトモ、明治以前ヨリ永世親王トシテ継承セラレタル家又ハ明治ノ初宮号ヲ賜ハリ皇室典範ニ於テハ永世皇族ノ制ヲ認メタルモノナルヲ以テ、現ニ宮号ヲ有スル皇族及其嫡長子孫ニハ降下ヲ強キス、其他ノ皇族ハ相当ノ年齢ニ達スルヲ待チ降下セシムル案ヲ立テタリ。

現ニ宮号ヲ有セラルル皇族ハ其数十余ニ過キス。皇族ノ多キニ苦ムハ、其次三男以下及其子孫ナルヲ以テ、姑ク皇室トノ血統ノ遠近ハ之ヲ論セス宮号ヲ有スル皇族ハ現状ヲ變セス、之ヲ整理スルハ皇子皇孫ノ増加セラレ、實際皇族ノ多キニ堪ヘサル日ヲ待ツノ便ナルニ如カストノ意見ナリシモ、伊東巳代治岡野敬次郎平沼騏一郎等ハ血統遠キ現在ノ皇族ヲ整理セサル理由ナシトノ理論ニ固執シ、皇玄孫ノ子孫タル王降下ノ情願ヲ為サハルトキハ長子孫ノ系統四世以内ヲ除ク外、勅旨ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列スト云フ準則ヲ設ケタリ。

此準則ハ一切ノ皇族一定ノ世数ヲ経レハ臣籍ニ降下ストノ原則ハ之ヲ定メタレトモ、附則ニ於テ現ニ宮号ヲ有スル王ノ子孫並ニ兄弟及其ノ子孫ニ之ヲ準用スルコトヲ認メタルヲ以テ、宮号ヲ有スル王ノ長子孫ニ関シテハ数世ノ後ニ非サレハ其ノ適用ナシ。故ニ實際ノ効果ハ当分ノ内予ノ案ニ異ナラサルニ拘ハラズ、皇族中此ノ案ニ反対スル若キ人アリ。

枢密院ニテ準則ヲ可決シ、更ニ皇族會議ニ御諮詢ナリ、四月八日ニ會議ヲ開カルルコトナリ居リタルモ、會議員ノ準則ニ対ス意見一致セス。同日ハ會議ヲ延ハシ、同月十一日午後二時ヨリ伏見宮邸ニテ内協議会ヲ開カレ、予ハ其ノ求メニ因リ案ノ趣旨ヲ説明シタルモ、會議員ノ意見未タ一致スルニ至ラス。其ノ後種々ノ交渉ヲ経テ本案ハ議員各自利害關係アルヲ以テ、會議令ノ規定ニ依リ可否ノ意見ヲ述ヘストスルコトニ協定シ、五月十五日午前十時ヨリ會議ヲ開カル。

宮内大臣波多野敬直案ノ大体ニ付説明シ、予ハ案ノ各条ヲ説明シ、枢密院議長山県有朋ハ案ノ必要ナル所以ヲ詳説ス。尚二三ノ質問応答アリ、議長貞愛親王ヨリ議員ノ意見ヲ問ハレ、載仁親王ハ本案ハ皇族會議員各自ノ利害ニ関スルヲ以テ、予ハ表決セサル旨ヲ述ヘラレ、成久王又之ニ賛成シ、博恭王ハ成久王ニ質問シ、成久王之ニ答ヘ、邦彦王ハ載仁親王ノ意見ニ対スル宮内大臣ノ意見ヲ問ハレ、波多野ハ、載仁親王ノ意見ハ皇族會議令第九條ノ規定ノ正文ニ該当ストテ表決ヲ避ケラルルニ非ス。規定ノ精神ニ依リ表決ヲ避ケラルル趣意ナリト聞キタリ。多数ニテ其ノ事ニ決セラルレハ当局者トシテ異議ヲ唱ヘサル旨ヲ述フ。

開議前波多野ノ表決セサル意見ニ同意スルコトヲ聞キタルヲ以テ、予ハ波多野ニ対シ宮内大臣ハ會議ニテ表決シ難キ事件ニ付皇族會議ノ開議ヲ奏請シタルコトナリタルハ責任ヲ免レ難キニ付、其ノ意見ニ同意スヘカラサル旨ヲ説キタレトモ、波多野ハ終ニ規定ノ精神ニ依リ云々ト云フテ異議ヲ唱ヘサルコトナセリ。蓋シ波多野ハ原案ヲ否決セラルヨリモ寧ロ可否ヲ決セラルサルコトヲ択ヒタルモノナラン。〔句読点及び改行は永井〕

VI 枢密顧問官・内大臣秘書官長事務取扱・宗秩寮総裁臨時代理

倉富は1920年10月22日に枢密顧問官に就任する。本官である帝室会計審査局長官はそのままで枢密顧問官を兼任したのである。すでに倉富は帝室会計審査局長官になった際に、親任官待遇を受けていたが、この任官により名実ともに親任官となり、官僚として栄達の道をきわめたのであった。しかし、倉富が自ら記した詳しい「官歴」によると、同じ1920年10月18日に倉富は内大臣秘書官長事務取扱を命じられ、枢密顧問官となった10月22日に内大臣秘書官長事務取扱を免じられている。人事をめぐるちょっとしたドラマがそこにあっただが、日記から読み取れる範囲で、倉富の枢密顧問官就任の経緯と内大臣秘書官長事務取扱をなぜわずか4日で免じられたのかを説明しておきたい。

倉富の枢密顧問官就任の話が最初に登場するのは、1920年1月28日の日記で、この日臨時法制審議会の主査委員会で倉富と顔を合わせた横田国臣大審院長から、枢密顧問官になる気はあるかと打診されたのが最初である²¹⁾。倉富は「必しも望なきに非ず」と関心を示すと、横田は、自分から副議長である清浦に倉富を推薦するのは容易いが、しかし清浦という人物は「人より勧めたることは決して従はず。何事も自ら処置したる様に為すことを好む癖」があるので、一工夫しなければいけないと述べてその場は終わった。その後しばらくは、倉富の枢密院入りの話は日記にはでてこない。ようやく6月2日になって、再び横田は枢密顧問官になる意志があるかどうか倉富に問い、倉富は今度も「之を望まざるに非ず」と答えた。横田は、自分や波多野が清浦に依頼したのでは面白くないから、倉富自身が清浦に枢密顧問官になりたいと切り出してはどうかともちかけた。倉富は「夫れは予には困る。予は自分の事に付、依頼したることなし」と断ったが、横田がなおも奨めるので、考えさせてくれといて引き取った²²⁾。

6月9日に倉富が、清浦に自薦するつもりはないと返事したところ、横田は、機会があれば、自分から清浦に話をしてみると約束した。6月21日に再び横田と会うと、横田は、清浦に自分から推薦してもいいが、それよりも富井政章か穂積陳重(どちらも枢密顧問官である)に倉富を推薦させることにしたいと告げて、倉富の枢密院入りの工作を進めていることを示した。富井は6月28日に清浦に会って、倉富を枢密顧問官に推薦し、清浦もそれに賛成した²³⁾という。しかし、7月5日に横田が倉富に告げたところでは、清浦は次の顧問官補充に倉富を入れるのは難しいと乗り気でない返事を横田にしたのであった。富井が清浦に倉富を推薦するとき、横田から頼まれて倉富を推薦すると正直に話をしたために、清浦がヘソを曲げて先延ばしにしたのだと、横田は推測している²⁴⁾。これで一時は倉富の枢密院入りは遠のいたかのように

みえた。

ちょうどその頃、今度は松方正義内大臣が、近藤久敬が退職したため欠員になっている内大臣秘書官長に倉富を引っ張りたいという意向を波多野宮内大臣に示していた。内大臣秘書官長は内大臣府官制に「文書ノコトヲ掌理ス」と職務が規定されているが、もともとは1890年に設置された文事秘書局の秘書官長の役職を受け継ぐものであった。文事秘書局の職務は「旨ヲ奉シ文事ニ関スル内廷ノ文書ヲ管掌ス」となっており、天皇が発する詔書以下の文書を起草したり、推敲したり、保管したりする天皇の秘書という性格が強かった。初代の文事秘書官長は井上毅である。1907年の内大臣府の組織替えにともない、文事秘書局は内大臣府に吸収され、文事秘書官長も内大臣秘書官長に衣替えをしたのであった。

この倉富を内大臣秘書官長にという話は、波多野が倉富に辞意を漏らした際に、倉富に伝えられた。波多野は、内大臣秘書官長を是非倉富に引き受けてもらいたいと松方内大臣から話があったが、自分（波多野）は宮内省では「表」の職務（帝室会計審査局長官）と「奥」（内廷）の職務（内大臣秘書官長）とは一人で兼任しない慣例になっていると答えて断ったが、松方は帝室会計審査局長官なら倉富でなくてもやれるが、秘書官長は倉富でないとやれないと、倉富にえらく御執心であったと伝えたのである。後の昭和天皇の時代とは違って、この時期の内大臣秘書官長は内大臣の政治秘書ではなくて、もっぱら天皇の文書の起草や推敲をおこなうことが主たる職務であったので、漢学の造詣の深い倉富に松方は目をつけたのであった。

波多野の返事でこの件は沙汰やみになったかと思われたが、9月にはいって再び蒸し返された。松方はあきらめなかったのである。9月3日倉富は石原次官から、内大臣秘書官長兼任を引き受けることを求められる。石原の話では、最初松方は自分の腹心で内大臣府御用掛の平山成信を候補にあげたが、山県がそれに反対し（山県が反対したのは、宮内省御用掛であった平田東助との権衡を考慮したためだと思われる）、他に二、三の候補があがったがいずれも満足できるものではないので、倉富しか適任はいない。倉富が断った結果、「他より妙な人でも入り来りては困る故、承諾し呉よ」と石原は迫った。また「表」と「奥」の職務の兼官は絶対ダメというわけではなく、大臣が了解すればかまわないとも言った²⁵⁾。話が蒸し返されたのは、この時松方は老齢を理由に内大臣の辞表を大正天皇に提出しており、中村宮内大臣は慰留につとめていた。松方の辞表は却下され留任となったが、松方が持ち出した留任条件の一つが倉富の秘書官長就任であった²⁶⁾。倉富は秘書官長になることは絶対拒否するつもりであった。しかし、帝室会計審査局長官のまま秘書官長事務取扱として文書の起草の作業に従事するのであれば、受け入れてもいいと考えていた。結局、宮内大臣と次官の強い要請と松方内大臣がじきじき倉富に会って、是非引き受けてほしいと懇望

したので、倉富も事務取扱の肩書きで仕事を引き受けることにしたのであった²⁷⁾。

倉富が宮内大臣と次官に応諾の返答をしたのが1920年10月15日で、18日には辞令が発令された。ところが翌19日に倉富は石原次官から前日の人事発令を取り消さざるをえなくなったと告げられる。その理由は、枢密院からのクレームであった。10月18日に清浦枢密院副議長が宮内省にやって来て、倉富を枢密顧問官に推薦するにあたって宮内省の承諾を求めた。石原次官はもとより差し支えないと返答したが、その時に倉富の内大臣秘書官長事務取扱のことはワザとふれなかった。翌日の官報で倉富の人事発令をみた清浦は激怒して、書記官長の二上兵治を宮内省に派遣して、「秘書官長事務取扱は内大臣の包靴持の様なるものなり。右の如き職務と顧問官とは之を兼ねしむることを得ず。〔中略〕其取扱を取消さるれば顧問官には推薦せず²⁸⁾とねじ込んできたのである。この抗議の前に宮内省側は引き下がらざるをえず、中村宮内大臣は事務取扱を免ずることにし、松方内大臣もそれならば致し方なしとあきらめたのであった。

こういう顛末で、倉富は枢密顧問官となると同時に内大臣秘書官長事務取扱を免ぜられたのである。なかば諦めていた枢密顧問官の話が急に進んだのはなぜか。その事情はわからない。しかし、内大臣秘書官長事務取扱は倉富が好んでなったものではないので、倉富個人にとっては悪くない結果であったと思われる。

1920年12月23日に倉富は、病気で引籠中の井上勝之助に代わって宗秩寮総裁臨時代理となる。代理となった倉富は石原次官から皇太子妃に内定した久邇宮良子女王は「色盲の系統にて、其子孫に遺伝する懸念あり」という話を聞かされる²⁹⁾。いわゆる「宮中某重大事件」である。これについては後述するが、倉富日記の記述から、宮内省が事態を楽観し、久邇宮側から婚約辞退の申し入れがなされるであろうと期待していたことがわかるので、その点だけを指摘しておきたい。12月27日の「日記材料」には、石原次官から倉富が聞いた話が記されているが、久邇宮邦彦王の友人である松岡均平を通じて、邦彦王を説得し、「最終の医案を示したる結果、終に断念せられ、自ら之を辞することとなりたる模様なり。〔中略〕只今は先方の申込を待つ順序と為り居る所なり」と石原は言い、その説明を聞いた倉富は「夫は好都合なり。夫れになりても善後は困難なるへきも、其困難は大体程の困難に非ず。又慰安に付ては十分の処置を為す必要あるへし」と言い、石原もそれに賛成した³⁰⁾。つまり、婚約辞退がなされたら、久邇宮の被った物心両面にわたる打撃に対して十分な代償をあたえるべきであるというのである。

以上、1919、20年の2年間を中心に宮内官としての倉富の経歴を追ってきた。もちろん倉富の事績は宮内官としてのそれだけにつきるものではない。日記の記述も多方面にわたっている。中でも臨時法制審議会の委員としての活動の記述は政治史

的にも法制史的にも注目すべきものである。倉富日記を使った臨時法制審議会の研究としては、先にあげた三谷太郎の『政治制度としての陪審制—近代日本の司法権と政治』（東京大学出版、2001年）があるので、そちらを参照されたい。

VII 大正天皇の病状と公務制限

この時期の倉富日記の主要部分をしめる宮内省関連の記事の背景を理解するために、日記そのものでは言及されることがそれほど多くない大正天皇の病状とそれに伴う公務制限について簡単に説明しておきたい。この時期の皇室と宮内省が直面した様々な問題（＝宮中問題）の根本にはこのことがよこたわっていたからである。

先述したように、大正天皇は、即位後の多忙で緊張を伴う生活をもたらすストレスがひきがねとなって、1918年頃から内分泌機能に失調をきたし、幼少時にかかった髄膜炎の後遺症ともいえるべき、心身の変調がみられるようになった。目に見える症状としては、姿勢の屈曲、歩行困難（とくに階段の昇降に顕著にあらわれた）、言語障害などがみられ、緊張を要する儀式等に出席すると平静を失い、身体の平衡を維持できなくなり、体が傾く症状を呈するようになった。1919年秋頃には天皇の異変は天皇の側近はもとより、宮内省首脳部にとってもはや否定しがたい事実として認識されるようになっていた。

1920年3月30日になって天皇の病状が初めて公表される³¹⁾。ただし、国民一般に対しては真の病症は伏せられ、糖尿病と坐骨神経痛であるとされた。診断を下した東京帝国大学教授三浦謹之助と侍医頭池辺棟三郎は、十分な静養が必要であり、心身の緊張をもたらす儀式、謁見などはできるかぎり避けるべきだとした。この進言にもとづき、天皇の公務に制限を加えることが決定された。天皇のおこなう日常的な公務は、おおきく分けると、国政、軍事、宮中の三領域にわたって祭祀と儀礼を主宰すること、および国務、軍務、宮務のそれぞれについて重要案件を裁決すること（「万機親裁」）であるが、まず祭祀と儀礼の二分野で制限がくわえられ、天皇の公式行事への出席が控えられた。この措置は、天皇の静養のためであったが、同時に衆人環視の場に天皇の身体が露出するのを防止する意味をもっていた。これ以後、大正天皇は威儀を要する儀式の場において、臣下や国民の面前に現れることがなくなり、冬は沼津または葉山の、夏は日光の御用邸に滞在する日が増え、東京の皇居に居る時間は大きく減少することになる。

次いで1920年7月24日に第2回目の病状公表がなされた。天皇の実際の症状を考慮してか、1回目より少し踏み込んだ表現が用いられ、「御倦怠の折節には御態度に弛緩を来し、御発言に障碍起り御明晰を缺く事偶々之あり」と言語障害に言及し、そ

れゆえ「日常万機を親裁あらせらるゝ外は努めて安息に御起居遊ばさるゝ事当分尚必要なるを以て、厳かなる御儀式の臨御内外臣僚の謁見等は御見合わせに相成り」と、天皇の公務制限が公になった³²⁾。

ところで、倉富は第2回発表の案文を石原健三宮内次官から見せられており、「御倦怠の折節には御態度に弛緩を来し、御発言に障碍起り御明晰を缺く事偶々之あり」の一節に驚き、「御発語に障礙を生すと云へは、脳の疾患ある様に思はる。脳の疾患あれば下文の万機親裁したまふことの外御静養云々の処に礙はる様に思はるるに付、御発語云々は之を削る訳には行かざるや」と、この部分の削除を求めた。しかし、石原次官は「此事が此節の主眼に付〔略〕、医師の説にて言語に関する神経と意識に関する神経とは別個のものなる由にて、御発語に障礙ありても御意識には影響なしと云ふことを得る趣なり」と答えて、その要求を斥けた³³⁾。

石原の言からわかるように、天皇が儀式に出席できないのは、糖尿病や坐骨神経痛のためではなくて、発語障碍によるものであると、病気の実情の一端を国民に示すところに第2回の公表のねらいがあった。さらに石原の言葉から、発語障碍や姿勢の屈曲等のために公務に制限を加えなければならないとしても、天皇の理解力や判断力には異常がないので、国務、軍務、宮務のすべてについて従来どおり万機を親裁し、政務を支障なく遂行できる、というのがこの段階で宮内省が採用した公式見解だったこともわかる。たとえ儀式や祭祀にかかわる公式行事に出席できなくとも、大正天皇の理解力・判断力に問題がなく、従来どおり万機を親裁できるのであれば、まだ「大政ヲ親ラスルコト能ハサル」（皇室典範第19条）状態にあるとはいえない。つまり、摂政を置く必要はない。大正天皇が自ら主宰できない儀式や祭祀は、可能な範囲で皇太子と皇后さらにその他の皇族が代理をつとめ、君主機能を分担すればすむからである。

しかしこれを逆に言えば、大正天皇の病状がこの公式見解の想定を越えてさらに進めば、もはや上記のような君主機能の分担ではすまなくなって、全面的な権限委譲すなわち摂政の設置が現実的な課題として浮上せざるをえないことを意味する。大正天皇の病状が限界点を越え、これ以上は宮内省の公式見解を維持するのが困難だと認識せざるをえなくなった時点が、まさにその時である。そして、大正天皇の病状が公表されてのち、1920年の後半から翌年前半にかけて、まさに皇室の家長である天皇に適切な判断を求められる難しい家政問題（＝宮中問題）が相次いで発生した。その過程で、大正天皇が家政問題を適切に処理する能力をもたないことがあらわになる。いや正確に言えば、皇室の構成員である皇族や天皇の家政官僚である元老や宮内省高官が、もはや大正天皇にはそのような能力がないとの認識を深めていったのである。

そのことを、皇太子裕仁親王の洋行問題についてみておこう。皇太子をヨーロッパに外遊させることは、元老と宮内大臣の発案であり、皇族の長老、総理大臣、枢密院議長も支持し、軍部も賛成していた。ところが、皇太子の生母である節子皇后がそれに反対したために、問題が紛糾した。

皇后が中村雄次郎宮相から皇太子外遊の提案を聞かされ、その承認を求められたのは1920年7月のことだったが、三元老（山県有朋、松方正義、西園寺公望）と宮内大臣は、まず皇后の許諾を得たのちに大正天皇の裁可を仰ごうとした。なぜなら「天皇陛下ハ御脳症ニアラセラル、ヲ以テ先ツ之ヲ 皇后陛下ニ奉シテ其御許諾ヲ受ケ然ル後ニ 聖上ノ御裁可ヲ仰クニ決シ」ていたからである³⁴⁾。つまり、三元老と宮内大臣は大正天皇には主体的な意思決定能力はないと判断し、皇后に皇室の家長の役割を果たすことを求めたのである。ところが、予期に反して皇后が反対の意を示し、宮内大臣、元老の説得にも頑として応じなかった。皇后の許可がおりないかぎり、正式決定（大正天皇の裁可）に進めないわけである。

最終的には皇后が折れたため、皇太子の洋行は元老や宮内大臣の意図どおりに決定されたのだが、大正天皇が健在であれば、まず天皇の意思を伺うことが優先され、皇后の意向はその次に位置づけられたであろう。たとえ皇后が反対しても、天皇が外遊に賛成すれば、家長の権威で事は決したにちががなく、皇后に対する説得も天皇に期待できたかもしれない。しかし、「天皇陛下は御病氣にて可否の叡慮あらせられざる」³⁵⁾ために、そもそもそれができなかった。大正天皇の病気により、皇后が天皇家の実質的な家長となり、その発言権が増したこと、さらに当事者能力を欠く大正天皇に皇后の説得ができるとは誰も（皇后自身も含めて）考えなかったこと、それが皇后の反対による事態の紛糾をまねいた真の原因であった。

なお付け加えておけば、大正天皇には、自分が病気であるとのはっきりした自覚はなかったようである。たとえば1921年7月1日に、原首相は清浦奎吾枢密院副議長に対して、「返々も遺憾なるは日々御経過宜しからず、而して御病氣と云ふ事を御自覚なきは、何とも申様なき次第なり」と語っている³⁶⁾。また、後述する「宮中某重大事件」のあと山県が久しぶりに大正天皇に拝謁した時も、「御上御自分様は御病氣と御思召ざる由、此事は今後の取扱上困難を感ずる点なるべし」と語っている³⁷⁾。

VIII 「宮中某重大事件」と宮内省

「宮中某重大事件」とは、山県有朋以下の元老と宮内省とが、皇太子裕仁親王と久邇宮良子女王の婚約（1919年6月に内定）を解消せんとして、良子の父久邇宮邦彦王に婚約辞退を迫ったところ、久邇宮がこれを拒否し、さらに久邇宮を支援する諸勢

力の非難・攻撃に阻まれて、その目的を達成することができず、逆に中村雄次郎宮内大臣の引責辞任と元老山県の事実上の失脚とをもたらした事件である。

倉富は最初この事件とは無関係であったが（1920年11月24日に東久邇宮附事務官金井四郎から良子女王と皇太子の婚約につき「六ヶしき問題起り居るに非ずや」と質問されたが、倉富は何も聞いていないと答えている³⁸⁾）、1920年12月23日に宗秩寮総裁代理となって以降、宮内省における当事者の一人となった。そのため、それ以後の日記にはこの事件に関する記事が多くみられるようになる。この事件については元老山県周辺が遺した記録、久邇宮を支援した勢力側の記録が知られているが、宮内省の動向を知るには、今のところこの倉富日記がいちばん詳しく、これ以外にはないといつてよい。ただし、1920年1月1日から2月7日までは日記原本が欠けているため、事件の流れが大きく変化する1月中旬頃の状況が不明なのは残念である。以下、事件に対する宮内省の動きを紹介しておきたい。

そもそも事の発端は、良子女王の母親である久邇宮倪子妃が色覚異常の遺伝子を保有しており（後の医学的調査では倪子の同母弟の島津忠重公爵および倪子の2人の息子朝融王と邦英王にその遺伝形質がみられたことが報告されている）、良子にもそれが遺伝している可能性のあること、および予定どおり裕仁と良子が結婚した場合、2人の間に生まれる皇男子に色覚異常がみられるおそれのあることを、元老山県が知ったことにはじまる。

伊藤之雄の詳しい研究（「原内閣と立憲君主制(二)」『法学論叢』第143巻5号、1998年）によれば、山県がそれを知った時期について、「1920年夏」と「1920年5月頃」と「1920年初夏」と、それぞれ時期が微妙に異なる三つの史料が残っているという。「1920年夏」は山県の側近が書いたと思われる「色盲事件秘録」（山口県文書館所蔵「田中義一文書」所収、ほぼその全文が『田中義一伝記』下巻に引用されている）に記されているもので、「1920年5月頃」は、中村の後任となった牧野伸顕の自筆覚書「極秘宮中之大事」（国立国会図書館憲政資料室所蔵「牧野伸顕文書」所収）の記載である。ただし、この史料では「一九二〇年五月頃偶良子女王殿下ノ御母系ニ色盲ノ系統アリト説ク者アリ。前ノ宮内大臣中村雄次郎即之ヲ侍医寮ノ議ニ附ス」とあるだけで、「山県が知った」と書かれているわけではない。最後の「1920年初夏」は婚約解消に失敗した山県が枢密院議長の辞表とともに大正天皇に提出した封事（意見書）に記すところである³⁹⁾。

倉富はその日記に、中村宮相が辞職の際に事務引継ぎのため記した「演述書」の一部をメモしている⁴⁰⁾。倉富はそれを石原健三宮内次官から見せられたのだが⁴¹⁾、それには「大正九年五月中、山県公は陸軍々医学校教官にして学習院囑託医たる草間某〔要、元陸軍軍医学校教官〕の色盲遺伝に関する論文を提示せらる。其文中説く所は、

島津公爵家より引て久邇宮家に遺及せる色盲遺伝に係する事項にして、同公は重大の事柄なるを以て相当考慮を要すへき旨を談せられたり」とあり、「1920年5月中」をとる史料がこれで新たに一つ増えたことになる。もっとも、この中村の「演述書」は事務引継ぎのために作られたものであり、牧野は当然この「演述書」の内容を中村から聞かされて知っていたはずであるから、牧野の覚書と両者の記述が重なるのは不思議ではない。

また、山県がこの件をどのようにして聞き知ったかについては、山県の「封事」には「民間説を為す者あり」、牧野の覚書では「色盲ノ系統アリト説ク者アリ」とあって、その経路を特定することはできないが、「色盲事件秘録」では、1920年夏に平井政適陸軍軍医総監から草間軍医の研究のことを聞いたとなっている⁴²⁾。いっぽう倉富日記の1920年12月24日条には「医者より平井〔政遵〕に告げ、平井より山県に告げたる」という石原次官の言が記されている⁴³⁾。このことから色覚異常の遺伝のことを山県に知らせたのは、直接には平井であったことが裏づけられる。

平井から話を聞いた山県は、「至高神聖なる皇統に永く此かる疾患を遺すは真に恐懼の至りに堪えず」⁴⁴⁾と、婚約解消を求める決心をなすにいたったが、実際に婚約解消にむけて行動を開始するのは、1920年10月になってからであった。ことを知ってから行動に移すまでに、数ヶ月の時間を要したのである。さしもの山県も、事の重大性に思い悩み、どのように対処すべきか容易に結論を下せなかったのであろうか。

「色盲事件秘録」によれば、山県は「皇室財産会議〔正しくは皇室経済会議—永井注〕に於て松方、西園寺両元老と会合せるを機とし右の次第を開陳したるに」、松方、西園寺も「此かる病患の遺伝する事は固より不可」とする点で一致したという⁴⁵⁾。この記述が正しければ、山県等三元老は、皇室経済会議で顔をあわせた時にこの問題をはじめて協議し、まず正確な事実確認のため、医学上の専門的調査をするよう宮内大臣に命じたことになるが、倉富日記から、この皇室経済会議が開催されたのが10月15日であったことがわかる。なぜなら、三元老が集まった皇室経済会議は1920年10月15日に開催され⁴⁶⁾、それ以前には開かれていないからである（帝室会計審査局長官である倉富は皇室経済会議の参列員であった）。倉富日記にはこの日経済会議が開かれたあと「山県等は尚ほ議することあり」と記されており、このことから、三元老と宮内大臣がこの問題について協議したのはこの会議の時だったと思われる。

元老の意向をうけて、中村宮相は侍医寮に調査を命じ、眼科専門の侍医寮御用掛保利真直が調査にあたった。保利の報告書（保利意見書）は、侍医頭池辺棟三郎および宮内省御用掛三浦謹之助（実質的な侍医頭）の同意を得、そのうえで宮相に提出さ

れた。その内容は草間軍医の研究を裏づけるもので、良子が色覚異常の遺伝子を保有している可能性は否定できず、皇太子との間に生まれる皇男子に色覚異常の形質が発現するおそれがあると指摘していた。この保利意見書は、従来の研究では「色盲事件秘録」に依拠して、「10月11日」に宮内大臣に提出⁴⁷⁾とされてきたが、三元老が宮相に調査を命じたのが10月15日だとすると、「10月11日」という日付では前後関係のつじつまがあわない。婚約解消に反対した東宮御学問所御用掛杉浦重剛の活動を記録した『辛酉回瀾録』では、保利意見書は「十一月十一日提出」とされている⁴⁸⁾ので、こちらの日付を採るべきであろう。

保利意見書の提出を受けて、三元老と宮相は再び会見し、次の対策を協議した。この会見は山県の私邸でおこなわれ、山県の腹心平田東助宮内省御用掛も出席した。当時の新聞報道によれば、この協議は11月9日に行われた⁴⁹⁾。保利意見書の提出前だが、すでにその内容はわかっていたのであろう。協議の結果、三元老と宮相は、色覚異常の遺伝因子が神聖なる皇統の血統に混入することを防がなければならないとして、婚約解消論で一致した。そのための手続は、本来ならば大正天皇に報告して、婚約内定取消の決定を仰ぐべきであるが、大正天皇は現在病中にあり、聖慮を煩わすのは恐れ多いとして、その方法は避け、まず皇族の筆頭である伏見宮貞愛親王に真相を告げて、その意見をきくとともに、久邇宮邦彦王に対して婚約辞退を勧めるということになった⁵⁰⁾。

大正天皇が病気でなければ、元老と宮相は保利意見書を天皇に示して、その判断を仰いだにちががなく、天皇が内定取消に同意すれば、それでことは決したはずである。皇太子の婚約解消は前例があり、大正天皇がまだ皇太子であった時、最初皇太子妃候補者に内定していた伏見宮禎子女王に胸部疾患その他健康上に問題がみつき、明治天皇は侍医及び専門医の意見を考慮して、その内約を解消させたことがあった。ところが、元老と宮内大臣は、侍医や専門医の報告書を手に入れたおきながら、それを大正天皇に提出してその判断を仰ごうとはしなかった。病中の大正天皇の裁定では説得力がないと考えた元老と宮相は、専門医の調書を根拠にして、久邇宮に自発的に婚約を辞退させる道を選んだのである。しかし、あとから考えると、この選択が彼等の失敗の遠因であったことがわかる。この協議の席上、西園寺が「[久邇] 宮は一と癖ある方なり、万一御同意なき時は如何にするや」と尋ねたところ、平田、中村、山県は「夫れは大丈夫なり、又伏見宮より御話もあるべしと思ふに付間違なからん」と楽観視しており、さらに西園寺が「伏見宮は久邇宮を説得せらるゝ程の御力なかるべし」と指摘しても、「彼等は容易のことに考えて居た」⁵¹⁾。西園寺が憂慮したように、山県と中村は久邇宮を甘く見ていたのであった。

元老との協議にしたがい、中村宮相は伏見宮に真相を告げ、その意見をたずねた。

伏見宮も婚約解消に賛成し、久邇宮に婚約辞退を勧める役割を引き受けた。伏見宮はさっそく久邇宮附事務官木村英俊を呼びだし、保利意見書を示すとともに「此事に付予（伏見宮）か近日中に久邇宮に面談する故、其旨を伝へ置くへき旨」木村に命じた⁵²⁾。驚いた木村は、九州旅行から帰京する久邇宮を「国府津まで出迎へ汽車中にて伏見宮殿下の言を言上し、且木村の意見として、最早此くなり居る上は速に殿下御辞退成さる方宜かるへき旨を言上した」⁵³⁾。木村はすでに天皇にもこのことは報告済みであると速断して、久邇宮に婚約辞退を進言したのである。木村の報告で、久邇宮ははじめて婚約解消論の存在を知らされるのだが、木村の口調から久邇宮は宮内大臣が木村を通じて婚約辞退を勧告したとみなし、宮内省に対して強い不信の念を抱いた⁵⁴⁾。なお、この木村の進言は宮附事務官としては出過ぎた行為であるとして倉富から叱責されており、しかも木村は婚約辞退を進言したために、久邇宮の信用を失うことになる。

婚約辞退を勧告された久邇宮は、元老と宮内省に対して反撃に出た。11月28日に皇后に対して上書し、天皇がいったん決定した皇室の大事を、慎重な調査もなしに簡単に変更することは「不忠不臣の罪」にあたるとして宮内省の不当を訴え、天皇・皇后・皇太子が婚約解消を求めるのであればともかく、良子の婚約内定時に色覚異常については調査済みであり、問題なしとの医師の保証も得ているのだから、唐突に宮内省の不確かな調査を示されても、そのまま信じるわけにはいかない、よって婚約を辞退するつもりはないと、訴えたのであった。さらに久邇宮は、皇后への上書の写しと婚約内定前に宮内省に提出した医師の診断書（良子に色覚異常はなく、また遺伝の恐れはないとする）を添えて、元老山県に手紙を送り、宮内省の調査書には信頼がおけないので、婚約を辞退するわけにはいかない、宮内省の関係者ではない専門家による公平な審査鑑定によって決着をつけたいと書き送ったのであった⁵⁵⁾。

この久邇宮の行為は、皇后をいたく不快にさせ、色覚異常の遺伝問題のことを知った皇后をして婚約解消論に転じさせることになるのだが（皇后は久邇宮の上書を皇后宮大夫を通じて送り返した）、久邇宮が大正天皇ではなく、皇后に上書したことに留意すべきである。なぜなら、このことは、皇族である久邇宮の方もまた、元老や宮相と同様に考えて居たこと、すなわち病気中の大正天皇には婚約問題を裁定する能力はなく、皇室の実質的家長は皇后であると考えていたことを示しているからである。

久邇宮の皇后への直訴および元老山県への通告により、久邇宮に辞退の意志のないことが明らかになったが、それを踏まえて12月6日に3度目の元老会議がもたれた。「実は経済会議以外に密議することあるも、名義は経済会議と為し置度」との理由で、今回も表向きは皇室経済会議とされた⁵⁶⁾。翌7日西園寺が原敬にはじめて婚約

解消問題について打ち明け、さらに翌8日山県を訪問してこの問題について質問した原に、山県が自ら経過を説明している⁵⁷⁾ことから、ことが重大となったので総理大臣にも内々に伝えておくことが、この元老会議で了解されたのだと推測される（原は西園寺と山県に対し婚約解消は当然との態度を明らかにして、支持を示した）。さらに、久邇宮の要求に応じて、宮内省に直接関係しない専門医に鑑定を依頼することも話し合われたのであろう。中村宮内大臣は原首相の諒解のもと、中橋徳五郎文部大臣に専門医の推薦を依頼し、12月20日には佐藤三吉東京帝国大学医学部長以下5人の専門医に鑑定を正式に委嘱した。このことは、山県から久邇宮にも伝えられた。

専門医の鑑定の内容は保利意見書を支持するものであり、良子女王が色覚異常の遺伝子をもつ可能性のあること、皇太子と結婚して男子を産んだ場合、その子が色覚異常となる可能性のあることを医学的に裏づけていた。久邇宮の反論は、不確かな調査を根拠に、大正天皇が認めた婚約を変更することはできないというものであり、元老の辞退論の根拠となる「純血論」そのものを否定するものではなかった。だから医学界の権威による鑑定書を示せば、久邇宮もこんどは辞退を受け入れるにちがいないと元老・宮内省は判断した。宮内省の楽観ぶりを示す記事が倉富日記 1920年12月27日条にみられる。この日石原健三宮内次官は倉富に、中村宮内大臣が久邇宮の友人である東大教授の松岡均平をつうじて「久邇 [宮] に説かしめ、最終の医案を示したる結果、終に断念せられ、自ら之を辞することとなりたる模様なり。〔中略〕只今は先方の申込を待つ順序と為り居る所なり」と、久邇宮の辞退はほぼ確実となったと語り、これを聞いた倉富も仙石政敬宗秩寮事務官に「重大問題は余程好都合に向ひ居る様なり」と伝え⁵⁸⁾、さらに翌日婚約内定時の宮内大臣であった波多野敬直に会った時には、「結婚のこと解決に近き模様なることを告」げたほどであった⁵⁹⁾。

しかし、事態は元老・宮内省の期待していたようには進まなかった。動揺する久邇宮を押しとどめたのは、皇太子に倫理学を教えるとともに、婚約内定後の良子女王の家庭教師でもあった東宮学問所御用掛杉浦重剛であった。杉浦は、色覚異常をもってさほど重大な欠陥とは考えず、逆にそのような些細なことを理由に、すでに天皇の内諾も得ている婚約を解消するのは倫理にもとる行為であり、国民道德の鑑となるべき皇室のとるべき道ではないとする「人倫論」の立場から、たとえ医学的に証明されたとしても、断じて婚約を辞退すべきではないと久邇宮を支援したのである。この「人倫論」は「神聖なる天皇家の血統に不純なる分子が混入するのは恐れ多い」とする元老や宮内省（そして久邇宮自身）の「純血論」を相対化させる効果をもっており、一度は婚約辞退に傾斜した久邇宮も考え直すことになった。

婚約解消論と遂行論の対立は、「純血論」と「人倫論」の対立というかたちで理念化されることにより、皇室の家政問題を処理するにあたって、いかなる規範原理が

優先されるべきなのか、「血統の神聖性の維持」なのか「君徳の涵養」なのかという、天皇制をめぐる価値論の対立の様相を呈し始めた。つまり、婚約問題が「国体問題化」しつつあったのである。この二つの原理・価値は、元来は天皇制の正統性を構成してきた二つの側面であり、互いに相補的な関係におかれてもいた。そのため通常はその対立的な側面が意識されることはほとんどないが、色覚異常の遺伝問題という特殊で限界的な要因が介在することによって、その対立の側面があらわになったのである。それゆえに、どちらを優先させるのが正しいのかという問題に対して、双方ともに自己の正しさを相手に納得させるに足る論理をもちえず、互いに平行線をえがいたまま推移せざるをえない。すなわち双方ともに手詰まりにおちいることになる。

手詰まりを動かしたのは「運動」の力であった。右の正統性原理をめぐる対立とはやや異なる対立関係の論理が手詰まり状況に導入されることによって、婚約解消問題が「政治問題化」するにいたり、事態は急速に展開しはじめる。その対抗論理とは、婚約解消論を「宮内省を牛耳る元老山県とその一派の横暴」とみなして、「反閥族（反山県閥）」の立場から婚約解消阻止をめざすものである（この立場は、論理的にはもちろん「人倫論」の立場に立っている。しかし、「元老の陰謀・閥族の横暴」という論点を前面に押し出すことで、「純血論」が有する正統性の側面はさらに一層相対化される）。この立場からこの問題にさまざまな勢力が介入してきた。頭山満や内田良平などの右翼浪人、大隈重信に近い城南荘・国民義会グループ、犬養毅に近い国民党の古島一雄等がその例である。彼等は婚約解消論に対抗するため、さまざまなかたちで反山県閥の運動を展開した。しかし、水面下でおこなわれていたその運動を一挙に表立たせることになったのは、「宮内省の横暴不逞」と題する怪文書であった。

これは久邇宮附属官武田健三が1万5000円の報酬を与える約束で、来原慶助なる人物に書かせたものである⁶⁰。この怪文書は、山県（名前は伏せられているが）とその手先の中村宮相が、何の欠点もない良子女王を遠ざけようとして婚約解消の陰謀を企んでいるというセンセーショナルな内容であり（色覚異常の遺伝についてはふれられていない）、医学界の権威による鑑定書によって追い込まれた久邇宮側は、これによって、劣勢の挽回をはかろうとしたのであった。

怪文書が各新聞社に送付されたことをつかんだ内務省は、1月24日新聞雑誌への皇太子婚約問題の記事掲載を禁止した。内務省は婚約問題が政治問題化するのを危惧し、事態の沈静化と収拾に乗り出し、床次竹二郎内相や小橋一太次官が直接・間接に杉浦グループと接触を試みはじめた。また婚約解消論者であった原首相も事が大きくならないうちに事態が収拾されることを第一に考えるように変化しつつあった。一方、杉浦グループは山県の側近である平田東助宮内省御用掛や清浦奎吾枢密

院副議長にはたらきかけ、「人倫論」の立場から説得を試みていた。このような動きの中で、形勢はいつのまにか逆転し、前年 12 月末には間もなく久邇宮から婚約辞退の申し出があるものと楽観視していた元老と宮内省が、反対に婚約解消反対論の包围を受けて立ち往生しかねない状態におちいってしまったのである。1921 年分の倉富日記は、宮内省がまさにそのような状況の最中にあった 2 月 8 日から始まっている。

窮状を打開するために、中村宮相は婚約解消の是非を枢密院に諮詢することを考えた⁶¹⁾。久邇宮からの自発的な婚約辞退が絶望的となったいま、婚約解消は皇室の大事であるので、正規の手続をふんで枢密院に諮詢し、そうすることで「元老の陰謀」という非難を避けようとしたのである。もちろん枢密院に諮詢するには、その前に大正天皇に事の顛末すべてを奏上し、そのうえで諮詢の許可をえなければならない。しかし、明治天皇であれば、すべてを聞いたうえで枢密院などに頼らず自分で最後の断を下したにちがいないから、枢密院への諮詢論が出てくること自体、すでに大正天皇の判断力に信頼がおかれていないことを示すものでもあった。2 月 8 日の宮内省首脳（中村宮相、石原次官、倉富宗秩寮総裁代理）の協議で一度は枢密院への諮詢奏請が決まったのだが、しかしさらに議論を重ねたすえ、諮詢奏請は取りやめとなり、事態鎮静化のため婚約解消はおこなわず、中村が引責辞任することに落ち着いた⁶²⁾。

宮内省とくに中村宮相が腰砕けとなったのにはいくつかの理由があった。まず第一に、衆議院議長の奥繁三郎から婚約解消反対が議員の声であるとの意向が伝えられ、このままでは議会で婚約問題について質問が出されるのを止めることはできない、ことが公然と取り沙汰されるようになるとまずいので、その前に宮内大臣の善処を望むとの希望が告げられたこと、次いで学習院長一戸兵衛から、皇太子外遊は婚約解消をめざす元老の陰謀であると誤断した婚約解消派の一部が、皇太子の出発を阻止するため「自動車の通路に横臥し、之を妨げん」と相談しており、紀元節に何事か為す計画であると、反対運動の動向が伝えられたこと、さらに山県の腹心である清浦奎吾枢密院副議長が全会一致の賛成が得られないからと枢密院への諮詢に躊躇し、平田東助宮内省御用掛が「絶対に反対」の意向を示したためであった⁶³⁾。中村は「世上に物議あり、解約を断行せば由々しき大事を引起し、其結果累を皇室に及ぼすの虞あるを以て之を止むる」⁶⁴⁾という平田の考えにしたがい、枢密院への諮詢をあきらめて、かわりに辞職を決意したのである。つまり、枢密院への諮詢の是非をめぐって元老山県を支持すべき山県閥の重鎮二人（清浦と平田）がそれに反対し、婚約解論の足並みが乱れたことが中村の辞職の直接の原因だったと考えられる。

枢密院への諮詢をあきらめた 2 月 8 日の時点で、中村は婚約解消は無理だと判断し

て辞職する決意をすでに固めていたのだが、その発表は、元老と皇族に顛末を報告し、その諒解を得たあとに行うつもりであった。しかし、紀元節を翌日にひかえて、川村竹治内務省警保局長から、すみやかに鎮静の手段をとるよう申し入れがあり、急遽 2 月 10 日に中村の辞職と婚約は解消せずとの声明が出されることになった。しかも、宮内省側は当初、治安対策ならば、中村の辞意表明で十分と考えていたのだが、川村からそれでは不十分だと指摘されて、やむなく婚約に変更なしとの趣旨を加え、さらに内務省からではなく、宮内省から発表することになったのであった⁶⁵⁾。

倉富は、中村から命じられて 2 月 11 日に銚子に居る伏見宮に報告に行った。宮内省は最初久邇宮からの婚約辞退を期待していたが、久邇宮はこれを聞き入れず、しかもことが世間にもれ、流言がしきりにおこなわれて、スキャンダル化しつつある現状において、なおも宮内省の望む婚約解消を実行するには、宮内大臣は大正天皇に奏上して、その「聖断」を仰がねばならないが、しかし皇室から一方的に婚約を解消するのは信義にもとるとの非難があり、天皇の裁断によって婚約解消を強行すれば、かえって物議をかもしかねないと判断される。よって、やむをえず婚約解消論を撤回し、さらに混乱を招いた責任をとって宮内大臣は辞任することになった、というのが倉富の説明であった。それを聞いた伏見宮は、そういう事情であればやむをえないと、宮内省の措置を了承したが、最後に自分はいまでも「純血論」を正しいと信じ、久邇宮は婚約辞退すべきであると考えていると付け加えた。

このようにして婚約解消論は敗北に追い込まれた。中村辞任後松方内大臣もまた辞表を提出し、山県も枢密院議長の辞表とすべての官職および栄典の拝辞を天皇に申し出た（いずれの辞表も 5 月に却下された）。小原駘吉内匠頭が「今後元老は何事も出来さることゝなるへし」と語ったように⁶⁶⁾、この事件が元老に与えた打撃は大きく、山県にとっては事実上の失脚を意味した。ただ、中村の後任には、松方の推薦で牧野伸顕（大久保利通の三男）が就任したことからわかるように、山県に比べると松方の受けた打撃はより小さかったといえるであろう。

宮中某重大事件の経過をみるならば、結局のところ、大正天皇が正常な理解力と判断力を失っており、能動的な「主体」として有効な意思決定をなしえない、あるいはたとえ意思決定をしたとしても、説得力を欠くとみなされかねない、そういった状態にあったことが、この問題を紛糾させ、政治問題化させ、さらに元老山県と宮内省を敗北に追いこんだ大きな要因のひとつであったといえるだろう。同時に、この問題をめぐる紛糾は、大正天皇が能動的な意思決定能力および裁定能力を完全に失っていることを明らかにし、摂政設置論を確定的なものとしたのだともいえる。

宮中某重大事件は山県、中村等の婚約解消論者の敗北で終わった。通常はこれをもってこの事件は落ち着いたとみられている。しかし、皇太子の結婚問題がこれで決着したかといえれば必ずしもそうではない。裕仁と良子の婚約が確定するのは、翌1922年6月20日であり、中村が辞任してからさらに1年半の時間を要した（皇太子が外遊から帰国してからも半年以上かかっている）。そしてそれだけの時間がかかったのには、それなりの理由があったのである。

松方の推薦によって宮内大臣となった牧野は婚約遂行論者であった。そのことは、1921年2月25日に、おそらく皇后の内意を受けてのことと思われるが、牧野邸を訪問した大森鍾一皇后宮大夫に対して「中止説ハ撤回セラレタルニ付、前後ノ事情モ顧ミ御婚儀ノコトハ最早事実上最後ノ決定ヲ告ケタルモノト認め、更ニ議スルノ余地ナシ」と述べていること⁶⁷⁾、さらに5月14日には「父宮の御辞退は当然の事なり、神様の御血統に不純分子の混入は甚だ宜からず」と「純血論」を述べる伏見宮に対して、牧野が「宮相が御変更あらせられずとの旨を發表し、自から責を引きたる上は、今更再び同様の事を繰返へす事はより以上の害を引起す事に必然成行くべきに付、更に御詮議は考へ物なるべし」と返答している⁶⁸⁾ことから明かであろう。牧野は、中村の引責辞任によって婚約解消論は撤回されたのであり、予定どおり婚約を進行させることに宮内省の議は決したと解釈し、宮中某重大事件の混乱を收拾するとともに、婚約を予定どおり進行させ、結婚問題を解決することが宮相としての自分の任務であると、考えていたのであった。

しかしながら、1921年2月17日に倉富は小原にこう語って、婚約遂行論の新宮内大臣の前には難関が待ち受けていることを示唆していた。

唯一の懸念は、中村雄次郎より大森鍾一を経て皇后陛下に言上し居る趣意は、中村は微力にて御婚約を解くことを得すと云ふに止まり、御婚約は確定して之を動かさずとまでは言上し居らざる模様なり。然れば、後日尚ほ之を解くことを得るの余地なきに非ず。若し皇后陛下か之を解くの恩召あらは平山は必ず窮地に陥ひるへし⁶⁹⁾。

倉富が指摘したのは、中村は「御婚約を変更せず」と声明して辞任したが、その際皇后に対して婚約は勅許を得てすでに確定したとまでは言っていない。未だ確定していないのだから、もし皇后が婚約解消を望んだら、婚約遂行派の宮内大臣は進退窮まるであろう、という点である。なお、文中に「平山」とあるのは松方の腹心平山成信（内大臣府御用掛）のことで、倉富と小原はこの時点では、松方内大臣は、牧野ではなく、平山を中村の後任に据えるだろうと考えていたのであった。

倉富の推測はまちがっていなかった。牧野の解釈とは異なり、じっさいのところ、

中村辞任後も皇后はまだ婚約解消の余地ありと考えていたからである。皇后の意向は、波多野元宮相が牧野に語った次のような話から読みとれる。1921年4月に皇后は波多野に婚約問題について語り、前年11月に久邇宮から皇后に婚約辞退はしないとの上奏書が奉呈されたことに不快を感じており、「あゝ云ふ風にては他日皇太子様が御困まりなさる事もあるべし、久邇宮様が御自分様が勝つたと云ふ御態度では宜しからず、〔中略〕未だ真の御内約であるから御取り消しになれぬ分けでもない」⁷⁰と述べた。これに対して波多野は「御婚儀の事は中村〔雄次郎、前宮内大臣〕男より御変更あらせられずと発表したるに付き、勅許もあつての後の事と存ずるが故に今更御変更の余地はあるまいと思ひます」と諫めたが、皇后は「御勅許のありたる次第ではない、大臣から電話で葉山へ報告の形で中村の発表したるを通知して来たまでの事である」と反論した。事実関係はまさに皇后のいうとおりである。そこで波多野は、現時点で皇后の方から婚約解消論をもちだすと、收拾不能の事態となるので、牧野から申し出があるまでは現状を見守るようにと、進言したのであった。

これから明らかなように、皇太子の舅となる邦彦王に対して不信感と警戒心を抱いた皇后は、中村辞任後も、婚約は確定しておらず、まだ解消の余地ありと考えていた。皇后がそのように考えていたことは、良子女王の拝謁を願う久邇宮の願いを聞き入れず、遠ざけ続けた事実にも如実にあらわれている。1921年5月19日に仙石は倉富に対して、次のような大奥の内情を伝えた。

昨年両陛下葉山御避寒中、良子女王をして皇后陛下の御機嫌を伺はしめられんとしたることあり。皇后宮大夫を経て御都合を伺ひたる処、御都合に依り今暫く見合せられ度とのことなり。其後更に自分(仙石)伺ひたる処、尚同様の答なり。其後更に大夫に、御機嫌を奉伺せらるへきものならば余り延引せさる方宜しからん。如何なる御都合なるへきやを問ひたる処、大夫は時期の宜しきとき御報すへし。夫れまでは御待ち成され度とのことなりしなり⁷¹。

大正天皇と皇后が葉山に避寒に出かけたのは、1920年12月23日であり、久邇宮が皇后を不快にさせた書状を呈したのは11月28日である。婚約解消問題が浮上した時点で皇后は良子に会うのを意図的に忌避し、その後も同様の姿勢をとり続けたのである。翌21年12月には、おそらく新年の拝賀式で良子と会うのを避けるためだと思われるが、皇后の御思召によって学齢以上の女王の拝賀そのものが取りやめになった(王男子の拝賀は行われた⁷²)。この皇后の拝謁拒否は婚約に勅許が降りた後も続けられ⁷³、ようやく皇后が拝謁を許したのは、1922年10月6日のことであった⁷⁴。

このような久邇宮に対する皇后の不信感については、倉富自身も聞いたことがあった。倉富が中村前宮相に、(結婚問題に対する)「皇后陛下の御思召は如何と」と

尋ねると、中村は「何も伺ひたることなし」と答えたが、倉富がさらに君の推測はどうかと聞くと、「格別御好みには在らせられざる様に拝察す」と言い、さらに「気六ヶしき舅にては困るならんと云ふ様なる御口気なりし」と洩らしたのであった⁷⁵⁾。倉富からこのことを告げられた仙石も自分も同様のことを聞いたことがあると肯定している。

すでにみたように、大正天皇の病状は天皇の裁断による解決を不能にしていた。山県の婚約辞退工作が失敗に終わったあと、この問題について最終的決定権を握っているのは、いまやその家長代行となった皇后であるといつてよい。その皇后が婚約遂行に否定的であるとなれば、倉富も指摘するように、婚約遂行論の牧野にとってははなはだ頭の痛いことである。そして牧野は皇后のそのような意向をよく知っていた。牧野としてはなんとか皇后の諒解を得て、婚約遂行を進めなければいけないが、それには時間を要した。皇太子の外遊問題からもわかるように、皇后は、山県や松方をも手こずらせた意志強固な女性である。牧野は婚約問題を解決するためには、何よりもまず皇后の信頼をかちとらねばならなかった。

この難関をクリアする方途のひとつが摂政設置であった。牧野と総理大臣の原敬との間で摂政問題について立ち入った話し合いがなされたのは1921年5月4日が最初だが、同月20日に「色盲問題の再燃を恐れ、何とか御沙汰にても取計ふの外なかるべし」と考える牧野に、原敬は「御成婚は後にて摂政問題は先なり、故に既に摂政とならるゝ以上には殿下の思召も主として考慮せざるを得ず、其思召に従ふは当然の事なり」という注目すべき助言をした⁷⁶⁾。

つまり、皇太子が摂政となれば、皇太子自身が婚約問題に決着をつける（勅許を与える）「主体」となるのだから、皇太子が結婚を望めばすべての反対は抑えることができる、原は言外ににおわせたのである。もちろんその場合、皇后の反対なる難関は大いに緩和される。そして実際に、裕仁親王の結婚問題は摂政となった皇太子自身が勅許を与えることで解決されたのだった（もっとも、その前に牧野は皇后に勅許の奏請をおこなうことを説明してその了承を得た上のことであつた）。

牧野はこの原の助言を聞いて、「夫ならば解決に好都合なり」と答えた。原からこの助言を聞くまでは、牧野は「宮相よりの提案にて御沙汰を仰ぐ事」⁷⁷⁾すなわち大正天皇の裁断による解決を考えていた。しかし、裁定能力をもたないとされる大正天皇の「御裁断」によって解決するとなれば、当然ながら、皇后の同意を得ることが第一の要件となる。牧野が原に何度も元老（山県、西園寺）の婚約解消論に困惑していると語ったために、原は「牧野は御内定通り御遂行の論らしく各元老等は不適當論を棄てざるに当惑し居るものゝ如し」と⁷⁸⁾、もっぱら牧野が恐れたのは元老とくに山県の婚約解消論だと推測しているが、波多野から皇后の意向を聞かされていた牧野が

恐れていたのは、なにも山県ばかりではなかった。原の助言により、摂政問題の解決は婚約問題についても大きな前進の一步となりうることに牧野は思い当たったと思われる。

なお、一部には原の説とは逆に「摂政問題と婚約問題の同時解決」論も存在していた。つまり、摂政を立てる直前に、大正天皇の最後の裁定として婚約に正式な勅許を与え、この問題に決着をつけるべしとする考えである。枢密院副議長清浦奎吾はこの立場であったらしく、1921年11月2日に、牧野に「皇太子妃の冊立は前に決定の方宜敷かるべく」と注意している⁷⁹⁾。宮内省内にも同様の考えがあり、南部光臣宮内省勅任事官は「皇族の婚姻は勅許を受けざるへからず。故に摂政を置かるる前に勅許を受け置かるる方宜しかるへし」と牧野に進言し、宮内次官の関屋貞三郎も南部と同意見であった⁸⁰⁾。皇太子が摂政として、父親である大正天皇のかわりに、自分の結婚に対して自ら「勅許」を与えるのでは、理屈に合わぬというわけである。しかし牧野は、「御結婚に付ても困難問題あり。摂政問題に更に別の困難問題を加ふるは便ならず」との考えから、南部の進言を退けたのであった。「御結婚に付ても困難問題」とはもちろん皇后の反対論を指すのである。

IX 摂政設置

中村宮相が引責辞任した際に、倉富勇三郎も辞表を提出した⁸¹⁾。辞意の理由は、倉富が「此御婚約は解かるへきものと信じ〔中略〕此の信念を改めざるは、将来東宮妃たるへき良子女王殿下に対し不敬なるは勿論、施ひて東宮殿下に対し奉りても不敬なる訳なり。此の如き信念を有しなから、宮内省に奉職するは不都合なりとの考より、辞表を出したる訳なり」と小原に語っているように⁸²⁾、婚約解消に賛成したことにあつた。さらに井上勝之助宗秩寮総裁、同宗親課長仙石政敬も辞表を出した。いずれもその理由は倉富と同じく婚約問題にあつた。ちなみに仙石の妻素子は、久邇宮邦彦王の妹である。

石原、倉富、井上、仙石の辞表は中村から後任の牧野伸顕に引き継がれた。倉富は牧野から「此節の事は畢竟意見の相違なる故、左程頓着する必要なるへし」と慰留されたが、倉富が辞意の理由として、明確に自己の婚約解消論とそれに基づく責任論を述べたので、牧野もそれ以上は勧めず、とにかく皇太子の欧州旅行出発が無事済むまでは現状のままで行きたいので、「出勤は続け呉よ」と述べるにとどまった⁸³⁾。牧野が倉富を婚約解消論者とみなしていたことは、のちに原敬に「宮内省中に在る色盲論者井上倉富等も辞表を出し居たるも、皆悪意なき者に付、之を却下し」と述べたことから裏付けられる⁸⁴⁾。

牧野は、皇太子が無事出発するまでは省内人事を凍結し、まず山県・松方両元老の辞表の処理を優先させることにした。いっぽう、宮内省内には宮内次官に倉富を推すグループが存在しており、その実現をめざして運動をはじめた。その中心になったのは小原内匠頭であり、南部勅任参事官、西園寺八郎式部職庶務課長、仙石等がそれを支持した。小原、南部は宮内省改革に熱心であり、牧野大臣、倉富次官を擁してその実現を目論んでいた。彼らは当然倉富の引責辞任に反対であり、留任を強く望んだ。

小原は「牧野は資稟、経歴にて十分なるも、処事の才に乏し。補佐其人を得されは、事功を挙げ難し。若し石原健三をして留任せしめは、間もなく又行詰まるへし。故に吾々の仲間にて談し合ひたる処にては、此際君を煩はして次官たらしむることが衆望の一致する所なり」と、倉富に次官就任を強く迫った⁸⁵⁾。さらに小原は、西園寺八郎に倉富の次官就任工作を依頼し、八郎は松方内大臣と牧野に倉富を推薦するとともに、薩摩閥の大物である山本権兵衛にも倉富を売り込んだ（倉富は第一次山本内閣で法制局長官を務めたことがある）。

しかし牧野の選んだ次官候補者は、宮内省とはまったく無縁の関屋貞三郎（静岡県知事）であった。倉富が牧野の意中の人に関屋であることを知ったのは1921年3月7日のことで、酒巻芳男宗秩寮事務官から極秘情報としてこれを聞かされている⁸⁶⁾。南部や小原の関屋評は「大人しき人物にて格別癖もなき様なるに付、先づ宜しかるへし」（小原）、「其人物を知らされとも、党派心はなかるへし」（南部）というもので、小原、南部などの宮内省改革グループは、「関屋は才気縦横の人に非ず。牧野の大臣に関屋の次官にては、二人に任せ置きたらは何事も運はさるへし。依て、銘々より関屋を鞭撻して事を執らしむることは必要なるへし」（小原）ということで一致した⁸⁷⁾。

倉富自身がのちに薩摩出身の山之内一次から、牧野は以前から関屋を知っており、関屋を牧野に推薦したのは実弟の大久保利武であろうと聞かされている⁸⁸⁾。牧野が関屋を次官に選んだのは、他者から露骨な薩摩人事と見なされるおそれのない人物であって、しかも薩摩系に近い者を腹心におきたかったからであろうが、省内の次官候補者であった倉富が婚約解消論者であった事情も考慮されたと考えられる。

次官人事が決まり、皇太子も欧州旅行に出発したあと、牧野は再び倉富に留任を求めた。牧野が倉富に示した理由は二つあり、一つは婚約解消論も皇室のためを思っていることだから、責任者である中村大臣と石原次官は別として、他の宮内省職員については辞任を認めないというものだったが、牧野があげたもう一つの理由に摂政問題が含まれていた。牧野は倉富に次のように述べて、留任を求めたのである。

右の理由の外に今一つ理由あり。宮内省には如何にも人物乏きことを感ず。今後摂政問題其他種々なる重大問題あり。是迄出合ひたること[なき]程の大切なる時節か来るならんと思ふに、此く人物が乏しくしては如何にも心細きことなる故、其為にも是非留任を希望する次第なり⁸⁹⁾。

倉富は司法官僚として相当の経歴を積み、第一次山本権兵衛内閣では法制局長官をも務めた法制のエキスパートであるうえ、松方内大臣からじきじき内大臣秘書官長への就任を請われるほど⁹⁰⁾、漢学に深く通じた人物とみられていた。結婚問題と摂政問題の解決が自分に課せられた最も重大な任務と考える牧野は、宮内官僚中には得難い人物として、倉富の豊富な知識と経験を必要としたのである。倉富は、宗秩寮総裁代理を免じられることを条件に、牧野の慰留に応じた。この勧説にしたがって留任を決意した倉富は、牧野の下で摂政問題に深くコミットすることになる。

牧野の方針にしたがい、大臣と次官の交代を除いて、宮内省では宮中某重大事件の責任をめぐる人事異動は行われなかった。唯一の例外は久邇宮附属官武田健三の免官である。これは先述の「宮内省の横暴不逞」と題する怪文書を執筆した来原慶助が、成功報酬として1万5000円を支払う約束を武田がしたとして、久邇宮家にその支払いを要求したことが発覚したために⁹¹⁾、免官処分をうけたのである。倉富は、牧野の指示を承けて、警視総監の岡喜七郎に来原の件について善処を申し入れている。岡の意見は、3000円なり5000円を来原に支払って、おとなしくさせるのが現実的な解決策だというものだったが、牧野、倉富はこれを拒否した。しかし、実際には久邇宮家に長年出入りしている牧野某なる人物が来原に5000円を支払った模様である⁹²⁾。

さらに牧野は、戦後恐慌のあおりで困難におちいった皇室財政・宮内省財政を立て直すため経費削減をはかり、また省内の人心掌握のため、倉富支持グループの望む宮内省の組織改革に着手することにした⁹³⁾。1921年4月に、関屋、小原、南部、倉富に内蔵頭の山崎四男六を加えた組織改革のための秘密委員会が組織され⁹⁴⁾、以後、1921年10月に実施される宮内省官制改革の準備が進められるのだが、官制改革案の立案およびその実施過程で、漸進論の牧野、関屋、山崎と急進論の小原、南部およびそれを支持する倉富との間に意見の対立が生じ、さらに10月改革にともなう省内人事をめぐる、両派の亀裂は決定的となる。それを機に、宮内省内に牧野・関屋派と小原・西園寺・倉富派の対立構図ができあがることになるのだが、それについては省略する。

ただ、倉富支持グループが当初考えていた官制改革案が、かなり思い切った内容のものだったことは指摘しておきたい。倉富が残した秘密委員会の覚書からうかが

いしれる南部参事官の原案では、参事官、侍医寮、大膳寮、主獵寮、主殿寮、主馬寮、調度寮、帝室博物館、臨時帝室編修局、皇子附職員、澄宮附職員、御歌所、臨時編纂部、林野管理局の一部、御料牧場、帝室制度審議会、学習院評議会、宮中衛生会、皇室經濟會議、宗秩寮審議会などの部局や審議会が廃止されることになっており、官務監督、侍従補、審査官補、薬剤師長、主膳監、車馬監、御用掛、出仕等の廃官や帝室林野局以外の特別会計の廃止も計画されていた。このうち10月の官制改革で実現をみたのは、主獵寮、主殿寮、調度寮、宮中衛生会の廃止と特別会計の整理などにすぎなかった。そのため南部や小原は牧野、関屋に不満を抱くことになるのである。

牧野が摂政問題に関して具体的な指示を倉富に与えたのは、それからさらに3ヶ月たった、1921年6月23日のことだった。この日、牧野は倉富をまねいて、摂政設置の手続きを内密に調査するよう依頼した。

天皇陛下先年来脳の御悩あり。御静養遊はされ居るか、御身体は御悪しき方には非ざるも、御脳の方は御宜しき方とは申上難く、昨日還御のときなども停車場にて急に固く御成り遊はされ、其の為御帽の冠り方も曲り、御脚の運び方も自由ならざる様のことなり。先年来公式には総て出御遊はされず。外交官の御引見又は御陪食でもある様ときは其の為御旅行の必要ある様のことにて、誠に都合悪し。到底此の如きことにて永く弥縫する訳には行かざる故、皇太子殿下の還啓でもありたる上は摂政の御詮議も必要ならんと思ふ。摂政に関する規定は一と通り整ひ居る様なれとも、之を實行するには如何なる手續を要するや予め取調べ置き度。然るに此事は只今の処、此の如き考を懐き居ることか分りても困る次第に付、誰に話す訳にも行かず。君(予)一人に依頼する故、其積りにて調査致し呉度⁹⁵⁾。

大正天皇の病状は、駅のホームで急に歩行困難をきたすほどに悪化しつつあった。1920年4月にとられた公務制限措置のまま、いつまでも現状を維持し続けるのは難しいと牧野は判断し、倉富に摂政問題の手續調査に着手するよう命じたわけだが、すでにこの時点で元老、宮内大臣および総理大臣の間では、大筋で摂政設置につき合意が成立しており、いよいよ実施にむけて動きだしたわけである。原敬日記の記述からすると、だいたい1921年の5月半ばから6月中旬の時期に、皇太子の帰国後しかるべき時期に摂政を立てることで、山県、原、牧野の三者間に意見の一致をみたものと解される。それをふまえて、いよいよ宮内省でも具体的な手續きの研究をはじめることとなり、予定どおり倉富がその役目を仰せつかったのだった。

倉富の調査は6月23日から始まり、28日には「摂政ニ関スル規定施行順序書」の第一稿が書き上げられた⁹⁶⁾。7月6日にその完成稿が牧野に手渡されている。牧野

は「摂政を置かれたる後は摂政附属の職員を置く必要あるへし」と、摂政府のことをたずねたが、倉富は「其必要なかるへ」と答えた⁹⁷⁾。

いっぽう、元老山県も別途調査を命じ、枢密院書記官長の二上兵治と内閣恩給局長の入江貫一が私案を作成した⁹⁸⁾。山県はそれを松方、西園寺に提示して意見を求め、元老の一致が得られたら、宮内省に検討させるつもりであった。山県案は二つに分かれており、第一は皇室典範に規定する摂政を置く案、第二は、当面は摂政を立てず、天皇の「御代理」ととどめておくという案である⁹⁹⁾。倉富はこの案を7月14日に関屋次官から知らされたが、関屋の言では「一は真の摂政を置くの意見にて、一は御名代と云ふ様なる形と為し、或る時期を経過したる後、摂政と為す意見」であった¹⁰⁰⁾。すでに波多野宮内大臣時代に天皇の公務制限を定めた際に、天皇の病氣中、摂政を置かずに皇太子をして天皇の代理をなさしむることができるか否かを、平沼騏一郎に調査させたことがあり、平沼は代理を置くことはできぬと答申し、倉富もそれを支持していた¹⁰¹⁾。今回も倉富は「御名代と云ふことは実際効能なし」と「御代理」案には反対であった¹⁰²⁾。

倉富から「施行順序書」を受け取った牧野は、天皇に供奉して塩原に随行し、そこで検討した模様である。「牧野伸顕文書」には、「七月十五日塩原ニテ」と書き込みのある自筆メモが残されている¹⁰³⁾。東京に戻った牧野は、7月20日に倉富に会って、いくつかの質問をした。まず問題となったのは、摂政を置くにあたり、皇族会議と枢密顧問の会議といずれを先に行うべきかであった。皇室典範第19条第2項には「天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルト能ハサルトキハ皇族会議及枢密顧問ノ議ヲ経テ摂政ヲ置ク」とあるだけで、皇族会議と枢密顧問の会議のいずれを先にするかまでは規定されていない。倉富案は、どちらを先にしてもかまわないが、まず枢密顧問の会議を開き、その決定を承けて枢密顧問が皇族会議を召集する手順がよいというものであった。牧野はそれに疑問を呈し、「御親族たる皇族の会議を先きにせらるるか宜しくはなきや」と質問した¹⁰⁴⁾。

倉富の説明は、皇族会議を先に開くと、皇族会議令第2条（「皇族会議ハ皇室典範第十九条第二項ノ場合ニ於テハ摂政タルヘキ順位ニ在ル成年皇族男子之ヲ召集ス」）および第4条（「前二条ノ場合ニ於テ皇族会議ノ召集ハ成年皇族男子三分ノ一以上又ハ枢密顧問ノ請求ニ依リ之ヲ行フ」）の規定により、親族である皇族の請求によって、摂政となる皇太子自身が会議を召集することになるが、それはいささか具合が悪い。それよりも皇族会議令第4条の枢密顧問の会議を先に開き、その議決によって皇族会議を請求し、それに基づいて皇太子が召集するほうがよい。また、皇族会議には枢密顧問に諮詢する権限がないので、いずれにせよ枢密院はまず会議を開いて自ら摂政問題を審議することを決めなければならない。であるならば、最初に枢密院の会議を開いて摂政問

題の審議をすることを決め、その請求によって皇太子が皇族会議を召集するのが妥当である、というものであった。

牧野があげた第二の質問は、摂政を立てなければならない理由を説明する文書として皇族会議および枢密院に提出されるべき天皇の「御容体書」はどのようにして作ればよいか、というものであった。これについて倉富は、「最も困難なるは御容体書」であるとしつつも、裁判所で用いられる鑑定書のようなものではダメだとしか答えていない。

以上からわかるように、倉富の案では摂政を置くとの決定は天皇の諮詢によらずして決行される（つまり、皇族会議も枢密顧問の会議も、勅命によって召集されるのではない）ことになっていたが、牧野は、法理上はまさにそのとおりだが、はたしてそれについて議論の余地は全くないのだろうか、と質問している¹⁰⁵⁾。天皇に諮詢するだけの能力があるのなら、そもそも皇室典範第 19 条第 2 項が適用されるはずもなく、摂政を置く必要もないと、倉富は疑念を払拭するよう牧野に求めた。さらに二人は、摂政府のような組織を設置する必要はなく、「一切の機関は平常のものを使用せらるべき」と考える点で意見が一致しているのを再確認し、万一天皇が回復した場合、摂政を廃止する手続きについては、その時点でさらに考えざるをえないとして、ひとまず協議を終えた¹⁰⁶⁾。

牧野は、その翌々日（7月22日）松方内大臣と会見し、摂政問題について詳しく話し合った。松方は西園寺から渡された山県案を牧野に交付し、その検討を依頼した。牧野は原との協議の結果および宮内省での調査結果をもとに、松方に摂政問題について宮内省の方針を説明し、次の諸点について松方の同意を得た。

- 一、摂政設置の時期は、皇太子帰国後の 10 月末あるいは 11 月頃がよく、遅くとも 12 月の議会開会までに解決すべきこと。
- 二、皇族会議と枢密院のいずれを先にするかについては、牧野は皇族会議を先にするのが適当と考える。その理由は、摂政設置はまずなによりも皇室の家族問題であるので、親族間の話し合いをいちばん優先させるべきであり、国民も枢密院よりも皇族会議により重い信用をおいているので、皇族会議を先にしたほうが「国民も万止むを得ざる事と諦らむなるべしと考へらる」こと。
- 三、摂政府はおかず、現在の機関をそのまま存置する。ただし、東宮職の人事は刷新する。
- 四、天皇と皇后はそのまま皇居にとどまり、従来通りの生活を続ける。皇太子は青山御所から皇居に日を決めて出勤し、政務親裁を代行する。
- 五、医者 of 診断書は一定の形式を備えるべきである。

六、摂政を立てることのやむを得ない事情を皇后へ言上するのは、内大臣の松方が責任をもって行う。また、各皇族への説明もできるかぎり松方が行い、松方は摂政問題の解決を花道として内大臣を辞任し、隠居する¹⁰⁷。

この内大臣と宮内大臣の合意をふまえて、7月25日に摂政問題に関する最初の宮内省首脳会議が開かれた。出席者は牧野、関屋、倉富、南部、それに宮内省御用掛の憲法学者清水澄の5人である。清水が出席したのは、山県案の二案のうちいずれを採るべきかを検討するためであり、「御代理」論者である清水がよばれたのであった。そのためもあって、まず最初に「摂政を置かず、天皇の代理を置くことの可否」が論議された¹⁰⁸。清水はその「御代理」論を、概要以下のように説明した。

明治憲法には天皇の代理を置く規定はないが、ドイツ（プロイセン）の憲法も同様である。しかるにプロイセンではフリードリヒ・ヴィルヘルム4世が精神病となったため、弟のヴィルヘルム（のちのヴィルヘルム1世）がまず3ヶ月の期限で代理となり、さらに延長して1年とした。また、ヴィルヘルムが即位した後も代理を立てたことが2回ある。よって、日本においても憲法に明条はないが、代理を立てることは可能である。そもそも摂政は天皇の意識がまったくなくなった時に置かれるべきもので、一時的な故障ならば摂政ではなくて、代理にとどめるべきである。さらに代理を否定するのは天皇機関説の立場である、と。

この議論に対する反駁は倉富が行った。代理を立てるには天皇の詔書によらなければならないが、その詔書には天皇の親署が必要である。しかし、天皇がその詔書に親署できるくらいなら、そもそも代理は不要である。それにとどまらず、詔勅や法律勅令の上諭等には天皇の親署が必須とされるが、その場合たんなる代理者にすぎない者が天皇に代わって署名するのは不当である。また、摂政については皇室典範で摂政となるべき人の範囲と順位が定まっているに対して、代理については何らの規定もない。つまり、理屈上は臣籍にある者でも代理をつとめることができるわけだが、それは憲法の趣旨に反する、と。

清水も倉富も互いに譲らなかったが、この問題の裁定は牧野が下した。代理を置くことは適当ならず。天皇の病状が皇室典範にあるごとく「大政ヲ親ラスルコト能ハサル」ならば、当然摂政を置くべきであり、代理問題についてはこれ以上の議論は必要ない、と。これにより、少なくとも宮内省レベルでは、「御代理案」は斥けられることになった。原日記によれば、山県も西園寺も松方も「御代理」には反対ないし消極的であり¹⁰⁹、もともと清水説は最初から採用される可能性は少なかったと言えるであろう。

次の議案は皇族会議と枢密顧問会議のいずれを先に行うかという問題であったが、

法令の規定からいって無理の少ない枢密顧問の会議を先にすべきだとしたのは倉富だけであり、牧野、南部、清水の3人はこれに反対した。「事の大なるを以て天皇と最も親近なる皇族会議か先つ議決を為すか順序にて、人心を安んずることを得へし」¹¹⁰⁾と、「家族の情誼と人心安定」の見地から皇族会議先行論を唱えた。結局、牧野・松方の合意にそって、皇族会議を先に開くことで決着がつけられた。

この首脳会談の議をもとに、南部に摂政を置く手続書の起草が委ねられた。さらに牧野は、7月31日には侍従長の正親町実正に対して、天皇の「御容体及び御動作に付、日々侍従職の日誌を備へ、之に記入する事を重て精細に談示」した。また「既往に逆[遡]りても同様のもの[の]を出来る丈調整する事」を命じた。摂政設置がやむを得ないことを示す材料を本格的に蒐集しはじめたのである¹¹¹⁾。

南部は、倉富の「手順書」をもとに、皇族会議を先にするとの決定にしたがってこれを修正し、「摂政ヲ置クコトニ関スル手続書」を作成した。さらに倉富の意見を徴した上で、皇族会議を先にするのがよい理由および「御代理案」を否とする理由の説明を付して、それを8月22日に牧野に提出した¹¹²⁾。

皇族会議を先に開く場合の手続きは、おおよそ以下のものであった。摂政を置くことを議する皇族会議は、成年皇族男子3分の1以上の請求により（皇太子が）召集するとの皇族会議令第二条の規定にもとづき、宮内大臣はまず、皇族会議を請求する皇族に対して大正天皇の病状を記した「御容体書」を提示する。それにもとづいて皇族が皇族会議を請求する。皇族会議には枢密院に諮詢する権限はないので、摂政設置を議決した後、皇族会議の議長の命をうけて、宮内大臣が枢密院議長に通報し（皇族会議令第11条）、それを受けて枢密院が自発的に審議をはじめ。枢密院で議決されたあと、枢密院議長は宮内大臣（および総理大臣）にその決定を伝え、宮内大臣から皇族会議の議長にその旨報告する。枢密院議長から通報を受けた宮内大臣はただちに摂政設置の詔書発布の手続きをとる。

皇太子の帰国を前にして、宮内省における摂政設置のための準備作業はほぼ整いつつあった。しかし、この8月の時点では、まだ倉富は摂政設置は急を要しないと考えており、新聞で皇太子の帰朝後直ちに宮中の重大事が決行される模様などと報道されているのを見て、牧野は事を急ぎすぎではないかと憂慮し、次のような意見を具申した。

現在にても政務の御親裁は差支なく、唯公式の臨御が出来ざる丈なる故、成るべく其時期を延はす方宜しかるべく、一般にても已むを得ずと云ふ考への起るときを待ちて実行せらるるか宜しからん¹¹³⁾。

日記を見ても明らかなように、宮内省の高官とはいえ、天皇の輔弼者ではない倉富は、天皇に拝謁する機会もまれで、日常的に天皇に接することはほとんどない。彼は、現に天皇が「万機親裁」を日々行っているのだから、前年病状を公表した際の宮内省の公式見解（儀式には出席できないが、政務の親裁には差支えない）はまだ有効性をもつと考えていたのである。それに対して牧野は、大正天皇の病状はもはや従来の見解を維持できないまでに悪化していると答えた。

此事に付ては君(予)の如き意見を述ふる人もあるか、一方側近に接する人は反対に之を速にすへきことを主張する人もあり。万機の御親裁は差支なしと云ふも、実は然らず。故に一面にては内閣総理大臣と宮内大臣とにて勝手なることを為すとの非難もあり¹¹⁴⁾。

大正天皇に接する機会のはるかに多い牧野は、天皇がすでに「大政ヲ親ラスルコト能ハサル」状態にあると認識していた。この前後の牧野の日記には、大正天皇の病状を報告する加藤泰通侍従の報告が書きとめられている。まず、7月に大正天皇は温泉治療のため塩原に出かけたが、皇太子時代にはほとんど毎年のように滞在していたにもかかわらず、塩原のことをまったく「御記憶あらせられざる様」にみえ、「曾て屢々御来遊ありたる事は全く御念頭に登らざるが如し」と加藤は語っている¹¹⁵⁾。また、梨本宮守正王夫妻がその女婿である李王世子を伴って拝謁することになったのだが、皇太子時代に韓国を訪問したこともあり、朝鮮語ができるのを自慢に思っていた大正天皇は、幼少時代からの顔見知りで、それまでもたびたび会ったことのある李王世子の訪問を心待ちにしていた。ところが、実際に3人が8月7日に日光御用邸で対面した時には「何等御言葉もなく、以前より御待構ありたるに顧み、近側のもの不思議に感じた」のであった。大正天皇は「全く世子をお忘れになり梨本宮の若宮」とまちがえたのである（ただし、梨本宮には王男子はいない）。加藤侍従は「余程の御異状と拝する外なし」と牧野に語っている。そのほかにも、「庭に人が居る」「大きな男が居る」「小さな男が見ゆ」と発言したことが侍従からの報告として記録されており、牧野は「何か御腦の働きの跡になり御記憶と実際と混合したる御感じありしにや」と記している¹¹⁶⁾。牧野が「万機の御親裁は差支なしと云ふも、実は然らず」と倉富に語った時、上記のこともその念頭にあったのだと思われる。

牧野との会見のあと倉富は、天皇がすでに「大政ヲ親ラスルコト能ハサル」状態にあると知りながら、一方で日々天皇に「万機親裁」を求めている総理大臣や宮内大臣は「極限すれば命を矯むると云はさるへからず」と語り、かといって急に摂政を置こうとしても、天皇が現に「万機親裁」を行っている現状では、摂政を必要とする説明がつかない。突然「親政不可能」と言い出せば、では今までの「万機親裁」はいった

い何だったのかということになるろうし、じつは今までも「親政不可能」だったのだと言えば、原や牧野は「矯命の責を免れず」、「いつれにしても説明し難きことなるへし」と、南部光臣に述べている。南部も「其点は誠に困ることなり」とこれに同意した¹¹⁷⁾。

なお、摂政設置の時期については、「自分に於ても直に之を実行する考を懐き居る訳に非ず。準備丈は何時実行しても差支なき様に致し置き度考なり〔中略〕皇太子殿下の御信望高まる時に直に実行する様のことは絶対に避くべきことゝ考へ居る」と、牧野は答えている¹¹⁸⁾。牧野自身も、皇太子の帰国直後に、あたかも待ちかまえていたかのごとく、皇太子が議長となって皇族会議を開き、「皇父陛下の御引退を議するは、如何にも感情上又孝道の上に於ても穩当ならざる傾きあるに付」¹¹⁹⁾、10月末か11月頃に実行するのをよしと考えていたのである。

9月に入って皇太子が欧州旅行から戻り、国民歓呼の声で迎えられた。皇太子を出迎えた原首相は、横浜から東京までの間「殆んど人なき所なしとも云ふべき盛況にて、到处万歳の声を絶たず、如何にも国民歓喜の色を現はせり」と日記に記し¹²⁰⁾、その歓迎ぶりから、この「御威勢ある皇太子殿下摂政となられ人心を一新せられなば、国家皇室の爲め如何計り幸運ならんも知るべからず」¹²¹⁾との感を深くした。おそらく同様の感を抱いたと思われる牧野も、これを機に摂政設置に向けて公然たる活動を開始する。さしあたって牧野がしなければならないのは、摂政設置もやむをえない状態に天皇があるとの認識を宮内省が有するにいたったことを、国民各層に周知させることであった。具体的には、従来の公務制限措置がもはや維持できないほどに大正天皇の病状は悪化しており、しかも簡単に治る見込みがないとの趣旨で、新たな病状発表を行うことである。1920年4月以来、宮内省が維持してきた方針と公式見解がここで最終的に放棄されるのである。

牧野は、まず9月8日に山県を訪問して、摂政設置の時期、摂政設置に伴う東宮職改革について意向を尋ねた。次いで13日に原首相と会見し、摂政設置を急ぐ原に対して、皇太子に供奉して欧州に旅行した三浦謹之助が帰国したので、まず三浦に大正天皇の診察を命じ、その報告をまって、摂政設置の前提となる第4回目の病状公表を行う予定を明らかにした。そして、今回の御容体発表は、摂政設置もやむをえないと国民一般が納得するための材料ともなるべきものだから、「是迄の様に御快方なれども御静養を要すと云ふのみにては判断に苦しむべしと思はるゝに因り、御幼少の頃御脳を御病みありて十分ならざりしに、御踐祚の後は政務を親裁せられ、御容態段々に御宜しからずとの趣旨を附する」つもりであると¹²²⁾、その決意を示した。さらに、血縁である四内親王をはじめとする皇族に対しては、侍従と侍従武官とがまとめた「御挙動」の記録もあわせて呈示し、大正天皇の病状について正確な理解を求

めるつもりであると、付け加えた。

三浦から診断書を入手した牧野は、9月25日に皇太子に天皇の病状を報告し、「医師診断書、侍従長、侍従武官長等の報告書御内覧を願ひ」出た¹²³⁾。ついで、東京に集合した三元老（山県、松方、西園寺）に会い、この問題を話し合った。26日に訪問した山県には、「調書を手交し」、「御容体書発表の事を談示」している¹²⁴⁾。「調書」とは、南部がまとめた「摂政ヲ置クコトニ関スル手続書」のことと思われる。

さらに牧野は、閑院宮、伏見宮、東伏見宮の三親王、朝香宮、伏見宮博恭王、竹田宮大妃昌子内親王、北白川宮を歴訪し、御容体書発表の文案を示して、了解を求めた。各皇族ともに異存なく、発表に同意した。また、牧野の感触では、それが摂政設置につながることもおおよそ理解されたようであった。ただし、朝香宮鳩彦王のように「絶対に政務を御離れになり、摂政を置かれ、御療養に専一に御消光被遊候ては如何」と積極的に摂政論を主張する人物もいたっぽうで、この発表の「自然の結果たる典範（十九条）の条項に該当し其規程応用の点まで御明言なし。出来る丈御理解なざる様努め置きたるも結局の処まで進まざりし」と、牧野に危惧させた伏見宮貞愛親王のような人物もいた¹²⁵⁾。最後に牧野は皇后に拝謁し（10月3日）、「御容体書発表の事を申上」げた。皇后も異存なく、牧野は「不治症に入らせらるゝ事十分御覚悟の様」と拝察している¹²⁶⁾。皇后には、今回の発表が何を意味するのか、牧野に言われるまでもなく、よくわかっていたにちがいない。

根回しもすんだ10月4日、第4回目の病状公表が行われた。

通常御歩行の場合にも側近者の扶助を要せらるゝことあり、且御態度の弛緩及御発語の故障も近頃其度を増させられ又動もすれば御倦怠起り易く、御注意力御記憶力も減退し、要するに一般の御容体は時々消長を免れざるも概して快方に向はせられざるやう拝察し奉る。陛下は幼少の時脳膜炎様の疾患に罹らせられ、且御成長の時期より御成年後に於ても屢々御大患を御経過遊ばされし為め、[中略]近時に於ては前記の御容体を拝するに至れるは洵に恐懼に堪へざる所なり¹²⁷⁾。

今回の発表は、大正天皇の病状は快方に向かわず、悪化していること、身体の平衡異常や言語障碍にとどまらず、注意力・記憶力にも支障が生じていること、さらに幼少時の「脳膜炎様の疾患」を持ち出すことで、精神作用にも疾患の及んでいる可能性を示唆するところに、眼目がおかれていた。もちろん、まだ「大政ヲ親ラスルコト能ハサル」状態にあると明記されるまでにはいたっていないが、実質的にはそう言ったも同然なのは、従来の発表には含まれていた「万機を親裁あらせらるゝ外は努めて安息に御起居遊ばさるゝ事当分尚必要」（第2回）、「万機を親裁あらせらるゝ外は、

依然御静養を主とし」（第3回）が、今回の発表では欠落していることからもうなずかれよう。

それゆえに、この発表は大きな衝撃をもって受け取られた。清浦枢密院副議長は「昨日宮内省より天皇陛下の御容体を発表せしか、用意足らず。新聞紙か号外を發行したる為、大に人心を驚かしたり。自分（清浦）は倶楽部に居りたるが、其処に在^るり者は一同に驚きたり。之か為株式の相場も狂ひたる様のことなり」と枢密院控所で倉富に語り、同じく枢密顧問官の曾我祐準も「自分等も驚きたり」と語っている¹²⁸。しかしながら、山県や原は、発表後「摂政問題に関し順調に運びつゝある」「大に安神をして居る」と安堵の意を洩らした¹²⁹。彼らはこの発表によって大きな前進が勝ちとられたとみなしたのである。

明言されてはいないが、天皇がほぼ「大政ヲ親ラスルコト能ハサル」状態にあることを、10月4日の病状発表は示唆していた。そのことは、発表に同意を求められた皇族達の反応を見ても明らかであるし、牧野自身そのように皇族が反応するのを、つまり「自然の結果たる典範（十九条）の条項に該当しその規程応用の点まで御明言」されるのを期待していたわけだから、疑問の余地はないと言ってよい。しかし、発表後も相変わらず、「万機親裁」は続けられていた。発表の当日、原首相は「参内拝謁して大審院長及び検事総長更迭の件に付奏上し」、翌日には両者の親任式が挙行されている。さらに10月11日にはやはり原首相が「参内拝謁して加藤海相不在中事務を管理すべき旨内奏し」、文官の首相が海軍大臣事務管理に就任するという重大案件に、天皇の承諾を受けた¹³⁰。「万機親裁システム」である以上、実際に摂政が置かれるまでは、天皇の親裁を止めることはできないのである。

病状公表で大きな山を越えたが、次になすべきは、皇族会議の召集にむけて、皇后以下の皇族に摂政設置のやむをえないことを説明し、皇族会議の請求に必要な措置をとることである。第二には、枢密院と連絡をとり、摂政設置を決議する枢密顧問会議の開催を依頼すること。第三は、以上の両件をも含めて、摂政設置にむけて必要な事務的な準備万端をとどこおりなく進めることであった。

10月11日、かねてからの牧野との約束にしたがい、松方内大臣が皇后に拝謁して摂政設置のやむをえないことを「委曲言上」した¹³¹。皇后は次の三条件をつけて、松方の上奏に同意を与えた。第一、輔導たる皇族の権力が大きくなるおそれがあるので、摂政に輔導を置くことは不賛成である。第二、皇太子が青山御所を嫌っているので、同御所を摂政の居所とするのは不可である。第三、大正天皇は内閣から差し出される書類を決裁するのを楽しみにしているので、摂政設置後も何とかこの種の仕事がなくならないようにする工夫はないものか、とくに配慮を望む。さらに、皇后は11月の陸軍大演習終了後に決行する予定にも同意した。

10月22日から11月1日にかけて、牧野は再び各皇族を訪問し、三浦・池辺等の作成した新しい「御容体書」を示して、皇族会議の請求に同意を得る工作を行った。その順番は、閑院宮、伏見宮、朝香宮、北白川宮、梨本宮、久邇宮、東伏見宮、賀陽宮そして伏見宮博恭王であった。有栖川宮、華頂宮、竹田宮、東久邇宮、山階宮が訪問先にあがっていないのは、成年男子皇族がいないか、不在（軍務、外国留学）のためであろう。牧野の訪問をうけたすべての皇族男子が皇族会議の請求に同意し、摂政設置もやむをえないと了解した。

ただし、朝香宮鳩彦王と久邇宮邦彦王からは「御上に於かせられ御同意なき時は如何成行くや」との質問が出された¹³²⁾。これは誰しものが抱く疑問と言うべきだが、牧野の答えはこうであった。

法律上は御承諾を願ふ必要なし、唯臣下の分として無断に此如重大事件の取扱相成難に付申上ぐるなり、夫れには懇に申上御納得を得るに努むべく、多分は御承引を得るならん¹³³⁾。

つまり、皇室典範および皇族会議令の定めるところにしたがえば、大正天皇の同意・承諾がなくとも、皇族会議と枢密顧問の議決さえあれば、皇太子を摂政に立てて大正天皇を病気引退させることができるのだが、それでは臣下の分際としてあまりにも忍びないので、できるかぎり大正天皇に御納得いただけるように努力する、と答えたのである。牧野は以上のような皇族との交渉の経過を、11月3日と4日に、山県と松方に報告し、彼らを安心させた¹³⁴⁾。

いっぽう、皇族訪問と並行しつつ、牧野は宮内省の下僚に事務的な準備をさらに進めるよう指示をした。すでに9月末に牧野は、第4回目の病状公表の文案を南部に示し、倉富と相談のうえ、侍医作成の「御容体書」、侍従長と侍従武官長の作成にかかわる「御動静に関する書類」等を参考にして、皇族会議に提出する説明書類を作成するよう命じていた¹³⁵⁾。その作業は10月11日から南部と倉富の手によって進められる¹³⁶⁾。10月の宮内省官制改革にともなう人事異動で、倉富は、牧野の懇請もあって、式部長官に転じた井上勝之助の後任として宗秩寮総裁事務取扱を兼任することになった。新官制では、皇族に関する事務に加えて皇族会議に関する事務も宗秩寮の管轄とされたので、その職責からしても、倉富は、関屋次官とともに摂政問題の宮内省側事務責任者となったわけである。

ついで牧野は、10月25日に、摂政設置決定後に宮内省から発表する文案を作成するよう倉富に命じ¹³⁷⁾、案文は10月31日にはできあがり、牧野に渡された¹³⁸⁾。「倉富勇三郎文書」（国立国会図書館憲政資料室所蔵）に残されている断片類から判断す

ると、倉富が作成したのは、11月25日に公表された「宮内省発表」のもととなる文書（「御病状ニ関スル書類」）であったと思われる。さらに、牧野は倉富に、摂政設置を宣告する詔書の案文作成も命じた。「倉富勇三郎文書」には「第八 詔書案」と題された詔書案文を含む断片メモが含まれているので、そのように判断できる。

牧野はこの詔書の草案を10月25日に原首相に示して、その意見を求めた。草案では、実際に出された詔書と同様に、天皇の署名（御名）を摂政が代筆し、かつ天皇の署名の横に摂政の親署を添えて公布することになっていた。これは摂政令第三条に「摂政ヲ置ク間御名ヲ要スル公文ハ摂政御名ヲ書シ且其ノ名ヲ署スルノ外天皇大政ヲ親ラスルトキト形式ヲ異ニスルコトナシ」とあるのにしたがったのである。天皇が「大政ヲ親ラスルトコト能ハサル」がために摂政が立てられるのだから、その事を宣布する詔書に天皇が親署したのでは、「大政ヲ親ラスルトコト能ハサル」とは言えなくなってしまう。また、天皇が詔書に親署することは、天皇が摂政設置に同意し、それに裁可を与えたことを意味するのだから、天皇の同意を得ることが摂政設置の必須要件となってしまう、宮内省の見解と齟齬をきたしかねないからである。

ところが、原首相はこの期に及んでこれに強い難色を示し、摂政設置の詔書もそれまでどおりに天皇の親署のみで公布すべしと主張した¹³⁹⁾。その理由は言うまでもない。現に大正天皇は、総理大臣である原の輔弼を受けて「万機を親裁」し、勅令その他に署名し、文書の裁可を日々行っているのだから、突然天皇が「大政ヲ親ラスルトコト能ハサル」ために親署できないとなれば、それまでのすべてが内閣総理大臣に操られた「神聖なる捺印機関」の行為にすぎないとなってしまうかねないからである。詔書草案を見せられてはじめて原は、すでに8月の時点で倉富が南部に指摘していた困難、すなわち「親政不可能と云へは是迄は如何との問題を生し、是迄も不可能なりと云へは、矯命の責を免れず」¹⁴⁰⁾に気づかされたのであった。

いっぽう枢密院では、清浦副議長が内々に各顧問官と個別に会見して、11月下旬に摂政設置が決行される予定を打ち明け、それぞれの意向を打診する作業を進めていた¹⁴¹⁾。11月2日の原敬のメモには、東宮大夫でもある浜尾顧問官一人が時期尚早としたほかは「各顧問同意寧ろ遅きを云ふ」との清浦の言葉が記されている¹⁴²⁾。同じ日に枢密院で秘密協議が行われ、三浦・池辺の「御容体書」が朗読された。会議後に清浦は牧野を訪問し、顧問官「何れも已むを得ずとの態度に見受けたり。〔中略〕会議〔摂政設置を決議する枢密顧問の会議—永井注〕の席におみて議論質問等出ざる様、乃全会一致にて可決する事に付て各員十分了解したる由」と、枢密院も摂政設置にほぼ固まったことを告げた¹⁴³⁾。

まさにその時に、国務における最高輔弼者として国政を取り仕切っていた原首相が暗殺され（11月4日）、内閣総理大臣の後任を天皇が任命せざるをえないという、

予想外の事件が出来た。摂政問題が最終局面にさしかかりつつあった土壇場になってのこの悲報は、原と手をとりあってここまでやってきた牧野にとって、「実に驚愕、心事悉す可きにあらず」と言わざるをえないものであった¹⁴⁴⁾。原の予期せぬ暗殺死は、「大政ヲ親ラスルコト能ハサル」状態にあると認定され、3週間後にはその大権を皇太子に委譲する計画が進められている大正天皇、その大正天皇が、何千万の国民の見守る中で、後任の総理大臣を選定し、任命するという状況を作り出してしまったのである。この苦境を、松方内大臣を補佐しつつ、牧野は何とか乗り切り、原内閣の大蔵大臣高橋是清が後継首班に任命された（11月13日）。

11月21日に伏見宮邸に皇族12人が会合し、「皇族会議開設の請求書調整方及議案説明賛成担当の事に関する」協議を行った¹⁴⁵⁾。宮内省からは牧野、倉富、松平慶民宗親課長、酒巻爵位課長が出席し、皇族会議の「議案」「御病状ニ関スル書類」「皇族会議召集請求書」を持参した¹⁴⁶⁾。「議案」の文面は「天皇陛下御病患久シキニ亘リ大政ヲ親ラシタマフコト能ハサルヲ以テ皇室典範第十九条第二項ノ規定ニ依リ摂政ヲ置カルヘキモノト議決ス」であった。

席上朝香宮から、摂政設置には異存ないが、それを今行うのは問題である。なぜなら「内閣更迭に付御親裁ありたる時より僅々の日数を経たる今日、天皇の御不能力を直に発表する時は、国民は之を黙過すべきや」¹⁴⁷⁾との質問が出された。1週間ほど前に大正天皇が親しく内閣総理大臣を任命したばかりなのに、ここで突然「親政不可能」と言えば、総理大臣の任命は元老や内大臣が勝手にしたことであると、皇族、枢密院、宮内省が認めるに等しい。はたして国民が何と思うかと、朝香宮は問うたのである。原遭難の報を聞いて、牧野が「前途憂慮に堪へず」¹⁴⁸⁾としたのも、まさにこの心配があるからだった。

この質問に対して牧野は、「御質問は御尤も」だが、「親裁を要する事柄は日々絶へず起るもの」であり、しかも今回の政変のように、いつ何時重要な事件が起こるかは予想できない。つまりは、「今日こそ摂政問題を決するに好機と認むる時は何れの日に見るべきや予期することは不可能」なのだから、宮内大臣としては「彼は熟慮の上今日を選びたるなり」、と反駁した¹⁴⁹⁾。宮内省内でこの問題を十分に検討してきた牧野である。朝香宮に言われずとも、問題がそこにあるのはよくわかっていた。しかし、朝香宮の指摘した論理にしたがえば、摂政を立てる日は永遠に來ない。牧野としては、その問題はすでに織り込み済みであり、よくよく承知のうえで、あえて今回の決断をしたのである。牧野の反駁の前に、朝香宮も前言に固執するのをやめ、賛成にまわった。なお、この日も朝香宮は「聖上に於かせられ皇族会議に付御不同意の時は如何になり行くや」¹⁵⁰⁾との質問を繰り返したが、牧野は10月25日の回答と同様の説明をして、これを退けた。結局宮内省の原案どおりに決定し、皇族会

同は無事終了した。

皇族会同を乗り切った牧野は、翌 11 月 22 日に皇太子に「前日調印の終はりたる請求書を捧呈し、委曲を言上し、直に召集状発表の台命を願ひ」出た¹⁵¹⁾。皇太子はこれを許可し、ここに皇族会議の召集が決定した。そのあと、牧野は松方に付き添って大正天皇に拝謁し、摂政設置のことを上奏して、その允許を仰いだ¹⁵²⁾。陛下の御病状が重いので、皇太子を摂政とし、政務を御委任なさるよう御願ひ申し上げます、あわせて（皇室典範の定めるところにしたがい）皇室会議、枢密顧問の会議を開くことに御許しを願ひたく存じます、と松方内大臣が上奏したところ、大正天皇は聴きながら「アー、アー」と肯き、心配した牧野宮内大臣が、そのように取り運んでも御異存ございませんかと念を押せば、これに対しても同じように「アー、アー」と肯いたのであった。

松方、牧野の奏上を聴きながら「アー、アー」と肯く、天皇のこの反応は、10 月 11 日に原首相が拝謁して、ワシントン会議で加藤海相が留守の間、自分が海軍大臣事務管理を務めたいと天皇に裁許を求めた時にも、おそらく同様であったと思われる。また、11 月 12 日または 13 日に、松方内大臣および元老西園寺が高橋是清を内閣総理大臣に奏薦した際にも、大正天皇はきっと「アー、アー」と肯いたにちがいない。牧野が宮内大臣として天皇の允許を求めるため拝謁するたびに、大正天皇が牧野に示したのも、同じような言葉・仕草であったはずである。

いつからそうなったのか、時期を確定するのは至難だが、少なくとも公務制限措置がとられてからあと、ある時期以降は、臣下の奏上に対して大正天皇が右のような反応を示せば、それをもって「御嘉納」になった、あるいは裁可なり允許が下されたとみなされてきたと考えて、まずまちがいないだろう。公務制限以後の「万機親裁」の内実とは、ほぼこのようなものだったと思われるが、その解釈にしたがえば、この時大正天皇は、摂政を立て、かわりに自分は引退して病氣療養に専念することに同意したのであり、さらにその手続きのため皇族会議と枢密顧問会議を開催することにも承諾を与えたとみなさなければならないし、みなしてよいのである。原敬流でいけば、摂政設置の詔書に大正天皇の親署をいただいて、そのまま宣布してもかまわないわけである。

しかし、この時の松方、牧野にはそれはできない。天皇が摂政設置に同意したものと認定して、天皇親署の詔書を発し、あるいは皇族会議・枢密顧問の召集を命じれば、それは摂政設置という宮務・国務の混交事項を天皇が親裁したことを意味するわけだから、裁可された詔書が天皇は「大政ヲ親ラスルコト能ハサル」状態にあると宣告しているのと矛盾をきたしかねない。だから、それはできない。この拝謁までは、牧野も松方も、大正天皇が「アー、アー」と肯けば、それでもって問題なく裁

可は下されたと解釈してきたのであり、「天皇親政」のたてまえがあるかぎり、そう解釈しなければ、「万機親裁システム」はたちゆかない。しかし、「万機の御親裁は差支なしと云ふも、実は然らず」と倉富に語った牧野は、現実にはそうでないことを知らぬはずはない。むしろ身にしみて感じていたのであろう。

摂政設置とは、じつはこのような状態、すなわち「天皇親政」のたてまえを維持するために、逆に天皇が「神聖なる捺印機関」に墮してしまっている状態を否定し、それを「正常化」する試みにほかならない。だからこそ、牧野と松方は、大正天皇が「アー、アー」と肯けば、それでもって裁可は下されたかのように扱う、それまでの解釈をここで全面的に退けなければならなかった。大正天皇が「アー、アー」と肯いても、「恐れながら兩人より言上の意味は御会得遊ばされざりし」¹⁵³⁾と、従来とはまったく逆の解釈——大正天皇が「アー、アー」と御領きになっても、それは長年の御習慣となった反射的動作にすぎず、じつのところは奏上の内容をまったく御理解なされておられない——が下されたのである。

いっぽう、宮内省では 22 日に各宮家の皇族附職員を宗秩寮に召集し、宗秩寮総裁事務取扱の倉富が、昨日伏見宮邸で皇族会議請求のことが決定されたので、近日中に皇族会議が召集されることを告げ、秘密を厳守するよう求めた¹⁵⁴⁾。またこの日、摂政の儀礼について協議が行われ、井上式部長官、西園寺式部次長、渡辺直達式部官、関屋次官、倉富、南部参事官、大谷正男大臣官房庶務課長が出席した。「三大節のときの摂政の位置、及び勅語に代はるべき語等」は決定を他日に譲ることとされたが、それ以外の儀礼についてはだいたいところが定められた¹⁵⁵⁾。またこの日、東宮大夫を辞職する浜尾を子爵に陞爵する件について、牧野は、倉富と松平が強く反対したので、浜尾の陞爵は当初予定していた 11 月 24 日を 1 日延期し、25 日に摂政の裁可を仰ぐことに決定したと告げた。倉富と松平が反対した理由は、もちろん「陛下は大政を親したまふこと能はずと云ふて摂政を置かるるに、其前日に重要な政務即ち陞爵の御裁可を願ふは不当なり」というものであった¹⁵⁶⁾。さらに牧野は、大正天皇に拝謁した模様を倉富に語り、「今日松方正義と共に御前に伺候し、摂政を置かるべきことを奏したるも、終に御理会あらせられず。將に退かんとするとき、松方を呼び留めたまひたるも、御詞は全く上奏に関係なきことなりしなり。実に畏れ多きことなり」と述べた¹⁵⁷⁾。

翌 23 日に牧野は再び皇后に拝謁し、浜尾辞表のことを言上した¹⁵⁸⁾。さらに翌 24 日は皇居に参内した松方、西園寺両元老と会見し、皇族会議について最後の打ち合わせを行った¹⁵⁹⁾。また、清浦枢密院副議長から 24 日に開かれた枢密院の準備会の報告を聞き、「何等顧慮すべき言論なき見込みなり」と大いに安心している¹⁶⁰⁾。さらに皇后に拝謁し、浜尾の後任に珍田捨巳を任命することに承諾を求めた。

11月24日の枢密院の準備会では、清浦から各顧問官に対し「明日皇族会議を開かる順序を説き、午後1時より枢密院会議を開き、可決後直に詔書を以て之を公布せらるべき順序なる故、一致に可決することを望む」との発言があり¹⁶¹⁾、次いで伊東巳代治顧問官が「大体に於て異議なきも、副議長よりの話に依れば、明日詔書を以て国民に公布せられ、其翌日に至り賢所、皇霊殿、神殿に奉告せらるるとのことなり。順序を失するやに思はる。此事に対する非難は枢密院に於て責に任せざる意を明かにし置き度」と意見を述べた。皇祖皇考に報告するよりも先に、国民に摂政設置を知らせるのはけしからんと言うのである。伊東は皇室令制の整備を任務とする帝室制度審議会の総裁でありながら、摂政問題に関しては、元老、原首相、牧野宮相から無視され、その関与を徹底的に排除された。このあたりで自分の存在感を示さねばいけないと思つての発言であろう。

同じ24日倉富は、皇族会議で内大臣が「天皇陛下の御平癒を祈り奉る」演述をすることにしたいので、その案文を作るようにと、関屋次官から依頼された。これは皇族会議に参列員として出席する平沼騏一郎大審院長の提案によるもので、倉富は早速案文を作って松方に示し、議事次第に内大臣の演述を追加した¹⁶²⁾。ところが、その晩朝香宮、久邇宮、伏見宮博恭王から松方の演述に対して強い反対意見が出されたことを倉富は知らされる。倉富は「実に意外のこと」と驚いたが、その反対理由というのが「松方か〔中略〕会議の終らんとするとき述ふれば松方の意見にて事件が決定する様の嫌あり。此の如きことにては松方を皇族に準して待遇するものなり」というものであった¹⁶³⁾。皇族の反対で、松方内大臣の御平癒祈念の演述は取りやめとなる。翌日この話を聞いた牧野は「皇族の心理は常識にては判断し難し」と、倉富にこぼしている¹⁶⁴⁾。

いよいよ、11月25日皇族会議の当日を迎えた。倉富は9時に出省し、酒巻から皇族会議に関する書類を受け取った¹⁶⁵⁾。牧野と相談のうえ、「侍従武官長内山小二郎、侍従長正親町実正より提出したる御病状書」は皇族会議に提出しないことに決め、その結果、侍医拝診医連名の「御容体書」と倉富が作成した「御病状書」の二通のみが「御病状ニ関スル書類」として皇族会議と枢密顧問の会議に提出されることになった。開会前に平沼に会った倉富は、平沼がせつかく提案した内大臣の演述は「意外の故障」にて、行われなかったことになったと説明し、その諒解を求めた。平沼はその不都合なることを指摘したが、それ以上は何も言わなかった。

皇族会議は皇居宮殿の西溜ノ間にて午前11時から開催された。出席した皇族は、議長の皇太子裕仁親王以下、伏見宮貞愛親王、閑院宮載仁親王、東伏見宮依仁親王、伏見宮博恭王、伏見宮博義王、山階宮武彦王、賀陽宮恒憲王、久邇宮邦彦王、梨本宮守正王、久邇宮多嘉王、朝香宮鳩彦王、北白川宮成久王の計13人であった。ほか

に皇室典範に定める参列員として松方内大臣、牧野宮内大臣、大木遠吉司法大臣、平沼大審院長が出席し、山県枢密院議長は病気のため欠席した。宮内省からは、さらに倉富宗秩寮総裁事務取扱、関屋宮内次官、南部勅任参事官、松平、酒卷宗秩寮事務官が列席し、倉富が説明員として議案を朗読した。新聞報道では、議長の皇太子が開会を宣言したあと、牧野宮相が侍医頭提出の「御容態書」を根拠に天皇の病状を説明し、典範の規定にしたがい皇太子を摂政となすことの已むを得ざる旨を述べたあと、伏見宮が賛成の発言をして、皇族一同異議なく決定したと記されている¹⁶⁶。倉富の日記では、「皇太子殿下臨場、議事を開かれ、予は議案を朗読し、次第書予定の通り十分間許にて議了せらる」と簡単に記されているにすぎない¹⁶⁷。

枢密院の会議は午後1時から同じく宮中東溜ノ間で開催された。こちらも倉富の日記はそっけないほど簡単で、「副議長清浦奎吾、自ら議案の趣旨を説明し、伊東巳代治賛成の意を述べ、三十分間にて可決」とあるにすぎない¹⁶⁸。枢密院の議事によれば、枢密院会議の出席者は、清浦副議長（山県議長は欠席）、伊東、細川潤次郎、九鬼隆一、金子堅太郎、南部甕男、三浦梧楼、浜尾新、曾我祐準、穂積陳重、安広伴一郎、岡部長職、黒木為楨、一木喜徳郎、久保田讓、富井政章、井上勝之助、平山成信、石黒忠恵、有松英義、珍田捨巳、倉富勇三郎、松岡康毅の各顧問官（皇族4人と樺山資紀と都筑馨六は欠席）、高橋総理大臣以下の閣僚（加藤海相を除く）であり、他に牧野宮内大臣が参列した¹⁶⁹。

清浦が山県に代わって議案の説明を行い（議案は皇室会議のそれとまったく同じ）、天皇の病状は「到底急速御本復ノ見込モ立タサル御容体ナルニ付、事此ニ到リテハ恐レ乍ラ久シキニ亘ルノ御故障ニ由リ大政ヲ親ラシ給フコト能ハサルモノト断定シ奉ルノ外ナク、従テ大権ノ行働ヲ疏通シ國務ノ進行ニ凝滞ナカラシムル為、此ノ際国法ノ明文ニ照ラシテ摂政ヲ置カセラルルコト誠ニ已ムヲ得サル次第ト思料ス」と提案した。伊東の賛成演説は、まず議長の説明により十分明らかであるがと断ったうえで、天皇が「久シキニ亘ルノ御故障ニ由リ大政ヲ親ラシ給フコト能ハサル」状態にあることは、資料として提出された「天皇陛下御病状ニ関スル書類ニ通ニ於テ精確ニ其ノ事実ヲ証明スル所アリ」と述べ、よって「本案ニ付テハ最早兎角ノ言議ヲ須キスシテ摂政ヲ置カルルコトノ今日ノ場合ニ於テ洵ニ已ムヲ得サル」と、摂政を置くことに賛成せざるをえないとした。さらに「本案ノ洵ニ止ムヲ得サルモノナルコトヲ認め、皇族会議ノ發議ニ対シ且議長閣下ノ御報告ニ対シ全幅ノ賛意ヲ表シ併セテ各位閣下満場一致ヲ以テ議定セラレムコトヲ希望ス」としめくくった¹⁷⁰。

枢密院が満場一致で可決したあと、摂政を置く詔書が宣布され、ここに裕仁親王は摂政に正式に就任した。同時に、侍医頭が提出した「御容体書」が公表された。摂政は就任後ただちに高橋首相以下の国务大臣を謁見し、次いで翌二六日には、摂政

令の規定にもとづいて、賢所にて奉告祭が挙行され、その後朝見式に準じて摂政が皇族、親任官並宮内高等官に謁を賜った¹⁷¹⁾。また、この日かねて宮内省で用意された令旨が高橋総理大臣に手交され、公表された。

25日の夕刻、宮内省の大臣官房に、倉富、関屋、南部、松平、酒巻、大谷庶務課長、渡部信文書課長が集まり、牧野が「重大なる摂政問題も諸君の尽力にて滞なく局を結ひたるに付、謝を表す」と慰労の辞を述べた¹⁷²⁾。これに対し、倉富が一同を代表して「牧野か苦心したるも滞なく局を結ひたることを喜ぶ」と答えた。牧野のリーダーシップのもとで、宮内省官制改革と摂政問題の二大ハードルを何とかクリアした宮内省であったが、しかしこれ以降、牧野・関屋派と倉富・南部・小原派の暗闘というかたちで省内対立が深刻化する事態をむかえることになる。

原敬は死んだが、彼が残した戦略「御成婚は後にて摂政問題は先なり」は効を奏した。牧野は、1922年1月28日に、摂政となった裕仁親王から、自分が結婚したあと女官制度を改革したいとの意向を打ち明けられ、皇太子が予定どおり良子女王と結婚する意志をもっている明証を得る¹⁷³⁾。2月1日に牧野が倉富に語ったところでは、このとき摂政は「予の結婚のことも其時期を決定することゝすへし」¹⁷⁴⁾と、摂政問題も解決したので、結婚話を進行させるように牧野に要望したのである。牧野は「其時期に達し居らず」と答えたが、これで裕仁親王が婚約遂行派であることがはっきりした。倉富は伝聞の伝聞とことわっているが、皇太子がヨーロッパ外遊中、パリで東久邇宮稔彦王に会い、「良子女王のことに付如何すれば宜しきやと東久邇宮の意見を御問ひ遊はされ、東久邇宮は余り近親なる故、可否の答を為し兼られたり」ということがあったらしい¹⁷⁵⁾。裕仁親王は良子女王の色覚異常の遺伝問題のことを知っており、それなりに悩んだ末に、婚約を遂行することを牧野に求めたのである。次いで2月7日には婚約解消論の大黒柱であった元老山県が死亡する。

5月16日になって皇太子結婚問題の最終解決の決心をした牧野は、まず大正天皇の4人の妹の最年長者である竹田宮大妃昌子内親王を訪ね、「宮内大臣は御内定の事を御進行遊ばさるゝ事に聖断を仰ぐ心得なる次第を言上した」¹⁷⁶⁾。昌子内親王は、裕仁親王は当然良子女王と結婚するものと思っっているらしいと語り、皇后も「既往の行掛りを離れて御心置なく御親しみになり、御結婚も御予定通りに進む事に御思召す様に被為成度ものなり」と述べ、牧野の判断に理解を示した。さらに牧野は伏見宮に婚約遂行の決意を示し、その同意を得た¹⁷⁷⁾。

その上で、ついに6月9日に牧野は皇后に拝謁、婚約を予定通りに遂行することの已むをえない事情を説明し、「此際御内定通り勅許ありて御発表ある方、大なる意味におゐて皇室の御為め宜敷かるべく、乍恐愚考致す次第を詳に附陳」した。皇后は「不純分子の皇統に混入する事の恐れ多き事、〔中略〕〔「色盲」のことを—永井]

知りつゝ黙認する事は心苦しき事なり。乍去已に熟議を遂られ御進行の外なしとの事なれば涙を呑みて勅許被遊止むを得ざるべし」と、婚約遂行に同意を与えたのであった¹⁷⁸⁾。ただし、「実は昨春の出来事以来は色盲の事は第二段となり、久邇宮殿下の御態度今少し御謹慎被為べきものと思ふ。愈々御進行被為候以上は此点に付十分御自覚あり度切に希望す」と、結婚を認めるかわりに久邇宮が謹慎することを交換条件に求めた。

皇后がこのように態度を変えたのは、摂政問題を無事乗り切ったことで牧野に対する信頼が強まったこと、また皇太子が「色盲」問題のことを知った上で、なおかつ良子との結婚を望んでいるのを皇后も認識せざるをえなかったことに由来すると思われる。皇后の同意を得た牧野は6月12日に摂政に会い、「御結婚に付昨春以来の経過を申上、且医師調査に付関係の事項を詳細言上。而して乍恐皇室の御為御内定通り勅許を仰ぐを上策と考慮致す旨を上聞に達」した¹⁷⁹⁾。摂政は一、二質問したあと「御嘉納可被為在由御仰あり」と牧野は日記に記している。こうして、もめにもめた裕仁親王の結婚問題に決着がつけられた。摂政が自分の婚約に勅許を与える勅書に大正天皇に代わって署名したのは6月20日のことであった。

X 宮内省から枢密院へ

最後に宮内省を離れてから後の倉富について簡単にふれておきたい。

前述のように、1920年から倉富は枢密顧問官を兼任したが、1923年には枢密顧問官が本官となり、帝室会計審査局長官は兼官となった。倉富の軸足も宮内省から枢密院に移行しはじめる。1925年末には急死した岡野敬次郎のあとをうけて枢密院副議長となり（議長は穂積陳重）、さらに1926年4月に議長となるにおよんで、その活動の中心は完全に枢密院に移る。

日露戦争後の枢密院は山県閥の牙城とされてきたが、1922年2月に山県が死ぬと、その影響力は急速に低下する。元老西園寺公望は枢密院が内閣を掣肘するのをきらい、意図的に山県閥の勢力を低下させる方向に人事配置をおこなった。山県の死後、副議長の清浦奎吾が議長に昇格したが、そのあとの副議長には、政治的背景のうすい法制官僚や学者（浜尾新、一木喜徳郎、穂積陳重、岡野敬次郎）が起用され、清浦が総理大臣になるために議長を辞めた後は、副議長の浜尾が議長となり、それ以降副議長が議長に昇格する慣例が続いた。これは元老西園寺の戦略の結果だとみてよいであろう。倉富が副議長、議長になったのは、西園寺の目からみて、政治的力量も野心もない、安心できる人物だったからにちがいない。

あともう一点、これは私の推測にすぎないが、地味な経歴の持主である倉富が、

岡野敬次郎のあとに枢密院副議長という頭職についての背景には、彼が宮内省時代に皇室制度審議会の委員であり、さらに牧野伸顕宮内大臣を補佐して、摂政設置という大問題を処理したことが理由のひとつにあるのではないだろうか。摂政となった昭和天皇からすれば、倉富は功臣の一人であるわけで、他の候補者を押しのけて倉富が副議長に推されたのは、そのことが大きいのではないかと考えられる。

ところで、元老西園寺の予想に反して、倉富議長時代の枢密院は、当時の政党内閣に対して対抗勢力であることをやめなかった。副議長の平沼騏一郎や枢密院書記官長の二上兵治とともに、倉富は歴代の政党内閣とその後の斎藤実内閣に対抗する一大勢力の中心であり続けた。第一次若槻内閣を総辞職させ、田中政友会内閣を治安維持法緊急勅令問題や不戦条約問題で窮地に追い込み、さらにロンドン海軍軍縮条約問題で浜口内閣に抵抗したのは、すべて倉富議長の枢密院であった。この時期の倉富について語ることは、じつはこの時期の政治史を語るのとほぼ同じだと言ってよい。ただし、倉富議長その人は、山県や清浦に比較して、自分の政治力量の不足を認めており、枢密院に諮詢された事項については内閣批判を行うも、それ以外の件については枢密院官制に規定されている施政不関与の原則を理由に、積極的に内閣に工作を行うことは拒否していた。

1934年5月に老齢（81歳）を理由（実際は、政治力を有する平沼に議長職を譲るため）に枢密院議長を辞任し、倉富は政界を引退する。引退後は郷里の浮羽郡船越村秋成に返って、悠々自適の生活を送り、1948年1月26日に死亡した。94歳であった。

註

- 1) 倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第1巻（国書刊行会、2010年）、596。
以下『倉富日記』第1巻と略す。
- 2) 前掲書、340
- 3) 前掲書、604
- 4) 前掲書、377, 378, 380, 391
- 5) 前掲書、570
- 6) 前掲書、441, 442
- 7) 前掲書、645
- 8) 同上
- 9) 前掲書、62, 63
- 10) 前掲書、124
- 11) 小林宏、島善高編著『日本立法資料全集 16、明治皇室典範（上）』（信山社、1998年）、173
- 12) 『倉富日記』第1巻、393

- 13) 前掲書、446
- 14) 前掲書、450
- 15) 前掲書、518
- 16) 前掲書、556, 557
- 17) 前掲書、561, 565, 596
- 18) 前掲書、521
- 19) 前掲書、137
- 20) 前掲書、450
- 21) 前掲書、474
- 22) 前掲書、579
- 23) 前掲書、611
- 24) 前掲書、624
- 25) 前掲書、695
- 26) 前掲書、711
- 27) 前掲書、768, 770, 771
- 28) 前掲書、779
- 29) 前掲書、847
- 30) 前掲書、850
- 31) 前掲書、513
- 32) 原奎一郎編『原敬日記』第5巻（福村出版、1981年）、261。以下『原日記』と略す。
- 33) 『倉富日記』第1巻、651
- 34) 藤村通監修『松方正義関係文書』第5巻（大東文化大学東洋研究所、1983年）、270。
- 35) 波多野澄雄・黒沢文貴編『侍従武官長奈良武次 日記・回顧録』第4巻（柏書房、2000年）、116。
- 36) 『原日記』、406
- 37) 伊藤隆・広瀬順皓編『牧野伸顕日記』（中央公論社、1990年）、12。以下『牧野日記』と略す。
- 38) 『倉富日記』第1巻、823
- 39) 『原日記』、353
- 40) 倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第2巻（国書刊行会、2012年）、98。以下『倉富日記』第2巻と略す。
- 41) 前掲書、58
- 42) 高倉徹編『田中義一伝記』下巻（原書房、1981年）、225, 226
- 43) 『倉富日記』第1巻、847
- 44) 『田中義一伝記』下巻、226
- 45) 前掲書、226
- 46) 『倉富日記』第1巻、772
- 47) 『田中義一伝記』下巻、227
- 48) 浅見雅男『闘う皇族』（角川選書、2005年）、36
- 49) 『読売新聞』大正9年11月10日付

- 50) 『田中義一伝記』下巻、227
- 51) 『原日記』、345
- 52) 『倉富日記』第2巻、93
- 53) 同上
- 54) 前掲書、680
- 55) 『田中義一伝記』下巻、228
- 56) 『倉富日記』第1巻、835
- 57) 『原日記』、318, 319
- 58) 『倉富日記』第1巻、850
- 59) 前掲書、851
- 60) 『倉富日記』第2巻、118。なお、浅見『闘う皇族』によれば、来原は元満洲日報社社長兼主筆の大陸浪人であった。また「宮内省の横暴不逞」の一部が『闘う皇族』に紹介されており、『倉富日記』第2巻、118頁に記されている来原と武田および久邇宮附属官分部資吉との間でやりとりされた書翰も、同書の108～110頁に収録されている。
- 61) 『原日記』、341
- 62) 『倉富日記』第2巻、11, 12
- 63) 前掲書、10, 11
- 64) 同上
- 65) 前掲書、16, 17
- 66) 前掲書、14
- 67) 「牧野伸顕文書」書類の部、5-1
- 68) 『牧野日記』、12
- 69) 『倉富日記』第2巻、29, 30
- 70) 『牧野日記』、10
- 71) 『倉富日記』第2巻、191
- 72) 前掲書、494
- 73) 前掲書、858, 911
- 74) 前掲書、972, 981
- 75) 前掲書、192
- 76) 『原日記』、389
- 77) 前掲書、384
- 78) 前掲書、389
- 79) 『牧野日記』33
- 80) 『倉富日記』第2巻、450
- 81) 前掲書、21
- 82) 前掲書、27
- 83) 前掲書、42
- 84) 『原日記』、372
- 85) 『倉富日記』第2巻、43
- 86) 前掲書、85

- 87) 前掲書、89
- 88) 前掲書、257, 258
- 89) 前掲書、92
- 90) 『倉富日記』第1巻、770, 771
- 91) 『倉富日記』第2巻、118
- 92) 前掲書、119-121, 136-138, 144
- 93) 前掲書、183
- 94) 前掲書、188
- 95) 前掲書、260
- 96) 前掲書、266
- 97) 前掲書、276
- 98) 前掲書、285, 286
- 99) 『原日記』、409
- 100) 『倉富日記』第2巻、286
- 101) 『倉富日記』第1巻、492
- 102) 『倉富日記』第2巻、286
- 103) 「摂政設置の手続きについて」 「牧野伸顕文書」書類の部、4-14
- 104) 『倉富日記』第2巻、294
- 105) 前掲書、295
- 106) 前掲書、295
- 107) 『牧野日記』、16, 17
- 108) 『倉富日記』第2巻、302, 303
- 109) 『原日記』、419, 421
- 110) 『倉富日記』第2巻、303
- 111) 『牧野日記』、18
- 112) 『倉富日記』第2巻、331, 332, 336, 343
- 113) 前掲書、338
- 114) 同上
- 115) 『牧野日記』、14
- 116) 前掲書、20, 25, 26
- 117) 『倉富日記』第2巻、343
- 118) 前掲書、338
- 119) 『牧野日記』、16
- 120) 『原日記』、434
- 121) 前掲書、443
- 122) 前掲書、442
- 123) 『牧野日記』、26
- 124) 前掲書、27
- 125) 前掲書、28
- 126) 同上
- 127) 『原日記』、455

- 128) 『倉富日記』第2巻、430
- 129) 岡義武・林茂監修『大正デモクラシー期の政治—松本剛吉政治日誌』（岩波書店、1959年）、116
- 130) 『原日記』、454, 455, 458
- 131) 『牧野日記』、29
- 132) 前掲書、31, 32
- 133) 前掲書、32
- 134) 前掲書、33
- 135) 『倉富日記』第2巻、417
- 136) 前掲書、439
- 137) 前掲書、458
- 138) 前掲書、464
- 139) 『原日記』、463
- 140) 『倉富日記』第2巻、343
- 141) 前掲書、467
- 142) 『原日記』、464
- 143) 『牧野日記』、33
- 144) 前掲書、34
- 145) 前掲書、36, 37
- 146) 『倉富日記』第2巻、477
- 147) 『牧野日記』、37
- 148) 前掲書、34
- 149) 前掲書、37
- 150) 同上
- 151) 同上
- 152) 『牧野日記』、37, 38
- 153) 前掲書、38
- 154) 『倉富日記』第2巻、478
- 155) 前掲書、478
- 156) 前掲書、479
- 157) 前掲書、479
- 158) 『牧野日記』、38
- 159) 前掲書、39
- 160) 同上
- 161) 『倉富日記』第2巻、483
- 162) 前掲書、480
- 163) 前掲書、481
- 164) 前掲書、482
- 165) 前掲書、481
- 166) 『東京朝日新聞』大正10年11月26日付
- 167) 『倉富日記』第2巻、482

- 168) 同上
- 169) 『枢密院会議議事録』第27卷（東京大学出版会、1986年）、249-251
- 170) 前掲書、252-254
- 171) 『倉富日記』第2巻、483
- 172) 前掲書、483
- 173) 『牧野日記』、44
- 174) 『倉富日記』第2巻、557
- 175) 前掲書、437
- 176) 『牧野日記』、49
- 177) 前掲書、50, 51
- 178) 前掲書、54
- 179) 前掲書、56

日記にみる倉富勇三郎の生活

永井 和

『倉富日記』第1巻・第2巻は複数の「家」の物語でその記事の大半がしめられている。もっとも大きな「家」は、倉富が家政官僚として仕えている天皇家＝皇室である。宮内省は天皇家の家政機関であるから、宮内省が関連する事柄はすべて天皇家の家政問題であるといつてよい。さらに天皇家の分家にあたる東久邇宮家や皇族に準ずる朝鮮王族の李王世子家の物語も日記のかなりのスペースをしめている。また倉富が家政相談人をつとめる有馬伯爵家とその支族の家についても同様のことがいえる。これらの「家」は高い門地、豊かな財産をもつ名家ばかりであるが、しかし倉富からみればすべて他人の「家」である。この時期の倉富日記は「自分の家ではない家」の記録だといつてもよいかもしれない。しかし日記であるからには、当然倉富自身の「家」についても言及がなされている。そこで、日記からわかるあるいは日記を読むための便宜として、倉富勇三郎自身の家族関係とその生活について簡単に紹介しておきたい。

倉富勇三郎の住居は東京市赤坂区丹後町1番地（現在は港区赤坂4丁目）にあり、ここに妻宣子と暮らしている。宣子は慶応3年生まれで、勇三郎より14歳年下であるから、年齢は54、55歳である。日記から病名までわからないが、持病があり、時々脳の具合が悪くなり、ひどいときには眩暈、失神、痙攣におそわれることがある。そのためか、勇三郎は儀式や宴会などの行事に妻同伴で招待されても、宣子の出席はすべて出席を断っている。宣子の長兄正人は、晩年は勇三郎・宣子と同居していたようで、1918年5月に赤坂丹後町の家で病死した。次兄の広津直人は小説家の広津柳浪だが、後妻の潔子とともに鎌倉に住んでおり、時々宣子が鎌倉の兄を訪問している。第1巻では直人の二男で小説家の和郎が時々倉富家に現れるが、第二巻ではまったく登場しない。和郎の兄俊夫は巢鴨監獄で服役中である¹⁾。

勇三郎と宣子の間には鈞、孚、隆の三人の男子が生まれたが、二男の孚は生後1ヶ月で早世し、成人したのは長男と三男であった。鈞は1885年生まれで、第五高等学校、東京帝国大学を卒業し、1911年に朝鮮銀行に就職している。第2巻の時点では朝鮮銀行元山支店長であり、1922年5月に李王世子夫妻に随行して京城を訪問した勇三郎は、鈞一家に会うために一日元山に赴いている²⁾。鈞は1913年1月に荒井賢太郎の長女藤子と結婚した。当時荒井は朝鮮総督府度支部長官であり、司法部長官

であった勇三郎の同僚であった。鈎、藤子夫妻には5人の子が生まれたが、本巻の時点では長女寛子、長男幹郎、三女真子、二男英郎の4人が存命である。なお、日記にもあるように、荒井賢太郎は1922年6月に加藤友三郎内閣の農商務大臣に就任している。また、荒井家と倉富家の間にかなりの交際があったこともわかる。荒井の妻のカズエは後妻であり、藤子とその弟妹静雄、八重子、須磨子、健雄は先妻カネの子であり、カズエとの間に義雄をもうけている。義雄は1919年の生まれである。八重子は三菱社員の石原信之と、須磨子は満鉄社員の山崎元幹と結婚している。

三男隆は1890年生まれ。1909年に日本中学校を卒業したあと進学せず、両親とともに京城に住み、1914年に李王職雇となった。趣味は園芸（花卉栽培）であり、李王職でもその関係の職務についていたが、病気のため1916年に辞職して日本に戻っている。勇三郎は隆のために、勇三郎の郷里福岡県浮羽郡船越村秋成に家を新築し、そこで隆は松岡道子と結婚して新居をかまえた。おそらくその時に勇三郎から分与されたのだと思われるが、田畑を所有しており、そこからあがる小作料は年間500円未満であった³⁾。1919年8月に隆夫婦に長女郎子が生まれ、一家の将来を案じてのことであろうが、1921年4月に勇三郎は一家を東京に呼び寄せている。隆は小原内匠頭の世話で内匠寮内苑掛に事務嘱託として勤務することになった⁴⁾。吹上御苑の植物の世話が仕事である。しかし、長続きせず、1ヶ月ほど勤務したあと神経衰弱となり、1921年8月初めに退職した⁵⁾。そのあとしばらく勇三郎と同居していたが、10月に静養のため鎌倉に移住し、1923年4月に郷里船越村に再び戻るまで、そこで暮らした。その間1923年2月に長男逸雄が生まれている。

隆の妻道子は福岡県朝倉郡蜷城村の松岡保太郎と仲子の長女で、保太郎はすでに死没しており、弟の淳一が松岡家の当主であった。道子には妹が3人おり、そのうち敏子が北海道の古賀健太と結婚したが、新婚早々死亡したので、妹瑞子がその後妻となった⁶⁾。もう一人の妹幸江は鎌倉で姉夫婦と同居しており、勇三郎の家の家事を手伝ったりもしている。道子の母方の叔父に農商務省特許局事務官の村山小次郎がおり、省内での栄進の見込みがなくなったので、自分の身の振り方について勇三郎に斡旋を依頼しにきている。

隆一家以外にも倉富家には親族の同居者がいた。第2巻の範囲では、勇三郎の弟で郷里の船越村に住む倉富強五郎の長男安が1919年9月10日から1922年5月28日まで倉富家に住み、早稲田大学高等予科に通学していた。勇三郎の「年譜」をみると、郷里の親族が東京の倉富家に寄留して通学するのは、これが初めてではなく、1896年から1899年にかけて、勇三郎の兄恒二郎の長男倉富啓二郎（恒二郎が1891年に死亡したので啓二郎が徳童倉富本家の家督を継いだ）と勇三郎の姉村山美佐遠の二男村山五郎の2人が同居していた。第2巻の口絵写真は2人が倉富家から通学していた時代の

ものである。船越村から上京した安は東京の学業生活になかなかなじめず、たえず不安を感じており、また伯父勇三郎の理解があるようにみえて、理詰めで厳格な監督ぶりに、青年期特有の鬱屈を感じていた。そのため、大学に進学せずに郷里に戻った。

安と入れ替わるように上京したのが、勇三郎の大甥の倉富龍郎である。龍郎は徳童倉富本家の啓二郎の長男で、慶應義塾普通部への入学をめざしたが、うまくいかず、しばらくは神田の学校に通っていた。翌23年3月に熊本の第五高等学校に合格したので、帰郷した。龍郎は早稲田大学第一高等学院も受験したのだがこちらは不合格だった。龍郎と入れ替わるようにして、安が再び上京し勇三郎の家に同居することになる。

なお、龍郎が上京するのとほぼ同時に、勇三郎の姪の吹春熊代が、その子薫が立教大学に入学することになったので、勇三郎に家に寄宿させてほしいと頼みにきている。熊代は勇三郎の妹倉富礼以子の長女で久留米の吹春浩に嫁いだ。勇三郎が韓国で勤務していた折に、熊代は京城の倉富家に同居し、家事を手伝っていたことがある。その縁もあって勇三郎を頼ったのであろう。しかし、勇三郎はすでに龍郎を同居させる約束していたため薫の同居を断り、そのかわりに立教大学学長の元田作之進に寄宿舎の世話をしよう依頼することと、薫の監督をおこなうことを約束した。薫は時々勇三郎のもとにやってきて、暮らしぶりの報告をおこなっている。

もう一人同じ頃に同居人となったのが徳永愛子である。勇三郎と愛子の関係は複雑である。勇三郎の父倉富胤厚は倉富家に養子に入って家督を継いだのだが、生家は筑後国三潁郡大隈村の園田家であった。胤厚の実父園田為右衛門義明には格平茂賀、胤厚、達蔵の三人の息子がおり、園田家を継いだ格平茂賀には男子がいなかったため達蔵の二人の息子のうち長男の茂栄が格平の養子となって家督をついだ。茂栄の妻が虎野であり、その子が園田格（山下汽船社員）である。達蔵の二男が龍次郎茂長で、龍次郎は朝倉郡大庭村の徳永卯三郎の長女関乃の婿養子となり、徳永家を継いだ。徳永愛子はこの龍次郎の娘である。つまり勇三郎と龍次郎は父方の従兄弟であり、愛子は従兄弟の子となる。なお、龍次郎の二男貞次郎は浮羽郡柴苅村の土師家の養子となり土師姓を名乗っている。勇三郎は龍次郎の依頼で愛子を同居させるが、家事手伝いというかたちで受け入れている。

勇三郎には美佐遠（姉）、恒二郎（兄）、礼以子（妹）、強五郎（弟）という兄弟姉妹がおり、それぞれが子供にめぐまれたので、勇三郎には多数の甥や姪がいた。日記に登場してくるそれらの甥や姪について説明して、勇三郎の親族関係の紹介を終わりたい。まず、姉の美佐遠には3男2女がおり、そのうち長男の村山咸一郎と三男の古賀増吉が日記によく登場する。増吉は古賀フミの婿養子となって古賀姓を名

乗っているが、福岡県の小学校の訓導である。のちに勇三郎の伝記『元枢密院議長倉富勇三郎博士』を編纂した古賀益城とは増吉のことである。村山咸一郎は宇治山田の女学校の校長であるが、同居している母美佐遠が高齢になって福岡県に戻りたいと願っているので、勇三郎は野田卯太郎を動かして村山咸一郎の福岡県への異動を実現しようと工作していることが日記からうかがえる。勇三郎の家に寄宿していた二男の村山五郎は早死にしたようである。

恒二郎の子は1男3女であり、長男啓二郎が家督を継ぎ、船越村秋成の徳童倉富家本家をまもっていた。敬二郎は国学院を卒業した国学者で、妻フミとの間に1男3女をもうけ、その長男が龍郎である。龍郎の妹に祥子、篤子、皆子の3人がいた。啓二郎には姉が1人、妹が2人おり、姉ヨネは三浦直次郎（元朝鮮総督府技師、福岡県会議員）に嫁いだ。妹2人は房子とムメで、前者は岡野定義と後者は三浦義路と結婚している。ムメ夫婦は日記に登場するが房子夫婦はまったく登場しない。

礼以子は徳童倉富家の分家出身の倉富辰美と結婚し、1男2女をもうけた。長男は九一郎で、長女がすでに紹介した熊代である。二女はマサル。

強五郎は妻マスとの間に3男1女をもうけている。長女キヨは鏡山弥太郎と結婚し、鏡山弥太郎の弟がのちに白木屋社長となる鏡山忠男である。長男は安で、その下に久、正と2人の弟がいる。

なお、勇三郎の家には、家族および親族の同居人以外にも炊事その他の家事を担当する複数の使用人がたえず同居していた。しかし、出入りが激しくその顔ぶれは一定しない。

次に勇三郎の「家」を支える家計について述べておきたい。倉富勇三郎は1916年10月14日付で帝室会計審査局長官（高等官一等）に任じられ、一級俸を与えられた。宮内官の俸給を定めた宮内官官等俸給令によれば、その時点での帝室会計審査局長官の一級俸は年額5000円である。もっとも、1921年10月の宮内省官制改革にともなって、宮内官官等俸給令も改定されており、帝室会計審査局長官一級俸は6500円に増額された。さらに、勤続5年を経過した1921年12月には、本俸以外に年功加俸1000円を与えられることになったので、1922年の俸給年額は7500円となるわけである。なお、倉富は1920年10月に枢密顧問官に任じられているが、これは兼官であるので給与には関係しない。

ちなみに、帝室会計審査局長官の俸給は宮内次官と同額であり、宮内大臣は8000円であった（1921年10月の官制改定後も、宮内大臣の俸給は8000円に据え置かれたままである）。また、一般文官のそれと比べてみると、就任時の5000円および増額後の6500円は、内閣書記官長、法制局長官、各省次官、枢密顧問官の俸給額と同じである。倉富の高等官一等一級俸は、大臣クラスをのぞく官僚の最高位の俸給であった。

なお、倉富は1914年に第一次山本内閣の法制局長官を辞任した際に恩給証書を受けしており、それ以来、年額1709円の恩給を受け取っていた⁸⁾。この恩給年額は1920年10月に増額され、2225円26銭となった⁹⁾。宮内官官等俸給令には「宮内官ニシテ国庫ヨリ恩給ヲ受クル者ノ俸給ハ恩給額ヲ控除シテ之ヲ賜フ」という条項があり、実際に倉富が宮内省から受け取るのは、俸給額から恩給額を差し引いた金額である。

もともと、宮内官僚としての倉富の収入を算定する場合、本俸だけでは不十分であり、本俸以外にもさまざまな手当を受け取っているため、それらを加算しなければいけない。また、倉富は臨時法制審議会その他の諮問委員会の委員も兼任していたので、内閣や司法省からも手当を受け取っている。倉富は小まめに、それら手当金を受け取るたびに日記に金額を書き込んでいるが、自筆の「官歴」にも記載がみられる。さらにこれ以外にも、家政相談人として有馬家からも手当金を支給されており、これらをまとめると、以下ようになる（品物による賜与ははぶく。単位は円）。

収入項目	1919年	1920年	1921年	1922年
本俸+年功加俸	5000	5000	5000	7500
(内恩給額)	(1709)	(1709)	(2225)	(2225)
宮内省より手当	1700	700	2800	2000
皇室制度審議会委員手当	1000	1000	1000	1000
宗秩寮御用掛手当	-	275	525	-
内廷より諸手当	150	400	1250	1520
東久邇宮より手当	300	250	-	-
李王世子より手当	-	125	500	500
法律取調委員・法律調査委員手当	800	900	1000	-
臨時法制審議会委員手当	400	1050	400	1300
有馬家家政相談人手当	400	250	250	250
合計	9750	9950	12725	14070

俸給と諸手当をあわせて、年1万円から1万4000円になる。当時の1万円は、どの程度の価値があったのだろうか。2009年と1922年の消費者物価指数を比較すると、前者は後者の約1500倍ほどである¹⁰⁾。これを指標にすれば、1万円は1500万円に相当することになる。いっぽう、2010年の時点で、内閣総理大臣の俸給は年額2470万円、法制局長官・各省副大臣が1729万円、各省事務次官が1444万円である。1922年の時点でのそれぞれの年俸は、1万2000円、6500円、6500円である。これを指標にすれば、約2000倍ということになるであろうか。いずれにしろ、倉富の年収は現在の総理大臣の俸給年額と同じくらいであるとみてよさそうである。なお、『倉富

日記』第2巻932頁によれば、税務署から通知された大正11（1922）年度所得金額は8576円となっていて、上記の計算より少ないが、これは非課税所得も含まれるためだと考えられる。

日記の記述から、本巻の時点で倉富が第一銀行の預金や東洋拓殖会社の株式など動産を有していたことは確実であるが、その金額は不明である。1931年頃に書かれたと推定される倉富勇三郎自筆の遺言書の写し（「鈞・隆に告ぐ草稿綴」「倉富家資料」）によれば、その時点での勇三郎の資産は、第一銀行定期預金が合計3万7200円余りと公債証書1650円であり、この外に三男隆名義の第一銀行定期預金1万200円と孫朗子、逸雄、倫子名義の郵便貯金2000円があった。この隆名義の預金は、勇三郎がまだ朝鮮総督府に勤務していた時期に、鈞と隆の2人にそれぞれ1万円宛財産を分与したもので、隆が1916年4月に李王職の雇を辞職して内地に戻ってきた後、隆のために郷里徳童村秋成に地所を購入し、家屋を建築するに一部が使われた。隆はその新居で、松岡道子と結婚したのである。また、隆が小作料収入を得ていたとの記述から、船越村周辺に多少の田畑を有していたこともわかる。しかし、それ以外に不動産を有していた形跡はなさそうであり（丹後町の住居は借家で、安藤則光の持ち家である）、俸給や手当以外の資産から得られる収入はおそらくそれほど多くはないだろうと推定される。

日記から推定できる倉富勇三郎の年収は、1920年代初頭の時点で、少なくとも1万円を超えており、これだけあれば、隆一家も含めて、十分に裕福で、安定した生活を営むことができたはずである。妻の宣子が頻繁に三越にショッピングに出かけても困らなかったであろう。しかし、日記からみる倉富家の暮らしぶりは、堅実であり、奢侈や浪費とは無縁のようにみえる。倉富は、宮中の宴席で八代六郎と酒量を競う¹¹ほどの酒豪であり、京城に馴染みの芸妓が何人もいることからわかるように、韓国・朝鮮時代にはそれなりに遊んだかもしれないが、既刊行分の日記からは遊興をおもせるような記事を見出すことはできない。ただ、勇三郎本人を含め、家族の病気に関する記事が多いので、医療費がかさんだのではないかと思われる。

倉富家は当時の上流階級に属するが、他の上流階級の家計はどのようなものであったのか。都合のよいことに、倉富日記には、男爵松田正之の家計が記されている¹²。それによれば、俸給1600円、公債利子3750円、実家からの補助1250円、合計6600円が松田の年収であった。松田は倉富よりも40歳年下であり、逓信省管船局に勤務する事務官（本官は地方海難審判所審判官）であるが、1921年7月に任官したばかりの新米官僚である（高等官七等十級俸）。しかし、年収は倉富のほぼ半額である。松田の場合は、倉富と違って俸給は年収の4分の1をしめるにすぎず、公債利子すなわち所有動産からの利子収入が年収の半分をこえ、さらに俸給額の8割近い補助を実家

(松田正之は有馬頼万伯爵の三男で、松田正久の養子となって男爵家を継いだ。いうまでもなく、ここで「実家」というのは有馬伯爵家をさす) からうけている。公債利子収入の内訳は、松田本人の所有公債分の利子が 1250 円、妻笛子の所有分からの利子が 2500 円である。公債の額面はおそらく 2 人分あわせて 7 万 5000 円であり、ほかに居住している住居が持ち家(購入価格は 9000 円)なので、少なくとも 2 人の資産は 8 万円をこえると思われる。もちろん 2 人の所有する公債および家屋はいずれも親である有馬伯爵および蜂須賀侯爵から分与されたものである(松田は松田家に養子に入るにあたり、爵位は受け継いだ、養父正久の遺産はその妻静子が相続したので、正之は松田家の資産を継承していない)、実家からの補助金もあわせると、松田男爵はその家計を自分の給与収入ではなくて、親から与えられた財産と仕送りによって支えていたことになる。

松田男爵の家族は、子供 2 人がいずれも早世したので、いまだ妻笛子と 2 人暮らしである(ほかに使用人がいるのは確かである)。しかし松田は、有馬伯爵家の家政相談人である倉富のもとに来て、この年収では生活が苦しいとこぼしている。そして、義母の静子が死んだ場合にその遺産が入るので、それを担保としてまとまった資産(5 万円)を有馬伯爵家より借りたいので、その斡旋を御願いと倉富に依頼したのである¹³⁾。ほかに家屋の買い換えと臨時補助金 1050 円の贈与も求めた。倉富を含む有馬家相談人会は松田の要求に対して、家屋の買い換えと臨時補助金については承認したが、5 万円の貸与については拒否した。養母の静子が死んだあとその遺産を正之が相続できる可能性は低いとみて、相談人会は貸与でなくて、贈与となると判断し、そのうえで拒否したのであった¹⁴⁾。

この松田の例だけで判断するのは早計であろうが、しかし松田の家計状況と比較すれば、倉富家は質実といってよいだろう。そして両者のちがいが、保有している資産の大きさのちがい、すなわち家計収入にしめる資産収入の割合の大きさのちがいにあることがわかる。同じ上流階級でも、倉富が基本的に給与生活者であるのに対し、松田は資産保有者であった(華族は世襲財産を設定することを義務づけられている)。同じ華族でも松田男爵家の資産はかぎられているが、これが有馬伯爵家となるとケタがちがってくる。倉富は有馬伯爵家の家政相談人でその予算・決算を審議・決定していることからわかるように、有馬家の資産管理者の一人であるが、有馬家の家計について具体的な数字は日記には出てこない。しかし、少しのちの時期(1927 年)になるが、「有馬頼寧文書」(国立国会図書館憲政資料室)の中に有馬伯爵家の総決算書が残されているので¹⁵⁾、有馬伯爵家の家計と資産を知ることができる。それによれば、有馬伯爵家の総資産は 121 万 2056 円であり、その内訳は株式など有価証券 65 万円余、地所建物など不動産 35 万 2162 円、貸付金 11 万 8864 円、預金 8 万 6751 円等であった¹⁶⁾。また、この年の家計収入は、通常収入(株式の配当、小作料、不動

産収入、預金利息が主たる収入源)が11万1471円、臨時収入(土地売却代が主)が20万3551円、あわせて31万5022円、それに前年度繰越金が37万2712円となっている。この年は、有馬頼万が死去し、頼寧が家督を継いだので、葬儀や遺言金の分配、頼万夫人の隠居所の新築など不時の出費が重なったため、支出が経常支出(有馬伯爵家の生活費)17万5426円、臨時支出(通常は伯爵家のおこなうさまざまな事業の経費だが、この年には分配された遺言金等が含まれる)32万379円、第2臨時支出(まったくの臨時経費で頼万夫人の隠居所の新築費と二女久米子の夫稲田昌植の貸付金からなる)20万992円とふくれあがっているが、翌1928年の予算では、経常支出1万8850円、臨時支出(有馬伯爵家のおこなうさまざまな事業経費)3万8900円という規模になっている¹⁷⁾。家産・家計もこれだけの規模になれば、松田男爵家とはもはや同一には語れない。「家」はひとつの経営体となり、家政管理も質的にちがったものとなる。そのための機関(家政相談人、家令、家扶等の家職)が必要となってくるのである。

有馬伯爵家をさらに巨大にしたのが、天皇家=皇室であった。元老は天皇家の家政相談人であり、宮内大臣は家令である。宮内省は天皇家の家職であり、倉富は会計検査担当の家扶というところであろうか。その天皇家の家計状況については、倉富日記に具体的な数字があがっているので、それを紹介して解説を終えることにしたい。1922年12月9日に倉富は摂政に会い、大正10年度帝室会計審査成績を上奏した。その上奏内容が日記に記録されているのである¹⁸⁾。帝室会計審査局官制の規定により、審査局長官は毎年の会計審査報告を天皇に上奏することになっている。しかし、1921年の官制改革までは、「宮内大臣ヲ経テ」上奏するとなっていたので、実際に長官が天皇に直接上奏することはなかった。ところが、21年の官制改革で「宮内大臣ヲ経テ」が削除されたので、長官が直接摂政に会って会計報告をすることになったのである。その第一回が1922年12月9日の上奏であった。上奏の内容を分かりやすく説明するとだいたいつぎのようになる。

皇室の会計は、大きく分けて御資会計財本部、御資会計収支部、通常会計、特別会計の四つからなっており、財本部は資産(国債証書、株券等)会計で、皇室の保有する資産(動産)の残高である。1921年末の時点で1億1868万994円43銭であった。

収支部は財本より生ずる資産収入を通常会計に移出するための会計で、1921年度の収支部の歳入(すなわち資産からの収入)は1425万7583円37銭、歳出(すなわち通常会計への繰り入れ)は1406万50円であった。

通常会計(これが一般の家の「家計」にあたる)の歳入は、2505万8076円46銭で、歳出は2269万29円81銭。これが皇室の「家計」の1年間の総収入と総支出である。

歳入額から、資産収入からの通常会計への繰り入れ分 1406 万 50 円を引くと、残りは 1099 万 8026 円 46 銭となるが、この金額がどこからもたらされたのかを倉富は記述していない（上奏した会計審査成績書には当然書かれているはずである）。かわりに補っておけば、残りは国家財政からの移転分（一般会計予算の帝室費 450 万円）と特別会計（帝室林野管理局、帝室博物館、学習院、女子学習院、御料牧場）からの移転分によってまかなわれたはずである。ただし、5 つの特別会計うち移転分となる収益を産み出しうるのは、帝室林野管理局の特別会計のみであるから、移転分の実質は皇室が保有する山林からの事業収益ということになる。ただし、その額は日記の記述からはわからない。倉富が日記に記しているのは、大正 10（1921）年度ではなくて、その翌年になる大正 11（1922）年度の帝室林野管理局特別会計の数字である。それによると、1922 年度には 977 万余円の事業収益が得られたことになっている。

まとめると、1920 年の時点で、皇室は約 1 億 1800 万円の資産（動産）を有し、そこから 1400 万円ほどの収入を得ていた。皇室の年間の「家計」は総収入が 2500 万円余、総支出が 2200 万円ほど。収入の内訳は、資産収入からの繰り入れが 1400 万円、国家財政からの移転（これは倉富家の家計でいえば、「俸給」にあたるかもしれない）が 450 万円、残りのほぼ全部（650 万円）が皇室の経営する山林事業の事業益金だったということになる。

もっとも、この年の皇室会計は例年になく厳しい状況にあった。この点に言及して倉富は上奏を次のように終えている。

要するに、大正十年の会計は既往数年間に於ける最も困難なる年なり。而して大正十一年のことは尚ほ確定前なるも、十一年度は十年度に比し更に一層の困難を増す状況なり。事情の如何に拘はらず、御資産の増殖を望むは至難なり。又必しも之を望む必要なきことなるも、単に帝室会計の点のみより考ふれば、帝室会計の強固は財本の増加を図らざるへからざるを以て、万事に付御節約あらせらるることを願ひ奉る次第なり¹⁹⁾。

註

- 1) 倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第 2 卷（国書刊行会、2012 年）、933。
以下、『倉富日記』第 2 卷と略す。
- 2) 前掲書、696
- 3) 前掲書、756
- 4) 前掲書、192, 193
- 5) 前掲書、312
- 6) 前掲書、836

- 7) 前掲書、692, 693
- 8) 倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第1巻（国書刊行会、2010年）、15
- 9) 前掲書、758
- 10) 森永卓郎監修『物価の文化史事典』（展望社、2008年）15、『第六十回日本統計年鑑』（日本統計協会、2010年）9
- 11) 『倉富日記』第2巻、573
- 12) 前掲書、879
- 13) 前掲書、879
- 14) 前掲書、938
- 15) 「有馬家昭和2年度決算書」「有馬頼寧文書」（国立国会図書館憲政資料室所蔵）113-9イ。
- 16) 1923年8月頃、まだ有馬頼万が顕在であったときに、頼万と頼寧の確執に手をやいた家政相談人の中から、有馬頼寧に資産100万円を分与して、独立させるという話がもちあがった（「倉富勇三郎日記」大正12年8月13日条）。関東大震災のためにこの案は流れてしまったが、このことから、この時点では有馬伯爵家の資産は100万円を大きく越えていたことと考えてよいだろう（一説には300万円にのぼるとされていた）。しかし、関東大震災などの被害もあり、大きく目減りしたのだと思われる。
- 17) 「有馬家昭和3年度予算書」右同、113-9ロ。
- 18) 『倉富日記』第2巻、1133, 1134
- 19) 前掲書、1134

李太王（高宗）毒殺説の検討

李 昇燁

はじめに

1919年3月1日に勃発した三・一独立運動の契機の一つとして、李太王（高宗）¹⁾の薨去を挙げることは、多くの研究者が同意しているところである。旧韓国を象徴する存在である李太王の死は、日本統治に不満を持っていた民衆の心を刺激したのみならず、李太王の国葬に際して朝鮮全土から多数の群衆が参集したことを背景に独立宣言が行われ、大規模の示威運動に発展していった。この過程で流布された李太王の毒殺説が民衆の怒りをいっそう強める作用をした²⁾。かかる毒殺説は、現代の韓国社会においても、社会的言説として今なお存在している。各種の書物やマスメディアによって再生産され、多数の人が真実として信じており、少なくとも蓋然性の高いものとされている。

しかし、このような社会一般の認識とは異なり、専門研究者が真面目に毒殺説を取り上げることはほとんどなかった³⁾。これはおそらく、当時の情勢や状況に鑑みて、日本側が李太王を殺害しなければならない政治的理由がなかったという情況証拠からの判断と共に⁴⁾、毒殺説を伝えている資料自体の信憑性が低いこと、言い換えれば毒殺説を学問的に検証するための一次資料の不在に原因があると思われる。

本稿で李太王の毒殺説を検討するという、その真相を糾明することが極めて難しい作業に挑むようになった経緯の概略を述べておきたい。筆者は大学院在籍以来、永井和氏（京都大学文学研究科教授）の大学院演習（「倉富勇三郎日記を読む」）に出席し、現在は同氏が代表を務める科学研究費補助金による基盤研究（A）「倉富勇三郎日記研究—IT応用新研究支援ツールの導入による全文翻刻と注釈の作成」に研究分担者として参加している。2005年前期の大学院演習で、『倉富勇三郎日記』（国立国会図書館憲政資料室所蔵、以下『倉富日記』と略す）1919（大正8）年10～11月分を講読したところ、李太王の毒殺説に関する記事が登場したため、筆者は姜徳相編『現代史資料』第25巻所収の「高宗毒殺に関する朝鮮人の動向」、そして『尹致昊日記』（英文および朝鮮語訳）に登場する記事を調査して報告したことがある。永井氏は、『倉富日記』に登場する毒殺説の内容を紹介すると共に、筆者の調査内容を併せて倉富日記研究のホームページに掲載した⁵⁾。これが案外と多くの研究者の目

に留まることとなり、小田部雄次氏のように、ホームページの内容を研究に参照された例もある⁶⁾。しかし、毒殺説に関する筆者の調査自体が非常に不完全なものであったため、関連研究者に誤った情報を伝え、不本意ながら迷惑をかける恐れがあることを常に懸念してきた。その前非を改め、毒殺説に関する総合的・多角的検討を試みるのが、本稿の目的である。

なお、本稿執筆の直接的な動機になったのは、2009年春以降、李泰鎮氏(ソウル大学名誉教授)によって披瀝されてきた「毒殺論」である。李氏は永井氏のホームページに掲載されている毒殺説関係記事を根拠に、李太王の死は寺内正毅・長谷川好道による計画的な殺害であると主張した。李氏の主張は、韓国の『朝鮮日報』に特集として掲載され⁷⁾、ハワイ大学で開かれた「‘韓日併合’100年国際学術会議：韓日併合の性格と政策」において更に詳しい「毒殺論」の報告が行われた⁸⁾。李氏はその決定的な証拠として『倉富日記』の毒殺説関連記事を挙げているが、かかる理解は極めて納得し難いところがある。李氏の主張が持つ更なる問題は、それが一人の歴史学者の個人的研究成果に止まらず、現代韓国社会の歴史認識や反日ナショナリズムと結合し、一つの社会的言説になるという点である。李氏の所論は、まだ公刊されていない、学術会議における発表に過ぎないが、マスメディアの報道を通じて広く知られており、その報告要旨もネット上で公開されているため、一つの学説として取り上げるに値すると思われる。『倉富日記』の共同研究参加者の一人として、また日本の朝鮮支配を専門とする研究者の一人として、李氏の問題提起に答えるのが、本稿のもう一つの目的である。本稿では、以下の論点について検討したい。

①1919年1月、李太王薨去前後の状況や、死因をめぐる噂、特に毒殺説の発生と伝播について考察する。これまで毒殺説を取り上げた書物の多くは、基本的な事実確認を怠り、場合によっては、事実関係を全く無視して論じてきた嫌いがないとはいえない。そこで、毒殺説の真偽を議論する前提として事実関係の確認を、まず行う。

②毒殺説の議論が根拠としてきた資料の大部分は、三・一運動当時に作製・配布された各種の檄文・ビラ・新聞、そして海外独立運動勢力によって編纂された書物であり、いずれも朝鮮民族独立運動の立場から書かれたものである。このような資料を事実関係確認のために利用しようとする場合、史料批判は不可欠である。毒殺説を記している各種資料の内容を検討し、情報としての信頼性を吟味したい。

③毒殺説の立証を試みた李泰鎮氏の所論は、既に決まっている結論にあわせて各種資料、それも都合な資料のみを、史料批判なしに使用して議論を展開している嫌いがある。また、基本的な事実関係の確認を怠ったために、論理展開に無理が生じている個所が少なくない。李氏の所論に現れる矛盾点と事実誤認を指摘し、同氏

によって主張された「毒殺論」に対する批判的検討を行う。

④最後に、李王職における閔丙奭・尹徳栄の更迭問題を取り上げ、毒殺説との関連だけでなく、李王職および朝鮮貴族、宮内省、朝鮮総督府の間で行われた相互作用の諸相を探ることで、如何なる行動と議論、力関係の結果として彼等の更迭が行われたかについて考察する。

なお、引用文中の変体仮名は、片仮名もしくは平仮名に改めた。ただし、意図的に使われた当て字、明白な誤記はそのままにして、必要によって〔 〕でかこんだ注釈を付けた。また、朝鮮語文献の場合、人名・書名・論文名の一部、または全部がハングルで書かれている場合が多いが、人名や漢字語に限り漢字表記に変え（例、이정은「3・1 운동기 학생층의 선전활동」→李廷銀「3・1 運動期 学生層의 宣伝活動」）、旧字体は意味を損なわない限りで新字体に変えた。

I 李太王の薨去と死因をめぐる風説

1. 薨去前後の状況

東京で予定されていた李王世子と梨本宮方子女王の結婚式に出席するため、朝鮮総督をはじめ、李王職長官・次官、その他の朝鮮貴族が次々と京城を出発して東京に向かった。1月13日、朝鮮総督・長谷川好道は李太王および李王に伺候し⁹⁾、翌日午前京城を出発した¹⁰⁾。同日、李王職では長官・閔丙奭（李王御使）、賛侍・尹徳栄（李王妃御使）、賛侍・趙民熙（李太王御使）、次官・国分象太郎、事務官・田中遷、賛侍・田中徳太郎の派遣を発表し¹¹⁾、17日に国分次官が¹²⁾、19日には三人の御使と二人の田中が京城を出発した¹³⁾。その他、朝鮮総督府内務部長官・宇佐美勝夫（12日）¹⁴⁾、巖俊源（17日）¹⁵⁾、李完用と李允用や¹⁶⁾、朝鮮総督府参事官・大塚常三郎（18日）¹⁷⁾が東京へ向かった。出発時期は確認されないが、度支部長官・鈴木穆¹⁸⁾、そして宋秉峻、尹沢栄、趙東潤、閔泳讚など、朝鮮貴族の主たる者も、21日現在には東京に滞在中であるか、もしくは東京に向かっていたことが確認される¹⁹⁾。更に朝鮮総督不在の際に総督の代理を務めるべき政務総監・山県伊三郎は、「微恙」のために静養と登庁を繰り返しており²⁰⁾、朝鮮軍司令官・宇都宮太郎も「南鮮巡視」で京城の司令部を留守にしていたので²¹⁾、朝鮮統治はまさに指揮の空白状態に等しかったのである。

1月21日午後1時、李王職は李太王が同日午前1時45分に脳溢血を発病、午前6時35分「重態」に陥ったと発表した²²⁾。事実上、李太王は同時刻に薨去していたが²³⁾、朝鮮総督府および李王職の首脳部不在のため、薨去事実発表や、李王世子婚儀の延

期に関する方針を決めることができず、いったん「重態」と発表しておき、東京からの指示を待つこととしたのである²⁴⁾。18日に京城を出発した李完用は、21日午後1時に東京に到着して「李太王重患」の報に接したという²⁵⁾。19日出発した閔丙奭等、李王職職員は移動中に急電を受け、広島県の宮島駅から引き返して帰途に就いた²⁶⁾。同日の午後2時には、東上中の長谷川総督と国分次官が宮内省に出頭、波多野敬直大臣と協議を行った²⁷⁾。おそらくこの席上で、結婚式までは薨去事実の公布を中止にはどうかという、趙重応等の提案を審議した結果、葬期終了まで結婚式を延期し、薨去の時刻を約24時間ずらして、22日午前6時に薨去したと公式発表をする方針が決められたと見られる²⁸⁾。

これ以後、宮内省と李王職、朝鮮総督府は「李太王危篤」の下書きに沿って敏活に動き出した。天皇・皇后は御見舞の電報と共に葡萄酒1ダースを下賜し、同日午後9時30分には総督府武官・村田少将が勅使として徳寿宮を訪問して「聖旨を伝達」した²⁹⁾。この夜には菊花章頸飾を加授するという発表が行われた³⁰⁾。その他、梨本宮をはじめとする各皇族から慰問の電報が發送された³¹⁾。一方、当日東京に到着した李完用・宋秉畷・嚴俊源などは国分次官と共に、鳥居坂の李王世子邸で深夜まで協議を行ったという³²⁾。

李太王の薨去日時に関する虚偽の発表にも拘わらず、しばらくして世間には李太王薨去の風説が流れ始めた。『尹致昊日記』の記述によれば、尹は1月21日午前10時には、李太王が同日午前6時に薨去したという情報に接し、李王世子の結婚式のために薨去事実を隠蔽していると考えた³³⁾。宮内省・李王職によって取られた弥縫策は、後日李太王の死因をめぐる疑惑を招く一つの要因になった。

ただし、最初李太王の薨去を隠蔽し、薨去時刻を24時間遅らせて、翌日発表したことが死因をめぐる秘密、もしくは何等かの陰謀によるものであったとは考えられない。時間を稼ぐために、薨去の事実を隠蔽し、いったん「重態」と発表した以上は、直ちにこれを裏返す訳にもいかず、「22日午前6時薨去」といった更なる虚偽の発表をせざるを得なかったのである。このような隠蔽工作は、宮内省や李王職、朝鮮総督府の対応の混乱を反映するものであり、政府機関としてあるまじき行動であったという批判を免れることはできない。しかし、それは一時の方便に過ぎず、徹頭徹尾秘密を厳守した訳ではない。李太王国葬に際して作られた「行状」「誌文」には、いずれも「戊午年十二月二十日卯時」、すなわち陽暦1919年1月21日午前5時から7時の間に薨去したことが明記されている³⁴⁾。宮内省・李王職による訂正発表はなかったものの、少なくとも李王家・李王職内部では本当の死亡日時を認知しており、それを記録するのに何等の問題もなかったのである。

李太王薨去の公式発表³⁵⁾がなされた22日には、長谷川総督が原敬首相を訪問して、

李太王の国葬を建議した結果、首相は閣議で協議して国葬案が決議された³⁶⁾。翌日、波多野宮相も国葬に異議のないことを確認した首相は、大正天皇に内奏して裁可を得た³⁷⁾。一方、結婚式に参加するために「内地」に来ていた朝鮮総督府・李王職関係者も京城に帰着し始め、途中で引き返した閔丙奭等は 22 日の深夜に京城に帰還し³⁸⁾、22 日に東京を出発した李王世子と、それに陪従した李完用・李允用・嚴柱益等も 24 日に京城に到着した³⁹⁾。内閣・宮内省・帝国議会で国葬の予算や勅令公布をめぐる議論が行われ、27 日午後 1 時をもって勅令第 9 号「大勲位李太王殿下薨去ニ就キ特ニ国葬ヲ行フ」が公布された⁴⁰⁾。

一方、李王職では朝鮮の伝統式葬儀の手続きが進められていた。ただし、死亡後すぐ行うべきである「復儀」(招魂)を含む一切の儀式や手続きが、公式に薨去したとされる 22 日の午前 6 時をもってようやく開始されるなど⁴¹⁾、虚偽の発表が齎した悪影響は避けられなかった。24 日の午後 1 時から行われた殮襲(小殮)は、後日毒殺説の根拠として挙げられる遺体の状態と関連するので、言及しておきたい。遺体を綺麗に洗い取る「沐浴」、死装束に着替えさせる「襲」、そして午後 3 時から布で遺体を巻き包む「小殮」が行われた。この殮襲は、李太王の遺族である李王・李王世子・李垞公、その他の親戚が侍立する中で、李太王の旧臣である閔泳徽・尹用求・李址鎔・李載覚・閔泳達・李載克・閔泳綺・趙東潤・閔泳瓚・李埏鎔・李達鎔・金宅鎮・金容鎮・羅世煥・李炳鼎が挙行執事を務めた⁴²⁾。

朝鮮王朝の伝統儀礼では、殮襲は死亡した翌日に行うのが一般的であるが、李太王の場合、死亡後既に 3 日以上が経過していた。当初は、実際薨去した翌日である 22 日夕方に挙行する予定であったが、李王世子の京城到着を待つことになったためである⁴³⁾。第 II 章で検討する朝鮮独立運動の檄文・書物の中には、斑点や腐敗など、遺体の異状をもって毒殺の根拠とするものがあり、『尹致昊日記』からも同様の記述が確認される⁴⁴⁾。いずれにせよ、死亡から殮襲まで 80 時間近く経過していたことが遺体の腐敗具合に何等かの影響を及ぼした可能性も排除できない⁴⁵⁾。また、檄文・書物の中には殮襲を行った人物の実名を「情報源」として挙げているのもあるので、その一致の有無も陳述内容の真実性を検証する一つの基準として参考にすることができるであろう。

2. 死因をめぐる風説

朝鮮総督府警務総監部が、おそらく李太王薨去直後から 2 月初めまでの京城および地方を対象に調査したものと見られる「李太王薨去に関する全道民情一般」には、李太王の死因をめぐる様々な風説が記されている⁴⁶⁾。風説の中心となった筈の京城の分が抜けており、調査の時点も確定できないため、風説の発生や変化、伝播などを

調べるには限界があるが、地方各地における民心の動向や噂の数々を考察するには重要な資料となる。

健康であった李太王が突然薨去したという報に接した多くの人々が疑惑を感じたことは、ある意味で当然であろう。「十八日迄発行ノ新聞紙ニハ何等御病氣ニ関シテハ記事ナカリシニ突然薨去ノ報アルハ奇怪ナリ」（江原道襄陽郡巽陽面・両班儒生）⁴⁷⁾という疑惑から種々の噂が生み出された。例えば、日本統治下の「万民ノ悲境ヲ憐ミ其ノ疲労ノ結果突然死」（黄海道平山郡宝山面・李範周）⁴⁸⁾したとか、日本政府が李太王を濟州島に移そうとしたことに対する「憂慮ノ結果」（全羅北道）であるとか、李王世子が日本の皇族と結婚して東京に居住することによって「朝鮮ニ其ノ後継者ヲ絶ツ」ことを深憂した結果（全羅北道）など⁴⁹⁾、朝鮮民衆の日本統治に対する反感を投写した、いわば「憤死説」が流れた。

自然死ではないという推測から「自殺説」も提起された。「内心日韓併合ヲ恨ミトシ国権恢復ヲ企図セラレタル趣ナレバ或ハ時勢世運ノ推移ニヨリ到底日本ノ勢力ニ及バザルヲ以テ悲嘆ノ余リ自殺セラレタルモノナラムトノ風説」（全羅南道廉〔麗カ〕水）もあったが⁵⁰⁾、李王世子の婚儀に対する不満から自殺の理由を探る言説が最も多い（江原道、全羅南道、黄海道）⁵¹⁾。自殺説流布者の中には、警察犯処罰規則違反として拘留処分を受けたり（全羅南道長城郡長城面鈴泉里・具泰京）⁵²⁾、現役の郡守が警察の内査に引っ掛かる事例（黄海道松禾郡守・李成鎬）もあった⁵³⁾。また、排日思想を持つ近臣が、李王世子の婚儀を中止するよう諫言したが、李太王が応じなかったため、「憂国の臣ニ、三は女官と計り御食事中毒薬を混入」して殺害したという説（黄海道平山郡）も流れた⁵⁴⁾。李太王の急逝に疑問を持ち、自殺や他殺の可能性を考えた時、李王家の一大事であり、朝鮮民衆も周知していた李王世子の婚儀をそれに関連づけたのは、民衆の素朴な想像の発露であったのかも知れない。

一方、自殺説を反駁する意見もあった。「殿下ハ非常ニ命ヲ惜ミシ人ナリ。故ニ急死ナレトモ自殺トハ思ハレズ。若シ自ラ死スル位ナレハ韓国併合当時数回機会アリシナリ」（江原道春川郡・両班李教林）⁵⁵⁾と述べるなど、日本に対する抵抗で自殺したという説を否定する意見も少なくなかった⁵⁶⁾。

上記警察の調査からは朝鮮内の4道における風説しか確認できないため、その他の地域を含む朝鮮全土における状況は不明であるが、少なくともこの時期までは、日本側による毒殺説はまだ発生していなかったか、もしくは盛んではなかったと思われる。同時期の『尹致昊日記』の1月26日条には、婚儀反対を理由とする自殺説が記録されており、このような噂は京城にも流れていたことが分かる。尹は、李太王がこの婚儀に反対しなかったことを指摘し、自殺するなら韓国併合前にすべきであったと皮肉り、自殺説を一種のナンセンスと評した⁵⁷⁾。警察はこの種の「無稽の流言

蜚語」に対しては、「都度説諭又は戒告」をなして取り締まる方針を取ったが⁵⁸⁾、日が経つに連れ、噂は更に形を変えながら伝播されていった。

李太王の死因をパリ講和会議と関連付け、日本によって殺害されたという風説は、朝鮮独立運動が盛んな海外から先に確認される。ウラジオストクの朝鮮人社会では、李太王がパリ講和会議に密使を派遣することを恐れた日本政府が毒殺したという説や、パリ講和会議の開催にも拘わらず独立復興の素志を達せなかったことによる憤死説があると報告されている⁵⁹⁾。一方、間島からは「平和会議ニ韓族独立問題ヲ提議セントスル運動各地ニ勃興シタルヲ以テ本問題ト相関連シ李太王ノ薨去ハ一般鮮人ニ尠カラサル哀悼ノ感想ヲ抱カシメタルハ事実」であると領事から報告されている⁶⁰⁾。これらの事例は、最初は、民衆の素朴な想像力の産物として自殺説・憤死説に止まっていた言説が、抗日・独立の意識や、国際情勢への認識と結びつき、より強い政治性を帯びた言説へと発展していく可能性を示唆しているといえよう。江原道地方の場合、最初民心の甚だしい動揺はなかったが、京城地方より「李太王は毒殺せられたり」「講和会議に朝鮮独立を図る為め密使を派遣せしより遂に毒殺せられたり」「朝鮮民族の独立不希望の誓言書に親署を拒みたる為め近臣に弑殺せられたり」などの流言が伝播されるに連れて動揺し始めたという⁶¹⁾。

同じ時期に尹致昊も、李太王が漢方薬（養胃湯）を飲んだ後苦痛を訴え、全身が麻痺しながら絶命したという話に接している。朝鮮内でも毒殺の可能性を暗示する噂が流れていたことが窺える⁶²⁾。また、この時期に李太王の薨去と関連して、妾や女官（侍女）の自殺（殉死）説・急死説が流れていたことも注目される。『毎日申報』は、かかる流説に対して、62歳の老女官・朴完基が発病・死亡したことが転じて生じた噂であると説明している⁶³⁾。後の李太王毒殺説では、口封じのために女官、もしくは宦官（内侍）が殺されたという話が登場して毒殺の根拠として主張されることになるが、その素材となる噂がこの時期に流れていたことが分かる。

3. 毒殺説の登場と伝播

1919年3月1日の朝、国民大会名義の檄文（隆熙紀元十三年正月付）が「府内各所ノ鮮人門戸外ニ撒布」され、同じく国民大会名義の壁書が各所に貼付された⁶⁴⁾。この檄文は李太王の死因について、日本側の政治的陰謀による毒殺説を主張する最初の文献である。日付の「正月」とは、太陽暦の1月を意味するのではなく、旧暦（陰暦）によるものと見られる。檄文が撒かれた陽暦の3月1日は、陰暦1月29日に当たる。

毒殺記述の大要は以下の通りである。パリ講和会議における民族自決主義提唱の結果、日本の使嗾により李完用（貴族代表）、金允植（儒林代表）、尹沢栄（宗戚代

表)、趙重応・宋秉峻(社会代表)、申興雨(教育・宗教代表)は「韓族ハ日本ノ政治ニ悦服シテ分立ヲ願ハス」との証明書を作成・捺印した上で、「太上皇帝」に「批准押宝」を強請したが、これが李太王の激憤を招来した。その結果、尹徳栄・韓相鶴が、侍女2名をして毒を盛った食鹽を進上させ、李太王を毒殺した後、口封じのために侍女2名にも残った毒薬を飲ませて殺害したという。また、服毒後の李太王の惨状を、「玉体忽チ軟如○○○○門逆裂シ九竅血湧、即席天ニ賓シ給フ」と描写している⁶⁵⁾。

同檄文の作成者は不明であるが、3月1日の朝に配布されたことから考えれば、事前に独立宣言の計画を認知していた勢力、もしくはそれと関わりのある勢力によって制作された可能性が非常に高い。3月1日当日に配布された檄文類は、民族代表33人名義の「独立宣言書」以外には、この檄文と「朝鮮独立新聞」第1号しかなかった。3月1日の午後に配布された「朝鮮独立新聞」の場合、天道教月報編集員の李鍾麟が2月28日に民族代表の一人である同月報課長・李鍾一からの依頼により、約5000枚を印刷したものである⁶⁶⁾。このことを念頭におけば、国民大会名義の檄文も、3月1日に予定されている独立示威運動に刺激的煽動を与える目的で、何等かの運動勢力が制作・配布したと見てよいだろう。また、「独立宣言書」や「朝鮮独立新聞」の日付が建国紀元(4252年)と太陽暦であるのに対し、同檄文は隆熙年号と陰暦を使っており、より保守的な立場の復辟派によって作られたと思われる。

いずれにせよ、国民大会檄文は、民衆の素朴な想像が生んだ、李太王の死因に関する様々な噂を基にして、抗日独立の政治性・煽動性の強い言説を作りだし、その後の毒殺説の原型をなしたのである。それまでの噂は李王世子婚儀やパリ講和会議との関連を漠然と想像するに止まっていたが、「親日派」の人名や、事件の因果関係、そして薨去の様子までを具体的に描くことにより、リアリティを感じさせる言説として朝鮮民衆に受け容れられるに至った。口伝の噂が文字となったことにより、毒殺説は急速に朝鮮全土へ伝播していった。ちなみに、この檄文で「親日派」代表の一人とされた金允植が、後日「朝鮮独立請願書」を提出することになったのは、檄文によって毀損された自分の名誉を回復するのが一つの動機であった⁶⁷⁾。

その後配布された「国民会報」(3月2日付)⁶⁸⁾や、「朝鮮独立新聞」第2号(3月2日付、実際の発行は3月8日以後と推定)⁶⁹⁾には、概ね前述した檄文と同様の内容が要約されている。更に、それらの檄文を基にして、新しい檄文が各地で作られるなど⁷⁰⁾、毒殺説は再加工を繰り返しながら朝鮮民衆の間に浸透していった。独立意識の鼓吹を狙う運動家によって、「独立宣言書」と共に、「国民会報」などの毒殺説を説いている檄文が各地に持ち出されたり、郵送されたりしたことが流説の伝播を一層助長した⁷¹⁾。

3月1日付で発表された長谷川総督の諭告では「無稽ノ流言蜚語ヲ放チ徒ニ人心ヲ蠱惑」させる行為に対する警告を発している⁷²⁾。これが必ずしも毒殺説のみを指しているとは思わないが、「民族自決主義」と共に朝鮮民衆を扇動している主な言説として警戒されていた可能性は高い。朝鮮総督府機関紙の『京城日報』『毎日申報』は、朝鮮社会に広く流布された毒殺説の鎮火に力を注いだ。

「某貴族」の名義で発表された論説では、民族自決や朝鮮独立の不可能を説く傍ら、毒殺説に対する批判を加えている。国民大会檄文（もしくは「国民会報」）の内容を詳細に紹介し、「成程一応尤もらしく捏造」してあるが、①朝鮮独立問題が講和会議に上程される筈もなければ、日本政府が李太王に証明を得て朝鮮独立運動を阻止する必要もなく、更には李王家の当主は李太王ではなく李王である。②日本政府が王世子の婚儀前に李太王を毒殺したとすれば、皇族の御慶事を妨げ、皇室の尊厳を犯すことになるという二点の批判を加えた⁷³⁾。また、某郡守の郡民に対する説諭を紙上に掲載し、毒殺説云々は李太王に対する侮辱であり、犯人とされる某貴族は李王世子婚礼出席のため不在中であつたこと、そもそも隠居中の李太王に捺印を求める必要などはないという意見を紹介するなど、毒殺説の矛盾を指摘する朝鮮人上層部の論説を掲載した⁷⁴⁾。

3月15日付の新聞には、李王職当局者の話として、李王・李王世子が共に毒殺の風説について憂慮しており、かかる噂を口にすること自体が李王家を侮辱することに他ならないという記事が掲載された⁷⁵⁾。引続き李王職は、20日の午後から翌日の午前6時35分に「全く重態」に陥るまでの経過を詳細に発表し、世間の誤解を払拭することを試みた。同発表は、世間の噂、特に国民大会檄文の内容を意識しており、「食醢」や「女官2名急死」など、これまで公表されなかった事実が言及された。李太王は毎晩食醢を飲むのが恒例であり、20日午後11時頃にも進上したのは間違いないが、宮廷の掟により女官が銀杯に入った食醢を毒味した後、李太王が10分の2程度を飲み、残りは女官数人が飲んだことを明らかにした。女官二人の急死説に関しても、雑役に従事する徳寿宮福伊内人・朴完基（62才）が肺結核で2月2日に、昌徳宮針房内人・金春馨（79才）が感冒加療中の1月23日に死亡した事実があるが、二人とも李太王に近侍する人ではなかったと説明している⁷⁶⁾。

一方、三・一運動の渦中で世間に広まった毒殺説は、遂に李王家の宮廷内にまで飛火した。3月7日、李王世子は主な朝鮮貴族に対して毒殺説に関する取調を行った。李完用の伝記『一堂紀事』には、徳寿宮で李太王の三虞祭が行われ、「祭畢り、参班員は暫く留待せよとの下命ありしを以て、諸員と共に入対せしに、徳寿宮殿下昇退事実に対して下教及査案あり」と記している⁷⁷⁾。また、閔丙奭・尹徳栄の辞任事情を記した「斎藤覚書」からも同様の事実が確認される。同資料には、閔丙奭・尹徳栄の

陳述に基づき、「王世子殿下ノ聞ク処トナリ結局王世子殿下ハ一般朝鮮貴族ヲ召集シ其事ノ真偽ニ付取糺所アリ事実無根ヲ言上シシ之ヲ証明シタル書面ヲ徴セラレ一先事済トナレリ」と記録されている⁷⁸⁾。つまり、具体的な内容は不明であるが⁷⁹⁾、李太王の毒殺に関する世間の噂が李王世子の耳に入り、葬儀に出席した朝鮮貴族連中を相手に事情聴取を行ったこと、そして「犯人」とされた人々は毒殺説が事実無根であるという証明文書を李王世子に提出したことが分かる。

朴殷植の『韓国独立運動之血史』には、毒殺の事情を記した密書が李王に届き、李王は李王世子に事実調査を行うように命じたが、「日本」がまもなく李王世子を「内地」に帰還させたと述べている⁸⁰⁾。実際、李王世子は3月10日の朝、国葬の終了と軍務への復帰を理由に東京に向かって出発している⁸¹⁾。「密書」や李王の指示、李王世子の東京復帰の真の理由について知り得る資料は確認できない。ただし、少なくとも李王世子の真相調査の事実が世間に知られることになり、朝鮮民衆にとっては、それが毒殺説の更なる根拠の一つとして受け取られていたことが分かる。3月8日の朝鮮総督府の警察情報で、7日夜に李王世子が尹徳栄、李完用、閔丙奭を呼び寄せ、「何故ニ父王殿下ヲ毒殺セシヤト詰問憤慨」し、遂に自殺を図ったという風説が流れていると報じられていることから⁸²⁾、宮廷内の出来事が一般に漏れ、それが種になって更なる噂が流布されていく過程が窺える。後日間島で刊行された檄文には、英親王（李王世子）が「国賊李完用を刺殺」したとの記事が確認されるが、これも李王世子の取調の事実が転じて生まれた噂の一つと見られる⁸³⁾。

李王世子の取調が一段落して以後も、毒殺説は益々盛んとなり、「犯人」とされた朝鮮貴族を苦しめていた。数十回に亘って糾弾・脅迫の投書が送られ、朝鮮総督府や李王職には毒殺事件に対する取調・処罰を求める陳情が行われた。中でも李王職の実権を握っていた尹徳栄には最も風当たりが強かった。これが後日の李王職長官・賛侍辞任事件に至らしめる原因の一つになるが、その前後事情については第IV章で詳述したい。

II 毒殺説資料の検討

李太王の死後90年が経過した今日、それに「事件性」があったのか、「事件性」があったとすれば実行犯や動機は如何なるものであったのかを、刑事事件の捜査のように検証することは極めて難しい。なお、毒殺説が記されている当時の文献を、史料批判なしに鵜呑みにして、それを根拠とするのは、最も危険な姿勢である。従って、歴史学の方法で李太王の「毒殺」を究明するためには、毒殺説そのものに対する資料批判や事実関係に照らした検証こそが先決課題であり、かつ唯一の方法であ

ろう。本章では、李太王の「毒殺」を伝えているもの、主に朝鮮民族運動側が作成した各種文献の内容を時系列的に検討したい。なお、戦後に刊行された自伝・回顧録など、既存の毒殺説に影響された可能性が高いもの、そして当時の記録であっても、単に毒殺説の流布事実を報じている京城駐在中国・独逸領事報告などは考察の対象としない。

(1) 国民大会名義「檄文」(隆熙紀元十三年正月付、3月1日収集、原文は漢字ハングル混じり、漢文調)

李太王薨去後、毒殺説の主張が初めて文字の形となり、一般に配布されたものである。第I章でその内容を述べたのでここでは省略する。

(2) 国民大会名義「貼紙」(隆熙紀元十三年正月付、3月1日収集)⁸⁴⁾

3月1日朝に東大門、南大門、淑明女学校前に貼付されているのが発見された。その全文(和訳)は次の通りである。「噫我同胞ヨ、君讎ヲ快雪シ国権ヲ回復スルノ機会来レリ、同声相応シ以テ大事ヲ共済セラレムコトヲ要ス」。名義および韓国「隆熙」年号の使用、そして貼付・発見の時刻が一致することから、前記①の檄文と同じ勢力によって作られたものと推定される。

(3) 「国民会報」(1919年3月2日付、3月4日収集、原文は漢字ハングル混じり)⁸⁵⁾

檄文を収集した警察は、「三月四日京城鍾路三丁目ニ於テ高陽郡轟島面牧里孫大根カー学生ヨリ交付ヲ受ケタルモノナリ」という説明を付けている。内容は前記(1)の国民大会「檄文」が記している毒殺説とほぼ同じで、(1)を要約したものと見られる。ただし、(1)が漢文調であったのに対し、この檄文は朝鮮語の口語に近い文体となっている。一方、これとは別に、前記(1)の内容がそのまま「国民会報」(3月2日付)の題号で配布されたこともあったようである⁸⁶⁾。

(4) 「朝鮮独立新聞」第2号(3月2日付、原文は漢字ハングル混じり)⁸⁷⁾

「殺我太皇帝」という題目の記事は、世界講和会議に朝鮮が願って併合したという内容の文書を送付するため、李完用・尹徳泳[栄]・趙重応など「七賊」が捺印して、李太王にも調印を脅迫したが、李太王が大怒して拒否したため、殺害したという内容を記している。

(5) 「京城同胞等ニ忠告ス」(日付なし、3月9日収集、原文は純ハングル)⁸⁸⁾

警察側は同檄文の発見経緯について、「三月九日高陽郡蠶島面西蠶島消防組揭示板ニ貼布シ居タルモノ」と記している。この檄文では、「総督ガ奸敵李完用、金允植等六人ヲ我等朝鮮民族ノ代表ト虚偽シ我等民族カ日本ト和合通和シタトノ証拠ヲ作り平和会ニ送付」したといい、李太王の死因は、「逆賊李完用ガ日本ト通和シタトノ文書ニ捺印スルコトヲ強請シタルニ痛哭シテ承諾センカラ遂ニ毒薬ヲ飲マシテ殺シタ」と記している。

(6) 「吾々ノ声」第2号(3月15日付)⁸⁹⁾

間島総領事館・頭道溝分館からの情報報告の添付資料として入っており、間島地方で作製・配布されたものと見られる。李太王の死因に関しては、長谷川好道が李完用をして、朝鮮民族は総督政治下で幸福であり、独立を望まないとの文書に李太王の捺印を求めたが、李太王はこれを拒んだため、秘密の漏泄を恐れた李完用が宮中の侍女を使喚して毒薬を飲ませて殺害したと述べている。

(7) 「朝鮮独立新聞」第2号(3月14日付)・第3号(3月19日付)⁹⁰⁾

前記した資料同様、間島総領事館・頭道溝分館からの情報報告の添付資料として入っており、間島地方で作製・配布されたものと見られる。1919年3月13日付で創刊された「朝鮮国民報」を改題したと記している。第2号では、李太王の毒殺を既定事実と見なしており、親日貴族に対する「皇室」の膺懲を取り上げている。「英親王刺殺李完用」という題目の記事では、「本月五日光武皇帝陛下返魂日ニ英親王(李王世子)ハ徳寿宮ニ於テ短刀ヲ以テ国賊李完用ヲ刺殺セリ」と述べている。

同第3号では、前号に引続き「光武皇帝の毒薬被弑」という題目で、李太王毒殺の背景や、それに対する李王世子の膺懲を取り上げている。李完用・宋秉峻がパリ講和会議に提出する文書を作成、李太王に捺印を強請したが、李太王は彼等を痛罵して応じず、李完用等は米飯に毒薬を「和入」して、李太王は「哀哭一声即時崩御」した。李完用等は事件の発覚を恐れ、女官を悉く殺害したが、遂に暴露され、李王世子が李完用を刺殺したと述べている。他にも、「台湾蛮族ノ暴動蜂起」「琉球民心是亦不穩」「宋秉峻ノ斬ラレタル説」など、日本帝国の支配力の弱体化や親日貴族に対する報復など、抗日の願望を反映した記事を多く掲載している。

(8) 「警告文」(日付なし、3月23日収集、原文は純ハングル)⁹¹⁾

収集経緯に関しては、「三月二十三日高陽郡漢芝面下往十里揭示板ニテ発見セシモノ」とされている。「毒殺」に関する詳細な記述はないが、「日本ハ我国父国母即チ皇后皇帝ヲ暗殺セシ者」として糾弾している。

(9) 「陳情書」(4月付、5月23日収集)⁹²⁾

警察の同文書入手経緯に関しては、「五月二十三日京城鍾路五丁目揚〔楊〕齊殷方ニ於テ発見押収」したもので、「原文ハ諺漢文鉄筆謄写板摺日本半紙五枚」と記されている。李太王の死因に関しては、「彼ノ狗五六人ヲ使役シテ朝鮮ノ各階級代表トナリト仮称シ合併ハ朝鮮人民ノ所願ニ出タリトスル追認的誣罔ノ証書ヲ作成シテ捺印シ更ニ太上皇ノ批准押印ヲ脅迫セルモ許サレサリシヲ恐レ遂ニ毒殺ヲ敢行セリ」と、上記の檄文と同様のことが書かれている。

(10) 「上書」(作成・収集日付不明、原文は漢文)⁹³⁾

作成・収集の日付は不明であるが、「楊州郡別内面高山里柳海正ヨリ今上陛下ヘノ上書ニシテ宮内省ヨリ回送アリタルモノ」と記されている。日本の韓国併合・朝鮮統治を批判する文脈から、「我太皇帝陛下ニ対シ何ノ為メニ〔小人をして〕毒薬ヲ進メシヤ〔これは世界万邦が共に知る所なり〕臣ニ於テハ切齒〔腐心〕ノ至リニ堪ヘサルナリ」(〔〕内は、警察による和訳に抜けているところを漢文の原文から補ったもの一筆者)と述べ、天皇に李太王の毒殺責任を問い詰めている。

(11) 大韓民国臨時政府刊『独立』・『独立新聞』

上海に所在の大韓民国臨時政府の機関紙として刊行された『独立』(第22号から『独立新聞』と解題)にも毒殺説関係の記事が数件載っている。第2号(1919年8月26日付)には、「韓国独立運動史」の連載第1回目として、三・一運動の背景を取り上げ、李太王「毒殺説」を紹介している。李太王の急逝により、世間にはパリ講和会議と関連した日本の毒殺説、李王世子の結婚に反対する自殺説があり、朝鮮内の人心が「激昂素騰」したと述べている。この連載は、後述する(12)『韓日関係史料集』の調査内容を基にしたという⁹⁴⁾。しかし、他の運動勢力により制作・配布された檄文・ビラなどと比べ、「毒殺説」についてはかなり冷静な視点を持ち、肯定も否定もせず、世間の流説として取り上げており、(12)の記述内容とも異なる。また、第18号(1919年10月7日付)の文芸「女学生日記(四)」では、「李太王殿下の薨去は天運」であり、後三日生きていたら、李王世子と方子女王の結婚式を見るところだったと述べ、むしろ李太王の薨去を皮肉るかのような表現も登場している。その他、第22号(1919年10月25日付)には、李王職長官・賛侍の更迭に際し、李王職・朝鮮貴族内部の「運動」が起こっていることを紹介し、「事件の真相という風説によれば、太皇帝弑逆の責任を日人が朝鮮貴族に転嫁したため、彼等の反発的憤怒を招来した」と伝えている。同第32号(1919年12月25日付)には、「大同団事件

(李垆公脱出事件)」の失敗後、大同団の首領である金嘉鎮のインタビュー記事が載っている。金は、薨去5日前に李太王に謁見した時は極めて健康であったので、急死ではなく、韓相鶴による毒殺であることは「誰もが知っている事実」と述べている。また、李王世子が毒殺調査を行ったが日本の妨害で翌日日本に帰らされたことや、「侍医」の安商浩が毒殺を証言したという噂について語っている。

(12) 大韓民国臨時政府刊『韓日関係史料集』(1919年9月)

上海の大韓民国臨時政府が国際連盟に提出するために編纂した資料集・歴史書として、古代から近代に至る日本の朝鮮侵略および韓国併合・植民統治批判、朝鮮民族独立運動の現況などについて述べている。三・一独立運動に関する内容を収録している同資料集第四編「独立運動の事件」では、第一章・第三節に「光武皇帝の崩じられた疑雲」として李太王の毒殺説を取り上げている。「宮人が晩餐を進上するに箸を置くや否や暴崩し、臣民の心は疑雲に覆われる」ことになり、①「崩御後即時に玉体に紅斑が満現して糜爛」した、②「侍女二名が同時に致死」、③尹沢栄・尹徳栄は「当日の晨四時に諸貴族を宮内に召集し、日本人が弑しなかったという証書に捺印を求め」、朴泳孝・李載完の反駁で成功ならず、④閔泳綺・洪肯燮などが殞襲の際に、「糜爛[腐敗のことか]が非常に早い」ことを異様に感じ、この話を世間に伝えた結果、日本警察が両人を拘禁して詰問・説諭したことなどを述べている。これに対して世論では、ハーグ密使事件の再発を防ぐため、日本が食鹽に毒を盛って殺害したとの噂が立ったと記している。その他、『毎日申報』に掲載された毒殺説批判に対する反論が紹介されている。

同資料は毒殺説を主張しながらも、断定的な記述よりは世間の話を紹介する形を取っているのが特徴である。なお、編纂委員の一人であった金秉祚は、後日上海で『韓国独立運動史・上』(宣言社、1921年)を刊行するが、同書の毒殺説関連記述は、資料集の内容に若干の修正を加えたものである。

(13) 『新韓青年』創刊号(1920年3月)

新韓青年党の機関誌として、三・一運動1周年を記念して1920年3月1日付で刊行された純漢文の雑誌である。朴殷植・李光洙が主筆を務めた同雑誌には、執筆者無明記の「独立運動之四大原因」と、素石名義の「声討日人弑逆文」が李太王毒殺について言及している。

①前者の記事は、朝鮮独立運動の原因として、歴史上の宿怨、武断政治、李太王毒殺、世界の潮流の四点を挙げている。李太王がハーグ平和会議のごとく、パリ講和会議へ独立を訴える使者を派遣することを恐れ、賊臣・韓相鶴をして毒を盛った

食醢を進上して殺害、口封じのために侍女二人も毒殺したと記している。韓相鶴以外には具体的な人名も登場しないなど、記述内容は粗略である。ただし、李太王の殺害動機について、李太王の何等かの行動、おそらくパリ講和会議へ密使を派遣するなどの行動を阻止するのが目的であったという記述が目立つ。もう一つ注目したいことは、この記事の文章がほとんどそのまま、後述の朴殷植『韓国独立運動之血史』に再録されており、同記事の筆者は朴である可能性が高い⁹⁵⁾。

②「素石」名義の「声討日人弑逆文」は、各種檄文と同様、李完用をはじめとする親日分子がパリ講和会議に提出するための文書に李太王の押捺、そして李太王の「御駕渡日（日本訪問）」を迫ったが、拒絶されたため、暗殺を決行したと述べている。ただ、殺害の日時や方法などが極めて具体的に描写されており、関係者の実名も登場しているのが目を引く。1月21日午後12時に毒を盛った食醢を進上し、即刻中毒となり苦しんだ（「叫天撞地蹴倒門屏」）末、翌日午前4時に死亡した。その死体は、全身が真っ赤になっており、腹部が破裂して淡紅の水が流出したため、八畳の厚い敷き布団をすべて湿すほどであった。殮襲（清拭・死装束への着替え）後に女官・金福伊と内侍・金錫勲を口封じのために殺害したが、毒殺に関する多数の証拠があると述べている⁹⁶⁾。①②はいずれも毒殺説を主張しているが、その原因については一致しない。

(14) 『韓国独立運動之血史』（1920年12月）⁹⁷⁾

朴殷植の『韓国独立運動之血史』は、それまで流布されてきた様々な毒殺説が集成され、毒殺説に関する最も詳しい内容が記されている。その内容を要約すれば、次の通りである。

パリ講和会議の開催と民族自決主義の提唱に際して、日本は英親王（李垠）と皇族・梨本宮方子女王を婚約させ、結婚式後には新婚旅行を口実にヨーロッパを漫遊してパリ講和会議開催中に行きあわせて、「朝日同化」の証を世界に宣伝しようとした⁹⁸⁾。また、日本の韓国併合が両国の合意であるとの文書を捏造し、尹徳榮等をして光武皇帝（李太王）に押捺を迫った。これが拒否され、その代わりに貴族連中や各面長等の署名を集めた。日本は韓相鶴をして毒を盛った食醢を進上し、皇帝は両眼が真っ赤になり、全身に紅斑が出て急死した。これを目撃した侍女二人も急死した。皇帝は1月22日の午前に死亡したが、弑逆を隠蔽し、できれば英親王の婚礼後に発表しようとしていたが、秘密が漏れたため、翌日23日になって当日午前に薨去したと発表した。「光化門前の専修学校の蓄壁には壁書がはりつけられ、『日本は、パリ平和会議を恐れて、わが皇帝を毒殺した』と書いてあった」。光武帝（李太王）の弑殺された事情を隆熙帝（李王）に密書で知らせたため、皇帝は英親王に事件調査

を命じたが、日本は英親王を東京に送ってしまった。

それでは、毒殺の主張を文字化した最初のものであり、三・一運動当時に配布され、毒殺説の原型をなした(1)国民大会「檄文」、そして最初の檄文から1年9ヶ月が経過した時点で刊行され、それまでの色々な「毒殺説」を集大成したと見られる(14)『韓国独立運動之血史』を中心に、それぞれの文献が説いている毒殺説の内容について検討してみたい。

まず毒殺の動機について検討してみよう。「親日派」の6人が、日本の韓国併合は合意によるものであったという文書を捏造し、李太王に署名・捺印を求めたという記述であるが、管見の限りでは、かかる文書の作成事実を裏付ける資料は見当たらない。情況証拠としても、パリ講和会議で朝鮮問題が上程される見込みはなく、日本政府がそれを懸念したことを示す何の形跡もない。そもそも国際社会で朝鮮独立問題が紛議した場合に備え、元皇帝と朝鮮人代表数名が書類を作るという発想自体、如何にも素朴なものである。(14)では、李太王が捺印を拒否した後、朝鮮全土の各面長レベルまで署名を集めたと記されているが、これもまた事実確認できない事柄であり、もし実行するならば、それこそ民心を動揺させかねないので、現実的にあり得ない。最初の(1)が「毒殺説」の原型を作って以後、ほとんどすべての毒殺説がこれに従っている(3、4、5、6、7、9、13-②)。一方、李太王がパリ講和会議に密使を派遣しようとしたために殺害されたという主張もある(12、13-①)。

毒殺の関連者に関しては、(1)は「日本」が「親日派」6人を使喚したと記し、「実行犯」として尹徳栄・韓相鶴を挙げている。その後に作成された文献も、人数や顔ぶれが変ることはあるが、概ね基本型を踏襲している(3、4、5、6、7、9、13-②)。

「親日派」を操縦した黒幕についても、漠然と「日本(政府)」という場合が多いが、中には長谷川総督を挙げる場合もある(5、6)。また、「実行犯」として名前が挙げられる事例は、尹徳栄・韓相鶴(1、3)、李完用(6)、韓相鶴(13-①、14)などがある。

「動機」と「犯人」の二点で毒殺説の内容を見ると、示威運動期間中に現場で撒かれた檄文類と、1919年9月以後に海外独立運動勢力によって編纂された資料集・運動史とは些か差異がある。李太王薨去後に自然発生的に流れた様々な風説が、三・一運動をきっかけに政治的理由での毒殺説として纏まり、一つの原型を形成したが、その後も更に形を変えていったことを意味するのである。その特徴的な点は以下の通りである。

一つ目に、動機における変化が確認される。先述の通り、パリ講和会議対策として、「親日派」の証明文書を作るという発想は、日本政府が取るべき策略としては如

何にも稚拙なものである。激烈な示威運動が展開されている最中には、煽動としての意味を持っていたが、示威運動の鎮静後、海外独立運動勢力による資料集や運動史の編纂になると、そのままでは通用しにくい。(12)は国際連盟に提出する目的で、大韓民国臨時政府が「国策」として推進した編纂作業であり、(13)と(14)は、中国国内での宣伝を兼ねるため、漢文で書かれた文献である。また、編纂者の面々を見ても、旧韓国の愛国啓蒙運動を主導した朴殷植や、日本に留学した李光洙をはじめ、金料奉、金秉祚、李元益など、近代的な知識人が編纂に関わったことも原因の一つになるであろう。(12)では「ハーグ密書事件の再発を恐れて」毒殺したという「輿論」を紹介しており、(13-①)も李太王がパリ講和会議に密使を送ることを企図したために毒殺されたと記している。毒殺説の集大成である(14)は、頗る微妙な書き方をしている。つまり、李太王に捺印を求めて拒絶されたことを記しているが、これと毒殺の因果関係については言及せず、三・一運動当時の壁書に「日本は、パリ平和会議を恐れて、わが皇帝を毒殺した」と書かれていたと紹介することで、動機の究明を回避している。

二つ目に、犯人として提示される人物の顔ぶれが変わっている点である。第I章で見た通り、犯人とされた人物の多くは、李王世子婚儀出席のため、京城にはいなかった。いずれも確実なアリバイがある訳である。更に犯人の一人とされた金允植が「朝鮮独立請願」で検挙されるなど、そのままでは「毒殺説」の信憑性自体が疑われざるを得ない問題もあった。そもそも朝鮮総督府や李王職の首脳部、犯人とされた朝鮮貴族の主たる者が京城を留守にしている状況で、毒殺の陰謀が果たせるのかという根本的な問題があるが、少なくとも食鹽に毒を盛った「実行犯」だけは、何とか解決しなければならない訳である。最初、尹徳栄・韓相鶴の二人が挙げられたが、(12)では「実行犯」の名前が言及されなくなった。朴殷植の著作と見られる(13-①)、そして朴の著作である(14)では、アリバイが確実な尹徳栄の名前が抜け、韓相鶴の名前のみが記載されるようになった。

三つ目に、当然のことであるが、時間が経つに連れ、毒殺説自体がより多様となり、記述内容も具体化していく。(7)のような明らかな虚偽の記事はともかく、(13-②)では李太王の薨去の場面が、恰も自分の目で見たかのように具体的に描かれており、(12)(14)では、様々な情況証拠が付け加えられている。ただし、記述内容の具体化が、そのまま説得力を増す訳ではない。むしろ、根拠無根の事柄を情況証拠として挙げることで、毒殺説自体の信憑性を疑わせる場合も少なくない。例えば、(12)は、尹徳栄・尹沢栄の両人が薨去当日の午前4時に朝鮮貴族を召集し、日本人が弑したのではないという証明書に捺印することを求めたが、朴泳孝・李載完の反駁で失敗したと語っているが、尹兄弟の不在事実を考えればあり得ないことであ

る。

ただし、毒殺説が抱えている色々な矛盾にも拘らず、事実を反映している側面もある。李太王が薨去前に食鹽を飲んだことや、薨去日時の隠蔽、侍女2名の死亡、李王世子の取調などは、いずれも事実に基づいている。遺体の状態に関する噂は、殮襲に関わった人を情報源としているが、これも一致している場合が多い⁹⁹⁾。おそらく宮中から漏れ出た情報が世間に流れ、それが毒殺説に新たな素材を供給したものと思われる。また、このような「一抹の真実」の存在は、毒殺説を鵜呑みにすることと同様に、軽々しく一蹴してしまうことの危険性を意味するものでもある。

確かに李太王の薨去に対する対応には、釈然としないところがある。小田部氏は、李太王の薨去直後、東京滞在中の長谷川総督が、如何にも「突然死を正当化するいいぶり」で、脳溢血は遺伝であると力説したことに疑惑を提起している¹⁰⁰⁾。総督のみならず、李太王の臨終を見守った嘱託医の朝鮮総督府医院医官・神岡一享も、兄の李熹公や甥の李峻公を実例として脳溢血は遺伝であると強調している¹⁰¹⁾。しかし、李太王近親の死因を調べてみると、「脳溢血遺伝」とは全くの嘘であることが分かる。その父である興宣大院君・李昰応は数ヶ月間病んできた「痢疾」が夫人の葬儀以後に悪化して死去した¹⁰²⁾。李熹公は腎臓炎に尿毒症が併発して治療中死亡¹⁰³⁾、李峻公は持病の腎臓炎で重態のところ、突然の心臓病を発して死亡した¹⁰⁴⁾。李太王の「脳溢血遺伝」を語った神岡自身、李熹公死亡当時には、朝鮮総督府医院長・藤田嗣章、同医官・森安連吉と共に治療に当たっていた医師の一人なので、彼の発言には非常に怪しいところがある。

III 「毒殺」をめぐる情況証拠：李泰鎮氏の所論に対して

李泰鎮氏は『倉富日記』に登場する毒殺説の記述を李太王毒殺に関する決定的な証拠と見なして議論を展開している。李氏は、『倉富日記』の毒殺説関連部分、すなわち倉富が宋秉峻から聞かされたと思われる「寺内正毅ヨリ長谷川好道ニ意ヲ伝へ、長谷川ヲシテ李太王ニ説カシメタルコトアルモ、太王ガ之ヲ諾セサリシ故、其事ヲ秘スル為メ尹徳榮、閔丙奭等ノ太王ヲ毒殺シタリトノ風説」（10月26日条）を、主に『尹致昊日記』および朴殷植の『韓国独立運動之血史』の記述内容と照らし合わせて検証を試み、その背景となる情況証拠を論じている。しかし、かかる議論は、史料批判の軽視や、事実関係の誤認、そして強引な論理展開など、様々な問題点を指摘しなければならない。

李氏は李太王毒殺の動機を説明するための情況証拠として、「日本側」がウィルソンの民族自決主義宣言に対する対応策、特に李王家に関する特別な対応を模索した

とするが、これは事実ではない。まず、第一次世界大戦の終結、ウィルソンの 14 ヶ条発表に前後して李王家に対する空前の優遇が行われたという主張について検討してみよう。

1907年11月に日本に「留学」して以来、「10年間一回も帰国することができなかった」李王世子が、ウィルソン大統領の 14 ヶ条発表（1918年1月8日）直後の1月13日に帰省（東京出発は1月10日）したことを、「日本政府の特別な目的」があったと解釈している。しかしこの帰省は、李王世子の成年（1917年10月20日）や、少尉任官（同年12月25日）、そして翌1919年春予定の結婚準備を名目に、既に1917年の末には決まっていた¹⁰⁵⁾。また、些細なことではあるが、李王世子は1911年7月、生母の嚴妃薨去の際に一時帰省したことがあるので¹⁰⁶⁾、嚴密には「10年ぶりの帰国」でもなかった。

更に李氏は、1919年1月25日に予定されていた李王世子と梨本宮方子女王の婚儀も、パリ講和会議と関連した特別な「作戦」の一つであったと説明している。そのために「皇室典範」まで改正し、講和会議が開かれるパリに新婚旅行をさせようとしたと述べている。しかし、李王世子と方子女王の婚儀が発表されたのは1916年8月のことで¹⁰⁷⁾、民族自決主義どころか、アメリカが第一次世界大戦に参戦さえしていなかった時期である。また、皇族女子と王公族男子との結婚に関する事項を定めた「皇室典範増補」（大正7年11月28日）が特別な措置であったことは確かであるが、それはむしろ「王公家軌範」の制定が遅れた結果であった。王公族の身位について、「皇族」と見なすべきか、「臣民」と見なすべきかの問題をめぐる政府内の意見が纏まらなかったため、「王公家軌範」制定は難航し、そのままでは既に決定されている李王世子の婚儀を進展させることができなかった。結局、「王公家軌範」成立の見込みがなかったため、婚儀を進めるために取られた弥縫策が「皇室典範増補」であった¹⁰⁸⁾。その他、「パリ新婚旅行」云々は、全く根拠のない話で、李氏が朴殷植の記述を鵜呑みにしたに過ぎない。

一方、朝鮮総督をはじめ、朝鮮総督府官僚の民族自決主義、朝鮮民族運動に対する認識はどうであったろうか。確かに、朝鮮総督府内務部長官の宇佐美勝夫は、「朝鮮にありてハ彼の所謂小弱国の蘇生、民族の自決杯と称する標語ハ独り在外鮮人に無益の空想を惹起せしめたるのみならず国内の鮮人亦佞令ひ口外こそせざれ、心裡にハ何等かの快感を与ひ居るものゝ如く」と言い、民族自決主義が朝鮮統治に及ぼす悪影響を懸念して、寺内に報告していることが確認される。しかし、これと同時に、「副業の発達と労銀の騰貴とハ下層民の生活に余裕あらしめ殊に米価騰貴に伴ふ農家の景気ハ実に素張らしきもの」で、農民には「多少奢侈の傾向」まで現れていると評しており、朝鮮民衆の抵抗に対する危機意識は決して高くはなかった¹⁰⁹⁾。朝鮮統

治における民族自決主義の危険性に対する警戒が公式的に表明されたのは、2月18日の道第一部長会議席上における総督の訓示である。「平和会議ニ関スル揣摩臆説」や、「地方民心ノ動揺」を懸念し、「社会ノ安寧ヲ紊シ民心ヲ蠢惑スルガ如キ言動」の取締を徹底するよう指示しているが¹¹⁰⁾、これは東京の朝鮮人留学生の二・八独立宣言が与えた衝撃がきっかけになったのである。朝鮮統治関係者の心裏には、朝鮮民衆の抵抗可能性に対する危機意識の低さ、朝鮮統治の現状に対する安心感が、多かれ少なかれあり、だからこそ三・一独立運動の勃発は、彼等にとっては非常に衝撃的な出来事として受け止めざるを得なかったのである。

次に、李氏が李太王毒殺の黒幕と名指した朝鮮総督・長谷川好道であるが、彼は持病の糖尿病のため、かねてから総督辞任を希望していた¹¹¹⁾。朝鮮総督に就任して5ヶ月しか経たない1917年3月、自分のような「老朽貧弱」な総督では満鮮統一に基づいた大陸政策の遂行は到底無理であるといい、寺内正毅首相に辞任を懇願している¹¹²⁾。翌年には持病が更に悪化、「頗ニ老衰加フルニ御承知ノ宿痼益々病勢ヲ加ヘ到底留職ヲ許サズ」という状態にまで至り、同年7月には辞表を提出する決心をしたという。しかし、寺内内閣退陣と共に辞職するのは長州閥の一斉後退とも受け取られる恐れがあったため、いったん提出を見合わせ、同年11月の東上の際に山県有朋と相談して退任の承認を乞うという意思を表明している¹¹³⁾。長谷川は実際、11月大演習の際に東上して、山県および新首相の原敬に辞任を申し出たが、二人とも長谷川の辞任を認めなかった。山県は後任人事として軍部出身の適任者が見当たらなかったためであり、原は植民地長官文官制度の朝鮮適用を構想していたため、制度改正が行われるまで現状維持を望んでいたからである。結局長谷川の辞職は、1919年1月に控えている李王世子の婚儀まで保留することで決着がついた¹¹⁴⁾。

そもそもその政治力については高く評価されていなかった長谷川であるが、健康悪化によって政治活動への意欲そのものがなくなり、朝鮮総督としての然るべき活動は、到底期待できなかった。このような彼の意欲喪失は、後日朝鮮民族運動に対する取締の下手際として現れた。天道教関係者の密偵から事前に三・一独立運動の情報を入手したにも拘わらず、そのまま放置した結果、示威運動の勃発を未然に防ぐことができなかった¹¹⁵⁾。また、朝鮮独立運動代表のパリ講和会議出席や、満洲・上海・ハワイなどにおける民族運動の動向が現地の領事から報告され、特に奉天・ハワイの総領事からは機密費を使用して懐柔するなどの策略が提案されたにも拘わらず、何の措置も取らなかった¹¹⁶⁾。

仮に寺内が李太王を毒殺する陰謀を企てていたとしても、朝鮮総督着任後早々から頻りに辞任の意を漏らしてきた長谷川に対して、毒殺陰謀の実行を任すことができたのであろうか。また、三・一独立運動の勃発以前に情報を得ていながらも、何

等効果的な対応もできなかった長谷川に、果して李太王殺害の陰謀を実行する政治力や意志があったのであろうか。

なにより、1919年1月現在、長谷川が直面していた最大の課題は、パリ講和会議でも、民族自決主義でもなく、李王世子の婚儀を成功裏に済ませることであった。後任人事の決定次第、または制度改正が済み次第、早晚退任する見込みの長谷川にとって、朝鮮総督としての最後の大任である李王世子の婚儀に支障を齎すような行動、すなわち李太王を毒殺するような愚挙を犯すとは、到底考えられない¹¹⁷⁾。李泰鎮氏は、1919年1月13日に長谷川総督が李太王および李王に伺候したことについて、「関連付けられる事案がない」といって、まるで最終的に寺内の意志を伝え、その結果をみて、李太王除去の決断を下したかのように論じているが、実は李王世子の結婚式に出席するために東上するに当たっての挨拶であった¹¹⁸⁾。

また李氏は、既に首相の座から失脚していた寺内正毅は李太王毒殺とは無関係であるという、当然あり得る「弁護」に対して、概ね三つの反論を提出している。一つ目は、寺内が総理在任時代から何等かの計画を確定しており、腹心である長谷川を通じて実行した可能性があるということである。寺内の毒殺指示を論ずるためには、まず李太王に伝えようとした寺内の「意」が何なのかを明確にしなければならない。しかし、李氏はこの点を明確にしていない。彼は「有力な情況」として、『韓国独立運動之血史』の記述内容、すなわちパリ講和会議に提出するため、「韓国併合は両国の合意であるという文書」に捺印を求めたという記述を挙げているが、この場合、矛盾は避けられない。この記述そのものの問題点については前述したが、仮にそのような捏造文書に署名捺印を貰ってパリ講和会議に提出しようとしたのが事実だとすれば、これは既に日本帝国全体の問題であり、一介の前任総理や朝鮮総督が秘密裏に、しかも独断的に処理できる性質のものではなくなる。

二つ目に、三・一運動後の寺内の認識、すなわち「騒擾」原因の一つを民族自決主義と見ていたことから、李氏は「高宗皇帝が民族自決主義宣言によって在外独立運動勢力と繋がる可能性を高く設定していたことを意味する」と分析しているが、これはまったく時系列の前後を無視しているものである。寺内が三・一運動勃発の原因として民族自決主義を挙げているのは、それ自体事実であるので何の問題もない。しかし3月1日以後、既に発生した事件を見て原因を分析することと、それ以前に、民族自決主義から朝鮮民族運動の高揚を予想するのは全く別個の問題である。仮に寺内がそういう認識を持っていたとしても、李太王と海外独立運動が手を組む可能性を想定するのは、更に別の問題である。かかる思考の飛躍の背景には、李氏特有の高宗・大韓帝国認識が潜んでいると思われるが、この点については後述する。

三つ目に、三・一運動期間中、寺内が病臥中にも拘わらず長谷川総督と書信を交

換して善後策を模索していたことについて、「毒殺の犯行が表面化されなかったとはいえ、民族自決主義宣言後、朝鮮対策は自身が総理を務めていた時から朝鮮総督と共に進行してきたことに対する完遂意識を持っていたことを意味する」と述べている。おそらく、寺内の朝鮮統治に対する関心そのものから、李太王の殺害に至った動機を論証した積もりの記述であると見られる。しかし、当時日本帝国の首脳部として、三・一運動の善後策に関心を持っていなかった人がいたのか、むしろ反問したい。李氏の論理通りにいけば、朝鮮統治に関わった経験があり、「騒擾」善後策に関心を表した人間であれば、誰でも容疑者になる訳である。

李氏が提示している情況証拠が、悉く説得力に欠けているのは何故であろう。おそらく、『倉富日記』を毒殺説証明の有力な資料と位置づけ、そこに登場する毒殺説、特に寺内・長谷川関連説を実証したいという動機が作用したからではなかろうか。

『倉富日記』に「噂」として書かれている毒殺説を、「事実」として捉えようとしたため、その記述内容を裏付けるための情況証拠が必要となり、更に無理な議論を展開せざるを得なくなったのではないかと思われる。以下、李氏の『倉富日記』理解の問題点について検討したい。

1919年10月26日、倉富は伊藤博文の十回忌に出席して、帰りの汽車の中で宋秉峻と会い、閔・尹辞職の理由とされた李太王毒殺説について聞かされた。李太王の毒殺を寺内・長谷川が指示して、閔・尹が実行したという噂があり、彼等はこの冤罪を晴らすために辞表を提出したが、内心却下されると期待していたのが受理されてしまい、非常に怒っているとのことであった。

李氏は、寺内・長谷川の指示や閔・尹の実行による毒殺を事実であると思い込み、閔・尹の辞任は、日本側が毒殺の責任を二人に転嫁したためであると理解した。従って、宋秉峻の伊藤博文十回忌への出席について、毒殺の共犯である閔丙奭・尹徳榮をはじめとする朝鮮貴族の代表として渡日し、李太王殺害の主犯とされた彼等の苦情を宮内省に嘆願するのが目的であったかのように見ているが、これは全く想像に過ぎない。宋秉峻は1919年4月29日に釜山を出発して「内地」に渡航して以来¹¹⁹⁾、翌年の9月13日まで滞在しながら¹²⁰⁾、政界の主な人物と接触し、数々の政治工作を企んでいた。倉富と宋は、たまたま同じ汽車に乗り、いわば世間話をしただけである。そもそも宋が閔・尹のために嘆願を行う理由もなければ（第IV章参照）、仮に嘆願するとしても、車中の立ち話で済ませる訳にはいかない。

その後、倉富は自身が疑問に思う閔・尹辞職の事情や、その理由とされた毒殺説について、宮内省関係者に尋ねている。10月30日には仙石政敬（宗秩寮事務官）、11月1日には石原健三（宮内次官）に聞いてみたが、いずれも毒殺説については聞いたことがないとの答えであった¹²¹⁾。11月3日に石原次官の事務室で田中遷（李王

職事務官)と会った際に質問したところ、田中は「或人カ李太王ノ署名捺印シタル文書ヲ得テ、巴里ノ講和会議ニ赴キ独立ヲ図ラントセシニ、閔丙奭、尹徳榮、宋秉峻等カ太王ヲシテ署名捺印セシメサリシカ、愈々独立カ出来ル様ニナレハ閔等カ立場ナキコトニナル故之ヲ殺シタリトノ風説アリタリ」と応えた。つまり、李太王がパリ講和会議に密使を派遣しようとしたが、閔等がこれを阻止した後、自らの悪行が発覚することを恐れて毒殺したとの話である。宋秉峻が伝えたという毒殺説が、三・一運動当時の典型例に寺内・長谷川の名前が付け加えられたものであったことに比して、田中の語る毒殺説は、いわばもう一つのパターンであり、両者の毒殺説は全く正反対の動機から説明されているのである。

李氏は、倉富が宮内省関係者に毒殺説の噂を尋ねた一連の行動を、「深い関心を持って真偽を追究するための努力」であったと解釈しており、恰も倉富が毒殺説の真相調査を行い、毒殺の黒幕を明らかにしたかのように描いている。しかし、これこそ『倉富日記』の毒殺説関連記事を李太王毒殺の動かぬ根拠として見なそうとする、李氏自身の主観の投写である。『倉富日記』の文脈から見れば、毒殺説の会話はいずれも通常業務のために宮内省の関係者と面談する際に、閔・尹の辞職・辞爵問題の延長として話題になったのであり、毒殺説そのものを真実と思い込んで真相糾明を行った訳ではない。田中の陳述は、最初に聞いた宋の説明とは異なるものであったが、一通りの説明を聞いた倉富はそれ以上の追究をせず、毒殺説の記事はこれで終わってしまうのである。歴史研究の常識的な目で見れば、『倉富日記』の関連記事は、李王職人事の裏面や、当時存在していた噂を確認する資料ではあるものの、毒殺説を証明するための資料にはならない。

2009年8月15日、韓国で放送された「光復節」特集ドキュメンタリーで、李氏は『倉富日記』の関係記事を見て感じたことを次のように述べている。「二つを感じた。予想が当たったな、というのと同時に、本当に驚くことで、やはり彼等はこんなことまでやったのだ、と。明成皇后を弑したことはよく知られていることだが、終には皇帝まで殺したな、それを確信した時、歴史があまりにも残酷なものであると感じると共に、我々がどうすればいいのか、困惑を感じました」¹²²⁾。李氏自身が告白している通り、李氏は以前から李太王が毒殺されたと信じていたところ、『倉富日記』を通じて「確信」を得たのである。言い換えれば、彼が毒殺を証明する主な根拠として利用している『倉富日記』に接する前から、毒殺という心証を持っていたということになる。よって、『倉富日記』や、その他の毒殺説に関する諸文献は、検証の対象ではなく、予め決まっている結論の裏付けとして都合よく利用できればいいものにならざるを得なかった。

周知のことであるが、李氏は日本の朝鮮侵略過程における不法性・不当性を糾弾

し、一方で大韓帝国・高宗の自主的改革や国権守護活動の意義を強調してきた研究者であり、このような議論自体は歴史研究の成果として、正当な評価と批判の対象になるべきである。ただし、今回の「毒殺論」は、既に歴史研究の常軌を逸している嫌いがある。李氏は、「高宗皇帝の死は日露戦争前後から始まった彼の国権守護運動の終着点である」、そして「日本の大韓帝国国権侵脱の長い過程から見て、これに抵抗してきた高宗皇帝に対する二人〔寺内・長谷川一筆者〕の最終的決断として『毒殺』は、まったく不可能なものではなかった」と述べている。毒殺説そのものに対する検証よりは、これまでの研究成果で得られた結論が一つのドグマと化して、先入観として大きく作用していることが分かる。刑事裁判で例えるなら、「この人間は前科があるので、今回も罪を犯したに違いない」という、いわば「推定有罪」に他ならない。その結果、特定の事実を論証するに必要不可欠な基本的な事実関係の検討や、因果関係の証明が行われず、毒殺説の真偽問題をも飛び越え、「犯人捜し」の議論になってしまったのである。

最後に、李泰鎮氏の所論ではないが、一部の研究では、李太王が独立運動勢力と連絡して海外亡命を企てていたため、それを探知した日本側が暗殺を果たしたという解釈もあるので、ここで簡単に言及しておきたい。確かに復辟派の独立運動勢力が李太王の亡命を構想、推進したことはあり、「大同団事件（李垺公脱出事件）」のように実行に移した事例もある。ただし、それが李太王の毒殺を証明する根拠になる訳ではない。

1918年の秋、李会栄を中心とした勢力が李太王の諒承を得て、具体的な亡命計画を推進していたという陳述があり、それに基づいて毒殺説を論証しようとする議論があるが¹²³⁾、次のような問題がある。まず、「亡命計画説」が依拠している資料とは、いずれも解放後の韓国で出版された独立運動関係者、しかも本人ではなく、家族や同志によって書かれた手記や伝記であり、一次資料とは言い難い¹²⁴⁾。二つ目に、「亡命計画説」を示す当時の資料が全くない。日本官憲側の資料が全くないだけでなく、運動勢力によって書かれた資料も皆無である。前記毒殺説の檄文や、書物の類からも、かかる陳述は見付からない。仮に李太王が亡命を推進しており、そのため暗殺されたとすれば、それは独立運動勢力、特に亡命を推進した勢力においては絶好の宣伝・煽動の素材になったに違いない。朝鮮内外で「捺印拒否」云々の噂が流れているのを見過ごすよりは、自らが進んで「皇帝」の抗日・独立の意志を宣揚し、日本の残虐性を暴露すべきではなからうか。三つ目に、もし「亡命計画説」が事実ならば、なぜ『韓国独立運動之血史』など、当時の独立運動勢力によって編纂された書物にそのような内容が登場しないのかという疑問である。日本側の捜査や情報収集を逃れ、所謂「官憲資料」には記されなかったとしても、運動勢力自身によって編纂された運

動史の記録には載るのが当然な筈である。四つ目に、亡命を企図したために李太王が毒殺されたとすれば、その亡命を推進した勢力は、なぜ何の取締にも引掛からなかったのであろうか。李堉公を亡命させようとした大同団事件の場合、関係者が芋づる式に検挙され、43名が予審に回付されたことから考えても納得し難い¹²⁵⁾。また、李会栄と共に李太王の亡命を推進したという呉世昌・李昇薰・韓龍雲・金鎮浩・姜邁などは、いずれも三・一運動関係で検挙されているが、検事局の調書を見る限り、李太王亡命企図の余罪を追及された形跡はない。

IV 李王職首脳部更迭の背景

1919年10月20日付で李王職長官・閔丙奭、同賛侍・尹徳栄の辞表が受理され、李載克と韓昌洙がそれぞれ長官および賛侍に任命された¹²⁶⁾。この更迭の背景は如何なるものであったろうか。果して、閔・尹の二人が李太王毒殺の「実行犯」であったため、もしくは「日本側」が彼等に全責任を転嫁するために行ったものであろうか。予想外の結果に閔・尹両人が非常に怒っていると伝える倉富に対して、宮内次官・石原健三が、「然レトモ閔等ヲ免シタルハ好都合ナリ斎藤実モ閔等ノ術計ニ陥ヒル程愚ニモ非サルヘシ」と答えた真意は何だったろうか¹²⁷⁾。この石原の言葉をヒントにして、李王職の首脳部更迭の背景を探ってみたい。

小田部氏が紹介したことがあるが¹²⁸⁾、斎藤実の自筆メモ（ペン書き）である「斎藤覚書」¹²⁹⁾は、閔・尹の辞表提出に至る事情を記録した資料として注目に値する。斎藤は9月2日に京城に到着して以来、李王職次官・国分象太郎(10月3日、10月6日)、李完用(10月5日)と用談しており、10月7日には閔丙奭・尹徳栄・尹沢栄の三人を総督官邸に招いて、水野錬太郎政務総監と共に、夜まで長時間の面談を行っている¹³⁰⁾。この覚書は内容上、面談の時に聴取したことを書いたものと見られる。多少長いが、以下にその全文を載せておく。

- 一 閔李王職長官尹賛侍長等ノ辞任辞爵並ニ尹沢栄侯ノ辞爵決意ノ動機ハ曩ニ李太王殿下薨去セラルハヤ巷間切リニ尹徳栄一派及李完用等カ毒殺ヲ為シタルモノナリトノ説流布サルハニ至リ殊ニ三月一日騒擾勃発スルヤ所謂国民大会ハ警告文ト称スルモノヲ印刷散布シ其事ヲ言触ラシタルヨリ以来鮮民ノ誤解ヲ深フシ喧囂ヲ極メタル為メ遂ニ王世子殿下ノ聞ク処トナリ結局王世子殿下ハ一般朝鮮貴族ヲ召集シ其事ノ真偽ニ付取糺所アリ事実無根ヲ言上^マシ之ヲ証明シタル書面ヲ徴セラレー先事済トナレリ
- 一 一般鮮人中今尚彼ノ毒殺流言ヲ信スルモノアリ爾來數十回ニ亙リ尹徳栄一派ニ宛テ此意味ノ不穩投書アリ尹徳栄等ハ全ク社会ニ対スル立場ヲ失ヒタリトシ之カ捏造説ナルコト

ヲ氷解セシメト日夜其方法研究ノ結果前総督ニ対シ曩ニ貴族一般ヨリ王世子殿下ニ提出セル文書ノ写ヲ添付シ此際鮮民ノ誤解ヲ氷解シ雪辱ノ方法ヲ講セラレタシト諮リタルモ前総督ハ其儀ニ及ハサルヘシトテ其俚ニナリタリ

一 然ルニ引続キ時局関係ノ余波尹徳栄等ニ対スル怨恨[恨]益濃厚トナリ延テ身辺ノ危険ヲ顧慮セサルヘカラサルニ至リタルヲ以テ新任総督ニ対シ更ニ前総督ニ諮リタルカ如ク依頼スル所アリタルモ今以テ何等ノ回答ヲモ与ヘス殊ニ前日高永根ノ如キハ而モ公然其筋ニ対シ三月以来散布サレタル不穩文書中李太王殿下毒殺ヲ引用シ且ツ某貴族ノ如キハ毒殺ノ状況マテ目撃シタリト聞ケリトマテ敷衍シ嚴重取調ノ要アリ云々トノ陳情書ヲ提出シタリト聞ク素ヨリ尹徳栄等ニ於テ実行セリト明言シアラサルモ如斯ハ益々吾人(尹徳栄等)ノ立場ヲ暗黒ニ導クモノナリ勿論当局ニ於テハ吾人ノ最モ苦境ニ陥リツハアルヲ知ラサルニアラサルヘシ然ルニ毫モ誣告ノ犯人ヲ検挙セズ社会ニ対シ吾等ノ潔白ヲ宣明シ呉レトノ誠意ナク殆ント雲烟過眼視シ居ルヤノ感アリ事茲ニ至リ何ノ安閑トシテ職堪ヘ得ヘキモノソ

一 惟フニ吾人等カ現在全ク危急ノ状態ニ陥リツハアルニ拘ラス当局我等ノ言ニ耳ヲ仮サルハ畢竟信任ナキ結果タルヘシ果シテ然リトセハ寧ロ此際辞任シテ社会ト没交渉トナリ余生ヲ閑静ノ地ニ送ラムト決意セリ云々

以上の記述から、李太王毒殺説が流布され、閔・尹等が実行犯として挙げられたことや、毒殺説は三・一運動勃発当時の国民大会檄文によって益々広まっていったこと、かかる噂が李王世子の耳にまで入り、名前が挙げられた主な朝鮮貴族が取調を受けたこと、そして閔・尹等はかかる流言によって社会的に窮地に追い込まれており、総督府が自分等の身の潔白を証明してくれるよう陳情したが受け入れられなかったため、かかる総督府の姿勢に抗議の意を示して辞職・辞爵という強硬手段に出るに至った事情などが分かる。ここで李太王毒殺の噂に関する重要な端緒が窺える。「某貴族ノ如キハ毒殺ノ状況マテ目撃シタリ」という、つまり『尹致昊日記』に閔泳徹の発言とされる李太王死亡の状況、遺体の状態に関する噂が世間に広まっており、恰も毒殺の動かぬ証拠のごとく、人口に膾炙されていたことが分かる。かかる数々の噂で名前が挙げられた人物、殊に閔・尹の両名は朝鮮人社会からの怒りの的になり、身辺の危険さえ感じていると訴えている。更には、巷間の噂を集めて「其筋」、おそらく朝鮮総督府や李王職に対して、毒殺の真相糾明と閔・尹等の処罰を求める陳情が出され、彼等は益々立場を失っていったという。

ところで、このような陳情を提出した高永根とは如何なる人物であろうか。同覚書の表紙には、同じく斎藤実の自筆(墨書)で、「三月廿日頃陳情書／酒井検事／京畿道長^{ママ}端郡／兵使 高／宋秉峻ノ所ニ出入」というメモが記されている。3月20日頃に総督府(もしくは李王職)に閔・尹等の処罰を求める陳情書が提出されたところ、

酒井検事の調査によれば、提出者は京畿道長湍郡に居住する元・兵使で、宋秉峻のところに入りする「高」という人物であるとの内容になる。酒井検事とは、1919年現在、大邱地方法院検事局に務めている酒井赳夫のことと思われる。また、陳情を出した「高」とは、慶尚左道兵馬節度使を歴任し、独立協会運動に参加したが、1899年「爆裂弾事件」で日本へ亡命、1903年には同じく日本亡命客の禹範善(1895年「王妃殺害事件」の犯人)を殺害した経歴を持つ高永根¹³¹⁾のことを指していると見て間違いはない。高は日本亡命時代、同じく日本に亡命していた宋秉峻に恩義があった。1900年2月、韓国政府より亡命者捜索のために数名の官吏が派遣されるや、高は山口県の萩で染織工場を経営していた宋の許に身を隠すなど¹³²⁾、宋とは長い付き合いであったことが確認される。高は日本亡命時代の因縁と恩義をもって、宋秉峻が企む各種工作の実行役を務めていたと見られる。後日の1922年12月の「洪陵建碑問題」を通じて、高は再び李王家関係の紛議に登場するが、この時にも彼の背後には宋が構えているとの情報が総督のもとに届いている¹³³⁾。かかる事情から考えてみると、高の陳情は宋の使喚によるものである可能性が高い。

ところで、世間で毒殺犯人の一人として噂された宋秉峻が、毒殺事件の糾明および犯人の処罰を訴える陳情の黒幕となり、自らの首を絞めるような愚劣な策動をすることはあり得るのであろうか。結論からいえば、李王職の主導権をめぐる朝鮮貴族の暗闘を背景にした、稀代の策士・宋秉峻ならではの術策であったと思われる。

韓国併合以来、李王職の長官および賛侍の職において、李王職を牛耳ってきたのは、それぞれ李太王と李王の姻戚である閔丙奭・尹徳栄であり、中でも尹は李王職の実権を握り、権力を振るったと言われている。1916年当時朝鮮総督の長谷川好道は、1907年以来韓国宮内府次官、併合後は長らく李王職次官を務めてきた小宮三保松を評して、「彼レ如き陋劣ナル人物」が次官を務めているため、「尹徳栄ヲシテ跋扈セシムルハ当然之事」といい、更迭の意思を示している¹³⁴⁾。かかる長谷川の小宮批判は、小宮自身が語っているように、伊藤博文の人脈であったため、伊藤の死後に寺内正毅総督の下で「外様大名」扱いされたという¹³⁵⁾、派閥がらみと見られるが、何より尹徳栄の跋扈を抑制できなかったことが小宮の無能を責める口実になったのは注目に値する。1917年1月、総督の望み通り次官の更迭が行われたが、これで尹が押さえられた訳でなく、新任次官・国分象太郎の優柔不断がむしろ尹の跋扈を助長したという¹³⁶⁾。更に尹は、日本側としては韓国併合以来の宿願であった李王の東上と大正天皇への謁見を実現させた立役者となり¹³⁷⁾、以後李王職における彼の地位は頗る鞏固たるものとなった。

尹は、年10万円に至る李王・同妃の親用金をもって私腹を肥やす一方、内廷で近侍する役目を超え、李王の威光を借りて権限外の一般事務にまで影響力を及してい

たと言われている¹³⁸⁾。1918年3月には、李王職祭祀課長兼長官秘書を務めていた金東完が、李琦鎔子爵家の財産整理過程で、約2000円のコミッションを取得したことが問題となり、自殺を図って世間を騒がせた。様々な情実と利権介入のため、李王職は「伏魔殿」とまで呼ばれていた¹³⁹⁾。

数年後の1922年5月頃の状況ではあるが、李王世子夫妻の京城帰省をきっかけに、朝鮮貴族の三派、すなわち①尹家の復活を図る尹徳栄一派（閔丙奭など）、②李王家親族の救済・勢力拡張を図る李址鎔・李海昌・李琦鎔一派（所謂「保宗党」）、③李垞公を背景に李王職に勢力扶植を図る宋秉峻一派が、李王職の主導権をめぐる争ったという¹⁴⁰⁾。また、李王職長官・次官人事が議論される度に、朝鮮貴族の間では暗闘が繰り返されていた。

ちょうどこの時期には李琦鎔が李王職長官の座を狙って上京運動を展開していたことから¹⁴¹⁾、併合後10年間李王職の実権を握っていた閔丙奭・尹徳栄の体制が朝鮮貴族内部からの牽制によって不安定な状態に直面していたことが窺える。尹徳栄一派の失脚を謀ろうとする人間にとって、李太王毒殺説は絶好の攻撃材料に他ならない。三・一運動という日本の朝鮮統治が直面した最大の危機を利用して、「内地」の中央政界を舞台に数々の政治工作を繰り返して、政務総監の座を狙っていたと言われる「政界の惑星」¹⁴²⁾宋秉峻なら、毒殺説という悪条件を政敵攻撃の手段として活用したとしても不思議ではない。高永根の投書に続き、男爵・朴齊斌も「貴族中ノ某々ハ李太王殿下ヲ殺害セシ者ナリ先ツ彼等ノ宮中出入ヲ禁シ又法ニ依リ相当ノ刑罰ヲ加ヘ以テ李太王殿下ノ復讐ヲ為スニアラサレハ一般ノ人民ヲ慰撫シ難シ」との建白書を総督宛に送ったという噂が流れるなど¹⁴³⁾、閔・尹の立場は益々悪くなっていった。

考えてみれば、彼等が辞職願と爵位・恩賜金返上を申し出た10月初旬は、三・一運動が勃発し、全国的に示威運動が拡散されていた時期と比べてみると、毒殺説に対して無実を証明することがさほど切実な問題ではなかった筈である。むしろ情勢から考えれば、10年間にわたる長州閩出身総督の「武断政治」が終焉を告げ、「文化政治」を標榜した新総督が着任したことに注目すべきである。朝鮮統治一般の基調が大きく改変され、更には李王職においても大々的に改革・廓清が予想されていた¹⁴⁴⁾。この時点で、彼等は毒殺説流布犯人の徹底調査と自らの名誉回復を名目に、自分等に対する新総督の信任を確認し、李王職における実権の承認を求める方法として、辞職という切り札を出したと思われる。しかし、彼等の予想とは裏腹に、斎藤総督は辞表を受領し、更迭を断行してしまった。李王職の問題を知悉していた石原健三としては、尹徳栄等の辞職願の意図を見通して、その更迭を「好都合」と評したのであろう。『朝鮮及満洲』は、閔・尹の辞任に対して、それぞれ「鮮人間の嫉視を

受け本年十月辞職せり」、「李王の左右に侍し李王一家に権威を振ひ居りしが内外の嫉視を受け本年十月辞職せり」と論評した¹⁴⁵⁾。

閔・尹の辞職には、もう一つの背景があった。斎藤実総督が原敬首相に送ったと見られる書翰の草案には、「李王世子御結婚時期問題ハ閔、尹辞職当時ヨリノ問題ニシテ彼等ハ之ヲ辞職ノ一理由トシタルコト(私ニ対シテハ述ヘサルモ国分次官迄カタル由)」¹⁴⁶⁾と記されている。これは如何なる意味であろうか。

この時期には、李太王の薨去のために延期された李王世子の婚儀を再開することが問題となっていた。李太王の国葬当時、「皇室服喪令」(明治42年皇室令第12号)第1条の「父、母、夫ノ喪ハ一年トス」という規定に準じて、李王および李王世子の服喪期間を1年と定めたが¹⁴⁷⁾、これは朝鮮伝統の三年喪(数え年で3年、実際は満2年強)とは背馳していた。結局、李王世子の婚儀を公式的な忌明けに当たる1920年春に挙げるのか、或は三年喪の忌明けである1921年春以後まで延期するのかをめぐって問題が発生したのである。宮内省側は原則論に基づき、1年間の喪期が終わり次第婚儀を行うよう主張したが、朝鮮統治への悪影響を懸念する朝鮮総督府側は、慎重な態度を取らざるを得なかった。斎藤総督が主たる朝鮮貴族の意見を調査したところ、儒林が反対しており、李完用は「皇室典範ニ拠ルノ外ナキ」と賛成論を披瀝しているが、朴泳孝は婚儀自体の取消を主張するなど、議論が纏まらなかった。最も難関とされたのは、三年喪に対する「李王ノ堅キ決心」であった¹⁴⁸⁾。閔・尹両人の意見を示す資料は、今のところ見当たらないが、おそらく李王の肩を持って「三年説」を支持したか、もしくは李王に「三年説」の正当性を吹き込んでいたと見られる。李王の「堅キ決心」を盾にして、朝鮮総督の婚儀再開要求に抵抗してきた彼等は、「三年説」の断固たる態度を示すために辞職願を提出したと解釈される。

斎藤は、このような李王の態度は「尹等ガ新任長官賛侍ヲ陥ル、奇策ニハアラサルカトモ存候」といい、免職後にも相変わらず李王に影響力を及ぼす彼等が¹⁴⁹⁾、朝鮮総督の意向を受けて「一年説」の貫徹に努めざるを得ない新任長官・賛侍を困らせる働きをしているのではないかと疑っていた。斎藤総督は、場合によっては婚儀を更に1年延期するもやむを得ないとの意見を東上中の水野政務総監に伝達した¹⁵⁰⁾。11月初旬から中旬にかけ、水野政務総監は首相や宮相と会見して、朝鮮統治上の問題を理由に、宮内省側の諒解を求めた。首相も政務総監の説を支持した結果、すべてを朝鮮総督の判断に委ねることとなった¹⁵¹⁾。

しかし、斎藤としては簡単に諦める訳にはいかない事情があった。それは、大正天皇ができるだけ早く婚儀を再開することを望んでいたからである。同じ時期に東京に滞在していた朝鮮総督秘書官・守屋栄夫は、李王家の「三年説」に対する宮内省の態度は、「不敬呼はりもしかねまじき」ほど頑強であり、大正天皇もこの問題に大

きな関心を持っており、早く婚儀を執行するよう、前総督・長谷川好道に「駄目を押し居られ」たので、「若し延期等のことあれば前総督は聖上に対し申訳なかるべし」という意見を送っている¹⁵²⁾。斎藤総督は大正天皇および宮内省からの圧力と、李王家・朝鮮貴族・儒林の反発との間で中々辛い立場に置かれていたに違いない。

その後、具体的な経過は不明であるが、李王家親族会議の結果、李王が決心を崩して「一年説」に同意することになった。少なくとも11月15日以前のことと思われる¹⁵³⁾。国分次官が原首相に婚儀執行の旨を報告したが、朝鮮統治への悪影響を懸念していた首相は戸惑っており、朝鮮の事情が分からない水野総監も同じであった。斎藤総督より万事円満解決の最終報告が原首相に届いた12月1日、首相が天皇に婚儀の再開を内奏することで、問題は一段落を告げた¹⁵⁴⁾。いずれにせよ、李王職首脳部の更迭から一ヶ月も経たずして、李王世子の婚儀問題は急速に進展したことが分かる。李王職内部の最大の実権勢力、かつ抵抗勢力であった閔・尹に対して辞表を受理する強硬措置を取ったのが効果を挙げたと言えるであろう。

退職した二人には、慰労金として年俵が下賜されたが¹⁵⁵⁾、朝鮮総督府からは冷遇された模様である。小宮三保松は斎藤総督に対して、李完用・宋秉畷・高義敬等が陞爵したのに、李王職長官として長年奉職した閔丙奭には何の褒美もないことについて、次のように問い糾している。「前李王職長官閔丙奭氏ニ対シ同種ノ恩命下ラザリシハ如何ナル理由ニ依ル耶或ハ恐クハ尹前賛侍ト共同シテ総督ノ施政方針ニ反抗スルカ如キ行動アリタル為メ耶」¹⁵⁶⁾。まさに閔・尹更迭の政治的背景が窺える一文である。

おわりに

1919年1月21日午前、数日後に控えた李王世子の婚儀に参加するため、朝鮮総督府・李王職の首脳部が京城を留守にしている中で李太王が薨去した。指導部の不在と共に、李王世子婚儀の延期問題が原因となり、素早く適切な対応が取れなかった。結局、李太王の薨去時刻は約24時間ずらして発表され、李王家の葬儀にも悪影響を及ぼすこととなった。

李太王の薨去後、朝鮮民衆の間では、「自殺説」や「憤死説」、「毒殺説」などの噂が流れた。このような噂は、日本統治下の不満や李王世子婚儀に対する朝鮮民衆の反感を反映していた。最初、朝鮮民衆の素朴な想像の産物であった噂は、三・一運動という転機を通じて、毒殺説という抗日・独立の強力な言説となり、大衆煽動を目的とする各種檄文で取り上げられ、朝鮮全土、そして海外朝鮮人社会にまで拡散していった。三・一独立運動の計画を認知していた勢力によって作製・配布され

たと見られる「国民大会」名義の檄文が3月1日京城に撒かれ、これが以後の毒殺説の原型をなした。

三・一運動当時の各種檄文と、翌年以後、海外独立運動勢力によって編纂された資料集・運動史類は、いずれも独立運動を鼓吹する立場から書かれており、事実関係における多くの矛盾点を抱えている。また、毒殺説の文献を時系列的に考察すると、主に毒殺の「動機」と「犯人」に関する記述が変わっていることが確認される。かかる特徴は、これらの文献をもって毒殺説を歴史的事実として究明しようとする場合、徹底的な史料批判が先行されなければならないことを示すものでもある。

近年、李泰鎮氏が披瀝した「毒殺論」は、基本的な史料批判、事実関係に関する確認を怠り、予め決まっている結論を主張することに止まっている。李氏は、李太王毒殺の蓋然性を証明するため、様々な情況証拠を提示しているが、その多くは事実誤認に基づいた憶測に過ぎない。資料を通じて史実を究明するのではなく、最初から毒殺説を事実として立証するのが目的であったため、李氏の『倉富日記』解釈には恣意的な点が多い。

李王職首脳部更迭の問題は毒殺説が発端となったが、李氏の理解のように、日本側が閔丙奭・尹徳栄に李太王毒殺の責任を転嫁した訳ではなく、李王職内外の対立と葛藤の産物であった。毒殺説は李王家の宮廷内でも問題となり、李王世子の取調や、宋秉峻の策略などにより、併合後李王職を牛耳ってきた閔・尹の権力に危機状況を齎した。彼等は辞表という切り札を出したが、斎藤実新任総督はこれを受理してしまった。閔・尹辞任の背景には、李王世子の婚儀再開をめぐる対立があった。公式的には「皇室服喪令」に準じた一年の喪期が定められていたが、李王をはじめ、朝鮮貴族の多くは朝鮮伝統の「三年喪」を固執していた。朝鮮統治上の悪影響を懸念する原敬首相が朝鮮総督の肩を持ち、原則論を主張する宮内省側を押さえたが、大正天皇が早い婚儀再開を望んでいたことは少なからざる圧力となった。結局、李王を盾にして抵抗してきた閔・尹が辞任することで、李王世子喪期および婚儀問題は急速に進展を見るに至ったのである。

以上で、李太王の毒殺説をめぐる諸問題について検討してみた。しかし、学問的検証とは別に、現在の韓国社会における社会的言説としての毒殺説は、いまなお根強く存在している。植民地朝鮮、そして海外朝鮮人社会で、日本の植民地統治に対する抵抗の言説として継承され、解放後に受け継がれてきた。このような事象の究明には、戦後韓国の歴史学研究は勿論、新聞・雑誌・放送・映画などのメディアによる言説の再加工・再生産、学校および社会教育における歴史の「語り」など、いわばメタヒストリーの分析が要求されると思われる。これを今後の課題としておきたい。

註

- 1) 本稿では、旧韓国皇帝一族の呼称について、王公族として編制された当時の用語をそのまま使用するのが原則とし、必要によって旧韓国皇室の用語を併記する。これは、できるだけ当時の用語を基本とする歴史学の原則と共に、日本の朝鮮植民地統治において特殊身分として創出された王公族の特徴を明らかにするためである。李太王の薨去後かつての旧韓国「皇帝」、そして日本統治下の「王公族」といった位相の差異により、諡号・陵号・陵碑問題など、呼称をめぐる紛議が発生したが、その問題については、後日稿を改めて論じたい。
- 2) 姜徳相「資料解説」『現代史資料』第25巻（みすず書房、1965年）xix。
- 3) 歴史学の方法論で「毒殺説」を取り上げた数少ない研究として、次のようなものが挙げられる。小田部雄次『李方子』（ミネルヴァ書房、2007年）、李廷銀『3・1独立運動의 地方示威에 관한 研究』（国学資料院、2009年）。
- 4) 姜徳相、前掲書、xxi。
- 5) 「倉富勇三郎日記研究」
(<http://www.bun.kyoto-u.ac.jp/~knagai/kuratomi/kuratomi.html>) 。
- 6) 小田部、前掲書、98-99、102-103。
- 7) 「“일본이 高宗황제 독살 지시” 日 고위관료 문서 첫 발굴」『朝鮮日報』2009年2月28日付。
- 8) 同学術会議は、2009年4月23～24日、東北アジア歴史財団・ハワイ大学アジア太平洋研究学部共催で行われた。発表要旨は、下記の URL からダウンロードできる
(<http://www.historyfoundation.or.kr/data/bbs1/papers.zip>) 。
- 9) 「総督両宮訪問」『京城日報』1919年1月14日付（13日夕刊）。
- 10) 「総督出発」『京城日報』1919年1月15日付（14日夕刊）。
- 11) 「御婚儀参列者」『京城日報』1919年1月15日付（14日夕刊）。
- 12) 「国分次官東上」『京城日報』1919年1月17日付（16日夕刊）、『朝鮮総督府官報』第1933号（1919年1月20日付）180。
- 13) 「御慶事の都へ」『京城日報』1919年1月20日付（19日夕刊）、「嘉禮에 参列할 三御使」『毎日申報』1919年1月20日付、『朝鮮総督府官報』第1935号（1919年1月22日付）217。
- 14) 「宇佐美長官東上」『毎日申報』1919年1月14日付。
- 15) 「人事消息」『毎日申報』1919年1月17日付。
- 16) 「人事消息」『毎日申報』1919年1月19日付。
- 17) 『朝鮮総督府官報』第1933号（1919年1月20日付）217。
- 18) 「総督東京到着」『毎日申報』1919年1月20日付。
- 19) 「閔長官一行帰任」『毎日申報』1919年1月23日付、「閔長官以下咸寧殿伺候」『京城日報』1919年1月24日付（23日夕刊）。
- 20) 「政務総監登庁」『京城日報』1919年1月14日付（13日夕刊）、「政務総監微恙」『毎日申報』1919年1月17日付、「政務総監登庁」『京城日報』1919年1月21日付（20日夕刊）。

- 21) 「軍司令官出張」『京城日報』1919年1月24日付(23日夕刊)、宇都宮太郎関係資料研究会編『日本陸軍とアジア政策：陸軍大将宇都宮太郎日記』第3巻(岩波書店、2007年)201-206(1919年1月13日～22日条)。
- 22) 「太王殿下重患」『毎日申報』1919年1月22日付。
- 23) 前掲『宇都宮太郎日記』第3巻、206(1919年1月22日条)。
- 24) 権藤四郎介『李王宮秘史』(朝鮮新聞社、1926年)174-175。
- 25) 金明秀『一堂紀事』(一堂紀事出版所、1927年)680-681。
- 26) 「閔長官一行帰任」『毎日申報』1919年1月23日付。
- 27) 「李太王殿下重体」『万朝報』1919年1月22日付。
- 28) 権藤、前掲書、172-173、175、金明秀、前掲書、681-682。
- 29) 「勅使御派遣」『毎日申報』1919年1月22日付。
- 30) 「李太王殿下重体」『万朝報』1919年1月22日付。
- 31) 「薨去前後彙報」『毎日申報』1919年1月22日付。
- 32) 「李太王殿下重体」『万朝報』1919年1月22日付。
- 33) 『尹致昊日記』1919年1月21日条(韓国歴史情報統合システムから閲覧(<http://www.koreanhistory.or.kr/>))。なお、英文日記の和訳には金相泰編訳『尹致昊日記』(歴史批評社、2001年)の朝鮮語訳をも参照した。
- 34) 「行状」「誌文」『純宗実録・付録』12年3月4日条(国史編纂委員会提供・朝鮮王朝実録のページから閲覧(<http://sillok.history.go.kr/>))、『洪陵誌』(韓国学中央研究院・蔵書閣所蔵、K2-4014)。一方、権藤四郎介は、「事実上二十一日の午前一時四十五分には全く薨去遊ばした」と記している。権藤、前掲書、174。
- 35) 宮内省告示第2号「大勲位李太王殿下今二十二日午前六時薨去セラル」『朝鮮総督府官報』号外(1919年1月23日)1(同日『官報』掲載)。
- 36) 『原敬日記』第5巻(福村出版、1965年)、62-63(1919年1月22日条)。
- 37) 同上、63(1919年1月23日条)。
- 38) 「閔長官以下咸寧殿伺候」『京城日報』1919年1月24日付(23日夕刊)。
- 39) 「王世子殿下御傷心を乗せて」『京城日報』1919年1月25日付(24日夕刊)。
- 40) 「国葬公布」『京城日報』1919年1月28日付(27日夕刊)。
- 41) 『高宗太皇帝殯殿魂殿主監儀軌』(韓国学中央研究院・蔵書閣所蔵、K2-2919)21丁。
- 42) 同上、166-167丁。
- 43) 「小殮」『毎日申報』1919年1月23日付、「小殮은 四日 [ママ] 午後에」同1919年1月24日付。また、前掲『高宗太皇帝殯殿魂殿主監儀軌』(23丁)の記述では、1月23日、李王職長官・閔丙奭が「吉日時」として1月24日午後1時に沐浴・襲を、午後3時から小殮を行うことを李王に啓上し、李王はこれを諒承したと記されているが、これは小殮の日時が遅れてしまったことに対する理屈付けと見た方が妥当であろう。
- 44) 『尹致昊日記』1920年10月13日条。
- 45) 一方、当時の京城は最も寒い1月であり、遺体の腐敗進行が抑えられる可能性もあったことを併せて指摘しておきたい。ちなみに、夜は零下17度まで落ちる厳冬であったという。「百五十匹の緞子の御蒲団」『万朝報』1919年1月24日付。

- 46) 前掲『現代史資料』第 25 卷所収。姜徳相の資料解説では、「資料内容は主として薨去直後のことであり、必ずしも発行日時状況を伝えているとはいえない」と記している (xix 頁)。なお、同資料は、防衛省防衛研究所の陸軍省密大日記・朝鮮事件『大正 8 年乃至同 10 年高第共 7 冊其 7・朝鮮騒擾事件関係書類 (受番号無き分共) 情報陸軍省』に収録されており、アジア歴史資料センターからも閲覧できる。
- 47) 高第 6334 号「李太王薨去ニ関スル全道民情一般 (第九報)」 (大正 8 年 3 月 10 日付) 前掲『現代史資料』第 25 卷、70。
- 48) 高第 7098 号「李太王薨去ニ関スル全道民情一般 (第十一報)」 (大正 8 年 3 月 17 日付) 同上、78。
- 49) 高第 7699 号「李太王薨去ニ関スル全道民情一般 (第十二報)」 (大正 8 年 3 月 20 日付) 同上、82。
- 50) 高第 6335 号「李太王薨去ニ関スル全道民情一般 (第十報)」 (大正 8 年 3 月 14 日) 同上、76。
- 51) 高第 6334 号「李太王薨去ニ関スル全道民情一般 (第九報)」 (大正 8 年 3 月 10 日付)、同上、73。高第 7098 号「李太王薨去ニ関スル全道民情一般 (第十一報)」 (大正 8 年 3 月 17 日付)、同上、81。高第 7699 号「李太王薨去ニ関スル全道民情一般 (第十二報)」 (大正 8 年 3 月 20 日付)、同上、85。
- 52) 高第 6335 号「李太王薨去ニ関スル全道民情一般 (第十報)」 (大正 8 年 3 月 14 日)、同上、76-77。
- 53) 高第 7098 号「李太王薨去ニ関スル全道民情一般 (第十一報)」 (大正 8 年 3 月 17 日付)、同上、78
- 54) 高第 7098 号「李太王薨去ニ関スル全道民情一般 (第十一報)」 (大正 8 年 3 月 17 日付)、同上、81。
- 55) 高第 6334 号「李太王薨去に関する全道民情一般 (第九報)」、同上、72。
- 56) 高第 6334 号「李太王薨去に関する全道民情一般 (第九報)」、同上、73。高第 7098 号「李太王薨去ニ関スル全道民情一般 (第十一報)」、同上、77、81。
- 57) 『尹致昊日記』1919 年 1 月 26 日条。
- 58) 高第 7098 号「李太王薨去ニ関スル全道民情一般 (第十一報)」前掲『現代史資料』第 25 卷、81。
- 59) 機密第 15 号「李太王薨去ニ関スル件」 (大正 8 年 2 月 4 日付、在浦潮斯徳総領事菊池義郎より外務大臣内田康哉宛) 『不逞団関係雑件・朝鮮人ノ部・在西比利亜』第 7 卷 (外務省記録 4-3-2-2-1-2。韓国歴史情報システムより閲覧。以下、外務省記録に関しては同様である)。
- 60) 機密第 12 号「李太王殿下薨去ニ対スル間島在住朝鮮人ノ感想其他ニ関スル件」 (大正 8 年 2 月 26 日付、在間島総領事代理領事鈴木要太郎より外務大臣内田康哉宛) 『不逞団関係雑件・朝鮮人ノ部・在満洲ノ部』第 8 卷 (外務省記録 4-3-2-2-1-3)。
- 61) 「(朝鮮憲兵隊長報告書) 大正八年朝鮮騒擾事件状況」市川正明編『三・一独立運動』第 3 卷 (原書房、1984 年) 234-235。
- 62) 『尹致昊日記』1919 年 2 月 11 日条。
- 63) 「女官急死說의 根因」『毎日申報』1919 年 2 月 8 日付。

- 64) 「独立運動に関する件」(大正8年3月1日、高第5288号)前掲『現代史資料』第25巻、281。
- 65) 同上、283。ただし、姜徳相氏による翻刻の「食醢」は「食醢」と直した。なお、天道教蔚山教区の『備考帳』には、同檄文の朝鮮語原文と思われる「国民会報」(3月2日付)が筆写されている。李廷銀「3・1運動期 学生層의 宣伝活動」『韓国独立運動史研究』第7号(1993年12月)169。
- 66) 「朝鮮独立新聞関係尹益善等京城覆審法院判決」市川正明編『三・一独立運動』第4巻(原書房、1984年)83。
- 67) 金は、予審の訊問で自らの所懐を次のように述べている。「又於近日有独立不願書之伝布者、以余為儒林代表捺章之説、此又全無根拠、而万口伝播、登於国民布告書中、於是旧謗新醜」。金允植『統陰晴史』下巻(国史編纂委員会、1960年)499(1919年6月7日条)。
- 68) 復辟主義の傾向が強かった姜邁(培材高等普通学校教師)が主幹の役割を務めたという。李賢周「解題」『3・1運動 独立宣言書와 檄文』(国家報勲処、2002年)17。
- 69) 「朝鮮独立新聞」を制作・配布した李鍾麟は、3月2日から7日まで自宅で第2号の原稿を執筆したという記録による。前掲「朝鮮独立新聞関係尹益善等京城覆審法院判決」83。
- 70) 李賢周、前掲論文、17。
- 71) 高第10876号「独立運動に関する件(第四十三報)」前掲『現代史資料』第25巻、365。李廷銀、前掲論文、134。
- 72) 「国葬と総督諭告」『京城日報』1919年3月2日付。
- 73) 「荒唐無稽の流言」『京城日報』1919年3月7日付、「荒唐한 流言에 迷惑치 말라」『毎日申報』1919年3月8日付。
- 74) 「某郡守의 郡民의 騷擾에 対한 説諭」『毎日申報』1919年3月26日付。
- 75) 「流言과 李王家」『毎日申報』1919年3月15日付。
- 76) 「誣妄も甚し、奇怪なる流言飛語」『京城日報』1919年3月16日付(15日夕刊)、「無根의 虚説」『毎日申報』1919年3月16日付。
- 77) 金明秀、前掲書、687。ただし、李太王の三虞祭は行われたのは3月8日のことであり、『一堂紀事』の日付とは異なる。3月7日条に間違って三虞祭記事を入れたか、或は3月8日のことを3月7日に錯誤したかという可能性が考えられる。なお、『一堂紀事』には、3月6日に行われた再虞祭も3月5日と記載されている。『純宗実録・附録』1919年3月6日条、3月8日条。
- 78) 「斎藤覚書」斎藤実関係文書・文書の部99-37。
- 79) 『一堂紀事』の該当記事には割注として「下教及査案並此面省略只見一堂日記」とあり、李完用の日記である『一堂日記』に詳細が記されていると記している。残念ながら現在のところ、同日記は1911年上半期の分しか確認できない。『一堂先考日記』(韓国・国立中央図書館所蔵、請求記号BA-0238-9)。
- 80) 朴殷植著・姜徳相訳『朝鮮独立運動の血史』第1巻(東洋文庫、1972年)、137。
- 81) 「哀しみの都を後に」『京城日報』1919年3月11日付(10日夕刊)。
- 82) 高第6099号「独立運動ニ関スル件(第九報)」(大正8年3月8日)前掲『現代史資料』第25巻、297。

- 83) 『朝鮮独立新聞』第2号(1919年3月14日付)・第3号(1919年3月19日付)、機密公信第13号「朝鮮独立ニ関スル秘密出版訳文送付ノ件」(大正8年5月3日付、在頭道溝分館主任諏訪光瓊より外務大臣子爵内田康哉宛)『不逞団關係雜件・朝鮮人ノ部・在満洲ノ部』第10巻。
- 84) 「独立運動に関する件」(大正8年3月1日、高第5288号)前掲『現代史資料』第25巻、281。
- 85) 前掲『3・1運動独立宣言書斗 檄文』46-48。
- 86) 李廷銀、前掲論文、169。
- 87) 『梨花莊所蔵・零南李承晩文書・東文篇』第4巻(中央日報社・延世大学校現代韓国学研究所、1998年)73。
- 88) 前掲『3・1運動独立宣言書斗 檄文』63-68。
- 89) 機密第7号「朝鮮独立運動情報送付ノ件」(大正8年4月4日付、在頭道溝分館主任諏訪光瓊より外務大臣子爵内田康哉宛)『不逞団關係雜件・朝鮮人ノ部・在満洲ノ部』第9巻。
- 90) 機密公信第13号「朝鮮独立ニ関スル秘密出版訳文送付ノ件」(大正8年5月3日付、在頭道溝分館主任諏訪光瓊より外務大臣子爵内田康哉宛)『不逞団關係雜件・朝鮮人ノ部・在満洲ノ部』第10巻。
- 91) 前掲『3・1運動独立宣言書斗 檄文』102-106。
- 92) 同上、354、364。
- 93) 同上、425、428。
- 94) 金喜坤「解題」『大韓民国臨時政府資料集7・韓日關係史料集』(国史編纂委員会、2005年)viii。
- 95) 該当する文章は次の通りである(下線部は完全に一致する箇所、下線が引かれていないのは、一部表現が変わった箇所を指す)。「我光武帝自明成皇后彼[ママ]弑於日人恨彼已深而躬遭廢置国被合併痛尤罔極雖在幽禁之中而乘機報復之念[……]故彼認帝為排日之魁思有以除之久矣至是欧戰告終万国開平和之会各族自主之義[……]命賊臣韓相鶴置毒於食鹽而進之不逾時而大漸帝叫曰吾食何者如是耶俄而暴崩兩眼皆赤遍体紅斑而壞爛侍女二人亦斃[……]國中男女老幼皆衣麻席藁呼天哭泣至七日不輟」。「独立運動之四大原因」『新韓青年』創刊号(新韓青年党、1920年3月)13。同資料は『海外韓国独立運動資料(VII)中国篇③』(国家報勲処、1993年)に復刻・所収されている。
- 96) 素石「声討日人弑逆文」『新韓青年』創刊号、18。
- 97) 朴殷植、前掲書、133-137。
- 98) 李王世子と方子女王の欧州新婚旅行は、婚儀に関する他の資料では全く確認されない事柄であるため、何等かの風説に基づいた記述と見られる。例えば、3月22日京城独立門外で発見された檄文には、「汝等ガ李王世子殿下ヲシテ仏国ニ往カセシハ鮮日間ガ親密ナリト云フ証拠ニセシモノナラン」といい、李王世子の欧州旅行に関する流説が存在したことが窺える。ただし、朝鮮語原文の筆写には「李王世子殿下」ではなく、「李太王殿下」と記されており、どちらかが誤訳、もしくは誤記である可能性が高い。前掲『3・1運動独立宣言書斗 檄文』42、46。

- 99) (12) では閔泳綺・洪肯燮を、『尹致昊日記』(1920年10月13日条)では、閔泳達(閔泳徽・羅世煥・姜錫鎬と共に殞襲に参加)を情報源としている。この内、閔泳綺・閔泳達・閔泳徽・羅世煥は、前掲『高宗太皇帝殯殿魂殿主監儀軌』から挙行執事を務めたことが確認される。
- 100) 小田部、前掲書、105-106。
- 101) 「不世出의 御天質」『毎日申報』1919年1月29日付、一記者「薨去されし李太王殿下の御平生」『朝鮮及満洲』第140号(1919年2月)65。
- 102) 「国太公殿下去世」『独立新聞』1898年2月24日付。
- 103) 「李熹公殿下薨逝」『毎日申報』1912年9月10日付。
- 104) 「李垞公殿下薨去」『毎日申報』1917年3月24日付。
- 105) 「王世子殿下御帰京」『毎日申報』1917年12月23日付、「二重三重の御慶事」『毎日申報』1917年12月25日付。
- 106) 「王世子殿下帰鮮」『毎日申報』1911年7月22日付、「王世子殿下出発」『毎日申報』1911年8月6日付。
- 107) 同年7月25日、宮内大臣・波多野敬直が梨本宮伊都子妃と面談、李王世子と方子女王との婚儀について通告した。婚儀が新聞に発表されたのは8月3日のことである。小田部雄次『梨本宮伊都子の日記』(小学館、1991年)133。
- 108) 「王公家軌範」および「皇室典範増補」に関する事情については、以下の研究がある。高久嶺之介「大正期皇室令をめぐる紛争—皇室裁判令案・王公家軌範・皇室典範増補—」上・下『社会科学』(同志社大学人文学研究所)第32号(1983年2月)・第33号(1984年3月)、金英達「朝鮮王公族の法的地位について」『青丘学術論叢』第14号(1999年3月)、伊藤之雄「近代日本の君主制の形成と朝鮮—韓国皇帝、皇族等の日本帝国への包摂—」『法学論叢』第154巻第4・5・6号(2004年3月)、新城道彦「李垞(英親王)—梨本宮方子の結婚問題と王族의 両面性—政略結婚은 왜 필요했을까?—」『歴史批評』第75号(2006年5月)。小田部、前掲『李方子』、72-84。
- 109) 宇佐美勝夫より寺内正毅宛書翰(1918年12月30日、国立国会図書館憲政資料室所蔵・「寺内正毅関係文書」342-16。以下、「寺内文書」と略す)。
- 110) 長谷川好道「第一部長に対する訓示」(1919年2月18日)水野直樹編『朝鮮総督諭告・訓示集成』第1巻(緑蔭書房、2001年)429に所収。
- 111) 菱田静治「私の見た宇佐美さん」『宇佐美勝夫氏追憶録』(故宇佐美勝夫氏記念会、1943年)146。
- 112) 長谷川好道より寺内正毅宛書翰(1917年3月16日、「寺内文書」38-41)。
- 113) 長谷川好道より寺内正毅宛書翰(1918年9月24日、「寺内文書」38-43)。
- 114) 南山隠士「朝鮮の政局観」『朝鮮及満洲』第144号(1919年6月)12。
- 115) 前掲『原敬日記』第5巻、87-88(1919年4月26日条)。
- 116) 同上、137(1919年9月3日条)。
- 117) 三・一独立運動後、朝鮮総督の更迭方針が既定事実になった時点で、宋秉峻は原首相に「王世子の結婚後退職したき様に云ひたる」という情報を伝えている(『原敬日記』第5巻、96頁、1919年5月18日条)。長谷川は既に4月26日付で進退伺を提出していたので(『原敬日記』第5巻、90頁、1919年5月6日条)、宋の情報は

信頼し難い面があるが、もしこれが事実だとすれば、長谷川が李王世子の結婚について如何に執着していたのか表す事実として注目される。

- 118) 「総督両宮訪問」『京城日報』1919年1月14日付。
- 119) 「宋秉峻子爵東上」『毎日申報』1919年5月2日付。
- 120) 「京釜列車中の 宋秉峻子爵을 訪함」『毎日申報』1920年9月15日付。
- 121) 李泰鎮氏は、『倉富日記』の「石原右ノ如キ風説アリヤト云フ」という文面を誤訳して、石原が風説を認知していたと述べている(李氏の朝鮮語訳は、「위와 같은 풍설이 있다고 한다」)。
- 122) KBS 歴史스페셜「光復節企画・高宗皇帝、그 죽음의 眞実」(2009年8月15日放送)。
- 123) 徐仲錫『新興武官学校와 亡命者들』(歴史批評社、2001年)321-324、李徳逸『누가 왕을 죽였는가』(푸른역사、1998年)268-274。
- 124) 徐の前掲書は、李会栄の家族・同僚などの周辺人物が戦後に出した回顧録・伝記の数種を典拠としている。恰も多様な人物が証言しているかのように見えるが、李太王亡命のことについては、複数の書物がいずれも李観植の「友堂李会栄実記」を参考して記述している(李丁奎『李会栄略伝』乙酉文化社、1985年に所収)。なお、李観植は新興武官学校の設立に参加するなど、李会栄の久しい同志ではあったが、李会栄が一時朝鮮に帰還した時期(1913~1919年)の活動については詳しくないことを自ら告白している。李観植、前掲書、171-172。
- 125) 「李岡公殿下逸走事件」『毎日申報』1920年6月29日付。
- 126) 『宮内省省報』第110号(1919年11月)6。
- 127) 『倉富日記』1919年11月1日条。
- 128) 小田部、前掲『李方子』、103-105。
- 129) 「斎藤覚書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵・「斎藤実関係文書・書類の部」99-37。以下、「斎藤文書・書類／書翰」と略す)。
- 130) 『斎藤実日記』1919年10月3日条、10月5日条、10月6日条、10月7日条(「斎藤文書・書類」208-58)。
- 131) 徐栄姫『大韓帝国政治史研究』(서울大学校出版部、2003年)57、167-168。
- 132) 秘第128号「高永根ノ萩訪問報告」(明治33年2月20日付、山口県知事古沢滋より外務大臣青木周蔵宛)国史編纂委員会編『韓国近代資料集成・要視察韓国人挙動』第2巻(国史編纂委員会、2001年)112(原所蔵は、外務省記録4-3-1-2-1「要視察外国人ノ挙動雑纂・韓国人ノ部」第4巻)。
- 133) 「高永根碑石事件ニ関スル報告」(「斎藤文書・書類」99-18)。なお、「洪陵建碑問題」については、別稿で論じたい。
- 134) 長谷川好道より寺内正毅宛書翰(1916年12月29日、「寺内文書」38-40)。
- 135) 小宮三保松より斎藤実宛書翰(1920年2月17日、「斎藤文書・書翰」774-1)。ただし、憲政資料室による斎藤実関係文書目録の「1920(大正9)年」という年代推定は再考を要する。書翰に添付された別紙(「記・併合発表後ニ於ケル事蹟」)では、高義敬(1920年4月)、李完用・宋秉峻(1920年12月)の陞爵事実について言及しているため、少なくとも1921(大正10)年以後に書かれたものと見なすべきである。
- 136) 一記者「問題となりし李王職」『朝鮮及満洲』第131号(1918年5月)9。

- 137) 権藤、前掲書、97-101。
- 138) 一記者、前掲記事、6-7。
- 139) 同上、9-10、「金東完氏自殺を企つ」『京城日報』1918年4月1日付、「金事務官の自殺未遂」『読売新聞』1918年4月2日付。
- 140) 「王世子殿下下来鮮記録」（「斎藤文書・書類」99-9）。
- 141) 「獵官運動の朝鮮貴族」『大阪朝日新聞（朝鮮版）』1919年7月2日付。
- 142) 「政界の惑星宋秉峻子帰京す、今後の行動如何」『大阪朝日新聞（朝鮮版）』1920年9月17日付。
- 143) 騒密第911号「騒擾事件に関スル民情報告（第九報）」（大正8年4月26日付）前掲『現代史資料』第25巻、400。
- 144) 「李王職の財産整理、吏員大淘汰の噂」『大阪朝日新聞（朝鮮版）』1919年10月10日付。
- 145) 一記者「朝鮮貴族の現状」『朝鮮及満洲』第150号（1919年12月）173-174。
- 146) 「斎藤文書・書翰」2127-13。同書翰草案は、内容から見て、李王世子の婚儀を翌年の春に挙行する方針をめぐって、実行を主張する総督と朝鮮統治への悪影響を懸念する首相・政務総監との間に異見を露呈していた1919年11月下旬頃、つまり書翰で記しているように『京城日報』に李王世子婚儀の時期が報道された11月19日（11月20日付・19日夕刊）以後、原首相が斎藤の返信を受け取る12月1日（『原敬日記』第5巻、180、1919年12月1日条）の間に書かれたものと推定される。
- 147) 「王公族御服喪」『朝鮮総督府官報』第1945号（1919年2月3日）24-25（1月29日『官報』掲載）。
- 148) 「斎藤覚書断簡（李垠結婚に関する件）」（「斎藤文書・書類」99-3）。同文書は、11月初旬頃、東京に滞在中の水野錬太郎に宛てた書翰の草案と見られる。水野が斎藤に宛てた1919年11月15日付の書翰（「斎藤文書・書類」1458-3）に、「本月二日付之御書状によれば統治上より観察して断然明後春迄延期の方可然旨御申越」云々の文面があるためである。
- 149) 関丙奭・尹徳栄は、李王職を去った後も李王の姻戚であるため、親用金の交付を受け、李王家の各種儀式や議論に参加するなど、宮廷で影響力を発揮した。「李王殿下親用金内訳」（「斎藤文書・書類」99-35）。
- 150) 前掲「斎藤覚書断簡」。水野錬太郎より斎藤実宛書翰（1919年11月6日、「斎藤文書・書類」1458-2）。
- 151) 『原敬日記』第5巻、169（1919年11月10日条）、171（11月14日条）、173（11月20日条）。
- 152) 守屋栄夫より斎藤実宛書翰（1919年11月7日、「斎藤文書・書類」1523-1）。
- 153) 水野錬太郎より斎藤実宛書翰（1919年11月15日、「斎藤文書・書類」1458-3）、斎藤実発送書翰草稿（日付不明、「斎藤文書・書類」2127-13）、前掲『原敬日記』第5巻、173（1919年11月20日条）。
- 154) 前掲『原敬日記』第5巻、180（1919年12月1日条）。
- 155) 関丙奭に500円、尹徳栄に700円の年俸が下賜された。『宮内省省報』第110号（1919年11月）6。

156) 「記・併合発表後ニ於ケル事蹟」、小宮三保松より斎藤実宛書翰（1920 [1921]年2月17日、「斎藤文書・書翰」774-1）に別紙として添付。

波多野敬直宮内大臣辞職顛末

一九二〇年の皇族会議

永井 和

はじめに

1920年6月19日、東京の各新聞は一斉に波多野敬直宮内大臣の辞職と中村雄次郎元関東都督（陸軍中将）の後任就任の記事を掲載した。読売新聞が「宮内大臣の更迭十八日突如として発表せらる、蓋し何人も寝耳に水事の意外に驚く」¹⁾と書いているように、波多野の辞任は、六年前の彼の宮内大臣就任と同様に、予期せぬ突然の出来事であった²⁾。

突然の辞職の理由について同じ読売新聞は、「辞職の真因は皇族会議が問題か」と記し、「仄聞する所に依れば過般皇族会議を開き各皇族方の御諒解を得んとしたのが不結果に終り、然も此事が端なくも外間に洩れたので当時既に進退伺を出すときへ云はれて居た。之は正に辞職の直接原因となって居る」³⁾と、皇族会議での不首尾が原因であるとの推測を記している⁴⁾。

小論がこれから明らかにするように、この推測はだいたいにおいて正確であり、波多野辞職の直接の原因は、同年5月15日に開催された皇族会議の不首尾にあった。もちろん、当時において皇族会議の内容は秘密とされており、それに関して報道の自由はなかった。そのため新聞記事では、皇族の諒解を得るのに失敗したとあるだけで、皇族会議でいったいどのような不首尾があったのか具体的な言及はなされていらない。もっとも、皇族会議に関してまったく新聞報道がなかったわけではない。これより先、問題の皇族会議が開催された5月の時点で、読売新聞には概要次のような内容の記事が掲載されていた。

最近前後3回皇族会議が開かれ（正確には皇族会議は2回開催されただけであり、他の1回は非公式の皇族協議会である）、皇族の臣籍降下について何らかの決定がおこなわれた模様である。その具体的内容は不明だが、第二子以下の王子が成年に達すれば例外なく臣籍に降下することになったのだと解される。これが本当であれば、波多野宮相一代の英断というべく、ある関係者の言によれば、皇族会議の議題は臣籍降下に関する1907年の皇族典範増補第一条⁵⁾の内規制定に関わるもので、波多野宮相は自らの進退を賭けており、4月に開かれた第1回の皇族会議が中止・延期になったの

は、この件について皇族の了解を得ることに失敗したためである、と⁶⁾。

この両者の記事から、この一連の皇族会議で皇族の臣籍降下について内規が制定され、王の第二子以下の男子の臣籍降下が義務づけられたらしいこと、それに対して皇族が反発し、皇族会議が難航したこと、そしてその責任をとって波多野宮内大臣が辞職したらしいことまでは推測できるが（そしてこの小論が明らかにするように、その推測は大筋においてはまちがっていない）、それを裏づける確証は新聞報道からはえられない。さらに肝心の内規の内容について新聞報道は正確ではなく、しかもなぜ皇族がその内規に反発したのか、その理由もよくわからない。そのため、新聞報道によるだけでは、なぜ波多野宮相が急に辞任せざるをえなかったのか、その真相は必ずしも明かだとはいえない。

小論は、倉富勇三郎日記を材料にして、皇族会議紛糾の実相と波多野宮内大臣辞職の顛末をさらに詳しく明らかにすることを目的としている。倉富勇三郎は当時皇室会計審査局長官であったが、皇室制度審議会の委員でもあり、石原健三宮内次官とともに波多野宮内大臣のもとでこの問題に関与した宮内省高官の一人であった。倉富は新聞記事が言及している臣籍降下に関する内規案の起草者の一人であり、皇族会議開催時には宮内省の説明員として会議に出席していた。その倉富が書き残した日記には、内規案の起草過程とそれをめぐる宮内省内外の動向、内規案を審議した枢密院会議および皇族会議の様子が詳しく記されている。この倉富日記の記述を参照することにより、波多野宮相が辞職に追い込まれる原因となった皇族会議の紛糾の実相を明らかにすることができるのである。皇族会議の内容をここまで克明に記した史料は他に例をみないと思われるので、その意味でも倉富日記の記述は興味深いと言わざるをえない。

なお、倉富日記の記述を用いて問題の皇族会議での紛糾の様相を紹介した先行研究に浅見雅男『闘う皇族』（角川選書、2005年）、同『皇族誕生』（角川選書、2008年）の二著があるが、これらは久邇宮邦彦王の「反乱」としてこの事件をとらえており、波多野宮内大臣辞職の顛末としてとらえる小論とは議論の視角が異なっている。

注記：本論文では頻出する左記日記については、例示のように略記して頁番号を本文中に注記する。

原奎一郎編『原敬日記』第五巻、福村書店、1981年は〔原、223〕と略記する。

倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第一巻、国書刊行会、2010年は〔倉富、301〕と略記する。

I 原敬日記にみる波多野辞職の顛末

倉富日記の分析に入る前に、倉富日記以外のすでによく知られている史料に依拠すれば、この皇族会議と波多野辞職の顛末についてどこまで詳しいことがわかるのかを確認しておこう。わざわざそれを確認するのは、そうすることで倉富日記の史料価値がより明確になると考えるからである。取り上げるのは総理大臣原敬の日記である。原は司法大臣の資格で問題の皇族会議に出席しており、原敬日記では皇族会議と波多野辞職の顛末についてかなりのスペースが割かれている。それをもとにこの事件の顛末を再構成すればおおよそ以下のようなになる。

この問題に関する原日記の記述は1920年4月8日が初出である。この日皇族会議に出席するため宮中に赴いた原は、皇族会議が「何故か突然延期」になったと告げられ、不審に思うが、多忙な原は「其理由を聞く迄もなく退出」せざるをえなかった〔原、220-230〕。その翌々日元老山県有朋を訪問した原が皇族会議の中止理由をたずねてみたところ、山県は「当日になりて皇族方に御異論あることが知れ、夫にては不都合に付俄に中止相成りたり」と説明した。原は「夫れは意外の事なり、宮相等何故に前以て御諒解を得置かざりしや」と問うと、山県は、皇族から異論が生じてはいけなないと思ひ、その了解を得るよう波多野宮内大臣には以前から注意しておいた。しかし、波多野がその心配はないと言うので安心していたところ、案に相違して皇族から異論が出され、しかも反対が多数だというので大いに驚き、皇族会議を延期せざるをえなかった。宮内省では皇族の了解を得るために目下尽力中であると答え、中止の理由を説明した。真相をはじめて聞かされた原は「遺憾の次第なり」と感想を記している〔原、230〕。

それから1ヶ月後、5月15日に皇族会議が再開されることとなり、前回の突然中止のことがあるので、今度は石原宮内次官が事前に原を訪問して詳しい説明をおこなった。石原の説明を聞いた原は、皇族の十分な諒解が得られないために臣籍降下問題の決定が遅れるのは困ったことであり、皇族の反対で皇族会議が紛糾していることが外間に洩れたりすれば「国家の為に甚だ面白からず」と、宮内当局の善処をもとめた。しかし石原次官は、成人したばかりの皇太子裕仁親王が出席して賛成にまわったとしても、賛否は同数であると、はなはだ心許ない事情を告げた〔原、237〕。

5月15日に延期された皇族会議が宮中で開催され、原は司法大臣として出席した。波多野宮内大臣が議案を説明し、山県も枢密院議長として枢密院での決議の次第を述べた。しかし、出席した皇族からしきりに質問や意見が出され、だんだん不穏な形勢となったが、閑院宮載仁親王が発言を求め、この問題は皇族の身上に関するもので、皇族会議で可否の決議をとるのは不適當である。議決せずに大正天皇に奏上す

ることにはどうかとの提案をおこない、一人がそれに賛成したところ、議長（伏見宮貞愛親王）はその提案を採用して、皇族会議では採決せず、その旨を奏上することにしたいと宣告し、皇族会議は終結した。原はその日記の記述を「是れにて面倒なりし皇族降下令準則決定せられたり」と締めくくっている〔原、239〕。

このことから、皇族会議の議題となったのは「皇族降下令準則」（正確には「皇族降下ニ関スル施行準則」）であったことがわかる。そして、この「皇族降下令準則」に対して少なからぬ数の皇族が反対の立場をとったために、皇族会議が一度中止となり、さらに再開された皇族会議でも議決しないまま（皇族会議が「準則」を承認も否定もしないまま）に終わったことがわかる。皇族会議の議案は天皇が下付したものであり、通常は何の異論もなく承認されるのが慣例である。それが皇族の異論によって議決不能になってしまったわけだから、不祥事（皇族が天皇の意向に従わなかった）というべきであり、こんなことが外間に洩れては「国家の為に甚だ面白からず」と原が考えたのも無理からぬことである。ただし、原の日記には「皇族降下令準則」の内容までは記載されていない。皇族がそれに異論を唱えたことはわかるのだが、なにゆえそれに反対したのか、その理由については原の日記には説明がない。

皇族会議の約1ヶ月後、田中義一陸軍大臣が原のもとへやってきて、波多野宮相が辞任することになり、その後任には中村雄次郎をあてることにしたとの山県からの伝言を伝えた。さらに田中は、中村の後任話は突然の事だったので、中村自身大変驚いたこと（田中は山県の命で中村に宮相就任の打診をおこなったのである）、中村の前に皇后宮大夫の大森鍾一に交渉したが断られたことを付け加えた。

これに対して原は、自分は中村の後任に対し「何等異議なし」、ただし中村が軍人でなければさらによかったのにと返答した。もっとも原の内心はちがっており、「畢竟宮中全部を山縣系となすの考に出たる事云ふ迄もなき事なり」と、この人事を宮中を自派で固めようとする山県の画策だとみなしていた。皇族会議に関して波多野に不行届きがあったのは事実だとしても、山県の波多野攻撃は以前から続いており、山県がその腹心である平田東助を宮内省御用掛として宮中に入れた時から、いずれ波多野を追い出す機会を狙っていたのだと、原は日記に記している〔原、239〕。

波多野の辞職が公表された6月18日には山県自らが原を訪問し、「波多野宮相何分にも事務運ばず又過日皇族会議に於けるが如き失態も度々之ありたるに因り、松方、西園寺にも協議し其賛同を得て自分より辞職を勧告し更迭に決せり」と宮相更迭の経緯を説明した〔原、249〕。さらに波多野を枢密顧問官に転任させるつもりであり、松方正義内大臣から原に対してその件について要請する手はずだったが、事の進行が遅れたために、やむをえず波多野に前官礼遇を賜るだけにしておいたと、波

多野の処遇について原の了解を求めた。

山県が原に語ったことから、前々から波多野に不信感を抱いていた山県が皇族会議での失態を理由に更迭の意志を固め、松方、西園寺公望二元老の同意を得て波多野に辞職を迫ったことがわかる。

なお興味深いのは、この時山県が宮内大臣の交代とは直接関係のない摂政設置の件を原に語っていることである。山県の話は、松方が山県に至急面会したいというので何事かと思って会ってみると、「陛下御病気に付摂政を置かるゝ事に決定を要す」と松方が言い出したので、自分（山県）は、天皇陛下の御病気はまちがいないことだが、摂政設置には皇后をはじめとして皇族方の同意がなければならず、またこの重大問題をめぐって国内に反対論が生じるようでは大変なことになるので、軽挙は慎むべきであると、松方に反対して戒めたというものであった。先に田中に伝言を伝えさせたときも、山県はこの松方の摂政設置論とそれに対して自分が反対したことを原への伝言内容に含めているので、山県がこの話を重視していたのはまちがいない。原も摂政設置は慎重に進めるべきであるとして山県に同意している。あとでふれることになるが、皇族会議や宮相の更迭と直接関係のない摂政設置の話がここで松方から山県に持ち出され、それを元老山県が総理大臣の原に打ち明けたことは留意しておくべきである。

山県から宮相更迭の内情を説明された翌日、原は大正天皇に会うために沼津御用邸にむかって東京を発った。その往復道中でたまたま波多野と同行することになった原は、こんどは波多野の方からみた辞職にいたる顛末を聞かされた。その事情は山県がすでに原に語ったのと大同小異であり、山県の発意で山県、松方、西園寺三元老が協議し、その合意のもとに山県が波多野を呼び寄せて辞職を勧告したのであり、山県から迫られた波多野は直ちに同意して辞表を出したという。波多野はさらに続けて、山県は波多野を枢密顧問官にと考えているようだが、今さら枢密院に入るのもおかしい気がするので、自分はその話を断るつもりである。総理大臣の原もその点を諒承しておいてほしいと原に枢密顧問官の人事を進行させないように依頼した。そのあと波多野は原に、宮内大臣在任中元老とくに山県からいろいろ無理な注文を出されて、たいへん苦勞したと語り、山県の措置に不満の意を漏らしたのであった。

原は波多野に同情的で、自分（原）は幸いに直接元老から干渉をうけることのない位置（総理大臣）にいるので、事毎に元老と相談する必要もなく気が楽だが、しかしそれでも山県が他者に向かって政府を非難するので大いに困っている。宮内大臣だった波多野は宮中問題について直接元老の干渉をうけ、何事も元老に相談せねばならない立場にいたのだから、さぞかしやりにくかったであろうと、慰めの言葉をか

けた。「要するに波多野は今上陛下皇太子の御時代より奉仕し今日に至りたるものにて、殊に陛下の御病気の際なれば山縣の処置適當とは云ひがたし」〔原、251〕と、山縣の不当性を原は日記に記している。

原としては、皇族会議が紛糾したのは遺憾だが、「皇族降下令準則」はともかくも制定されたのであり、波多野に不手際があったとしても、これまで大正天皇に忠実に仕えてきた者を辞めさせなければならない理由にはならないと考えていたのであり、山縣が波多野に詰め腹を切らせたのは、これを機に宮内大臣を山縣により忠実な人物にかえて、宮中を山縣系で固めようとしたからであって、この更迭劇はいずれ平田を内大臣にするための布石となろうと受け取ったのであった。山縣閥との微妙な対抗・提携関係のもとで政権を維持・運用しなければならなかった原の立場からすれば、宮相更迭劇がこのようにみえるのも無理からぬことだといえよう。

以上、ながながと原敬日記を紹介してきたが、先の新聞報道に原敬の記述をあわせれば、波多野宮内大臣更迭の原因が何であったのか、その本質的な部分はすでに尽くされているといえなくもない。しかしながら、なぜ皇族の多数が「皇族降下令準則」に反対したのかをはじめとして、その細部については不明な点が多い。その欠を補い、皇族会議の詳しい顛末について、他の史料からは決して得られないような情報を残してくれているのが倉富日記なのである。

II 皇族ノ降下ニ関スル施行準則

倉富日記の分析に入る前にもう一点、原敬日記の「皇族降下令準則」正式には「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の内容を紹介しておきたい。なぜなら、原敬日記と同様、倉富日記にもこの「施行準則」そのものの内容は記されていないからである。倉富日記には、倉富が波多野に命じられてこの「施行準則」の原案を作成し、伊東巳代治、岡野敬次郎、平沼騏一郎等の皇室制度審議会委員と協議して宮内省案＝枢密院諮詢案を作成していく過程とそれが枢密院、皇族会議でどのように審議されたのかについて詳しい記述があるが、肝心の法文そのものはほとんど引用されていない（日記を書いている倉富にとっては引用する必要がないからである）。

しかもこの「施行準則」は、1907年の皇室典範増補の「施行準則」であるので、本来ならば皇室令と同等の性格をもつものだが、大正天皇の裁可を受けただけで、公示されることがなかった。そのため皇室典範増補とは異なり一般にはなじみが薄い。しかし、皇族の多数がなぜ反対したのかを理解するためには、皇族会議の議題となったこの「施行準則」の内容を把握しておく必要がある。そのためにその全文をここに掲げておきたい。これは5月15日の皇族会議に提案されたものであり、無修正の

ままた正天皇が裁可して確定した法文である⁷⁾。

皇族ノ降下ニ関スル施行準則

第一条 皇玄孫ノ子孫タル王明治四十年二月十一日勅定ノ皇室典範増補第一條及皇族身位令第二十五條⁸⁾ノ規定ニ依リ情願ヲ為ササルトキハ長子孫ノ系統四世以内ヲ除クノ外、勅旨ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列ス

第二条 前條ノ長子孫ノ系統ヲ定ムルハ皇位繼承ノ順序ニ依ル

第三条 長子孫ノ系統四世以内ニ在ル者子孫ナクシテ父祖ニ先チ薨去シタル場合ニ於テ兄弟タル王アルトキハ其ノ王皇位繼承ノ順序ニ從ヒ之ニ代ルモノトス

第四条 前数条ノ規定ハ皇室典範第三十二条⁹⁾ノ規定ニ依リ親王ノ号ヲ宣賜セラレタル皇兄弟ノ子孫ニ之ヲ準用ス

附則

此ノ準則ハ現在ノ宣下親王ノ子孫現ニ宮号ヲ有スル王ノ子孫並兄弟及其ノ子孫ニ之ヲ準用ス。但シ第一条ニ定メタル世数ハ故邦家親王ノ子ヲ一世トシ実系ニ依リ之ヲ算ス

博恭王ハ長子孫ノ系統ニ在ルモノト看做ス

邦芳王及多嘉王ニハ此ノ準則ヲ適用セス

第1条が示すように、この「施行準則」は皇室典範増補第1条の「王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ」の「勅旨ニ依ル臣籍降下」がどのような場合に行われるかを定めたものである。すなわち、王が皇族身位令第25条の規定にしたがって、満15歳以上になっても臣籍降下の「情願」を行わない場合には、天皇が臣籍降下を命じ、華族に列するものとするとしてきたのである。言い換えれば、満15歳以上の王は、「情願」によるか「勅命」によるか、いずれによるにしろ、臣籍降下するとの原則がこの「施行準則」によって定められたのである。

ただしこの「原則」には例外があり、皇玄孫である親王¹⁰⁾の「長子孫ノ四世以内」の王については、天皇が臣籍降下を命じることはない。つまり、皇玄孫である親王の長男である王（一世）、その長男の王（皇玄孫である親王の長孫・二世）、さらにその長男の王（同長曾孫・三世）、さらにその長男の王（同長玄孫・四世）は、満15歳以上になって「情願」を出さない場合でも、勅旨により臣籍降下を命ぜられることはないのである。臣籍降下を命ぜられるのは、次男以下のみであり、長子孫の系統は皇族の身分を保持しつつ、ようやく長玄孫の長男（五世）の世代になって、はじめて長男も含めたすべての王が臣籍降下するというルールになっている。このルールを適用すれば、明治皇室典範にいう王（五世以下の皇孫）で成人後も皇族に留まり続けるのは、皇玄孫である親王の長男の系統のみ、それも親王の長男から数えて4代目ま

での王のみに限られることになる。

この「施行準則」の制定当時にまだ存命の男子皇族は、血縁関係からいえば2系統—大正天皇の皇子達と故伏見宮邦家親王の子孫—にわかれていた。大正天皇の皇子である親王は4人（裕仁、雍仁、宣仁、崇仁）だが、その子孫である男子皇族が王となって、「施行準則」の定める臣籍降下の対象となるのは、4人の皇子の玄孫の世代になってからである。私が小論を執筆している2011年4月の時点になっても、もっとも若い男子皇族である秋篠宮悠仁親王は、裕仁すなわち昭和天皇の曾孫である（大正天皇からみて玄孫にあたる）。だから「施行準則」の定める臣籍降下の対象にはまだならない。なるとすれば、それは悠仁親王の子供の世代からである。もちろん、悠仁親王は大正天皇の皇玄孫であると同時に、明仁天皇の皇孫だから、「施行準則」でいうところの「皇玄孫」にはあたらない。その子の世代も当然ながら臣籍降下の対象とはならない。

大正天皇の四男である三笠宮崇仁親王には男系の孫（大正天皇からみて皇曾孫・三世にあたる）はいるが、男系の曾孫（大正天皇からみて皇玄孫・四世にあたる）はいない（女系の曾孫はいる）。しかも崇仁親王の男系の孫はすべて女性であるので、たとえ崇仁親王に新たに曾孫が生まれたとしても、この「施行準則」にいう「皇玄孫」にはあたらない。つまり、「施行準則」制定後100年近く経過した現在においても、大正天皇の男系子孫でこの「施行準則」の適用を受ける可能性のある「王」はまだ存在していないのである¹¹⁾。

しかし、もしも崇仁親王が男系子孫に恵まれ、その系統がずっと続いたと仮定すると、この「施行準則」にしたがうならば、崇仁親王からみて八世にあたる男孫は、たとえそれが長男であっても臣籍降下しなければならない。そこで皇族としての三笠宮家は断絶となる。大正天皇から数えて九世であるから、じつに気の長い話ではあるが、天皇の男系子孫でもいつかは必ず臣籍降下をすることを明確にした点で、この「施行準則」は1907年の皇室典範増補をさらに一歩進めたのであり、1889年制定の皇室典範の「永世皇族主義」の放棄を決定づけたと行うことができよう。

なぜ、皇室典範増補の制定から十数年たったこの時期に、このような臣籍降下の「原則化」を定めた「施行準則」がつくられたのか。興味深い問題ではあるが、ここではそれについての詳しい考察は控えておく。行論上は、この「施行準則」がもうひとつの系統である伏見宮系の皇族にとってどのような意味をもっていたのか、そちらのほうが重要だからである。ただ一点だけ補足しておく、大正天皇が4人の皇男子（それもすべて皇后所生の）にめぐまれ、しかもその4人が無事成人した（しそうだ）という事実は、江戸時代後半以降の天皇家の家族史においてじつに画期的なことであった。大正天皇はこの一点において、その偉大な父親である明治天皇もなしえな

かった君主の責務をはたしえたのである。今見たように、大正天皇の4人の皇子とその子孫は（少なくとも男性については）、大正天皇の玄孫の世代まで、すべて生まれてから死ぬまで皇族でありつづけるのであり、その家族も（臣下と結婚する女性をのぞき）もちろん皇族である。その数は世代とともに増加していき、これから先歴代の天皇はこれら多数の大正天皇の子孫にあたる皇族を扶養していかなければならない義務をおうことになる。節約につとめたとしても、皇室財政にはかぎりがあるのであり、そうであるかぎり、皇族の総数を一定範囲内に抑制しないわけにはいかない。大正天皇が四人の皇男子にめぐまれたこと、これが「施行準則」制定の背景にある天皇家の家族史的事実であった。

話を戻すと、「施行準則」制定時において、大正天皇の直系男子を除く皇族は、有栖川宮、伏見宮、山階宮、久邇宮、北白川宮、華頂宮、閑院宮、東伏見宮、賀陽宮、梨本宮、朝香宮、東久邇宮、竹田宮の13宮家にわかれていた。有栖川宮家はすでに男子皇族が一人もいなくなっており、絶家が既定の事実となっていたが、それを除く他の12宮家は、すべて故伏見宮邦家親王の子孫の系統（伏見宮系）に属する。伏見宮貞愛親王、閑院宮載仁親王、東伏見宮依仁親王は邦家親王の子であり、それ以外の宮家の当主についていえば、久邇宮邦彦王、梨本宮守正王、朝香宮鳩彦王、東久邇宮稔彦王、北白川宮成久王の五人が邦家親王の孫である。さらに山階宮武彦王、華頂宮博忠王、賀陽宮恒憲王、竹田宮恒徳王の4人が邦家親王の曾孫にあたる。

当主以外の王について言えば、邦家親王の孫の世代が、伏見宮博恭王（伏見宮継嗣）、同邦芳王、久邇宮多嘉王、閑院宮春仁王（閑院宮継嗣）であり、曾孫の世代にあたるのが、伏見宮博義王、同博信王、同博英王、山階宮芳麿王、同藤麿王、同萩麿王、同茂麿王、久邇宮朝融王（久邇宮継嗣）、同邦久王、同邦英王、同家彦王、朝香宮孚彦王（朝香宮継嗣）、同正彦王、東久邇盛厚王（東久邇宮継嗣）、同師正王、同彰常王、北白川宮永久王（北白川宮継嗣）であった。

世襲親王家伏見宮の祖である栄仁親王は、北朝第3代崇光天皇の皇子であり、邦家親王は崇光天皇からかぞえて14世にあたる。当時存命の伏見宮系皇族はすべて「皇玄孫ノ子孫」であり、伏見宮の「皇玄孫ノ長子孫ノ系統四世」は第10代の貞清親王で終わっている。よって、「施行準則」第1条を文字通り適用すれば、上にあげたすべての伏見宮系皇族が例外なく臣籍降下の対象となる。それほどに大正天皇と伏見宮系皇族との血縁関係（もちろん男系で数えての）は薄いのである。

しかしながら、「施行準則」の附則にあるように、上にあげた宮家については、邦家親王を「施行準則」第1条の「皇玄孫」とみなしてそこから世数を数え、その長子孫の系統で邦家親王の四世孫までは、現在の宮号を継承して王でありつづけることができるのであり、「施行準則」制定によって宮家がただちに消滅に追い込まれるの

ではない。当面臣籍降下が問題となるのは、各宮家当主の弟もしくは次男以下の王であり¹²⁾、邦家親王の曾孫（三世）の世代（この世代は大正天皇の皇子とほぼ同世代になる）にあたる王のうち、その長子孫の系統にない伏見宮博信王、同博英王、山階宮芳麿王、同藤麿王、同萩麿王、同茂麿王、久邇宮邦久王、同邦英王、同家彦王、朝香宮正彦王、東久邇宮師正王、同彰常王だけがこれに該当するのである。実際彼らは順次臣籍降下していった。

もちろん、宮家を継承できるとしても、それは邦家親王の四世孫までなので、五世孫になれば長男であっても臣籍降下の対象となる。具体的に言えば、伏見宮は博義王（博恭王の長男）の長男博明王（1932年生まれ）まで、山階宮は武彦王の長男まで（武彦王には子がなかったため、武彦王で断絶するはずであった）、久邇宮は朝融王の長男邦昭王（1929年生まれ）まで、賀陽宮も恒憲王の長男邦寿王（1922年生まれ）まで、華頂宮も博忠王の長男まで（1924年に博忠王が22歳独身のまま病死したので華頂宮は断絶）、閑院宮は春仁王の長孫まで（春仁王には子がなかったため、春仁王で断絶するはずであった）、北白川宮は永久王の長男道久王（1937年生まれ）まで、朝香宮は孚彦王の長男誠彦王（1943年生まれ）まで、東久邇宮は盛厚王の長男信彦王（1945年生まれ）まで、竹田宮は恒徳王の長男恒正王（1940年生まれ）までが宮号を継承できるが、それ以降はすべて臣籍降下の対象となり、宮家はそこで絶えることになる。なお、すでに「施行準則」制定の時点で東伏見宮と梨本宮には継嗣がおらず、この二つの宮家の当代での断絶は既定の事実であった。

「施行準則」を制定した宮内省側からみれば、それなりの配慮をしたつもりであろうが、伏見宮系皇族からすれば、この「施行準則」は、一族の次男以下の臣籍降下を決定づけただけにとどまらず、自分たちの宮家があと一世代もしくは二世代しか続かないことを決定づけるものにほかならなかったのである。

当然、このような意味をもつ「施行準則」を伏見宮系皇族が快く思うはずもなく、その強い反発が予想されるが、そのことは宮内省の当事者にもよく認識されていた。たとえば、「施行準則」の起草者（の一人）である倉富勇三郎は、当初は「現在の宮家を世数を限りて臣籍に降すことは到底実行し難し」〔倉富、22〕「宮内省は之を施行する責任を生ずるも、実際到底之を施行することを得ず。非常の窮境に陥るへきに付、寧ろ処分内規を作らず、不文の儘適宜に処置する方宜しかるへき」〔倉富、19〕と、「現在の宮家」すなわち伏見宮系皇族を「世数を限りて臣籍に降す」ことは到底実行不可能であり、実行すれば宮内省は「非常の窮境に陥る」と反対していたのであった。

倉富が実行し難いとした「現在の宮家を世数を限りて臣籍に移す」案を主張したのは、帝室制度審議会委員の伊東巳代治、岡野敬次郎、平沼騏一郎であった。倉富日

記の記述によれば、皇室制度審議会で皇族歳費令を起草せんとしたが、皇族の臣籍降下が確定しなければ歳費令も起草できないので、先に「皇族の処分に関する内規」の制定をすることになり、皇室制度審議会の議題となったのである〔倉富、106〕。伊東、岡野、平沼が「現在の宮家を世数を限りて臣籍に移す」よう主張した理由は、「現在の宮家は皇室と血縁遠きに拘はらず、之を存し置きて、将来は比較的血縁の近き方を臣籍に降すは不権衡」〔倉富、105〕だからであった。「永世皇族主義」を放棄すれば、大正天皇の子孫でも王の世代（大正天皇の五世孫）となれば、次男以下は確実に臣籍降下の対象となる。にもかかわらず、大正天皇とは28親等の遠縁にあたる邦家親王の子孫を、一部にしる皇族として留めておくのは、血縁の近さを重視する立場からすれば、たしかに権衡を欠くものと言わざるをえない。

この状況をみて、波多野宮内大臣は皇室制度審議会とは離れて宮内省内で内規案を作成することとし、倉富がその起草にあたった。倉富が起草したのは、制定された「施行準則」とはちがひ、「宮号を有する王及宣下親王又は宮号を有する王の長子孫に非ざる王は、皇室典範増補第一条の規定に依り華族に列せらるべきものと云ふの趣意」であり、「理論より云へは現在の皇族は世数遠きに付臣籍に降下せらるべきものなれども、事情行はれ難きに付宮号を有する方は之を保存する趣意」のものであった¹³⁾〔倉富、146,147〕。つまり、現在の宮家の王についてのみ規定したもので、その長子孫の系統は当面これを存続させ（つまり、現在の宮家はこれを存続させ）、ただ次男以下のみを臣籍降下させるという内容であった。これであれば、皇族の反対を回避できると考えたのである。

倉富は、自分の案ではどうてい伊東等の同意を得がたいとみて、たとえ伊東等が反対しても、宮内省は倉富案の方針でことを進めるよう主張したが〔倉富、258〕、皇室制度審議会を無視するわけにいかない波多野は倉富に伊東との協議を命じた。その交渉の結果、倉富案は大幅に修正され、「現在の宮家を世数を限りて臣籍に移す」ことを盛り込むかわりに、「施行準則」第一条のように、大正天皇の皇子の子孫にも同一の臣籍降下のルールを適用するとの原則（すなわち永世皇族主義の原則的放棄を明確にした一条）を立てることで妥協が成立したのであった〔倉富、450〕。「施行準則」の直接の原案となるものが宮内省幹部（波多野、石原、倉富）と皇室制度審議会委員（伊東、岡野、平沼）との間で議決されたのは、1920年1月6日のことであった〔倉富、462〕。ここまで来るのに1年以上かかった公算になる。

倉富が最初の主張を放棄して、伏見宮系皇族を世数を限って降下させる案に同意したのはなぜなのか。日記を読むかぎりではその理由はよくわからない。後年（1937年9月になって）倉富自身がこの時のことを回想しているが¹⁴⁾、それをみると、倉富が廃案になった倉富案を作成した趣旨は、伏見宮系皇族は宮家としてはわずか12にす

ぎず、皇族が多数となって困るのは次男三男以下の王とその子孫であるから、まずその臣籍降下を確実に進め（それであれば、大きな反対はでないから）、「姑ク皇室トノ血統ノ遠近ハ之ヲ論セス、宮号ヲ有スル皇族ハ現状ヲ変セス、之ヲ整理スルハ皇子皇孫ノ増加セラレ、實際皇族ノ多キニ堪ヘサル日ヲ待ツノ便ナルニ如カスト」考えたからであるとされている。そして、たしかに「施行準則」の原案は「血統遠キ現在ノ皇族ヲ整理セサル理由ナシトノ理論ニ固執」する伊東、岡野、平沼の意見をいれたものだが、「此準則ハ一切ノ皇族一定ノ世数ヲ経レハ臣籍ニ降下ストノ原則」をまず定め、そのうえで「附則ニ於テ現ニ宮号ヲ有スル王ノ子孫並ニ兄弟及其ノ子孫ニ之ヲ準用スルコトヲ認メタルヲ以テ、宮号ヲ有スル王ノ長子孫ニ関シテハ数世ノ後ニ非サレハ其ノ適用ナシ。故ニ實際ノ効果ハ当分ノ内予ノ案ニ異ナラサル」と倉富が理解していたことが記されている。

この説明はややあいまいだが、「永世皇族主義の放棄」の一般原則を立てることで、伏見宮系だけをターゲットにしているとの印象を弱めることができ、さらに「施行準則」によれば、伏見宮系皇族もあと二世代から三世代は存続することが逆に保証されるのであるから、宮内省としても十分配慮はしたことになると考えて、倉富は修正に同意したのではないだろうか。さらに、当初は倉富と同意見であった波多野宮内大臣が、途中から意見を変え、「現在の皇族は、いつれも皇室と血縁遠きに付、現在の皇族の子孫も臣籍に降す主義を執る方適當なるへし」と主張するようになったことも¹⁵⁾〔倉富、89〕、一因と考えられる。

それはともかく、宮内省と皇室制度審議会の合意により成立した「施行準則」の原案（この時点では「皇族ノ降下ニ関スル内規」という表題であった）は、その後細部の修正がほどこされたが、1920年2月末に波多野宮内大臣から大正天皇に上奏され〔倉富、499〕、3月3日に枢密院に諮詢された。枢密院では条項と字句に若干の修正が加えられたが、趣旨に大きな変更はなかった。ただ、枢密院の審査委員会で末松謙澄、一木喜徳郎から、王の臣籍降下を強制義務化するのは、皇室典範および皇室典範増補の法文と矛盾するおそれがあるので、「内規は一般の標準を示したるものにて、絶対之を励行すへき性質のものに非ず。内規中其の趣旨を示す個条を設くる必要ある」との修正意見が出され、それに対して審査委員長の伊東巳代治がその趣旨を示すには新たに条項を追加する必要はなく、ただ内規の表題を「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」と改めるだけでよいと反駁したので、伊東の意見にしたがい表題が変更されることになった〔倉富、501〕。つまり、天皇が降下を命じるのは「原則」であって、場合によっては命じないこともありうるとされたわけである。3月17日に枢密院本会議で秘密会が開催され、委員会の修正案を満場一致で可決した¹⁶⁾〔原、506〕。

III 皇族会議

「施行準則」は皇室典範増補（1907年）の施行規則であるので、制定手続きとしては、枢密院に諮詢されたあと、さらに皇族会議に付議することになっていた。皇族会議は成年以上の皇族男子を以て組織され、内大臣、枢密院議長、宮内大臣、司法大臣、大審院長が「参列員」として出席する。天皇の命で召集され、天皇親臨のもとで開催されるが、1920年3月末に大正天皇の第一回の病状発表が行われており、公務制限のためこの問題を審議した皇族会議には出席していない。代わりに最年長の伏見宮貞愛親王が議長を命じられた。この時点での成年男子皇族は、皇太子裕仁親王を含めて15人であるが、全員が出席するわけではない。皇族会議令によれば、この案件の場合、定足数は皇族会議員の半数出席、議決には出席者の過半数を要する。

1920年4月7日、翌日開催予定の皇族会議の打ち合わせのため、貞愛親王のもとを訪れた宮内省調査課長事務取扱南部光臣は、親王から「会議員中、若き者に反対の意見を懐く者あり」と聞かされる。翌日すなわち会議の当日の朝、南部はさらに貞愛親王から「邦彦王殿下〔久邇宮〕が主として反対せられ、博恭王殿下〔伏見宮継嗣〕も之に賛成し居る模様にて、或は反対者の方か多数なるやも計られず」と告げられ、このままでは「施行準則」案が皇族会議で可決されないおそれのあることを知らされる。貞愛親王が邦彦王に反対の理由を尋ねたところ、邦彦王は「議場にて之を述ふべく、其前に述へ難し」と説明を拒否したという〔倉富、518〕。

この状況をみて、波多野宮内大臣は議長の貞愛親王に議長の職権で会議を延期することをもとめ、この日の皇族会議は開催されないままに終わった。波多野は元老山県（枢密院議長）に「皇族中原案に反対する人あり。議場にて可否を討論するは穩当ならず」と考えて延期を要請したと説明したが、山県は天皇の命で開催する皇族会議を恣に延期するのは穩当でないと「其の不当を鳴らした」〔倉富、519〕。

その日の午後、波多野、石原、倉富に宗秩寮総裁井上勝之助が邦彦王と梨本宮守正王に面会し、反対の理由をたずねた。守正王は一言も発しなかったが、邦彦王は次のように反対意見を述べた。

予は準則の大体に付ては意見なし。但し之を定めらるゝ時期適當ならずと思ふ。成る程今日は皇子四人あり。皇位繼承には懸念なき様なるも、既往の事を考ふれば、孝明天皇は御兄弟なく、明治天皇及今上も同様御一人なり。是は初めより御兄弟なかりしに非ず。御兄弟ありたるも、御早世游はされたるなり。右様の事を考ふれば、現在四人の皇子あるも、或は今後皇統の乏きを憂ふる時期なきを保すへからず。若し万一、右様の時期ありて、支系より

入て大統を承くる場合に、此の準則に従ひ、年長者より順次臣籍に降り、入て大統を承くる者は皇位継承の順序より云へは下位に在る者なる様のことありては、継承の順序も此の準則の為め紊たされ、親族間にも不快の念を生ずる様の事あるに至るへし。殊に四人の皇子は今尚ほ御単身にて御子孫なく、且皇太子殿下の外、未成年にて皇族会議にも列せられざる故、愈々御子孫繁昌の事実確かとなり、皇子方の会議に列せらるゝ様になりたる後、之を定めらるゝ方適當と信するを以て今日之を議定することに賛成し難し〔倉富、520〕

邦彦王の表面の反対理由は、「施行準則」の趣旨には賛成だが、大正天皇の皇子がまだ年少で未婚の現在、これを制定するのは時期尚早であり、彼らが結婚して子をつくり子孫繁栄が現実に保証されるまで待つべしというものであった。しかしながら、「施行準則」によれば、伏見宮系皇族も大正天皇の皇子と同世代の次の世代までは、宮家を存続できるわけだから、かりに大正天皇の皇子すべてに男子が生まれなくとも、宮家継承者の中に皇位継承者をみいだすことは不可能ではないし、大正天皇の皇子達が男子にめぐまれた場合には、「施行準則」に反対する理由が邦彦王にはないのであるから、そう考えると、この邦彦王の反対論には十分な説得力があるとはいえない。まして、支系から入って皇位を継承することになった場合、皇位継承順序の低い者が皇位につくことになって、皇族間に不和をきたすという理由は皇族の私意にすぎず、正当な理由とはみなしえないであろう。

邦彦王は延期になった皇族会議の前に、賛成派であった東久邇宮稔彦王（邦彦王の異母弟）に対して反対にまわるよう説得したが、その時の言葉は「此の案の如く施行すれば、或は皇統断絶の懸念あり。皇族の一人として此の如き案に賛成するは不可なり」〔倉富、521〕であった。説得の論理としては、おそらくこれがもっとも効果的であろうが、伏見宮系皇族が支系でありながら、明治になって次々と宮家をたて、一族が繁栄してきたのは、すべて「皇統の保持」を大義名分としてきたことを考えれば（もちろんその背景には孝明天皇から明治天皇にかけて直系の皇位継承者が乏しいという現実があった）、邦彦王にとって伏見宮系皇族の消滅を企図するものとしかみえない「施行準則」は、文字通り「皇統断絶」の危機をもたらすものと思えたのであろう。

4月11日に、皇族内の意見をまとめるために、非公式の皇族協議会が開催された。しかし協議はまとまらず、邦彦王、博恭王、博義王、鳩彦王の4人が反対を表明した〔倉富、523〕。そのあとも宮内省側による邦彦王への説得工作が続くが、ことごとく失敗する。4月12日には波多野宮内大臣が再度邦彦王に会い、賛成にまわるよう説得したが、効果なく、邦彦王は「原案に反対するは、予（邦彦王）と博恭王、鳩彦王三人のみなる故、其儘〔皇族会議を一永井注〕開会し、多数にて可決すれば宜しきに非すや」と開きなおったのであった〔倉富、523〕。4月19日には山県自らが邦彦

王を訪問し、説得を試みたが、こちらも無効に終わった。邦彦王は山県には「準則の通りにては皇統の断絶する懸念あり」と言い、閑院宮から入って皇位を継承した光格天皇の例をあげ、「皇族を存置する必要あり」と主張した。山県は「右様の事例ありとて準則に反対し、皇統の断絶等を云々せらるるは、畢竟杞憂に過ぎず。皇族たる方は現今の時勢を達観し、大処高処に着眼して意見を定られさるへからず」「若し皇族にて此案に反対せられたりと云ふ如き事か世間に分かる様になりては、皇族自身の不徳のみならず、皇室の不徳ともなること故、不可と知りたらは速に改めらるべく、皇族中の反対に同意せられたる人は、殿下より説得せらるゝには及はず。唯自分は意見を改めたりと云ふことを通知せらるのみにて宜し」と懸命の説得を試みたが、山県が倉富に「結局グツ、ゝにて、要領を得ず。全く婦人の愚痴に類することにて致し方なし」とこぼしたように、邦彦王の意見を変えることはできなかった〔倉富、526〕。

5月6日までに宮内省が把握した皇族の意向は、賛成者5名（貞愛親王、載仁親王、依仁親王、守正王、武彦王）、反対者5名（邦彦王、博恭王、博義王、鳩彦王、成久王¹⁷⁾）で、最年少の恒憲王は態度不明確であった〔倉富、545〕。京都に居住する多嘉王と病弱な邦芳王さらにフランス留学のため4月18日に東京を出発した稔彦王は皇族会議に出席しないので、議長である貞愛親王と皇太子裕仁親王が賛成票を投じてても、恒憲王が反対にまわれれば、賛否同数となって過半数を獲得できない計算である。

同日、波多野、石原、井上、倉富が山県を訪問し、対策を協議した。山県は、皇族会議の形勢不利となれば、大正天皇の勅旨を示して皇族を賛成せしむる必要があるとして、勅書案をつくって予め大正天皇に奏請しておくべきだと指示した。井上は山県案に賛成であったが、波多野と倉富は「勅旨を以て議決を左右することは穏当ならず」と否定的であり、否決されそうな場合には議決をさせず、そのまま諮詢を止めて、ただちに大正天皇に裁可を奏請するのがよいという考えであった〔倉富、546〕。しかし、山県も断固たる姿勢を堅持していたわけではなく、先行きを懸念して思い悩み、一晚眠られぬ夜を過ごした。再考のすえ、会議召集前に大正天皇から貞愛親王と載仁親王に直接勅語を与え、「準則は典範増補を施行する為めのものにて、此節創設したる制度には非ざる」旨を明らかにして、それを他の皇族にも伝えるよう命じるようにするのがよいと、会議中に正面から反対論を押さえつける方式に固執しなかった〔倉富、546〕。

5月10日に宮中で元老会議がおこなわれ、山県、松方、西園寺、波多野、石原、井上、倉富が集まり、対策を協議した。その結果五月一五日に皇族会議を開催すること、「可否正半数なるときは決を採らずして、其儘議長より上奏すること。反対説多数なる如き場合には、採決を延期して勅旨を奏請すること」また「皇族全体が自己

の利害に関する問題なりとして議決せざる」場合には、「其の時の都合にすること」などが承認された〔倉富、550〕。興味深いのは、西園寺が強硬論を主張したことで、「皇族中所聞の如き意見を有せらるゝ方あるは実に意外なり。此の如き意見は、露骨に云へは町人根性なり」と評し、さらに倉富が原案を作った勅語案についても「既に反対意見ありて反省を命ずる場合としては、今少し手強き語を下さるゝ方可なるべく、此く詳かに説明せらるゝの必要なく、直接に賛成を命せられて可なるへし」と、もっと強い語調に改めるべきだと主張した〔倉富、550〕。

いっぽう皇族会議で議決することそのものに難色を示していた北白川宮成久王は、各宮を訪問し、「施行準則」は皇族会議の「議員全体の利害に関する故、表決しないこと」で皇族の意見をまとめようとしていた。皇族会議令第九条には「皇族會議員ハ自己ノ利害ニ関スル議事ニ付キ表決ノ数ニ加ハルコトヲ得ス」とあるので、「施行準則」はこれに該当するとして議員全員が表決に参加しないことにしてはどうかというのである。協議の結果、成久王の提案どおり議決をしないことで皇族側はまとまり、会議の当日閑院宮載仁親王がそれを提議し、成久王がそれに賛成発言をすることになった。ただし、これには条件があり、反対派皇族は質問および反対意見を自由に述べることを保証するよう求めたのであった。皇族間の合意をとりつけた成久王は波多野等宮内省側と交渉し、右の内容の妥協案を受け容れるように求めた。宮内省側では難色を示すものもいたが、結局この妥協案を受け容れることにしたのである〔倉富、553〕。これによって、大正天皇の勅語を示して賛成させる荒療治は避けられることになった。しかし、元老山県はこの妥協案に不満であり、倉富に「何と云ふことなるや分からず。唯宸慮を煩はし奉るよりも宜しとのことなるへし」と慨嘆した〔倉富、556〕。

5月15日午後10時より宮中にて皇族会議が開かれた。出席した皇族は貞愛親王、載仁親王、依仁親王、邦彦王、守正王、博恭王、成久王、鳩彦王、博義王、武彦王、恒憲王そして皇太子裕仁親王の12人であった。他に参列員として山県枢密院議長、松方内大臣、波多野宮内大臣、原司法大臣、横田国臣大審院長、説明員として石原宮内次官と倉富さらに宮内省参事官の南部光臣と浅田恵一が加わった〔倉富、556〕。

議長貞愛親王の開会宣言のあと、波多野が「施行準則」案について概要を説明し、倉富がそれを補った。次に山県が枢密院にて可決した次第と案の適当にして必要なる理由を説明した。そのあと、各皇族から質問および意見表明がなされた。

成久王からは「現時民心動揺の際、皇族降下の如き処分を為すは一層民心の動揺を誘発する恐なきや」という質問が出され、波多野が「民心動揺の際なるを以て一層本案の必要あり」と返答した。邦彦王は「本案の施行は皇統断絶の懸念あり」と質問し、波多野は「其懸念なし」と答えた。さらに鳩彦王は「準則は典範増補に矛盾するの疑

あり」と質問し、これには倉富が「然らざる」と答えた。博恭王は「増補には華族に列せしむることあるへしとあるに、準則には華族に列すと決定的の辞を用ゐ在り。何の為めなるや」質問し、倉富が「増補、準則との関係に付答弁し」、質問応答が終わった〔倉富、557〕。

次いで議長より本案に対する各員の意見を問うと、打ち合わせどおり載仁親王が「本案は皇族会議員各自の利害に関係するを以て自分（載仁親王）は表決せざる旨」を述べ、此の提議に対し成久王が賛成を表した。それに対して博恭王、邦彦王はこれに反対して質問し、博恭王の問には成久王が答え、邦彦王は、載仁親王の意見についてさらに波多野に質問した。波多野は、載仁親王は今回の議案が皇族会議令第九条に全面的にあてはまると解釈して表決を避けることを提議されたのではなく、同条の精神にしたがえば表決を避けるほうがよいと考えて提議されたのであろうと考える。皇族会議員が多数にて表決を避けることを決められるのであれば、宮内大臣としてはそれに異議は唱えることはいたしません、と返答した。そこで議長は、載仁親王の意見に対し反対の論がないので、皇族会議はこの件については表決しないことに決すと宣言し、閉会を告げた。11時すぎのことであつた〔倉富、557〕。

会議後、会議員及び関係者に対し、大正天皇から午餐が給せられ、参列員や説明員はこれに列したが、皇族は皇太子と武彦王と鳩彦王の3人のみが午餐を受けたにとどまり、あとの9人はすべて出席せずに退出した〔倉富、557〕。山県はのちにその非礼〔皇太子が臨席しているにもかかわらず退出したこと〕をとがめ、倉富は、これは皇族が不快感を示すために、あらかじめ示し合わせてボイコットしたのではないかと疑った〔倉富、561〕。

皇族会議は議決を回避したが、「施行準則」そのものは、大正天皇の裁可をうけて効力を有する内規となつた。ただし、実際にはこの「施行準則」が適用されて、勅旨によって臣籍降下した例はひとつもなく、これ以後の皇族の臣籍降下はすべて「情願」によるものであつた。しかし、「施行準則」の存在は、もし「情願」がなされなければ勅命が下される可能性を想起させることで、「情願」による臣籍降下の慣例を定着させるに大きな効果があつたといえよう。

そのいっぽうで、皇族会議で少なからぬ数の伏見宮系皇族が「施行準則」の制定に反対の意を表明し、そのため議決することができなかつたという事実、皇族が皇室の家長である大正天皇とその家政官僚である元老と宮内省に反旗をひるがえした事実は残つたのである。皇室の家長としての大正天皇の権威失墜は免れなかつた。いや、すでにその権威が薄れていたがために、このような皇族の反抗を招いたといふべきかもしれない。

倉富日記には、波多野が「〔皇室典範増補には〕勅旨に依り降下せらるゝ規定ある

も、先帝の時なれば兎も角、今日にては仮りに勅旨の形式となるも、事實は然らず。元老か宮内大臣の考なりとの推測を受け、今日までは到底降下を実行し難し」と語り、倉富が「皇室典範増補のとき今一步を進めて降下のことを明定し置けば何事もなかりしに、惜むべきことを為したり」と応じて、波多野もそれに同意するという一節が出て来る〔倉富、109〕。明治天皇とはちがい、大正天皇の「勅旨」では、皇族は誰もそれをほんとうの「勅旨」とはみなさず、「元老か宮内大臣の考」にすぎないと解するだけであると宮内大臣がこぼし、明治天皇が健在な間に皇族の臣籍降下問題に決着をつけておけばよかつたのにと、宮内省高官が応じているのである。これは大正天皇の病状発表より1年も前の会話である。大正天皇に皇室の家長としての權威がないことを彼らは痛切に感じていたにちがいない。

「施行準則」をめぐる一件は、そのことを目にみえるかたちで示したのであった。だからこそ、この件で波多野宮内大臣が更迭された際に、松方内大臣は摂政設置の件を持ち出したのだといえよう。もちろん、この時点では山県もいうように、摂政設置は時期尚早であった。しかし、そのことが持ち出されたことの意味は大きい。しかもそのきっかけが「施行準則」の制定問題すなわち皇室の家政問題をめぐるトラブルであったことに留意すべきであろう。

最後に、皇族会議から波多野の辞任にいたる1ヶ月の動きを簡単にフォローしておきたい。会議の数日後、山県、松方、西園寺の三元老は連名で、「皇族会議の結果は必しも聖意に合ふものに非ざるへしと思惟す。是臣等か尽力の足らざる所にして、恐懼に絶えへす」という文面の書面を大正天皇に提出した〔倉富、561〕。これを見て、波多野宮内大臣も「皇族会議にて議すべき事項なりとして御諮詢を奏請したるに、皇族会議にて議決せざることゝなりたるは、取調不行届の結果にて、恐懼に堪へず」という趣旨の待罪書を大正天皇に提出した。元老、宮内大臣のいずれの待罪書も却下されたが、事態を不祥事として認め、それに対する責任を負っていることを、元老と宮内大臣が公式に認めたのである。

その後しばらく動きがなかったが、6月15日になって、倉富は突然波多野から辞職のことを告げられた。辞職の理由を尋ねた倉富に、波多野は「全体か不行届なるへきも、先つ皇族会議の事か近因なる様なり。山県より、皇族は降下の必要なる事由を諒解し居られざる模様にて、到底此儘には致し難き様の話を聴きたり。既に元老の間にて決定して居ることゝ思ひ、自分（波多野）は何事も問ひ返さず。松方に面し、辞表の手續を打合せ」と答えた。波多野はまたこれは極秘だが、後任は中村雄次郎のようだと告げ、倉富は「大分意外の人なり」と驚いている〔倉富、596〕。

波多野と会ったあと、倉富は次官の石原と会い、山県が波多野に辞職を勧告した顛末を聞かされた。石原が山県から直接聞いた話も、波多野が倉富に説明したのと

大同小異であった〔倉富、597〕。皇族が「施行準則」の制定に反対し、宮内大臣としてそれを抑えることができなかつたことが、波多野の命とりになったのである。石原は、波多野には気の毒だが、辞職はやむをえないと語り、その理由を倉富に述べた。石原が言うには、「施行準則」の内容は皇族に周知徹底すべきであると考え、宮附職員会議の時にそのことを宮附事務官に伝え、さらに各宮附事務官から各皇族に伝えたところ、邦彦王は「彼の準則は何も役に立たぬものなり。其儘に致し置けは夫れにて宜し」と、これを無視する態度を露骨にしめしたという。「皇族か右の如きことを云はれる様になりては何事も出来ざる故、大臣の更迭は已むを得ざるへし」と、石原は波多野辞職のやむを得ないことを告げたのである〔倉富、598〕。

おわりに

以上が、ほぼリアルタイムの記録とみなせる二つの日記（原日記と倉富日記）に依拠した波多野宮内大臣辞職の顛末である。波多野の辞職を求めた山県が「何分にも事務運ばず又過日皇族会議に於けるが如き失態も度々之ありたるに因り」と、その理由を原に説明し、また辞職を求められた波多野自身も「全体か不行届なるへきも、先つ皇族会議の事か近因なる様なり」と、それを認める発言を倉富に対して行っていることからわかるように、波多野解任の理由が「皇族会議の不首尾」にあったことは動かしがたい事実とみてよい。

しかしながら、波多野の辞職の原因については、これとは異なる主張が存在する。

〔波多野は〕大正九年六月十八日、久邇宮家の色盲問題を看過した責任により更迭されていた。この更迭人事は元老山県の差し金によるものだった。山県は久邇宮良子の皇太子妃内定を取り消すため波多野を辞任させ、山県系官僚の中村雄次郎(元満鉄総裁)を後任の宮内大臣とした¹⁸⁾。

この佐野眞一の主張は、「皇族会議の不首尾」ではなくて、色覚異常の遺伝因子をもつ久邇宮良子女王を皇太子妃候補に選んだことに解任の理由を求めており、婚約解消の邪魔になるとして、山県が波多野を辞任させたのだとする説（「婚約解消のための布石」説）である。本論文が明かにしたように、少なくとも1920年6月の波多野辞任までの期間に関するかぎり、原日記にも倉富日記にも、皇太子の婚約問題と波多野辞任との関連を示唆する記述は皆無である。つまり、当時において当事者（山県と波多野）とその周辺の誰もが、佐野が主張するような因果関係の存在を表明していな

かった。にもかかわらず、佐野は右のような主張をしているのである。佐野自身は史料の根拠をまったく示さずに、ただ断言するのみだが、以下の引用からわかるように、佐野が下敷にしたのは伊藤之雄の研究だと思われる。

山県は良子の皇太子妃選定を取り消すために、20年6月18日、波多野宮相を辞任させ、山県系官僚の中村雄次郎中将（元関東都督）を後任とした。その表面上の理由は、皇族の一人を華族とする臣籍降下の問題が皇族会議で可決されなかった責任を取るものであった¹⁹⁾。

伊藤の主張は佐野のそれよりも精密であり、波多野解任の理由は、表向きは「皇族会議の不首尾」（なお、小論が明らかにしたように、上記引用中の伊藤の皇族会議の説明は正確ではない）だが、裏に隠された真の理由は「婚約解消のための布石」だったというものである。伊藤が自説の根拠として明示しているのは、倉富日記の1928年3月16日条の次のような記述である。

波多野(敬直)ノ宮内大臣ヲ罷メタルハ表面皇族ノ降下ノ内規カ皇族会議ニテ可決セサルニ因リタル様ナルモ波多野自身モ其外ニ東宮妃問題カ原因トナリ居ルコトヲ自覚シ居リタリ。波多野ハ自ラ御婚約ニ関係シ居リタル故之ヲ止メルコトハ出来ス。中村(雄次郎)ヲ大臣ト為シタルハ婚約ヲ解ク為ナリシナラン²⁰⁾

これはこの日、倉富自身が枢密院書記官長二上兵治に語ったものであるが、この記述の解釈にあたっては、以下の点に留意すべきであろう。

①この記述は後年（8年後）の回想であって、リアルタイムの記録ではないこと。

②倉富は、波多野解任の理由として「皇族会議の不首尾」そのものを否定しているのではなく、それを認めていること。それを認めただけで、それ以外にも原因（「婚約解消のための布石」）があったと、両者を並列させる立場に立っていること。

③倉富が「婚約解消」が裏面に介在していたとするのは、あくまでも推測であり、はっきりとした根拠にもとづいて断定しているわけではないこと。

④その推測の根拠としてあげているのは、波多野自身が「婚約解消問題」が自分の解任の原因だったと考えていたことと、婚約内定時の宮内大臣である波多野では婚約解消はできないので、それを行うにはまず宮内大臣を更迭する必要があるという推論に誰も納得せざるをえないことの二点であること。逆にいえば、倉富は波多野を解任させた山県側から得た情報によって、その推測を組み立てているのではないということ。

上記の点に留意するならば、右の倉富日記の記述から、波多野解任の原因は「皇族会議の不首尾」ではなくて「婚約解消のための布石」であったと断定するのは、やや行き過ぎであるといわざるをえない。

既述のごとく、波多野辞任までの時期に関するかぎり、ほぼリアルタイムで書かれた倉富日記や原日記には、「婚約解消問題」も「色盲問題」も、いずれも一言半句すら登場しない。それは当然であり、そもそも倉富や原が「色盲問題」なるものを知るのが、波多野辞任後半年もたった1920年12月になってからだったからである〔原、318頁、倉富、847頁〕。それ以前にはその存在すら知らないわけだから、彼等がその日記において両者の因果関係を云々することなどありえない。それは倉富や原だけにとどまらない。波多野辞任以前に、元老および宮内省首脳で「色盲問題」を知っていた可能性があるのは、山県と波多野（もしかすれば石原健三宮内次官も）の2人にすぎず、しかも2人ともそのことについては一切口外しなかったのである。

波多野解任の原因を「婚約解消問題」とを結びつける言説は、「色盲問題」が浮上してから後に登場する。伊藤之雄とならぶ「宮中某重大事件」の研究者である浅見雅男が「波多野自身がのちに、色盲問題で山県の逆鱗にふれたとほのめかしている事実がある」としていることからすると、波多野自身もそのような言説で自分の辞任を説明せんとした一人だったようである²¹⁾。これを補強する記述が倉富日記の1921年2月17日条同年3月5日条の次のような記事である。

A「予〔倉富一永井注〕又波多野ガ大臣ヲ罷メタル原因ハ皇族降下ノコトニ在ルハ勿論ナルモ或ハ其外ニ御婚約ヲ解クコトヲ求メラレ波多野ハ之ヲ解ク能ハスト云ヒタルコトモ亦一原因ナリト云フ者アリ。或ハ其事モ原因トナリ居リタルヘキヤト云フ。小原左ニアラサルヘシ波多野ノ無能ハ三元老トモ屢々之ヲ話シタルコトアリ〔中略〕波多野ハ在職シテモ何事モ出来ス全ク行き詰マリ居リタルナリト云フ²²⁾」

B「大報ト云フ雑誌ニ波多野ト云フ名ハ出シ居ラサルモ婚約解除ノ邪魔ニナル為メ罷メラレタル様ニ書き居レトモ波多野ノ罷メラレタルハ其ノ為メニ非ス。種々ノ原因壘積シタル末、皇族降下ニ関スル問題失敗ノ為メ彼ノ結果ヲ生シタルモノニテ、波多野ノ無能ハ既ニ公評アリ。〔中略〕尤モ免官前予〔倉富一永井注〕ヨリ皇族降下ニ関スル問題ノ責任ハ元老モ同様ニテ君（波多野）一人其責ニ任スル理由ナカルヘシト云ヒタルニ波多野ハ其時此問題ノ為メニ非ス他ニモ原因アルヘシト云ヒタルコトハアリト云フ。小原、波多野ハ婚約解除ノ為メ邪魔ニナル為メ罷メラレタリト云ヒ居ル趣ナリ。自分（小原）万右様ノ事ナカラント思フ。君（予）モ其ノ通り思フナラハ、多分間違ナカラント云フ。予夫レハ何トモ分カラスト云フ²³⁾」

AおよびBから、「色盲問題」が浮上して以降、波多野解任の原因を「婚約解消の布石」とする言説が登場しており、倉富の耳にも入っていたこと、また波多野自身が「婚約解除ノ為メ邪魔ニナル為メ罷メラレタリ」と説明していたらしいことがわかる。また、そのような言説に対して、小原駿吉内匠頭は「左ニアラザルベシ」「万右様ノコトナカラシ」と完全に否定的であるが、倉富は必ずしもそうではなかったこともわかる。小原の立場は、波多野解任の理由は「皇族会議の不首尾」が主因であるが、もともと波多野は無能で、元老の信頼もなかったのも、いずれ罷めさせられたにちがいないと、「婚約解消の邪魔になる」として辞任に追い込まれたのではないというものである。それに対して倉富は、解任の主因が「皇族会議の不首尾」であることに間違いはないとしつつ、それ以外にも「婚約解消問題」が介在していたのではないかとの疑念をもち、その疑念を完全に払拭することはできないのではないかとする「並列論」の立場をとっているといえよう。その点で、1928年の時と変わっていない。

ここで、倉富が小原のように完全否定論に立たないのは、波多野辞任時に、倉富が「皇族会議の不首尾」については、波多野一人が悪いわけではなく、元老にも責任があるはずだと言ったところ、波多野が「此問題ノ為メノミニ非ス。他ニモ原因アルヘシ」と答えたことが理由にあげられている。ただし、前節でみたように、辞任当時において倉富日記に記されている二人のやりとりは、倉富が「何が原因なるや。矢張り先日皇族会議の事にて右様の事になりたる訳なるや」と問うと、波多野は「全体か不行届なるへきも、先つ皇族会議の事か近因なる様なり」と答えたことになっており〔倉富、596頁〕、倉富がBで小原に説明したのとは少しちがっている。波多野は「全体か不行届」と言ったのであって、「他ニモ原因アルヘシ」とは言っていないのである。ある種の記憶の変形がそこにみられるとあってよいであろう。

それよりも、倉富が「並列説」にこだわったのは、1920年5月中（すなわち波多野辞任前）に、山県が「色盲問題」のことを知っていたという事実を、倉富が知っていたからだと思われる。つまり、波多野辞任以前に山県がそのことを知っていたのであれば、そのような問題を抱える女性を皇太子妃候補に選定した波多野の責任は免れないと考えたとしても不思議ではなく、さらにその当事者が宮内大臣のままでは、山県の望む「婚約解消」は困難であるので、まず波多野を辞めさせなければならないと、山県が考えたとしても無理はないと、推理していたことが、倉富が「並列説」にこだわった理由ではないかと考えるのである。

私がそう判断するのは、中村雄次郎宮内大臣が「婚約解消問題」の責任をとって辞任する際に、倉富は、後任の牧野伸顕に事務引継ぎをおこなうため中村が準備した「演述書」を石原宮内次官から見せられており²⁴、しかもその「演述書」には、「大正九年五月中、山県公ハ陸軍々医学校教官ニシテ学習院囑託医タル草間某ノ色盲遺

伝ニ関スル論文ヲ提示セラル。其文中説ク所ハ島津公爵家ヨリ引テ久邇宮家ニ遺及セル色盲遺伝ニ関係スル事項ニシテ同公ハ重大ノ事柄ナルヲ以テ相当考慮ヲ要スヘキ旨ヲ談セラレタリ²⁵⁾」と記されていたからである。「演述書」のこの一節を倉富はわざわざ日記に転記しており、これを重視していたことがわかる。これを読んだ倉富は、波多野辞任の際に山県はすでに「色盲問題」について知っていたと確信し、そのうえで右のような推理をたてたのではないだろうか。

しかしながら、倉富の推理はあくまで推理であり、その正しさを裏づける確証が存在するわけではない。それを裏づけるには、山県が「婚約解消の布石」として波多野の解任を求めたことを実際に示す、山県側の史料が必要であろう。それが出ないかぎり、倉富の推理は推測にとどまるのである。そして、いわゆる「宮中某重大事件」に関する山県側の史料には今のところそれを裏づける記述を見出すことはできない²⁶⁾。

註

- 1) 『読売新聞』大正9年6月19日付。
- 2) 波多野の宮内大臣就任は1914年4月9日だが、その日の早朝昭憲皇太后が死去した(公式には4月11日崩御とされる)。通常ならば宮内大臣の交代などありえないタイミングだが、西本願寺からの武庫離宮予定地買い上げをめぐる、渡辺千秋前任宮内大臣の収賄事件が発覚したため、皇太后の崩御公表前に宮内大臣の交代をおこなわなければならないのであった。渡辺はその前任者の田中光顕とともに、宮中における山県の忠実な子分であった。司法官僚の出身で、第一次桂内閣の司法大臣を務めた波多野も、広く言えば山県系官僚の一人であり、波多野を後任に推薦したのは山県であったが、山県との関係は必ずしも深いとはいえなかった。
- 3) 『読売新聞』大正9年6月19日付。
- 4) 他の新聞でも同様の推測記事がみられる。『東京朝日新聞』大正9年6月19日付は「波多野宮相辞職に就ては世上種々取沙汰せられ居るが、宮相の辞職は皇室典範改正の問題に関して引責したるものなり」と記し、さらに続けて某貴族院議員の談として「波多野宮相の辞職は彼の皇族会議に其の因を発し居ると思はれるが、必ずしも其地位を退かねばならぬ程の問題ではない」との評を記載している。いっぽう同日付の『国民新聞』は「曩に宮中に於て皇族会議が開かるゝや同会議に多少の故障起り一時の延期となり約一ヶ月にして同会議再び開催せらるゝに至れるが其の間各元老とも十分諒解を得、皇族会議は兎も角も無事終了を告げ」たにもかかわらず、山県、松方、西園寺三元老が波多野更迭のことを内協議し、某元老(新聞ではわざと名を伏せているが、あきらかに山県である)が波多野に辞職を勧告したために、辞職せざるをえなくなったと報道していた。さらに続けて、後任の中村起用は「貴族院茶話会の老子爵議員」(平田東助をさす)が某元老(山県)に推薦したからだとし、波多野に辞職せねばならぬほどの落ち度がなかったにもかかわらず辞めさせられたの

は、山県が自分の息のかかった人物を宮相にせんとしたためであるとの解釈で記事が書かれている。

5) 皇室典範増補（1907年）第1条「王ハ勅旨又ハ請願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムコトアルヘシ」。

6) 『読売新聞』大正9年5月22日付。

7) 「皇族ノ降下ニ関スル内規ノ件 附本件裁可ノ旨御沙汰伝達書」『大正九年御下附案』枢密院会議文書（国立公文書館所蔵）、JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref:A03033116800（第6画像から）。

この準則には次のような「上諭」が付されており、大正天皇の裁可を受けたことがわかる。

「朕茲ニ皇族会議及枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ皇族ノ降下ニ関スル施行準則ヲ裁定シ其施行ヲ命ス
御名御璽
大正九年五月十九日

宮内大臣」

8) 1910年制定の皇族身位令第二五条は「皇室典範増補第一条ノ規定ニ依ル請願ヲ為スニハ王満十五年以上タルコトヲ要ス」である。

9) 皇室典範第32条は「天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ王女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ号ヲ宣賜ス」である。

10) 1889年制定の皇室典範では、男は皇子より皇玄孫までが親王、五世孫より下が王であった。

11) 念のために注意しておくが、この「施行準則」は1946年12月に廃止されているので（「皇族ノ降下ニ関スル施行準則廃止ノ件」『昭和二一年御下附案』枢密院会議文書、（国立公文書館所蔵）、JACAR、Ref:A06050006500）、現在の皇族にあてはめるのは、あくまで説明をわかりやすくするための方便にすぎない。

12) 邦家親王の孫の世代で宮号をもたない伏見宮の邦芳王と久邇宮の多嘉王については、「準則」附則第二、第三項により臣籍降下の対象とはならないとされている。これは以下のような事情が考慮されたためであろう。

邦芳王については、貞愛親王の正妻（利子女王）の子（嫡長子）であり、本来は伏見宮を継承すべき人物であったにもかかわらず、病弱のため異母兄の博恭王がかわって継嗣となったという事情があり、久邇宮朝彦親王の子である多嘉王については、その兄弟である邦憲王（賀陽宮）、邦彦王（久邇宮）、守正王（梨本宮）、鳩彦王（朝香宮）、稔彦王（東久邇宮）が既存の宮家を継承するか、新たに宮号を与えられて独立した（明治天皇の娘である内親王の結婚相手として宮号を与えられた）のに対して、多嘉王のみが久邇宮を継承した兄邦彦王のもとで、いわば「部屋住み」の身でありつづけたという事情があった。

13) なお、この「趣意」で倉富が起草した案と思われるものが、平沼騏一郎文書に含まれている。「皇族ニ関スル内規」『平沼騏一郎文書』（国立国会図書館憲政資料室所蔵）二四三ノ五止

14) 倉富勇三郎「年譜」（倉富家所蔵）。

- 15) 宮内次官の石原は、波多野が意見を変えたのは、岡野敬次郎に説得されたからであろうと、推測している〔倉富、八九頁〕。
- 16) なお、枢密院の審査委員会の記録及び報告内容は以下を参照のこと。「皇族ノ降下ニ関スル内規ノ件（三月十日（一回）～三月十一日（二回）」『枢密院委員会録・大正九年』枢密院文書、JACAR,Ref:A06050017100、「皇族ノ降下ニ関スル内規ノ件」『枢密院審査報告・大正九年』枢密院文書、JACAR,Ref:A03033378300、また本会議の議事については、「皇族ノ降下ニ関スル内規ノ件」『枢密院会議筆記・大正九年』枢密院文書、JACAR,Ref:A03033626200。
- 17) 成久王は、波多野に対して「自分（北白川宮）は皇族会議にて可否を争ひ、多少数にて決定することはどこまでも不同意なり。若し是非とも数の多数にて決するのことは、自分（北白川宮）は原案に反対す」と述べていた〔倉富、五四三頁〕。
- 18) 佐野眞一『枢密院議長の日記』（講談社現代新書、2007年）、34。
- 19) 伊藤之雄『政党政治と天皇』（講談社、2002年）、146頁。
- 20) 「倉富勇三郎日記」（国立国会図書館所蔵）昭和3年3月16日条。
- 21) 浅見雅男『闘う皇族』（角川選書、2005年）34。浅見が根拠とするのは、宮中某重大事件で山県に対抗して婚約解消反対を強固に主張した杉浦重剛側の記録である『辛酉回欄録』の1920年1月の記事である。この点については、黒沢文貴「大正期天皇制の危機と山県有朋」伊藤隆編『山県有朋と近代日本』（吉川弘文館、2008年）、278でも指摘されている。
- 22) 「倉富勇三郎日記」大正10年2月17日条。
- 23) 同上、大正10年3月5日条。
- 24) 同上、大正10年2月25日条。
- 25) 同上、大正10年日記第3冊裏表紙見返し。
- 26) なお、かりに「婚約解消の布石」説が正しいと仮定すると、山県は1920年6月の時点で、すでに「婚約解消」を実行する決心を固めていたことになる。また、遺伝的に問題を抱える女性を皇太子妃候補に選定した波多野宮内大臣の責任はまことに重大であり、罷免に値すると確信していたことになる。
- しかし同時に山県は、その時点では「色盲問題」を公然と持ち出して、正面から波多野の責任を問うことはできないとも考えていたことになる。なぜなら、山県は波多野を辞任に追い込む際に、「色盲問題」にはまったくふれずに、「皇族会議の不首尾」をその理由としたからである。
- 山県が他の元老と宮内大臣に公然と「色盲問題」を持ち出すのは、波多野辞任後数ヶ月のちのことである。山県が波多野を辞任に追い込んだ真意が「婚約解消の布石」にあったとするならば、ここに生じる時間差をどのように説明すればよいか、それが問題となろう。

新しい皇室像への宮中の対応

— 『倉富勇三郎日記』の検討を通じて —

河西 秀哉

はじめに

第一次世界大戦後は、世界的な君主制危機の時代であった。ドイツ・オーストリア・ロシアの王室は戦中戦後に相次いで崩壊し、ロシアはソビエトとなり初の共産主義国が誕生した。こうした世界的な潮流は、日本の天皇制に対しても危機感を与える。それまでの体制を強固に維持しているだけでは、天皇制を維持できないとの認識が広がっていった。そして同時期に世界的な潮流となっていたデモクラシーに対応した天皇制への再構築が迫られ、そうすることで社会主義・共産主義の流入防止が図られていった。日本の場合特に、大正天皇が病気によって最終的な統治権の総攬者としての地位を保てない中で、君主制の危機という状況は政府・宮中には切実かつ緊迫した問題として捉えられていた。

こうした天皇制の再編過程を解明した先駆的な研究が、鈴木正幸の研究である¹⁾。鈴木によれば、第一次世界大戦後、明治期とは異なる時代状況に応じた国体論が登場し、デモクラシー状況や当時の社会政策に矛盾しない形での天皇制や国体論が構築されていく。原敬首相の次の著名な構想は、そうした状況を如実に示している。

政府は皇室に累の及ぼざる様に全責任の衝に当るは即ち憲政の趣旨にて、又皇室の御為めと思ふ。皇室は政事に直接御関係なく、慈善恩賞等の府たる事とならば安泰なりと思ふて其の方針を取りつゝある²⁾

このように、天皇を政治システムとは異なる次元に置くことでその責任から回避させ、その財産などを社会事業に振り向けて「慈善恩賞の府」とすることで天皇制の存続・安定を図ろうと原は考えていた。『原敬日記』には、こうした原の構想・取り組みが頻出しており、第一次世界大戦後の君主制危機の中で、天皇制の再編に迫られている政府内の状況が鈴木の研究によって明らかとなった。

鈴木のような指摘を受け、近年でも大正期から昭和初期の天皇制をめぐる研究

が数多く積み重ねられている³⁾。その中では、萌芽的な大衆社会⁴⁾の出現という状況下で、民衆と天皇・皇室との結びつきが強調され、それが新しい皇室像・民主的な皇室像としてメディアなどで多数取り上げられてアピールされることで、第一次世界大戦後の君主制の危機への対応を乗り切ったことが解明されている。また、ここで再編された天皇制をイギリス君主制に類似した立憲君主制と把握しようとする議論もある。このように、第一次大戦後に構築された天皇制・天皇像のあり様は、これまでの研究で数多く積み重ねられている⁵⁾。

本稿は、こうした研究蓄積に異を唱えるものではなく、『倉富勇三郎日記』の検討を通じて、むしろその成果を補強するものである。刊行された『倉富勇三郎日記』第1巻・第2巻⁶⁾は、1919～1922年の日記を収録している。この時の倉富は、帝室会計審査局長官の他、1920年1月23日までは東久邇宮宮務監督（以後は東久邇宮宮務監督事務取扱）や帝室制度審議会委員（1919年7月9日より）、李王世子顧問（1920年4月27日より）、宗秩寮総裁事務取扱（1921年10月1日より1922年6月2日まで）を歴任するなど、宮中で重要な役職に就いており、そこで得られた情報が日記に記されている。この時期の宮中は、世界的な君主制の危機以外にも、大きな岐路に立たされていた。大正天皇の病気の進行、そして裕仁皇太子の婚約問題とそれに伴う宮中某重大事件⁷⁾、1921年3月から9月までの皇太子の訪欧⁸⁾、11月の摂政就任など、めまぐるしいほどに様々な事象が進展し、宮中や政府はその対応に追われていた。宮中では、宮中某重大事件などの影響から、牧野伸顕が1921年2月に宮内大臣に、3月には関屋貞三郎が宮内次官に就任するなど、新しい体制となってこれら多くの問題を対処している。牧野・関屋のコンビはその他にも、宮内省の機構改革や減員・老朽の淘汰、皇室財産の整理を行い、新しい皇室像構築を積極的に推進していった。第一次世界大戦後から第二次世界大戦までの時期はまさに宮中・天皇制にとって、激動期だったと言える。

『倉富勇三郎日記』には、その様子が克明に記されている。国立国会図書館憲政資料室に所蔵されている「倉富勇三郎日記」はその量が非常に膨大であるが、これまでの研究でも、三谷太一郎の陪審制成立過程の研究⁹⁾を嚆矢に、枢密院研究¹⁰⁾などで数多く利用されてきた。そして近年になって、宮中研究、特に前述の政治過程の研究で史料として活用されている¹¹⁾。本稿はその『倉富勇三郎日記』の第1巻・第2巻を中心に、特に社会的影響に注目する観点から日記を読み、検討を行いたい。倉富ら宮中関係者は、第一次世界大戦後の君主制の危機をどう見ていたのか、そしてそれにどう対応しようとしていたのか、牧野・関屋の推進する宮中改革はどう認識されていたのか。本稿では、これまでの研究で言及されてきた裕仁皇太子の訪欧や摂政就任問題よりも、皇族の取り扱いに関する問題や社会事業の問題に特に焦点を当て

ていきたい。

I 「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」をめぐって

『倉富勇三郎日記』第1巻で頻出する問題の一つが、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」（以下、「施行準則」と略記）の制定問題である。これについては、永井和「波多野敬直宮内大臣辞職顛末」に詳しい¹²⁾。本稿では永井論文の成果に学びつつ、その中では言及されていない問題、なぜ「施行準則」をこの時期に定めなければならなかったか、について『倉富勇三郎日記』を検討しつつ考えてみたい。この検討を通じて、宮中が世界の君主制の危機をどう捉え、天皇制をどう再編しようとしていたのかの一端が明らかとなる。

この「施行準則」は1920年2月末に波多野敬直宮内大臣から天皇に上奏され、3月17日に枢密院で可決された。その内容は、1907年に制定された「皇室典範増補」の第1条「王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ」という条文の中の、「勅旨」に依って「華族ニ列」することがどのような場合かを定めたものである。いわゆる臣籍降下の規定である。その内容の詳細については永井論文に詳しいのでそちらに譲るとして、この「施行準則」は皇族男子の臣籍降下が行われることを定めたものであるため、久邇宮邦彦王・伏見宮博恭王・朝香宮鳩彦王などの皇族から反対の意見が出、一度予定されていた皇族会議が延期される事態となった¹³⁾。伏見宮系の皇族がこの「施行準則」に反対したのは、これが制定されればいずれ自身の宮家がすべて臣籍降下の対象となるためである。しかし、天皇の下付した原案を皇族が反対することは前代未聞の事態であり、元老の山県有朋と松方正義、西園寺公望は大正天皇に連名でこの状況を問題視する書面を提出、その責任を取って波多野は宮内大臣を辞職させられ、後任の宮相には中村雄二郎が就任する事態となった¹⁴⁾。

ところで、このような皇族からの反対は前代未聞とはいえ、可能性として当然考えられたはずである。なぜなら、自身の子孫が皇族から離れなければならないような、いわば不利益を被る「施行準則」に反対するのは、出てきて当然の感情と言えるからである。ではなぜ、この時期に、「施行準則」は制定されなければならなかったのだろうか。第一に、王公家規範の問題がある。1899年8月24日から1907年2月11日まで開設されていた帝室制度調査局は、数多くの皇室関係法令を起草・上奏したが、裁可に至らなかったもの・未成立のものも多く残った¹⁵⁾。しかし、1916年8月の李王世子と梨本宮方子との婚約を機に、それまで放置されていた王公規範の問題がクローズアップされてくる。その結果、11月に帝室制度審議会が宮内省内に設

置され、皇室法令に関する議論が活発化した。王公規範の問題は1918年11月に皇室典範増補の形で枢密院を可決して決着をみたが、「施行準則」はこのように皇室関係法令を制定しようとする動きが再び起こる中で浮上し、その制定が目指されたのである。

第二に、増え続ける皇族への対応という問題がある。倉富は1920年4月19日に石原健三宮内次官から、山県が枢密院議長として皇族会議へ提出する「施行準則」に関する意見書を見せられる。その中には、「皇族の将来の経費の金額は宮内当局にて調査したるものあるべき旨の語句」¹⁶⁾があった。このように、宮中では将来増え続ける皇族への経費支出を問題視して、臣籍降下を定めた「施行準則」の制定によって皇族の人数を減らし、支出を抑える方向性を打ち出したと推測できるだろう。宮内省とて予算は無限ではない。戦後恐慌のあおりを受けていた財政への対応として、宮内省でも経費削減が企図された。その方策として、皇族の人員を制限するような「施行準則」を準備し、皇族歳費の削減を実行しようとしていったのである。特に1920年以降、各宮家の二男以下の王が次々と成人を迎えようとしており、早急に臣籍降下を進めなければならない事情もあった。

そして第三に、これが最も大きな問題だと思われるが、世界の君主制危機という状況への対応という問題があった。倉富は先述の意見書を見せられた同日、山県と会話を交わしている。山県はその中で次のように述べている。

皇族たる方は現今の時勢を達観し、大処高処に着眼して意見を定られざるへからず。[中略]此の事は当局に於ても精々秘密に為し居るも、最早多少世上に漏れ居る模様なり。若し皇族にて此案に反対せられたりと云ふ如き事か世間に分かる様になりては、皇族自身の不徳のみならず、皇室の不徳ともなること故、不可と知りたらは速に改めらるへく¹⁷⁾、

山県はこの中で、「現今の時勢」という表現を用いて、「施行準則」の制定意図を説明している。これは、現在天皇制が置かれている状況、つまり世界的な君主制の危機やデモクラシー状況のことを指していよう。「施行準則」の内容がすでに世間に漏れ始めている状況下で、皇族がそれに反対することは利己的に見え、結果反対した皇族のみならず、皇室全体にも影響が及び危機に至るので、「施行準則」に賛成せよと山県は訴えているのである。皇族が自身の身を切る覚悟を国民に示すことこそ、デモクラシー状況下に天皇制が継続して残る道だと考えたのだろう。これは第二の点とも重なるが、皇族にも予算の聖域を設けずに縮減していくことこそ、天皇制が国民からの支持を得られると山県は判断したのである。山県は後にも石原に対して、「皇族を集め、各国にては皇室の維持にさへ困り居る際なるに、皇族が先頃の皇族

会議に述べたる如き、誤りたる考を懐き居るは不可なる旨を話し度と云」っている¹⁸⁾。山県が積極的に皇族への説得を試みようとした理由が、ここから読み取ることができよう。世界の君主制の危機を見て、日本の皇族の危機感のなさを嘆き、それを山県は批判した。山県は、天皇制がこうした状況の中で生き残るには、「施行準則」の制定によって皇族の人数を制限し、自らが身を切ることを世間にアピールする必要があると考えていたのである。

こうした思考は山県だけにとどまらない。「施行準則」を推進する宮中では山県のような考え方は共有されていたと思われる。5月15日に開催された皇族会議の中で、北白川宮成久王より「施行準則」をなぜこの時期に提出したのかについての質問があった。倉富によれば、その質問の「趣意は現時民心動揺の際、皇族降下の如き処分を為すは一層民心の動揺を誘発する恐なきやと云ふ」ことであった。それに対し、波多野宮内大臣は「民心動揺の際なるを以て一層本案の必要ありとの意を答へ」た¹⁹⁾。この波多野の返答からもわかるように、宮中では現在のような「民心動揺」の時期だからこそ、それに対応するために「施行準則」を制定せねばならないとの認識が浸透していた。つまり、世界の君主制の危機、デモクラシー思想の流行という状況がこの「施行準則」を準備したと言っても過言ではない。

以上のように、「施行準則」は世界の君主制の危機という状況の中で、天皇制を再編成し、継続させるための方策の一環として制定されようとしたと考えられる。こうした方向性は、波多野宮内大臣下の宮中でもすでに進行しており、その後波多野の辞職、中村宮内大臣下での宮中某重大事件を経、牧野の宮内大臣就任後、より積極的に展開されることになる。

II 皇室と社会状況

次に、宮中が当時の社会状況をどう観察し、天皇制を再編していくべきだと考えていたのか、より広い文脈から検討してみたい。

「施行準則」に見られるように、宮中では社会状況の変化に応じて、皇族の待遇をどうするかという問題は大きな課題として議論されていた。1919年5月の倉富と小原駘吉調度頭の会話を見てみよう。

予、現今人心の傾向著しく変りたる故、皇室の尊厳を維持する為めには之と密接の関係ある皇族の威厳も十分之を保持せざるへからすと云ふは、確かに理由あることなれども、一概に威厳の保持のみを目的とするは却て悪結果を生ずへし。此辺の斟酌は非常なる難事なりと云ひたるに、小原は近藤久敬、馬場三郎杯は、皇族も普通人と格別の差なき様になす必

要ありと思ひ居る様なるか、是には自分(小原)は反対なり。[中略]普通人と区別なき様なりては逆に皇室を瀆すに至るへしと云ふ。[中略]予、勿論普通人と同様にすへしと云ふに非ず。然れども、現在の皇族附職員中には往々、自己の奉仕する皇族を出来る丈け尊大ならしめんとするの希望を懐き居るものなきに非ず。是等は適當なることに非ずと思ふと云ふ²⁰⁾。

この会話からは次の二点のことが確認できる。第一に、「現今人心の傾向」を倉富が意識し、それとの関係性の中で皇族の待遇・身分について考えなければならないと構想している点である。倉富も世界の君主制の危機、デモクラシーという潮流を無視できないと考えていたと言えるだろう。第二に、倉富以上に、近藤久敬内大臣秘書官や馬場三郎内匠頭兼伏見宮別当・華頂宮宮務監督のように、皇族も普通の国民と同じような待遇にすべきと考えるグループが、宮中に一定程度存在していたということである。危機感が宮中にある程度広がっていたことを示す事例ではないだろうか。小原はそれに反対するものの、倉富は今のままでもよくないと主張している。彼が皇族を取り巻く職員の中に、時代状況に逆行した振る舞いをしている者がいると見ていたからである。倉富も時代状況に順応した天皇制の再編は必要と思考していた。

倉富のこうした姿勢は、1920年7月の仙石政敬宗秩寮宗親課長との次の会話からもよりはっきりと見ることができる。仙石は倉富以上に危機感を有しており、次のように言う。

近時人心の変化は実に甚しく、如何なる事体を生ずるやも計り難し。故に宮内省に於ても適當の人を選び、世間の風潮を研究し、適宜の処置を取る必要ありと思ふ。先年富山県にて食料問題にて騒擾を起したるとき、自分(仙石)より次官(石原健三)に対し、食料問題は軽視し難し。[中略]必ず其処置に窮すへし。故に、予め大体の方針丈けは定め置き、臨機の処置を為し得る様致し置く必要あるへし²¹⁾

仙石はこの中で、米騒動という具体的な出来事を念頭に置き、社会問題や思想問題の研究と対策を宮中において採らなければならないと主張する。ここからは、仙石が天皇制の維持に関して強い危機感を有していたことがわかる。米騒動のような騒擾が宮城前で起こった時、その対処を誤れば大問題になると考えたのであろう。それに対して倉富は次のように答えている。

予、其通りなり。今日の風潮にては皇室より進みて時勢に順応せらるる必要あり。去りとて余

り急劇にすれば、下の望む所は限りなく、忽ち施こすへき手段なきに至るへし。故に、晩に失せず早に過ぎず、適度の処置を為さるへからず。夫れには協議会の如きものを設けて講究することか必要なるへし。皇室の方針決すれば、之を各皇族に伝へ、皇族も時勢に違はざる様注意せらるる必要ありと云ふ²²⁾。

このように、倉富も仙石の意見に賛意を示し、宮中における社会問題研究の必要性を説き、天皇制を「時勢に順応」するように再編すべきと主張している。具体的には、より「民主化」を進め、国民と皇室との距離感を減少させることだと考えられる。ただし、そのスピードはあくまで漸進的でなければならないと倉富が強調していることに注目しておきたい。あまりに急進的に実行した場合、徹底的な再編が要求されていく可能性があり、その結果、権威が保てないような天皇制へと作り替えられること、そしてそれが天皇制維持に障害となっていくことを倉富は恐れたのである。倉富は、時代の要請によって天皇制は再編しなければならないとは考えつつも、あくまで緩やかに進行させることを目標としていた。

倉富はこの仙石との会話から二日後、南部光臣帝室林野管理局長官と会った際、「先日仙石政敬より聞きたるか、君（南部）と仙石との間には宮内省にて今日の思想問題を研究し、対応策を講究する必要があることを話し合ひたりとのことなるか、予も此事は必要なりと思ふと云」った²³⁾。このことから、倉富が賛意を示した仙石の社会問題について宮中で研究しようとする構想は、元々南部と仙石との間で話し合われており、宮中ではある程度危機感が共有され、広がりを持ったものであったと考えられる。南部のそれは以下のようにより一層具体的である。

先年までは危険思想と云ふても、マルクス杯の書籍を直訳する位のことにて、少しく思慮ある者は之に感はさることなかりしも、其後次第に具体化し、今日にては矢張り一般の賛成を得る為め皇室を中心として社会政策を立て、一個人の資産は三百万円以下、一会社の資本は三千万円以下、土地は総て皇室有と為し、在郷軍人をして管理為さしむと云ふ如き、誰れにも耳に入り易き様の説を立つるに至りたるは甚た関心すへき事にて、其形を云へは、維新の手段も此の如きものなりしなり。其時は皇室か民衆と共に時の権力者を倒されたるものなり。[中略]明治天皇の時は主動者は尊王が唯一の目的なりしも、現今の主張者は他に真目的を有し、其手段として皇室を中心とするものなる故、最も恐るへきことなり²⁴⁾

ここで南部が述べているのは、皇室を中心とした社会主義の構想であろう。細部において違いはあるものの、その内容からすると北一輝の「国家改造法案大綱」（1919年）を思わせる。天皇を押し立てて社会主義革命を断行せんとする発想に、マルクス

主義の単なる輸入よりもさらに大きな危険性があると南部は感じたのである。その中で皇室は手段遂行のためのツールであり、決して現状を維持もしくは肯定するものではない。その本意は社会主義建設にあると南部は述べ、こうした思想に先手を打つためにも宮中で研究を行う必要があると主張する。このように、社会的不平等の打破、貧富の格差の是正、私有財産制度の制限もしくは否定をめざす社会主義ないし共産主義思想の流入は天皇制の危機であるとの認識が、宮中では共有されていたと言えるだろう。そして、そのための研究、そして実際の社会政策の実行が検討され始めていた。こうした認識が宮中で広がっていたからこそ、第I章で詳しく論じた「施行準則」も皇族の反対を押し切って制定されていったのである。

宮中では、こうした社会問題への危機感とともに、大正天皇の病気の進行に伴う、「万機親裁」能力の低下・喪失が問題化され共有化されつつあった。こうして、裕仁皇太子の摂政就任問題が浮上することになる²⁵⁾。またその過程で、1920年ごろから皇太子の結婚問題をめぐる宮中某重大事件が発生する。その状況についてはすでに詳細な先行研究²⁶⁾があるので省略するが、この事件の責任をとって中村宮内大臣が辞任し、宮中における山県の影響力が一掃された。後任の宮内大臣には、松方正義内大臣の推薦によって、牧野伸顕が1921年2月19日に就任する。牧野は、宮中某重大事件によって混乱した宮中の立て直しの他、迫っていた皇太子の外遊、結婚、摂政就任と大きな難問をいくつも抱えて、大臣としての職務を遂行しなければならなかった。牧野は宮内次官に静岡県知事であった関屋貞三郎を選び、関屋は3月9日に次官に就任する。関屋は宮内省とはこれまで全く関係の無い内務省系の官僚であった。

この時、宮中では倉富を次官に推すグループもあった。以下、永井和の研究によってその後の過程をまとめておきたい²⁷⁾。倉富を支持していたのは、小原・南部・仙石、西園寺八郎式部職庶務課長らである。宮内大臣に就任した直後の牧野は、省内に一定程度影響力を持つこのグループの意向を無視はできなかった。そのため、次官については自身の薩摩系とも近い関屋を就任させることにしたが、倉富らが主張する宮内省の機構改革には同意し、彼らの意見を取り込むことで宮中某重大事件後の宮中の安定を図ろうとした。1921年4月に組織改革のための委員会が組織されるが、委員会内の官制改革案の立案・実施過程で、漸進論の牧野・関屋らと急進論の小原・南部、それを支持する倉富との間に意見の対立が生じてしまう。倉富グループが主張した官制改革案は、かなり思い切った機構整理を行うものだったようである。そしてその後、10月の機構改革に伴う省内人事をめぐって両者はより激しく対立し、最終的には宮中に牧野・関屋派と小原・西園寺・倉富派の対立構図ができあがる。この前後の『倉富勇三郎日記』を見ると、特に次官に就任した関屋に対する

倉富の批判的記述が目立つ。その点は後述したい。

以上の動向で興味深いのが、天皇制を「時勢に順応」するように、ただしそのスピードはあくまで漸進的でなければならないと主張していた倉富が、牧野や関屋と比べて、宮内省の機構改革においては急進派であったという事実である。しかし、倉富らが宮内省の機構改革において急進派であったのは、戦後恐慌による皇室財政状況の悪化を背景に、思い切った行政整理によって人員と経費の削減を行い、ふくれあがった宮内省の組織を収縮させることを目的にしていたからで、国民と天皇・皇室との関係を変化させることまでもが射程にはいっていたのではなかった。倉富らが、世間でささやかれるような国民と皇室の関係を再編するような案には付いていけず、そのスピードを問題視していたことは前述したとおりである。

それに対して牧野・関屋は、宮内省の行政整理よりも「時勢に順応」する形で国民と天皇を接近させることの方を重要視していた。むしろその点について言えば倉富らよりも積極的であり、世間的には牧野・関屋らが改革派として映ったはずである。特に皇太子の外遊の成功は、牧野・関屋の路線の大きな推進力となった。周知のように、外遊中の皇太子の「平民」的な態度はメディアでその一挙手一投足が取り上げられ、新しい皇室像として積極的に支持されていった。例えば、『東京朝日新聞』には「皇室と国民」と題した次のような意見が掲載されている。

一体皇室と人民との接近は欧州に於いては敢て珍らしからざる所であつて、専制君主の佛のあつた前独逸皇帝さへも常に平民的態度を以て民衆に接近することを忘れなかつたのである。之に反して我国に於いては皇室は国民と隔絶して神秘の雲に鎖されをるを以て国民は十分に皇室と接触することが出来なかつた傾きがある、斯の如く皇室をば超越的のものと為して、皇室と国民との間に鴻溝を画したものは、主として宮内官等の偏見に本づくもので、彼等は斯くの如くにして初めて皇室の尊厳を保ち得べしと思惟したのである。併しながら斯る観念は明かに官僚思想に根帯するものであつて、現代に於ては正に通用すべからざるものである。元来皇室の尊厳は単に権力関係を以て国民の畏服することに依りて保持せられずして、国民をして衷心より皇室を愛慕せしむることに依りて保持せらるゝものである。而して皇室を愛慕するの念は皇室と国民との接触に依りて完全に涵養さるべきものである。要するに皇室と国民との関係は形式的なものでなく飽までも離るべからざる愛情の連繫でなければならぬ²⁸⁾。

ここでは、ヨーロッパの例を持ち出して、専制主義的で倒れてしまったドイツ帝制でさえ「平民的態度」をとっていたのに、日本の天皇制が国民との接近について未だそれ以下であることは宮内省の責任であるとして批判し、今後の天皇制のあり方

は国民との接近にあると主張されている。こうした主張が皇太子の外遊を経て国内では大勢となっており、牧野・関屋の路線を後方から推進していく力となった。また、皇太子自身がイギリス王室の雰囲気に触れ、宮廷生活の改革に意欲的な態度をとったことも牧野・関屋の路線を後押ししていく。牧野・関屋は宮城や離宮の拝観範囲の拡大、皇室財産の処分、警備のソフト化など、積極的に「民主化」政策を実行していった²⁹⁾。

前述のように倉富らはこうした潮流に対し、懸念を持っていたようである。皇太子の外遊中、倉富と南部は「皇太子殿下御洋行の結果、供奉員の中若干名は必ず旧物打破を主張するならんと思はるる」との会話をしている³⁰⁾。すでに外遊中から、外遊後には急進的な改革を主張するグループが生じると心配していたのである。倉富のこの感情は、外遊後になるとより大きくなっていく。

皇太子殿下、時勢に順応して万事簡易になさるることは至極結構にて、予も勿論異論なし。然れども簡易と云ふことと威厳と云ふこととは必しも並ひ行はれざるものには非らざらん。是は六ヶしき注文には相違なきも、簡易に過ぎて殿下たる威厳かなくなる様にては宜しからずと思ふ³¹⁾。

ここでの倉富の批判は、イギリス王室を見て改革意欲を持つ皇太子にまで向けられている。あまりに「時勢に順応」しすぎた場合、あらゆる事項が「簡易」となり、皇族としての威厳が保てなくなると言うのである。天皇制の権威の部分については死守すべきものがあると考えていたのであろう。この批判の前日、倉富は松村真一郎内閣法制局第一部長と次のような会話を交わしていた。

駐独本邦大使日置益[駐独特命全権大使]は、日本皇室も英国皇室の如く国政には格別関係せられざる様にならされは不可なりと云ひ、自分(松村)は之に反対し、皇室は虚器を擁せらるる様になりては不可なり。但し国民全体を代表したまふ為め個人の如く小我なく、殆んど虚器の如く見ゆるも皇室は万機を統裁したまふことにならされは不可なりとの論をなせりと云ふ。[中略]予も一般に新聞、其他の世評に媚ひるの弊あること、皇室の民衆に接近したまふは可なるも、程度を越へては不可なること、皇族の教育の困難なること等の談を為し³²⁾、

このように、国民と天皇とを接近させようとする動向を、倉富は世間への媚びと受け取った。倉富は接近すること自体は否定していない。しかし、その程度を考慮する必要を強調した。それは、皇室の権威を損なわない限度で、国民との接近を行

うことによって、天皇制を再編し維持させようとする構想であった。その意味で倉富は漸進的立場にあったと見てよいだろう。

ところで、国民と天皇との接近について、イギリスをモデルにしようとする構想は、宮中ではある程度共有されていたと考えられる。1919年の東久邇宮稔彦王のヨーロッパへの留学時、波多野宮内大臣は「殿下方の外国行に付、宮内省として希望する所は、英国の皇族杯か如何に皇室と人民との間に立ちて力を尽し居るや等を研究し来られ度ことなり」³³⁾と述べ、イギリス王室における国民との関係性を学んでくることを希望している。イギリスにおける国民と君主との関係を学び、それを天皇制の再編に活かそうとする波多野の意思があるのは明らかである。

倉富もそれに一定程度は賛成であった。金井四郎東久邇宮附事務官から、「欧州近來の形勢を説き、人心の変化を叙し、帝王の危きを述へ、日本のみ旧を守るへからざることを論し」た東久邇宮の書簡を見せられた倉富は、「王殿下の著目は可なるも、一概に民主主義となられては不可なり。我が国体を保持する手段として君民接近するは必要なれども、君民接近を目的とし、終に君民別なきに至ることは不可なり」と述べた³⁴⁾。倉富にとって、国体を守るものとしての国民と天皇との関係でなければならなかった。国民と天皇との関係を近づけた結果、権威が保持できなくなることは、彼にとっては本末転倒でしかなかった。であるからこそ、倉富は急進的な再編には懸念を示していたのである。

そうした懸念は倉富だけではない。皇太子の外遊に同伴していた奈良武次東宮侍従武官長は、外遊の成功を喜びつつも、皇太子が「皇室は英国の皇室の程度にて、国家国民との関係は君臨すれども統治せずと云ふ程度を可とするの御感想を洩ら」したことに懸念を感じていた。しかも宮中側近が率先してそうした皇太子を「鼓吹」していると奈良は見ており、急激な改革には抵抗すら感じるようになった。

予は其左右何れも極端に走ることは賛成せざるも、中道を執り国体は従來の觀念を執りつゝ国民には漸次接近する方皇室安泰の爲め適当なりと信じ居たり、宮内官の大部分は略予と同様の感想を持ち居るものと認む、但し四圍の関係上日本の皇室は英国とは異なり、君臨すれども統治せずと言ふが如き言辭を弄することは元より慎み、国体觀念としては何等従來と変らざる信念を有せり、故に皇太子殿下の窮屈なる御立場は常に深く御察し申上げ機会あれば少しでも御安易の境遇を得させらるゝやう考慮を払ひたり³⁵⁾。

以上からは、奈良が倉富同様に、国民と天皇との関係の急進的な再編に戸惑いを隠せなかったことがわかるだろう。奈良も漸進論を主張し、自身の見解は「宮内官の大部分」も同じ考えを持っているだろうと感じていた。もちろん、奈良も天皇制の再

編には反対はしていない。その意味では、世界的な君主制の危機という社会状況を踏まえ、宮中の大勢はある程度の改革・再編を許容する雰囲気であったことは想像できる。ただ、そのスピードをどの程度にするのか、どのくらいまで対応するのか、そうした問題への考え方の相違が急進論と漸進論を分岐させたのである。

III 社会事業の必要性

世界的な君主制の危機という状況の中で、様々な改革が行われたが、ここでは皇室が社会事業を展開することについて宮内省内の動向を見ておきたい。前述のように、宮内省内において牧野・関屋派と倉富派が対立していく中で、牧野・関屋が推進しようとする皇室の社会事業は、倉富からは疑問視されており、『倉富勇三郎日記』にもその記述は多く見られる。

まず、宮内省内の動向の検討に入る前に、原首相の構想から見ておきたい。原は前述のように、天皇制を政治システムとは異なる次元に置き、皇室財産を社会事業に振り向けて「慈善恩賞の府」とすることで、人々からの支持を得、天皇制の存続・安定を図ろうと考えていた。以下は、皇室費の増額を求めてきた波多野宮内大臣への原の返答である。

世間にては皇室に非常の御歳入ある様に云ふは誠に恐多し、併し之を論破するなどは思もよらざる事なれば、宮内省の措置如何によりて国民の観念を改むる事必要なり、故に愚案にては株券其他の御収入は公共事業又は慈善事業に之を使用相成る事としては如何、即ち皇室の富まるは国の富なりとの観念を国民に起さしむる様にならば何程多額の御収入あるも決して之を議する者なかるべし、此点の御方針に改められては如何³⁶⁾

ここで原は、皇室財産のうち、株などからの収入は公共事業や社会事業に振り向けることで、国民の皇室財産への理解が深まると主張している。このような方針は、社会的不平等や貧富の格差に対する国民の不満が皇室に及ばないようにする方策でもある。そして皇室財産を積極的に処分し、それを社会的弱者への社会事業などに振りむけることは、国民向けのアピールともなり、天皇制の支持拡大に繋がると考えたのであろう。こうした原の構想が宮中にも共有されていた。

牧野は宮内大臣就任後の1921年5月9日、地方長官招待会の席上で、次のような演説を行っている。牧野によれば、明治以来の皇室は「学問教育産業、其の他公共事業御奨励の為、若くは慈善救恤の目的を以て少なからざる金員の御下賜、其の他高齢者奇特者の慰撫褒賞、民間篤行者の表彰等」の社会事業・恩賞事業を行ってきた、

世界でも類を見ない君主国であった。しかし、世界的な君主制の危機という状況を迎え、日本でもその影響を受けることになった。

総て従来 of 仕切りも之を取極めた当時に於ては極めて適當のやり方であり又施設であつたものも時勢の進行、人心の変遷に因り之を相當に改めなければならぬ事も必ずあるべきことと信じます、殊に大戦争の惹起したる世界的思潮の変動は其の不健全なる極端なる向きは姑措くとしても、忠良なる一般臣民就中有識階級にも多少の感化を与へ其の根本の尊王心には変る所なきも 帝室の事に就いて御心配申上げる者が著しく増加し来り[中略][引用者註:行幸や宮城の開放、下賜金など]是等の場合と事項が即ち地方民の 皇室に接近し奉る機会でありますから其の取扱の如何に因り皇室に対する国民の感情も左右せらるる訳であります故に是等の事に付て十分の攻究を尽し 聖恩の益々高く、汎く行渡らむことを熱望するものであります³⁷⁾、

このように牧野は、国民と皇室との関係性を一層近接にするための方策を強く主張していた。その中には、下賜金による社会事業の展開があった。ただし、戦後恐慌によって、下賜金の余裕はなくなっていた。同時期に牧野によって執筆されたと考えられる「皇室財政に関する演説控」³⁸⁾によれば、第一次世界大戦中は好景気によって得ることができた利益を使用することで下賜金の額は増加し、それを見ていた国民は皇室財政が豊かであると認識しただろうが、現在は不況となりむしろ資金の余裕がなくなると指摘している。つまり、一旦増額したことによって国民の下賜金の額へのハードルが上がり、これを下げることは天皇制への批判を惹起することにも繋がりがねず、非常な困難を伴う問題であると牧野は考えた。それゆえに、天皇制への国民の支持調達のためには社会事業を展開し続ける必要があり、しかし他方で、皇室財政の逼迫を考えると、原の構想のように皇室からの下賜金をばらまくこともできず、その困難をどのようにして解決するかが、牧野の課題でもあった。

こうした牧野の意向を受けていたのが、次官の関屋であった。関屋は就任直後の1921年3月29日、宮内省の会議において次のような発言をしている。

皇族は社会の状況に注意せられ、慈善事業等には寄附金を出さる様せさるへからさる旨を話し、山辺知春は直に、皇族の経済は寄附の余裕なき故、宮内省より出し貫はさるへからすと云ひ、関屋は、夫れては寄附の実なし。各自節約して寄附せらるる様にせさるへからすと云ひたりとのことなり³⁹⁾。

関屋は、各皇族が節約して「年末位には慈善団体に寄附金位は出」すように迫った。

山辺知春北白川宮附事務官から皇族経済にはその余裕がないため宮内省から支出してほしいとの要求が出て、それを断っている。これには、皇族から寄附をしたという行為が伝えられることが、社会的アピールになるという意味もあるだろう。内務官僚出身の関屋は、同時期進行していた内務省の社会化⁴⁰⁾という路線と軌を一にするような戦略を採ったのではないだろうか。また前述の牧野の演説に見られるように、宮内省から慈善事業のための資金を支出することは困難であったことから、皇族に直接の支出を求めたと考えられる⁴¹⁾。

こうした関屋の構想に対し、倉富は「軽率」と批判する。関屋が皇族の経済状態を十分に検討せずに、こうした構想を打ち出したと見ていたからである。倉富自身、皇室が社会事業のために資金を出すことには同意していた。そのやり方を問題視したのである⁴²⁾。そして倉富と小原は、次のような関屋批判を繰り返した。

次官(関屋)は常に社会事業と云ふか、社会事業の大切なることは申すまでもなけれども、次官(関屋)の社会事業は畢竟新聞にて誉へさへすれば宜しき事業なりと云ふ。小原、政党内閣か眼前のこのみを為し永遠の計を為さざる如く、宮内省にて場当りのこのみ為す様にては、実に致方なきことなりと云ふ⁴³⁾。

当該期の社会問題・思想問題に対応した社会事業の必要性については、倉富や小原もそれ自体は認めていた。しかし、牧野・関屋が推進するスピードが急進的に倉富らには見え、批判を展開していった。このような牧野・関屋らが進めていく宮中改革や天皇制の再編に対しては、倉富らはその後も批判を継続していくことになる。

おわりに

第一次世界大戦後の世界的な君主制の危機、デモクラシーという社会潮流、大衆社会化の進展の中で、天皇制も再編が迫られた。その時代状況に順応しなければ、生き残れないとの危機感が政府・宮内省に広がった。そして、国民と天皇・皇室との新たな関係性が模索される。

その中で、宮内省において新たな舵取りを担ったのが、牧野伸顕宮内大臣と関屋貞三郎宮内次官である。彼らは原敬首相の構想や、裕仁皇太子の「民主的」改革を求める意欲、デモクラシーの世論を背景に、機構改革・皇室財産の処分・皇室の新たなイメージ戦略、社会事業の展開など、様々な方策を実行していった。

しかし彼らが宮中に来る前から、改革を推進しようとする動きはあった。それが

まず、「施行準則」という形で結実する。そして社会状況の変化を受け、何らかの天皇制の再編は必要であるとするグループが存在していた。それが倉富勇三郎らであった。倉富らは、あまりに急進的な改革は天皇の権威を損ない、最終的には天皇制を維持するための再編が有名無実化してしまうことを恐れた。そこで倉富は、漸進的な改革を主張する。そうした倉富にとって、牧野・関屋らの推進する改革は急進的、世論迎合的と映り、批判を繰り返していくのである。一方で、牧野・関屋らは国民と天皇との接近を特に意識して、改革を実行していく。その意味では、牧野・関屋と倉富ではその軸足がやや異なっていたかもしれない。

ただし、牧野・関屋・倉富ともに、何らかの改革は必要であると考えていることでは一致していた。つまり、この時期の宮中には、新しい皇室像を模索するような緩やかな合意があったということが指摘できよう。

註

- 1) 鈴木正幸『近代天皇制の支配秩序』（校倉書房、1986年）、同『皇室制度』（岩波書店、1993年）、同『国民国家と天皇制』（校倉書房、2000年）、同編『近代日本の軌跡 7 近代の天皇』（吉川弘文館、1993年）など。
- 2) 原奎一郎編『原敬日記』第5巻（福村出版、1965年）1920年9月2日条。
- 3) 伊藤之雄『日本の歴史 22 政党政治と天皇』（講談社、2002年）、同『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』（名古屋大学出版会、2005年）、坂本一登「新しい皇室像を求めて」『年報近代日本研究 20 宮中・皇室と政治』（1998年11月）7-35、梶田明宏「『昭和天皇像』の形成」鳥海靖他編『日本立憲政治の形成と変質』（吉川弘文館、2005年）、黒沢文貴「大正期天皇制の危機と山県有朋」伊藤隆編『山県有朋と近代日本』（吉川弘文館、2008年）、河西秀哉「天皇制と現代化」『日本史研究』582号（2011年2月）122-144など。
- 4) 大衆社会の出現については、安田浩「総論」坂野潤治他編『シリーズ日本近現代史 3 現代社会への転形』（岩波書店、1993年）を参照のこと。
- 5) こうした研究動向については、河西秀哉「近現代天皇制・天皇像研究の現状と課題」『新しい歴史学のために』262号（2007年2月）1-14、同「近現代天皇研究の現在」『歴史評論』752号（2012年12月）25-35を参照のこと。
- 6) 倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第1巻（国書刊行会、2010年）、同編『倉富勇三郎日記』第2巻（国書刊行会、2012年）。なお『倉富勇三郎日記』の注記は日付、巻数、ページの順で記す（例：『倉富勇三郎日記』1920年4月8日条、1巻519）。
- 7) この過程は、伊藤前掲『日本の歴史 22 政党政治と天皇』、永井和『青年君主昭和天皇と元老西園寺』（京都大学学術出版会、2003年）に詳しい。

- 8) 外遊については、波多野勝『裕仁皇太子ヨーロッパ外遊記』（草思社、1998年）、横山孝博「皇太子裕仁の訪欧と大正デモクラシー期の天皇・皇室像」『北大史学』33号（1993年8月）39-51を参照。
- 9) 三谷太一郎「日本における陪審制成立の政治史的意味1・2・3」『國家學會雑誌』92（1・2、5・6、9・10）（1979年）。
- 10) 増田知子『天皇制と国家』（青木書店、1999年）、由井正臣編『枢密院の研究』（吉川弘文館、2003年）、竹内桂「不戦条約の批准問題」『駿台史学』第134号（2008年8月）1-23など多数。
- 11) 伊藤前掲『日本の歴史22 政党政治と天皇』、同前掲『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』、永井前掲『青年君主昭和天皇と元老西園寺』、増田前掲『天皇制と国家』、西川誠「大正後期皇室制度整備と宮内省」『近代日本研究』20（1998年11月）88-122、荒船俊太郎「摂政輔導問題と元老西園寺公望」『史観』第158冊（2008年3月）18-36など。
- 12) 永井和「波多野敬直宮内大臣辞職顛末」『立命館文学』624号（2012年1月）781-799。
- 13) 『倉富勇三郎日記』1920年4月8日条、1巻519。
- 14) 永井前掲「波多野敬直宮内大臣辞職顛末」506-508。
- 15) 高久嶺之介「大正期皇室法令をめぐる紛争」上、『社会科学』32（1983年2月）159-200、西川前掲「大正後期皇室制度整備と宮内省」。
- 16) 『倉富勇三郎日記』1920年4月19日条、1巻525。
- 17) 『倉富勇三郎日記』1920年4月19日条、1巻526。
- 18) 『倉富勇三郎日記』1920年6月11日条、1巻592。
- 19) 『倉富勇三郎日記』1920年5月15日条、1巻557。
- 20) 『倉富勇三郎日記』1919年5月15日条、1巻157。
- 21) 『倉富勇三郎日記』1920年7月6日条、1巻624-625。
- 22) 『倉富勇三郎日記』1920年7月6日条、1巻625。なお倉富はこの時も、皇族については前述の5月の時と同様に、「皇族は今日の世間の模様を知らざる方多かるべく、畢竟世間の事情が分らざるため、思はず尊大にならるる訳なるへし。現在の宮附職員は寧ろ皇族を尊大にすることのみを心掛け、時勢に順応せしむる方のことは之を告ぐる人なき様なり。」と述べて、その周りの人々が時勢を読み違えていると批判している。
- 23) 『倉富勇三郎日記』1920年7月8日条、1巻631。
- 24) 『倉富勇三郎日記』1920年7月8日条、1巻631-632。
- 25) その過程は、永井前掲『青年君主昭和天皇と元老西園寺』第一章を参照。
- 26) 坂本前掲「新しい皇室像を求めて」、伊藤前掲『日本の歴史22 政党政治と天皇』、永井前掲『青年君主昭和天皇と元老西園寺』などを参照。
- 27) 永井前掲『青年君主昭和天皇と元老西園寺』40-48。
- 28) 『東京朝日新聞』（1921年8月24日付け朝刊）「皇室と国民」。なお、『読売新聞』（1921年6月19日付け朝刊）には「宮中事務の改善（牧野宮相に望む）」との意見も掲載されている。その中では、「近時の思想の急激なる変化は、決して皇室に対する忠愛の観念を傷つけはせぬことは吾人の信ずる所であるが、君側にあるものは出来るだけ無用煩瑣の障壁を皇室と国民の間に設けることを避けねばならぬ。」と述

べて、国民と皇室との接近を目指すためにも宮内省の機構改革を行うよう、牧野に求めている。

- 29) 坂本前掲「新しい皇室像を求めて」18-30。
- 30) 『倉富勇三郎日記』1921年6月20日条、2巻253。
- 31) 『倉富勇三郎日記』1922年10月2日条、2巻967。
- 32) 『倉富勇三郎日記』1922年10月1日条、2巻963。
- 33) 『倉富勇三郎日記』1919年5月10日条、1巻146。こうした構想は宮中だけに留まらなかった。この留学では、上原勇作陸軍参謀総長がヨーロッパの君主国であるイギリスと東洋の君主国である日本の親善は必要であり、東久邇宮の留学にはそのため意味もあると主張する（『倉富勇三郎日記』1919年4月29日条、1巻132-133）。ここからは、君主国を皇族が実際に見ることの意義が認識されていたこと、イギリスを君主国の範としようとする意識を見ることができるのではないか。
- 34) 『倉富勇三郎日記』1921年3月17日条、2巻112。
- 35) 波多野澄雄・黒沢文貴・波多野勝編『侍従武官長奈良武次日記・回顧録』第四巻（柏書房、2000年）127。
- 36) 『原敬日記』第5巻、1918年10月8日条。
- 37) 「宮内大臣演説」『牧野伸顕関係文書（書類）』31（国立国会図書館憲政資料室蔵）。なお、この演説の草稿と思われる「大正十年備忘録」『牧野伸顕関係文書（書類）』345も、基本的には内容は同じである。
- 38) 「皇室財政に関する演説控」『牧野伸顕関係文書（書類）』14-2。
- 39) 『倉富勇三郎日記』1921年3月29日条、2巻140。
- 40) 渡辺治「1920年代における天皇制国家の治安法制再編成をめぐって」『社会科学研究』27巻5・6合併号（1976年3月）88-286など。
- 41) 皇族から直接支出させる案は、牧野も賛成だったと思われる。牧野は1921年12月30日に留学していた東久邇宮に対し、「帝室モ皇族モ共ニ充分ニ御節約ヲ願フヘキ大切ノ時」であるから留学を短縮せよと迫っている（「皇族外遊費用について」『牧野伸顕関係文書（書類）』6-1）。この言動からは、世界的な君主制の危機、戦後恐慌などの影響から、皇族の費用も聖域ではなく、削減しなければならないという牧野の強い姿勢を強く見ることができる。牧野は皇族が身を切る必要性を思考しており、皇族に社会事業のための資金を直接支払わせることもその一つではなかっただろうか。
- 42) 『倉富勇三郎日記』1921年5月30日条、2巻210。
- 43) 『倉富勇三郎日記』1921年9月9日条、2巻878。

関東州阿片令制定をめぐる一考察

桂川 光正

はじめに

関東州阿片令は、実に奇妙とさえ言えるほどの異例な制定過程の末に成立した。後に詳しく見るように、1921年3月に政府原案が成立し、4月に枢密院に送られたものの、そこでの審査は7月初旬に中断、一年近く棚上げとなった後、22年5月に枢密院が審査を再開したが、ここでもまた中断、更にその翌年6月によりやく開かれた審査委員会で、政府は同案を取り下げてしまった。24年2月に改めて枢密院に送られて、やっと成立、公布の運びとなった。相当な難産だったとすることができる。

こうした、他に殆ど例を見ないであろう経過をたどったのはどのような理由があったのか。取り敢えずこうした単純な疑問から出発して、この勅令公布の意義、また、それが関東州阿片制度に与えた影響とその意義とについて考えてみたいと思う。

本論に入る前に、議論の前提として、関東州阿片制度に関わる事項について必要最低限の説明をしておきたい。

日本は、関東州を租借した後、特許専売制の下で事実上の自由吸食を認める阿片制度を実施した¹⁾。第一次大戦後にハーグ国際阿片条約と最終議定書（以下一括して「ハーグ条約」と略記する）が施行されると、これに対応する必要から、1919年1月18日、原内閣は関東州と青島²⁾に於ける阿片制度の全廃を閣議決定した³⁾。（ただし、この実施に際しては現地当局などの強い抵抗があり、このために、21年11月になって5年後の廃止へと方針が変更された⁴⁾）これと並んで、関東州を対象とする阿片法規をハーグ条約に沿った形で制定する必要もあった。こうして、関東州阿片令（以下「阿片令」と略記する）の制定作業が1920年に始まったのである。

なお、本稿で使用する一部の語について前もって説明しておく。まず、「癮者」とは、阿片依存症の人を指す。また、「吸食」あるいは「吸煙」とは阿片煙膏を吸う行為のことであり、この二つの語に意味の違いはない。資料によっては「煙」を「烟」と記すものがあるが、その場合にはその字をそのまま記す。

I 1921年

1. 政府案の成立

政府案作成過程は順調だった。1920年12月に関東庁が原案を政府に提出⁵⁾、内閣拓殖局はこれを手直しの後、1921年1月21日、外務省に対して「内協議」を求めた。外務省側は、同案には基本的に異議がないとしつつ、同案に基づく処罰規定と関東州裁判令との関係について「疑義」があること、また、関東州外との関係、在満領事裁判との関係について研究が必要であることの二点を付記した⁶⁾。その後、外務省と拓殖局とで正式な協議を行った末に、3月中には成案が出来上がり、4月2日付で枢密院に送られた⁷⁾。表1の「1月関東庁案」が拓殖局から外務省に示した案、「4月諮詢案」が両者の協議を経て成立した案である。

まず両案の異同を確認しておきたい。

第一条で「粉末阿片」を「薬用阿片」と変えたのは、ハーグ条約の定義⁸⁾に合わせたもので、それ以外の意味はないと見てよい。

第二条の相違は大きい。1月案が吸食という行為それ自体を禁止する規定とならないように周到に配慮しているのに対して、4月案は吸食の原則禁止をはっきりと定めている。ハーグ条約第17条の義務規定⁹⁾と整合させるための変更である。この規定の扱いが、以後の「阿片令」制定過程の焦点となる。

4月案第三条の但書は、実務上の必要に基づいて付け加えられたものである。むしろ本条のポイントは、本文に変更がなかったことにある。即ち、特許者は生阿片を輸入して煙膏を製造・販売することも煙膏を輸入して販売することもできるとする規定内容には、何ら手を加えていないのである。これ自体は、関東州に於ける当時の阿片制度の追認であり、この時には、これに関する両者間の意見の違いはなかった。

4月案の第四条は1月案にはなかった規定である。これは、所謂阿片窟（阿片煙館）だけでなく、料理屋や妓楼などでの吸食も一律に禁止するとの趣旨であり、やはりハーグ条約第17条の義務規定¹⁰⁾に合わせた措置であった。この規定が、第二条とも絡んで、「阿片令」制定に際しての最大の焦点となっていく。

1月案第六条は、関東庁側のある策略がさりげなく盛り込まれていたと見ることができる。即ち、この規定によれば、罰則規定が必要な場合には関東長官が定めることになるのだが、そうすると、関東庁は独自に罰則規定を設けることが可能となる。関東庁は罰則をできるだけ弱くしたかったから¹¹⁾、政府の意向を問うこともその意向に縛られることもなしに自由に規定できるよう目論んだのである。前述の外務省の「疑義」とは、このあたりにあったものと思われるのだが、結局、関東庁の意向を汲んで、「懲役ないし罰金」という比較的軽い刑とすることで妥協が成立し、4月案の第七条以下の規定となった。

表 1 関東州阿片令案の比較（その 1）

	1 月関東庁案	4 月諮詢案
第一条	本令ニ於テ阿片トハ生阿片、阿片煙膏及粉末阿片ヲ謂フ	本令ニ於テ阿片トハ生阿片、阿片煙膏及薬用阿片ヲ謂フ
第二条	阿片ハ之ヲ吸食ノ用ニ供スルコトヲ得ス 但シ関東長官ニ於テ阿片癮者ノ救療上必要アリト認め之ヲ特許シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス	阿片ハ之ヲ吸食スルコトヲ得ス 但シ関東長官ハ当分ノ内阿片癮者ノ救療上必要アリト認めル場合ニ限り其ノ吸食ヲ許可スルコトヲ得
第三条	阿片及其ノ吸食器具ハ関東長官ノ特許ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ輸出、輸入、製造、売買、授受、所有又ハ所持スルコトヲ得ス	阿片又ハ阿片吸食器ハ関東長官ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ製造、輸出、輸入、売買、授受、所有又ハ所持スルコトヲ得ス 〔医師、歯科医師、獣医、薬剤師、薬種商に関わる例外規定の但書は省略〕
第四条	阿片ヲ製造スル目的ヲ以テ罌粟ヲ栽培スルコトヲ得ス	阿片ヲ吸食セシムル為ニ房屋ヲ供給スルコトヲ得ス
第五条	関東長官ハ必要アリト認めルトキハ当該官吏ヲシテ阿片ノ製造場、店舗其ノ他ノ場所ニ立入り原料、製造品、器具、機械、帳簿、書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得 関東長官ハ第三条ノ規定ニ依リ特許ヲ与ヘタル者ニ対シ必要ト認めル事項ニ付報告ヲ為サシムルコトヲ得	阿片ヲ製造スル目的ヲ以テ罌粟ヲ栽培スルコトヲ得ス〔1 月案第四条〕
第六条	関東長官ハ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外阿片ニ関シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得	関東長官ハ必要アリト認めルトキハ当該官吏ヲシテ第三条ノ許可ヲ受ケタル者ノ製造場、店舗、其ノ他ノ場所ニ立入り原料、製造品、器具、機械、帳簿、書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得 関東長官ハ必要アリト認めル事項ニ付第三条ノ許可ヲ受ケタル者ヲシテ報告ヲ為サシムルコトヲ得〔1 月案第五条〕
第七条	-----	第二条但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケスシテ阿片ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス
第八条	-----	〔無許可での阿片の製造、輸出入もしくは売買または販売目的での所持は、六月以上七年以下の懲役または五千元以下の罰金〕 〔無許可での阿片吸食器具の製造、輸出入もしくは売買または販売目的での所持は三月以上五年以下の懲役または三千元以下の罰金〕 〔その他の第三条の規定への違反は一年以下の懲役または五百円以下の罰金〕
第九条	-----	〔第四条の規定への違反は六月以上七年以下の懲役または五千元以下の罰金〕
第十条	-----	〔第七～九条の未遂罪の処罰〕
第十一条	-----	〔第五条の規定への違反は二年以下の懲役または千円以下の罰金〕
第十二条	-----	〔第六条の規定への違反は二百円以下の罰金または科料〕
第十三条	-----	〔刑法第二編第十四章の規定の不適用〕
附則	〔略〕 第二条但書及第三条中阿片ノ吸食器具ニ関スル規定ハ大正十五年三月三十一日限り其ノ効力ヲ失フ	-----
出典	「関東州阿片令」と題する草案（外務省文書「阿片其他劇毒薬及吸食器具取締関係雑件 本邦ノ部 政策及法規 関東州、青島、台湾ニ於ケル阿片制度撤廃問題」 4.2.4.1-1-2-2 第二巻）	「関東州阿片令修正経過」と題する文書（同左ファイル所収）

最後に、1月案の「附則」はいずれも、19年の閣議決定と、これを受けて21年4月に内田外相が行った関東州阿片制度の5年後廃止の声明¹²⁾とに対する、関東州側の配慮である。4月案の第二条但書で「当分の間」となっているのも、これを意識したものである。

4月案での罰則規定の新設をひとまず脇に置けば、1月案から4月案への変更の意義は、次のようにまとめることができるだろう。

まず、ハーグ条約の規定に明らかに抵触する条項は、同規定に沿った形に手直された。ただし、吸食は癮者救療の名目で認めた。これによって、この時点で許されていた阿片窟や料理屋や妓楼等での吸食はできなくなるものの、自宅でなら自由に吸えることになる。これは、ハーグ条約第17条の規定に違反していると見ることができる。また、特許専売制度には何も手を着けていない。要するに、阿片窟や料理屋や妓楼といった場での吸食を禁止したことを除けば、当時実施されていた阿片制度を基本的に変えないものだった。

4月案への変更は、現在の我々から見れば、ほぼ関東州側の意向に沿った決着だと言ってよい。それにも拘らず、関東州側の不満は大きかったようである。「関東庁の御用新聞」¹³⁾である『満洲日日新聞』が「原案は最初関東庁にて起草せるも拓殖局法制局にて殆ど原形を止めざる迄改竄」¹⁴⁾されたと書いていることから推測すると、関東庁は、1月案にさえ不満だったと見ることができる。この時点での関東州側への不満は、諸規定が5年後の吸食禁止を前提としていることに向けられていた。『満洲日日新聞』は、一般記事として、「改竄案に依れば今後五年以内に阿片吸煙者を根本的に一掃せんとするものであつて這は机上の論たるを免れない」¹⁵⁾と批判したほか、「支那の事情に精通してゐる某氏」の談として、「当分は相当の取締りをなして蔓延を防ぐに力を尽し漸次之れ〔吸煙〕を禁止するの方策を採るは適宜の措置」¹⁶⁾だと書き、更に社説的コラムに至っては、「阿片制度は何処迄も漸禁主義に立脚して行ふべきものであらう。妙な国際上の気兼ねや理屈に囚はれない様に、成るべく實際的に考慮すべきことと思ふ」¹⁷⁾と、ハーグ条約無視をあからさまに主張するなど、折にふれて、5年後に阿片制度を廃止するという方針の撤回を求めた。これは勿論、「阿片令」作成に携わっている政府当局と枢密院を牽制しようとする関東州の意向を代弁したものであった。

ともかく、関東州側への不満をよそに、「阿片令」案の枢密院での審議は4月18日から始まるはずであった。

2. 枢密院の審査

枢密院での審査開始予定日三日前の4月15日に突然、審査委員会の開催延期が決

まった。ちょうど、世上を騒がせていた「関東州阿片事件」という大きな疑獄事件¹⁸⁾の関東庁レベルでの処理が、ほぼ大詰めを迎えていた頃であった¹⁹⁾。枢密院に於いて政府案の説明の中心となるべき山県伊三郎関東長官は、当然、旅順で事件処理に全力を傾けており、東京に出向く余裕はなかった。枢密院で「阿片令」案について詳細に説明できる者が他にいないので、やむなく枢密院での審議を延期することになったのである²⁰⁾。そして、この事件の裏で糸を操る「唯一のバック」と目された²¹⁾古賀廉造が5月末に拓殖局長官を罷免され、関東庁としての事件処理がほぼ終了したのを受けて、6月10日、枢密院での「阿片令」案審議がようやく始まった²²⁾。

同案は、審査に当たった枢密顧問官から様々な批判を浴びた²³⁾。批判の一は、関東州には既に阿片を取り締まるための法規がある²⁴⁾のだから、新たにこのようなものを作成、公布する必要がないというものだった。第二は、罰則が軽いとの批判であった。これに関連して、関東州阿片事件との関わりを疑う顧問官もあった。また、一木喜徳郎のように、阿片癮者の消滅と共に関東庁の収入は減少するだろうが、その重要な財源を失いかねなくする阿片厳禁主義を関東庁が実行するだろうかと、意地の悪い疑念を表明する者さえいた。顧問官たちは総じて、控え目に言っても、この案に冷淡ないし消極的であった。

一方、政府の方にも、是が非でもこれを通そうという姿勢が感じられない。

まず、原首相は、ことさらに阿片事件との関わりを持ち出して問題にする顧問官の態度に腹を立てて、6月10日の第一回審査委員会に出席した後は、出席をやめてしまった²⁵⁾。友人の古賀廉造との関係をあげつらって政治的に打撃を与えようとする意図に出たものと見て、これを避けようとしたのかもしれないが、少なくとも、枢密院から「阿片令」制定に消極的だと見られても仕方がない行為であったと言えよう。

一方、関東庁と拓殖局は、原のそうした態度と枢密院の対応を奇貨としてか、成立に意欲をみせなかった。あたかも「阿片令」制定から手を引こうとしたのではないかと思えるような消極的な姿勢を感じるのであるが、事実、『満洲日日新聞』も「政府提案の心事に対して多大の疑問を挟むものがある」と評する²⁶⁾ほどであった。

そもそも、「阿片令」制定が必要となった理由は、第一に、関東州では、日本の刑法第二編第十四章「阿片煙ニ関スル罪」²⁷⁾を適用するのが本則であるにもかかわらず、在住中国人には吸食を認めているという矛盾があり、これを法的にきちんと整理する必要があったことである。第二に、ハーグ条約の規定により、これに基づいた必要な取締法規を、関東州に関しても制定する義務があったこと、第三に、取締りを厳しくして在住中国人の吸食習慣を矯正することを1919年に閣議決定したという、「国際的信義」を守る必要があったことである²⁸⁾。関東庁からすれば、このうちの第

一はまだしも、第二と第三は、いわば外から押し付けられたものであるのみならず、現行の阿片政策を彼らの意に沿わない方向に変えることを含意していたのだから、彼らは「阿片令」制定に積極的に関わる気にはなれなかったのだろう。

以上のような関東庁の姿勢は、この後、政府内の対応の不一致という形で表面化した。外務省が「阿片の取締を現在より以上に嚴重にすべしとの趣旨」の答弁書を枢密院に提出したのに対し、拓殖局と関東庁は「之と正反対」の答弁と説明を行ったのである²⁹⁾。

政府側のこうした態度を見た審査委員会は、7月8日の第三回委員会において、「政府ニテ案ヲ精査セシメ之ヲ実行スル決意ヲ示サシムヘキコト」だけを決めて³⁰⁾、そのまま自然休会となった。政府側の消極的態度と内部的不一致とを問題にして、事実上の否決を言い渡したと見てよい。

この後、翌年春まで、この問題に関する動きは全く見られない。この時期、政府、特に外務省は開会間近に迫ったワシントン会議の準備にほぼ全精力を費やしていたに相違ないから、「阿片令」制定の問題は後回しにせざるを得なかったのだろう。そうしている間に、11月には原敬が暗殺されて、内閣も交代した。こうした中で、「阿片令」制定問題は、いわば不急の課題として放置されたのであった。

II 1922年

「阿片令」制定の動きは、ワシントン会議終了後の1922年5月になってようやく再開した。そのきっかけは、おそらく、その三月ほど前に国際聯盟帝国事務局長の松田道一から外務省に届いた電報³¹⁾だったと思われる。松田は、関東州と青島の阿片制度撤廃を内外に声明しているにもかかわらず関東州阿片令が未だに発布されないのでは、他国の非難を招くことになるかと警告してきたのだが、外務省はこれをうけて、この問題に決着をつけないままではいかなないと判断し、拓殖局などに働きかけ始めたのだろう。そして、「矢張本案ノ制定実施ヲ必要」とするとの合意が政府内で成立し³²⁾、5月8日、枢密院の審査委員会がようやく再招集された。

この委員会では、様々な意見が出た後、諮詢案中の第三、四、六、七、八条について修正の必要を認め、修正案を政府に提示、政府の回答を待って、改めて審議することとした³³⁾。

枢密院の修正案を前年4月の諮詢案と比較したのが表2である。主な修正は三点である。

まず、阿片煙膏の輸出入を禁止することにした。ハーグ条約第七条の規定³⁴⁾に合わせるための措置だとされている³⁵⁾が、それだけの理由ではあるまい。ハーグ条約の

規定に合わないことは「阿片令」案作成開始当時から分かっていたはずであり、従って、この時点でこのような修正を行うのは、「関東州阿片事件」の影響なのであろう。即ち、この事件では、専売品である阿片煙膏が裏ルートに横流しされ、中国本土に販売されていたことが露呈した³⁶⁾のだが、これはハーグ条約が強く禁止する行為であった。こうした「不祥事」を防止しなければならないとの意図から、この条項を新たに付け加えることにしたのであろう。

第二の修正点は、主要な違反に対しては、選択刑ではなく懲役刑に一本化したことである。刑罰が軽いという、枢密院における当初からの批判を受けたものである。

そして第三の修正点が、第五条但書の追加である。この但書は、吸食施設存続を可能とする趣旨であり、この意味で、当時の事実上の自由吸食の継続を意図していたと言えよう。実は、一木喜徳郎がここでもまた、「阿片ノ収入カ関東庁ノ一財源タル以上取締上ノ厳禁ハ不能」ではないかとの意見を述べている³⁷⁾。本但書は、これを受けて、同委員会が「関東州ノ実情ニ照シ財政上烟館閉鎖ハ之ヲ励行シ難キヲ以テ、烟館ノ設置ヲ厳禁スルノ規定ヲ設クルモ将来必ズヤ之ガ違反ノ行為ヲ生ジ、而モ関東庁ニ於テ之ガ取締ヲナシ得ザルベキニ依リ」との理由で、「特ニ修正増補セルモノ」であった³⁸⁾。一木の意見がどのような主観的意図から出たものであれ、関東庁を後押しする役割を果たしたことははっきりしている。関東庁の阿片取締りの能力への不信感から出たものであったのかもしれないが、何であれ、関東庁にとってこれほど有難い意見はなかったであろう。

ただし、一木の意見は、一応はそれなりに「合理的」な判断に基づいていたと言えなくもない。実際、関東庁にとって阿片からの収入は非常に大きな意味を持っていた。当時の関東州の阿片専売制度では、大連宏濟善堂戒煙部（1920年からは宏濟善堂薬局）という組織の収益中から、その営業費と宏濟善堂慈善部基本金に充当するために当局が指定した金額とを控除した残額を、「特許料」として納入することになっており、関東庁では、これを「地方費」会計經常部中の「雑収入」の費目に組み込んでいた³⁹⁾（このほか、阿片煙館にも一種の営業税を課していたはずであるが、現在のところ、関東庁側にいくら入っていたのかは明らかでない）。

関東庁の阿片収入は1921年前後、毎年約300万円あったと言う⁴⁰⁾。この頃の関東庁の地方費經常部の歳入が、決算ベースで、それぞれおおよそ414万円（1919年度）、652万円（20年度）、495万円（21年度）、487万円（22年度）、467万円（23年度）だった⁴¹⁾ことを考え合わせれば、阿片収入の比重の大きさがよく分かる。

表2 関東州阿片令案の比較（その2）

	4月諮詢案		枢密院特別委員会修正案
		第三条 〔新規追加〕	阿片煙膏ハ之ヲ輸出又ハ輸入スルコトヲ得ス 阿片煙膏ハ関東長官ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ製造、売買、授受、所有又ハ所持スルコトヲ得ス
第三条	阿片又ハ阿片吸食器ハ関東長官ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ製造、輸出、輸入、売買、授受、所有又ハ所持スルコトヲ得ス 〔医師、歯科医師、獣医、薬剤師、薬種商に関わる例外規定の但書は省略〕	第四条	生阿片、薬用阿片又ハ阿片吸食器具ハ関東長官ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ製造、輸出、輸入、売買、授受、所有又ハ所持スルコトヲ得ス 〔なお、医師、歯科医師、獣医、薬剤師、薬種商に関わる例外規定の但書には「関東長官ノ定ムル所ニ依リ」の文言を追加〕
第四条	阿片ヲ吸食セシムル為房屋ヲ供給スルコトヲ得ス	第五条	阿片ヲ吸食セシムル為房屋ヲ供給スルコトヲ得ス 但シ関東長官ノ定ムル所ニ依リ阿片癮者ノ救療ノ為ニスル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第六条	関東長官ハ必要アリト認ムルトキハ当該官吏ヲシテ第三条ノ許可ヲ受ケタル者ノ製造場、店舗、其ノ他ノ場所ニ立入り原料、製造品、器具、機械、帳簿、書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得 関東長官ハ必要アリト認ムル事項ニ付第三条ノ許可ヲ受ケタル者ヲシテ報告ヲ為サシムルコトヲ得	第七条	関東長官ハ必要アリト認ムルトキハ当該官吏ヲシテ第三条第二項若ハ第四条ノ許可ヲ受ケタル者又ハ医師、歯科医師、獣医、薬剤師若ハ薬種商ノ製造場、店舗、其ノ他ノ場所ニ立入り原料、製造品、器具、機械、帳簿、書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得 関東長官ハ必要アリト認ムル事項ニ付前項ノ検査ヲ受クヘキ者ヲシテ報告ヲ為サシムルコトヲ得
第七条	第二条但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケシテ阿片ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス	第八条	第二条但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケシテ阿片ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千元以下ノ罰金ニ処ス
第八条	〔無許可での阿片の製造、輸出入もしくは売買または販売目的での所持は、六月以上七年以下の懲役または五千元以下の罰金〕 〔無許可での阿片吸食器具の製造、輸出入もしくは売買または販売目的での所持は三月以上五年以下の懲役または三千元以下の罰金〕 〔その他の第三条の規定への違反は一年以下の懲役または五百円以下の罰金〕	第九条	〔無許可での阿片の製造、輸出入もしくは売買または販売目的での所持は、六月以上七年以下の懲役〕 〔無許可での阿片吸食器具の製造、輸出入もしくは売買または販売目的での所持は三月以上五年以下の懲役〕 〔その他の第三条の規定への違反は一年以下の懲役または五百円以下の罰金〕
出典	前掲「関東州阿片令修正経過」		

「地方費」とは「直接地方住民の安寧福利に関する行政施設費を支弁するを目的とする」経費で、教育費、衛生費、勸業費、営繕土木費などに使用した⁴²⁾。つまり、5年後の吸煙廃絶となれば、これらの収入が急減ないしほぼゼロとなり、その結果、現地住民のための事業の遂行が殆どできなくなってしまうのである。しかも、これ

に代わる財源を見つけるのは困難であった⁴³⁾。

だから、関東庁は阿片厳禁に決して踏み切らないだろうし、また、それを強制することもできないだろうという予測は、容易にできるわけであり、吸煙施設存続を認めるという意見は、その意味では、確かに「現実的」であったかもしれない。関東州の経営をいかに行うのかというだけの観点からこの問題を見るならば、阿片を禁止しないことがむしろ望ましいのである。おそらくは、一木のみならず他の枢密顧問官も、多かれ少なかれ、こうした判断をしたのかもしれない。

とまれ、この修正案は、法制局長官を経て拓殖局長官に送られた後、6月26日に拓殖局から外務省に対して非公式の照会があり⁴⁴⁾、以後約一ヵ月間、外務省と拓殖局の間で事務折衝が続いた。焦点は、当然、第五条但書の扱いであった。

外務省は、「国際阿片条約上ノ義務履行ノ為」にはこの但書を削除する必要があることを力説した。一方、拓殖局は、この但書は上記のように枢密院の委員会が「特ニ修正増補セルモノ」だから、この部分を削除してしまうと、「阿片令案ハ到底枢密院ヲ通過スルノ見込ミ立メザル」だろうと言って、外務省の翻意を促した。しかし、外務省は、「考慮ノ余地ナキ」ものと一応は突っぱねた⁴⁵⁾。

もともと、外務省は、こうした強硬姿勢の裏で密かに妥協のための方策を探っていた。そして、「純然タル医療ノ目的ニヨリ煙館ヲ存置スルハ [ハーグ] 条約違反ニ非ス」という言い抜けを見出した。「純然タル医療ノ目的」のための煙館の存続はむしろ「条約ノ精神ヲ促進スルノ行為」なのであり、そうした煙館は、ハーグ条約で順次閉鎖することを義務付けられている「単純ナル煙館」ではなくて「一種ノ病院」であるという理屈であった⁴⁶⁾。「純然タル医療ノ目的」であることをきっちり主張できるのならば、ハーグ条約締結国からの非難は受けないだろうし、たとえ非難されたとしても十分に反駁できるという判断と確信を得たわけである。

だから、これ以後の外務省にとっては、煙館存続を認めるかどうかは、もはや問題ではなくなった。「厳密ニ医療上ノ目的」の施設だと判断できるかどうかだけが、関心の対象となったのである⁴⁷⁾。外務省からすれば、煙館存続それ自体を問題にしないことで譲歩したつもりだったのかもしれない。しかし、「厳密ニ医療上ノ目的」でなければ認め難いとする外務省の姿勢は、関東庁にすれば受け入れられるものではなかった。

この意見の相違は、この時点では埋まることがなかった。7月26日に赤池拓殖局長官が自ら外務省を訪ね、「第五条但書削除ノ主張ハ再考ノ余地ナキヤ」と外務省の譲歩を求めた際、外務省側は、「再考困難ナリ、寧ろ枢府側ニ懇談シ其ノ修正ヲ撤回セシムルコト可然」⁴⁸⁾と、異常に強い態度で回答した。おそらく、外務省は、自分たちの側から「譲歩」の姿勢を示したつもりであったのに、赤池がそれにさえ同意しな

かったことに対して、腹を立てたのだろう。

このように、事務当局間の決裂により事態は膠着してしまっただが、半年後の 23 年 1 月 31 日になって、関東庁が外務省に妥協を呼びかけた。一般人に対する阿片販売と吸食の厳しい取り締まり、生阿片の輸入販売に対する一層厳しい取り締まり、阿片小売の厳重監督、「当庁阿片制度ハ専ラ癮者救済ノ為メニノミ之ヲ設」けることを前提とした癮者取り締まりという方針を示し、「関東州阿片令ノ発布ヲ待チテ之カ細則ヲ規定シ更ニ取締内規ヲ定メ之カ徹底ヲ期ス」つもりである⁴⁹⁾と言うのである。

しかし、焦点となっている阿片煙館については全く言及がない。「取り締まりの徹底」を取引材料とすることで外務省と折り合おうとしたのだろうが、外務省が関心を示すはずもなかった。おそらく黙殺したのであろう。こうして、膠着状態はなお一年近く続くことになった。

III 1923 年夏

1. 「阿片令」案の取り下げ

1923 年 5 月上旬、関東庁の守屋参事官が外務省の酒匂監理課長を訪問し、関東庁に再修正案を提示する意向があるとして、「内協議」を求めた。そこでは、焦点の第五条但書は、「阿片煙館ヲ開設、維持又ハ使用スルコトヲ得ス」と、全面的に変わっていた。この文言は、外務省が想定していた妥協点とほぼ一致していたのかもしれない。酒匂はこれに基本的に同意である旨を答えた⁵⁰⁾。これを受けて、5 月 21 日、伊集院彦吉関東長官から正式な意向照会が外務省に届き、外務省からは 6 月 1 日付で同意を正式回答した⁵¹⁾。

しかし、「阿片煙館」の定義が曖昧であることに、外務省当局者は気付かなかっただろうか。この規定によれば、「『阿片煙館』でない吸食施設」ならば開設し維持できることになるのだが、「阿片煙館」の定義が明確でないので、「『阿片煙館』でない吸食施設」の定義もはっきりせず、従って、「救療目的」でない吸食施設も「『阿片煙館』でない吸食施設」として開設維持できる余地が十分存在することになるのである。後述のように、関東庁側の狙いはここにあり、こうした玉虫色の文言に変えることで、現存の吸食施設の実質的な存続、つまりは、事実上の自由吸煙の存続を図ろうとしたのであった。

外務省当局者は、この意図が分かっていたようである。そこで、「貴庁ニ於テ阿片癮者救療ノ為メ公ノ経営監督ノ下ニ救療所ヲ設ケ一定ノ場所ヲ限り医療上阿片ノ吸食ヲ為サシメラル、場合」は条約違反ではないという「見解ノ下ニ」この条項に同意

する、と回答している⁵²⁾。こうした一文を入れることで関東庁側に釘を刺したつもりなのかもしれないが、しかし、それが一体どれほどの力を持つのだろうか。「言うべきことは一応言っておいた」という外務省の自己満足ないし自己弁護でしかなかったのではないか。

そもそも、「阿片令」制定に関わる外務省の主要な関心は、今まで見て来た経緯から容易に分かるように、同案がハーグ条約に抵触しないか否かという点にあった。それが関心の殆どすべてだったと言ってよいかもしれない。だから、癮者治療のための吸食制度維持という口実で自由吸煙を事実上認めている関東州阿片制度の欺瞞性を、正面から問題視するつもりは全くなかった。むしろ、ハーグ条約は「締約国ニ対シ……阿片吸喫ヲ絶対ニ禁止スヘキ義務ヲ負ハシメタルモノニアラサルハ明瞭」⁵³⁾であると、同条約のおそらくは最大の欠陥を衝き、「関東州ニ於テ阿片制度ヲ敷キ癮者救療ニ従事スル上ハ、癮者ヲシテ阿片ヲ吸喫セシメ得ヘキ一定ノ場所アルヘキヲ認ムルハ、已ムヲ得サルヘシ」⁵⁴⁾と、現状を追認するだけだったのである。

もともと、関東州阿片制度の撤廃をまともに考えていないとして外務省を責めるのは、的外れであるし、酷でもあろう。関東州と青島に於ける吸食の即時禁止を定めた閣議決定が、当局者の抵抗に会って、5年後の廃絶という方針へと後退を余儀なくされた事実に鑑みれば、外務省だけでなく政府全体が、その阿片制度の撤廃を必ず実現するという意志など持っていなかったと言わなければなるまい。

更に、外務省の側から事態を眺めてみれば、同省は非常に大きく強い枠をはめられていた。関東州阿片令を制定しなければ国際的面目が立たないことは明白な事実であり、外務省は、何としてもその成立公布にこぎつけねばならなかった。しかし、同時に他方では、枢密院が、たとえ審査委員会レベルでとはいえ、第五条但書付きの修正案を採択してしまった以上、これを前提とする案でなければ枢密院が受け付けないことははっきりしていた。だとすれば、「阿片煙館ヲ開設、維持又ハ使用スルコトヲ得ス」という曖昧な文言に依ることが、この際のほぼ唯一の抜け道だったことになる。この玉虫色の文言は、実際には吸食の自由を認めながらも、同時にまた外に対しては、ハーグ条約に対応した吸食の制限ないし減少への道筋をつけたと主張できるものであったからである。

要するに、枢密院が第五条但書付き修正案を採択した時点で、外務省と関東庁との勝負は、事実上ついていたと見ることができる。だとすると、この修正案は、一体誰がどのような真意なり判断なりの下で作成したのかを検討する必要があるのだが、現時点ではそれを示す資料がない。ただ、一木喜徳郎の主張が、結果的にはこの「修正」の基礎となったことは確かであり、この意味では一木の責任は大きいと言える。

ともかく、政府は、枢密院修正案には第五条以外は異存なく、第五条は前述のような文言としたいと、改めて正式に回答し⁵⁵⁾、枢密院は6月13日に審査委員会を招集した⁵⁶⁾。

しかるに、この審査委員会は、「当局ノ希望ニ基キ」、懇談会として行われた⁵⁷⁾。この席で、伊集院関東長官は、「支那モ表面ハ禁烟ノ法ヲ設ケ居ルモ内実ハ少シモ取締出来ス、……香港杯ハ表面丈ハ禁烟ヲ装ヒ居ルモ、内実ハ少シモ取締リ居ラス。此ノ如キ事情ナルニ付、本邦ノミ禁烟ヲ励行セントスルモ出来難キニ付、矢張り……表面ハ禁烟ヲ装ヒ裡面ハ必シモ嚴重ニセサル方宜シカラント思フ」と述べた⁵⁸⁾。つまり、関東州に於ける「阿片厳禁ノ事実上不能」⁵⁹⁾であることを認めた上で、吸煙を事実上野放しにしたいと提案したのである。「第五条ノ修正モ此ノ趣意ニ出タルモノナリ。」⁶⁰⁾と、伊集院は明言した。

これは、関東庁が更に一步踏み込んで、これまで一応は表に出さなかった要求をあからさまに主張したことを意味している。この主張は、政府内のほぼ暗黙の諒解の枠の外に飛び出したというだけに止まらず、わずか4年前の閣議決定と同決定に基づく外相声明とを完全に覆そうとするものでもあった。関東庁がここで一気に攻勢に出た背景は分からない。いずれにせよ、今回の審査はこのように非常に大きくかつ重い意味を持つものであったので、政府側は、正式の審査委員会ではなく懇談会という形にして、まずは枢密顧問官の意向を聞くことにしたのである。枢密顧問官もまた、そうした重大な決定について軽々しく判断することは避けたかったはずで、種々の意見を述べた後、案全体を一度撤回し、修正案を取りまとめ直してから改めて諮詢を奏請するようにと、政府側に要望した。つまり、19年の閣議決定を事実上否定する措置をとった後に、改めて「阿片令案」を諮詢せよと言うのである。政府側もこれを諒承した⁶¹⁾。こうして、「阿片令」案の審議はまた中断することとなった。

2. 閣議決定と「阿片令」の成立

19年の閣議決定を変更するための口実作りも、外務省が担当した。実は、枢密院が案全体の撤回を求めた直後の時点で既に、外務省当局者からは、「阿片令」案を改めて枢密院の議に付すには「前以テ関東州ニ於ケル我阿片政策ニ関シ廟議ヲ規定シ置クノ要アリ」⁶²⁾との指摘が出ていた。決まり事全体の整合性は的確に見抜く能力を持ち、その意味では「優秀な」官僚たちは、直ちに、その口実となる理屈を、以下のように作り上げた⁶³⁾。

「近来支那ニ於ケル阿片取締ハ……著シク弛緩シ、阿片吸喰ハ殆ント公然ノ秘密ニシテ、罌粟ノ栽培ハ随处ニ行ハレ居ルカ如キ実情」である。一方、「関東州ニ来往スル一個年約三十万ノ支那人、殊ニ苦力中ニハ多数ノ癮者」がいるのだが、彼等は季

節ごとに関東州と関内の故郷とを行き来しているのです、「州外支那ニ於テ絶対厳禁主義ノ励行セラレサル限り、仮リニ一旦関東州ニ於テ救療ヲ受クルモ、州外ニ於テ再癮ニ陥リ州内ニ転帰スルコトアリ。」かといって、「之等煙癮支那人ノ州内移入ヲ全然禁止スルコトハ、産業上ノミナラス実行上到底困難」である。つまり、「州外支那」で禁煙が実行されなければ、関東州のみが禁煙にしても意味がないし、そもそも不可能であると言うのである。

第二に、「支那ニ於テモ、阿片厳禁主義ヲ採ルコトノ可否ニ付テハ内外識者間ニ異見アリ」として、総稅務司アグレン等の発言を例に挙げる。吸煙を認めるべきだという有力な意見が中国国内にもあるのだと言うのである。

これらを踏まえて、次のように言う。

少クモ将来支那当局ノ阿片取締振ノ改善セラルルニ到ル迄ハ、関東州ニ於テ癮者救療ノ趣旨ノ下ニ漸禁主義ヲ採リ現行特許制度ヲ繼續スルコトヲ為スモ、其措置振ニシテ放漫ニ流レサル限り、禁煙論者ノ非難ヲ受ケ我国際的地位ニ累ヲ及スカ如キコトナキモノト認メラルル共ニ……却テ人道上正当ノ措置ナリトシテ主張シ得ヘキモノト認メラル……

即ち、周囲の事情が変わったから、あるいは、19年当時想定していた条件が整わなかったから変更してもよいのだという理屈である。責任を他に転嫁する論法だと言うと、果たして言い過ぎであろうか。ともかくも、こうした「分析」を基礎にして、「大正九年ノ閣議〔決定〕ヲ変更シ、癮者ノ漸減ヲ期スル趣旨ノ下ニ癮者救療制度ヲ再開スルコト」にするという結論が出て来たのである。

このような事務当局の準備の後、1923年7月27日、加藤友三郎内閣は次のような閣議決定を行った⁶⁴。

- 一、関東州ニ於テハ一般ニ阿片厳禁主義ニ依リ嚴重取締ヲ行フモ、只例外トシテ、関東州内ニ定住シ又ハ来往スル阿片癮ノ支那人ニ対シテミハ医療的吸烟ヲ特許スルコトシ、(イ)癮者認定方法(ロ)癮者ニ対スル阿片供給量及売下方法(ハ)救療施設等ニ関シテハ、癮者ノ漸減ヲ期スル趣旨ノ下ニ嚴格ナル規定ヲ設ケ、之カ励行ヲ期スルコト。而シテ、右措置ハ癮者ニ関スル事態ノ著シク改善セラルルニ至ル迄、之ヲ繼續スルコト
- 二、前項ノ規定并ニ之ニ基ク措置如何ハ、国際阿片条約及国際聯盟阿片委員会ニ対スル関係アルニ鑑ミ、関東州ハ外務省ニ協議ノ上、之ニ関スル決定ヲ為シ、且、其ノ実施ノ結果ニ関スル正確ナル報告調製上必要ノ措置ヲ講スルコト
- 三、外部ニ対シテハ、此際進ンテ何等ノ措置ヲ執ラサルコトシ、要スレハ国際聯盟阿片委員会ニ於テ必要ノ説明ヲ為スコト

第一項では、「医療的吸烟」という名目で吸食を認めるが、それはあくまでも例外措置であると位置づけている。しかし、これが単なる言い訳ないし建前であることは、改めて指摘するまでもない。この閣議決定の眼目は、この項の後段で、事実上野放しの吸食を「癮者ニ関スル事態ノ著シク改善セラルルニ至ル迄」継続するとした部分にある。「癮者ニ関スル事態」という非常に曖昧な語を使用し、なおも「著シク」という語を加えて駄目押しするという周到な言い回しは、勿論、この制度を無期限に続けるという意味に他ならない。

なお、この部分は、準備段階で既に外務省も承認していた。同省自らこの文言を書き入れた可能性もある⁶⁵⁾。いずれにせよ、関東州阿片令案制定当初からの関東州の要求が、ここで政府部内の完全かつ正式な承認を得たのである。関東州の満足はいかばかりであったことか。

第二項は、国際聯盟阿片諮問委員会への年次報告との齟齬がないように、外務省と関東州がしっかりと調整するとの意味である。毎年の癮者数、煙膏消費量等の数値その他に矛盾があれば、「阿片厳禁主義ニ依リ嚴重取締ヲ行フ」が嘘、ないしは単なる建前であることが露呈することになる。そうなれば相当な国際的非難を浴びるだろうから、そうならないよう未然に防止しようとの趣旨である。

第三項は、国際聯盟阿片諮問委員会で最小限の説明を行う以外は、この変更について明言しないということ、つまり、制度変更はこっそりと実施するという意味である。4年前に国際社会にはっきりと約束した関東州での阿片禁絶政策実施の方針を覆すことは、ハーグ条約の枠組みの中では、当然ながら、秘密裏に進めるしかなかった。

このような閣議決定により、19年の原内閣の閣議決定は葬り去られた。しかも、関東州での実質的な自由吸煙制度は無期限に継続することまで決まった。

さて、このように、「阿片令」案を再度枢密院に送る準備は23年夏にはすっかり整っていたにもかかわらず、実際に同案制定を正式に閣議決定したのは翌24年の2月16日⁶⁶⁾、これを枢密院に送ったのは同月25日のことであった⁶⁷⁾。ここでもまた長い空白のある理由は分からない。おそらく、この閣議決定の直後に加藤内閣と代わった第二次山本権兵衛内閣が、関東大震災の後始末やら政権基盤の不安定などのために、この件に関わる余力がなかったためであろう。

ともかく、成立したばかりの清浦内閣が枢密院に「阿片令」案を諮問すると、枢密院ももはや同案への異存があらうはずはなく、2月28日の第一回審査委員会で可決するべきとの結論を出し、3月12日の会議で正式にこれを可決した⁶⁸⁾。

その後、「関東州阿片令施行規則」が8月13日付で制定公布された。同規則では、

当然「阿片令」の規定に則って、吸食許可は、関東長官が「指定シタル医師ニ於テ阿片癮者ト認定」することが条件となっていた（第三条）⁶⁹⁾。

しかし、関東庁は最初からこの規定さえも公然と無視していた。即ち、施行規則制定の十日後に、関東庁は「阿片事務打合会」を開き、そこで、衛生課長が次のような指示を与えたのである⁷⁰⁾。

まず、「阿片吸食ノ許可ハ正当ノ理由ナキ限り之ヲ拒ムヘカラス」とした。次いで、「癮者ナリト認ムル標準ハ阿片吸食ノ習癖アリヤ否ヤニ依リテ決スヘシ。阿片吸食ノ習癖アラハ、之ヲ救療ノ必要アル癮者ナリト認定スヘシ」とした。そして、「癮者ノ認定ハ必スシモ警察官署ニ於テ之ヲ為スヲ要セス。吸食ノ許可ヲ願出テタル者ニ就キ小売人ヲ経テ種々取調ヲ為シ、阿片吸食ノ習癖アリト謂ハハ之ヲ癮者ト認定シ、必スシモ本人ヲ召喚シ又ハ本人ニ面接スルノ必要ナシ。」とした。つまり、煙膏小売店が「吸食習癖がある人間」だと申し出たならば、関東庁警察は同人をそのまま癮者と認定し、吸食を許可せよと言うのである。また、小売店からの申請に一切の診断も審査もなしにそのまま許可を与え、「止ムヲ得サル場合ノ外、決シテ本人ニ付取調等ヲナスヘカラス」とも言う。

要するに、阿片を吸いたい中国人は、小売店に顔を出しさえすれば、直ちに合法的に吸えるようになるのである。事実上何の制限も規制もない。「阿片癮ノ支那人ニ対シテノミハ医療的吸烟ヲ特許スル」という「阿片令」の表向きの例外規定すら、関東州の現場では完全に意味をなくしてしまい、法文上の本則であるはずの吸煙の規制という趣旨など、まさに敝履の如く顧みられなかったのである。

焦点となっていた阿片煙館については、次のように、むき出しの本音で指示されている。まず、「煙館ハ禁止スレトモ、家族、雇人等大凡十人内外ノ為ニ吸食ノ設備ヲ為スハ此ノ限りニアラス」とされる。小規模の煙館ならば、「家族、雇人等」用の施設だとの名目を付ければ認められるのである。また、「料理店等ニ於テ客ニ阿片ヲ吸食セシムルハ、原則トシテ煙館ト見ルヘカラス」ともされた。料理店、旅館等々で客の求めに応じて吸食させる行為も黙認せよとの指示である。「阿片令」第五条の規定では、「救療目的」でない吸食施設も「『阿片煙館』でない吸食施設」として開設維持できる余地が、もともと十分存在していたのだが、現場ではこの抜け道が更に徹底的に利用されて、「阿片煙館」と名乗らなければ、どのような吸食施設も禁止されないことになったのである。こうして、関東州では、吸いたい者は自宅のみならず、料理屋や旅館でも煙館でも、お好みの場で吸えることになった。一方では、「癮者ニ就テハ吸食ノ自由ヲ妨クルカ如キ干涉ヲ為スヘカラス」との指示さえ出ているので、吸食習慣のある者は「吸食の自由」を大手を振って享受できた。このように、ここでの指示は、むしろ積極的な吸食奨励策だとさえ言える。

つまり、関東州阿片令の制定は、関東州当局が「自由な吸食」を公認するのを、正式に認める役割を果たすことになったわけである。結果的にと言うよりは、関東州当局の思惑通りに事が運んだと言うべきであろう。いや、あるいは、その思惑を超える順調さで以て進んだと言った方が適切だろうか。

おわりに

関東州阿片令の制定は、直接には、ハーグ条約に対応する阿片制度を施行するための法令を関東州に公布する必要から始まったものである。ただし、同条約は、列強の極東領での吸煙を許容していた⁷¹⁾。つまり、ハーグ条約は阿片吸食を絶対的に禁止しているのではないとした、1923年春の段階での外務省の言い分は、決して不当だったのではない。

しかし、これだけで済ませられるほど事態は単純ではなかった。国際聯盟規約第23条で、ハーグ条約実施の一般的監督 **general supervision** は国際聯盟が行うと取り決めたことは、阿片問題が国際社会全体に関わる課題と位置付けられたことを意味していた⁷²⁾。この頃、各国はともかくも共同で阿片問題に取り組もうと約束し、それを実行し始めていたのである。しかも、こうした態勢の成立が、第一次大戦後の阿片に関わる事柄の中で最も重要な成果であった⁷³⁾。そのような時に、関東州で自由な吸食を公認する決定をしたのは、「五大国」の一としては、結果的に見て、まことに思慮分別の足りない行動だったと言わざるを得ない。第一次大戦後は、薬物問題が一国の貿易や安全保障その他の国際問題に影響を与えるようになっていた⁷⁴⁾のであるが、日本政府当局者には、そうした薬物を取り巻く情勢の変化が分かっていたと言ったと云ってよいだろう。

もっとも、これらは「後付けの理屈」であって、これによって当時の日本政府当局の姿勢を断罪するのは適切でないという異論が、あるいはあるかもしれない。それならば、当時の状況に身を置いて見てみよう。日本はこの頃、「支那に於ける阿片濫用の因をなしたる最も主なる分子なり」⁷⁵⁾という国際的非難を受けていた。だから、もし関東州に於ける阿片吸食について適切な対応策を採り、うまく国際社会にアピールしたならば、そうした非難を鎮めるのは極めて容易だっただろうし、それはまた、「大国」としての威信の獲得に容易につながったであろう。にもかかわらず、日本政府は、そうした絶好のチャンスを自ら放棄したのである。結果的には、まさに外交上の失態と言わねばなるまい。

いずれにせよ、「阿片令」制定過程を世界情勢の中に置いて振り返ってみると、外務省が専ら「五大国」としての体面ばかりを気にして、本来の意味での「大国」とし

ての責任を果たそうとしなかったことが、最大の問題であったことが分かる。発足したばかりの新しい国際協力体制の確立ないし安定に積極的に関与し寄与するという形で「大国」としての責任を果たそうとする姿勢はむしろのこと、そうした発想そのものが見られないのである。外務省が、その職掌がら、「体面」にとりわけ気を使うだろうことは理解できるが、それにしても、彼らの中には「責任」という意識がまるで感じられない。なにも外務省だけがそうだというのではない。たまたま外務省の行動に顕著に表れたというだけであって、日本政府全体についてそう言っても、決して誤りではないだろう。

このように見てみると、原敬内閣が関東州と青島に於ける阿片制度の廃絶を閣議決定し、外交ルートを通して世界に公表したことは、世界の潮流に棹差そうとする意志の表れと解することができるし、国際社会での責任を果たそうとする姿勢がまだしも見られるようである。このような観点から 19 年の閣議決定の成立過程を検討してみると、原内閣の外交姿勢について新たな視角からの評価が生まれる可能性があるように思える⁷⁶⁾。これは今後の宿題としておきたい。

ところで、関東州の阿片制度を廃絶することができず、従って「大国としての責任」を果たさないという結果を招いた大きな要因の一つは、阿片収入の財源としての重さであった。関東州への本国からの「仕送り」は乏しく、しかも、それは専ら関東州という役所の維持管理に充てられていたようである⁷⁷⁾。そして、現地住民の生活に直接関係する費用は、その大半を阿片からの収益に依存していた。阿片収入なくしては、関東州の経営に大きな支障をきたすことが明白だったのである。それが、日本政府の行動を縛ることになった。つまり、日本政府は、国際社会での責任を果たすよりも、租借地統治の安定を図る方を優先したのであった。

阿片収入への大きな依存は、関東州に限ったことではなかった。台湾阿片問題研究の先駆者である劉明修は、「植民地経営の初期の財政負担は、本来領有国が支払うべきものである。日本の台湾経営の場合、日本は逸早く台湾で現地調達を成し遂げた。この日本が支払うべき負担の多くを代替したのは、台湾の阿片吸食者が支払った……阿片収入であった。」⁷⁸⁾と述べているが、関東州でも同様だった。台湾で行なわれたことが、そのまま関東州に持ち込まれ実施されたのである。

このことの意味は、ドイツの膠州湾租借地の経営と比べるとはっきりする。ドイツの租借地統治機関である膠州湾総督府は、最初は独自財源を殆ど持っていなかった。1906 年頃からようやく独自財源が総督府歳入の 10% 程度を占めるようになり、1909 年度以後は駐屯軍費以外の統治費用を自弁できるまでになった。つまり、ドイツ本国は、総督府が財政的に自立できるようになるまで十年余り「仕送り」を続け、その間、総督府は直轄事業の育成とそれによる財政的自立に努めたのである。勿論、

ドイツも租借地で阿片制度を実施しており、初期には阿片税が重要な独自財源であった。しかし、その財政的意義は1909年度から急速に小さくなっていった⁷⁹⁾。

一方、日本の場合、阿片収入への依存度が高かったのは関東州や台湾だけでなく、1914～22年の青島の統治でも同様だった⁸⁰⁾。「仕送りが」不十分で、その不足分の多くを阿片収入で賄っていたのである。阿片収入への依存度が高いことは、財政が安定していたとは決して言えず⁸¹⁾、従って、これら各地における日本の統治の足腰はそれだけ弱かったと見るべきだろう。「仕送り」が十分でなかったことは、同時にまた、本国の財政力が弱かったことの結果でもある。要するに、敢えてこの当時に限ってのみ言えば、日本は「帝国」としての実力が十全には備わってはいなかったと見ることができよう。

もっとも、帝国統治における阿片収入の財政的意義は、例えばイギリスの香港や海峡植民地に於けるそれと厳密に比較検討してみなければ、軽々に結論を出せるものではない。この課題の遂行もまた、今後の宿題としておこななければならないが、ともかく、関東州阿片令制定の過程から浮かび上がって来た「大日本帝国」は、決して「大国」にふさわしい偉丈夫の姿をしてはいない。これを一応のまとめとして、本稿を終えることとする。

註

- 1) 関東州の阿片制度制定過程と初期の阿片政策については、拙稿「関東州阿片制度の制定と中国商人——関東州の統治を巡る一考察」『史林』91巻2号、2008年3月を参照。
- 2) 占領期青島に於ける日本の阿片制度については、拙稿「青島における日本の阿片政策」『二十世紀研究』第3号、2002年12月を参照。
- 3) この閣議決定の内容は、外務省通商局編・刊『阿片問題』（1921年10月）448～451頁を参照。
- 4) 同475～482頁。なお、1919年の閣議決定とその後の方針変更については、特にそれと関東州阿片制度との関わりについては、別稿を準備している。
- 5) 『満洲日日新聞』1921年6月22日付記事（以後、「満日21.6.22」のように記す）
- 6) 「関東州阿片令」と題する草案（外務省文書「阿片其他劇毒薬及吸食器具取締関係雑件 本邦ノ部 政策及法規 関東州、青島、台湾ニ於ケル阿片制度撤廃問題」4.2.4.1-1-2-2 第二巻）への欄外書き込みによる。なお、本文書には、同年1月21日に拓殖局の北島謙次郎書記官より入手した旨の、別の欄外書き込みがある。
- 7) 原首相上奏（枢密院文書「枢密院上奏撤回書類 四」）アジア歴史資料センター Ref.A06050158000。
- 8) ハーグ条約が対象とする薬物の中に「薬用阿片」はあるが、「粉末阿片」はない。同条約第三章の「定義」によれば、「薬用阿片トハ生阿片ヲ摄氏六十度ニ熱シ百分ノ十

以上ノ『モルヒネ』ヲ含有スルモノ」を言い、「其ノ粉末若ハ粒状タルト……否トヲ問ハ」ない。（以下、この条約の条文の訳はすべて、外務省条約局第三課編・刊『阿片ニ関スル条約及決議集』（1937年4月）による。）

- 9) 「支那国ト条約ヲ有スル締約国ハ支那国内ニ在ル其ノ租借地……ニ於テノ阿片吸食ノ習癖ヲ制限シ且之ヲ取締ル為必要ナル措置ヲ執ルコト……ヲ講スヘシ。」
- 10) 「支那国ト条約ヲ有スル締約国ハ支那国内ニ在ル其ノ租借地……ニ於テ……阿片窟又ハ類似ノ場屋現存セハ……之ヲ閉鎖スルコト竝娛樂場及娼楼ニ於ケル阿片ノ使用ヲ禁止スルコトヲ講スヘシ。」
- 11) 「阿片令と関東庁」満日 21.6.24-25。
- 12) 満日 21.4.8。
- 13) 山田豪一『満洲国の阿片専売』（汲古書院、2002年）60頁。
- 14) 満日 21.5.12 夕刊。（傍点、桂川）
- 15) 同前。
- 16) 「阿片取締問題」満日 21.5.31。
- 17) 「改正せらるべき阿片制度」満日 21.6.3。
- 18) この事件については、取り敢えずは山田前掲書 62 頁以下を参照。
- 19) この事件は、1月27日付で記事掲載差し止めとなっていたが、4月7日に一部解禁になった（満日 21.4.8）。
- 20) 満日 21.5.12 及び 6.24。
- 21) 満日 21.5.27。なお山田前掲書 62 頁以下参照。
- 22) 「関東州阿片令 委員会」（枢密院文書「枢密院委員会録 大正十二年」）アジア歴史資料センターRef.A03033286200。
- 23) 以下、同前。
- 24) 日本の刑法第二編第十四章「阿片煙ニ関スル罪」を関東州にも適用することになっていたほか、「阿片吸煙竝阿片ノ取締ニ関スル件」（1911年8月16日、機警第14号）があった（「関東州阿片制度ノ沿革」〈1921年6月14日付〉『枢密院会議議事録 第三十卷 大正十二年』〈復刻、東大出版会、1986年〉88及び92頁。ただし、これは阿片取締りを目的とするものとは到底言えない。なお、前掲拙稿で検討した時期以後の関東州阿片制度については、別に考察する予定である。
- 25) 『原敬日記』第5巻（福村出版、1965年）399頁。
- 26) 満日 21.7.9。
- 27) 阿片煙膏の輸入・製造・販売・販売目的での所持、吸食器具の輸入・製造・販売・販売目的での所持、吸食行為、吸食のための房屋の給与などの禁止を規定する。
- 28) 以上、「関東州阿片令制定ノ理由」前掲『枢密院会議議事録』87頁。
- 29) 満日 21.7.9
- 30) 「倉富勇三郎日記」（国会図書館憲政資料室蔵）1921年7月8日条。
- 31) 松田局長より内田外務大臣宛電報（1922年2月10日発）外務省文書「阿片委員会」2.4.2.30 第五巻。
- 32) 枢密院第五回審査委員会（1922年5月8日）における川村拓殖局長官の発言（前掲「関東州阿片令 委員会」）。（傍点、桂川）
- 33) 前掲「関東州阿片令 委員会」。

- 34) 「締約国ハ阿片煙膏ノ輸出入ヲ禁止スヘシ。」
- 35) 「関東州阿片令ニ関スル説明（於枢密院精査委員会）」と題する文書。（前掲外務省文書「阿片其他劇毒薬及吸食器具取締関係雑件 本邦ノ部 政策及法規 関東州、青島、台湾ニ於ケル阿片制度撤廃問題」第二卷所収。なお、以後この文書ファイルは「阿片制度撤廃問題」と略記する。）
- 36) 満日 21.4.8 及び山田前掲書 71 頁。
- 37) 前掲「関東州阿片令 委員会」。
- 38) 「関東州阿片令ニ関スル件 覚」（「阿片制度撤廃問題」第二卷）。（句点、桂川）
- 39) 関東局編・刊『関東局施政三十年史（上）』（復刻、原書房、1974 年）726 頁。
- 40) 前掲満日「改正せらるべき阿片制度」、及び「大連関税改正と関東庁の新財源（上）」満日 21.6.2。なお、宮尾舜治は、阿片専売による収入は年間六〜七百万円あったと言っている（関東州庁長官官房庶務課編・刊『関東州施政三十年回顧座談会』（1937 年）55 頁）。彼が関東都督府民政長官だった 1917〜19 年の頃の話かもしれないが、公式記録による地方費經常部歳入額と比べて多すぎる。しかし、「特許料」の外に阿片煙館に課した営業税等々も含めた額だとも考えられるので、一概にこれを否定することはできない。
- 41) 関東庁編・刊『関東庁施政二十年史（上）』（復刻、原書房、1974 年）101 頁。
- 42) 前掲『関東局施政三十年史（上）』695 頁。
- 43) 前掲「大連関税改正と関東庁の新財源（上）」。
- 44) 拓殖局北島書記官より外務省酒匂書記官宛通牒（1922 年 6 月 26 日付）（「阿片制度撤廃問題」第二卷）
- 45) 前掲「関東州阿片令ニ関スル件 覚」
- 46) 「関東州ノ煙館存置ノ可否」（「阿片制度撤廃問題」第二卷）。
- 47) 同前。
- 48) 前掲「関東州阿片令ニ関スル件 覚」の欄外書き込み。
- 49) 関東庁事務総長川口彦治「阿片制度ニ関スル件」（1923 年 1 月 31 日付、外務次官松平恒雄宛）（「阿片制度撤廃問題」第二卷。）
- 50) 「関東州阿片令ニ関スル件」と題するメモ（「阿片制度撤廃問題」第二卷）。なお、これには「浅田属担任（五月八日）」との書き込みがある。
- 51) 関東長官伊集院彦吉「関東州阿片令ニ関スル件」（外務大臣内田康哉宛、1923 年 5 月 21 日付）及び、外務大臣内田康哉「関東州阿片令ニ関スル件」（関東長官伊集院彦吉宛、同年 6 月 1 日付）（「阿片制度撤廃問題」第二卷）。
- 52) 前掲内田外相「関東州阿片令ニ関スル件」。
- 53) 同前。
- 54) 前掲「関東州阿片令ニ関スル件」と題するメモ（読点、桂川）。
- 55) 枢密院二上書記官長より関係枢密顧問宛通知（1923 年 6 月 11 日付）（枢密院文書「自大正十一年至大正十二年 配布案」アジア歴史資料センター Ref.A03033864200）
- 56) 前掲「関東州阿片令 委員会」
- 57) 同前。
- 58) 倉富日記 1923 年 6 月 13 日条。（句読点、桂川）
- 59) 前掲「関東州阿片令 委員会」。

- 60) 前掲倉富日記。
- 61) 以上、前掲「関東州阿片令 委員会」及び前掲倉富日記。
- 62) 「関東州阿片令」（「阿片制度撤廃問題」第二巻）の付箋。この文書には、「六月十五日関東庁守屋参事官持参」との書き込みがある。枢密院の審査委員会の僅か二日後に、関東庁は外務省との折衝を行っていたのである。外務省は、この時に既に、「外務省トシテハ本案ニテ差支無キモノト思料ス」（同文書、欄外書き込み）との結論に達していた。
- 63) 以下、「関東州阿片癮者救療制度」（埴原外務次官「関東州阿片令説明参考資料」（赤池拓殖局長官宛、1923年7月15日付）の一部）「阿片制度撤廃問題」第二巻。（句読点、桂川）
- 64) 以下、「大正十二年七月二十七日閣議決定 関東州ニ於ケル阿片制度ニ関スル件」（「阿片制度撤廃問題」第二巻）。（句読点、桂川）
- 65) 前掲「関東州阿片癮者救療制度」に「右措置ハ癮者ニ関スル事態ノ著シク改善セララルニ至ル迄継続スルコトトセリ」との文言がある。外務省当局が「することにした」のだ、とも読める。
- 66) 「関東州阿片令制定ノ件」（「公文類聚 第四十八編 大正十三年 第三十一巻」）アジア歴史資料センター Ref.A01200535000。
- 67) 清浦首相上奏文（枢密院文書「枢密院御下附案 大正十三年 巻乾」）アジア歴史資料センターRef.A03033147200。
- 68) 「枢密院会議筆記 関東州阿片令」アジア歴史資料センター Ref.A03033668000
- 69) 「関東州阿片令案」と題する文書（外務省文書「阿片其他毒劇薬及吸食器具取締関係雑件 本邦ノ部 政策及法規 朝鮮、台湾、関東州、青島」4.2.4.1-1-2-1）及び前掲『阿片ニ関スル条約及決議集』の「第二編 内地外地阿片及麻薬関係法規」151頁。
- 70) 以下、「関東州阿片令施行規則取扱上ノ心得」（大正十三年八月二十三日 阿片事務打合会ニ於テ 衛生課長指示事項）後藤総一郎監修『関東庁警務局資料』（日本図書センター、2001年）第22巻。（句読点、桂川）
- 71) Philip Bean, *The Social Control of Drugs*, London, Martin Robertson, 1974, p23
- 72) Arnold H. Taylor, *American Diplomacy and the Narcotics Traffic, 1900-1939*, Durham, Duke University Press, 1969, p144
- 73) William B. McAllister, *Drug Diplomacy in the Twentieth Century, an International History*, London & New York, Routledge, 2000, p37
- 74) *ibid.*, p38
- 75) 国際聯盟協会編・刊『阿片会議の解説』（1925年）31頁。
- 76) 服部竜二はその著『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918-1931』（有斐閣、2001年）の中で、『日本政党政治の形成』に於ける三谷太一郎の主張を、原内閣における「戦後外交の転換を強調する……戦後外交転換説」ととらえ、これを批判しつつ、同内閣の時にも「日本の勢力圏外交という従来からの方式が巧妙に継承された」という「勢力圏外交連続説」を唱えている（4-6頁）。服部説は、第一次大戦後の日本外交を中国を巡る国際政治の中でどのように位置付けるのかという古くて新しい問題に重要な論点を提示しており（川島真、服部竜二編『東アジア国際政治史』名古屋大学出版会、2007年、108頁）、今後の更なる議論の深まりが求められている。

- 77) 前掲『関東局施政三十年史（上）』726頁、及び前掲『関東庁施政二十年史（上）』101頁。
- 78) 劉明修『台湾統治と阿片問題』（山川出版社、1983年）113頁。
- 79) 以上、拙稿「膠州湾租借地におけるドイツの阿片政策」『大阪産業大学論集 人文科学編』84号、1995年3月。
- 80) 前掲拙稿「青島における日本の阿片政策」。
- 81) 前掲宮尾舜治の発言。

政党内閣期の財政的緊急勅令と枢密院 —台湾銀行救済案と満州事件費支弁案をめぐる 枢密院議長倉富勇三郎の動向を中心に—

小山 俊樹

はじめに

緊急勅令とは、帝国憲法に定められた天皇大権にもとづき、国务大臣の輔弼のみにより、議会の審議を経ないで制定される立法の形式である。憲法上の緊急勅令の規定には、第八条（法律的緊急勅令）と第七十条（財政的緊急勅令）によるものがある¹⁾。効力は同等であるが、後者の財政的緊急勅令は議会の予算審議権と抵触する恐れがあり、かつ法律のように議会否決後の復元をすることが困難であるため、前者より慎重な運用が求められていた。伊藤博文『憲法義解』の第七十条解説によれば、「本条は議会開会せざるときは臨時会の召集を要す」とあり、「内外の情形に由り議회를召集し能はざるときに限り」可能とされていた²⁾。

政府の緊急勅令案を審査する役割は、天皇の諮詢機関である枢密院に与えられていた³⁾。つまり枢密院の審査は、議会での法律・予算の審議に準ずる機能をもつことになる。その憲法上の地位を根拠に、政党内閣が通例化する昭和初期において、枢密院は議会や政党内閣との対抗関係を強めたとされている。たとえば増田知子は、政党内閣期の枢密院を「牽制機関としての地位を守り続けていく」と同時に、「政党内閣に干渉」する存在とした。さらに同時期に枢密院の中枢にいた倉富勇三郎議長・平沼騏一郎副議長・二上兵治書記官長の時代に、枢密院の「施政干与」への封印が「完全に取り払」われ、元老や政府の意図にかかわらず「政治機関化」は止められなかったと評価した⁴⁾。

それでは、枢密院の政党内閣に対する「施政干与」は、具体的にどのような形で行われたのか。このことを明らかにするために、本稿では、政党内閣期における財政的緊急勅令を題材に、枢密院の応対を詳細に検討する。

数多くある緊急勅令の事例のなかで、特に第七十条規定の財政的緊急勅令を取り上げるのは、より制限が厳しい憲法規定が課せられていることで、政党内閣と枢密院の対立点が明確に現われるからである⁵⁾。具体的な事例としては、1927（昭和 2）年の台湾銀行救済緊急勅令案と、1932（昭和 7）年の満州事件費支弁緊急勅令案が挙

げられる。特に第一次若槻礼次郎内閣を倒壊に導いた、台湾銀行救済緊急勅令案の否決にみられる、財政的緊急勅令をめぐる枢密院と政党内閣との対立はよく知られている⁶⁾。これに対して、満州事件費支弁案については、内閣側が譲歩して両者の衝突が回避されたため、従来ほとんど注目されていない⁷⁾。そこで、双方の事例における枢密院の対応を解明し、その共通点と相違点を考察することで、内閣と枢密院の対立点が本当に「施政干与」に係わるものであったのかを検討し、従来の評価に再考を促したい。

また周知の通り、政党内閣期の枢密院議長である倉富勇三郎は、長大な日記を残している⁸⁾。枢密院側の対応は、本会議での議事録などが残されているが、採決以前の審査過程や政府との交渉などは、倉富日記が唯一の詳細な情報源となっている。読解の困難な該史料を、倉富の動向に係わる点を中心に読み解き、提示することで、枢密院側による対応の詳細をより明らかにできるだろう。

そこで本稿では、財政的緊急勅令に係わる二つの事例を取り上げて、その詳細について「倉富勇三郎日記」を中心に明らかにする。そのなかで特に倉富議長の「論理」と枢密院の動向に着目し、枢密院の「施政干与」の実態を明らかにするとともに、政党内閣期における政府と枢密院の関係について考察を行うものとする。

I 台湾銀行救済緊急勅令案の審査をめぐって

1927(昭和2)年3月2日、憲政会と政友本党の提携が新聞紙上に漏洩したことで、政友会は三党首会談の不履行に反発し、議会で政府与党の震災手形処理法案に対する攻撃をはじめた⁹⁾。この与野党対立のなかで同14日、有名な片岡直温蔵相の「渡辺銀行破綻発言」が飛び出した。蔵相発言をきっかけとした取り付け騒ぎによって、銀行は次々に休業した(いわゆる三月恐慌)。

三月恐慌は22日を頂点に、その後下火に向かった。だが27日、台湾銀行が鈴木商店へ新規貸出停止を通告し、4月1日に新聞報道がなされると、三井銀行をはじめとする各銀行は短期貸出金(コール＝ローン)を回収し、これに依存していた台湾銀行の資金繰りは窮地に立たされた。第52議会閉会後の5日、鈴木商店が営業を停止し、事態は一気に深刻化した。こうして13日、政府は日銀による台湾銀行融資の緊急勅令を公布する方針を決定した。同日深夜から日付をまたいだ14日、臨時閣議で決定された勅令案は即日上奏され、裁可を得て同日、枢密院で審査委員会が開催された。

この日、倉富勇三郎枢密院議長は「此の緊急勅令は実に重要な問題なり」として、旅行の予定であった平沼騏一郎枢密院副議長を東京に止め、政府の諮詢奏請に備え

た¹⁰⁾。午前 8 時 50 分、憲政会の若槻礼次郎首相は倉富を訪ね、「既往の不始末は申すまでもなけれども、此際 [中略] 枢密院にて一刻を争ふ急要事件なるに付、其積にて取計を望む」として、審査を依頼した。倉富は「可及的急に其手続を為すへし」と応じて、若槻の辞去後、平沼および二上兵治枢密院書記官長と審査委員九名の人選を相談した。委員は、伊東巳代治・田健治郎・江木千之・久保田讓・石黒忠恵・松室致・内田康哉・荒井賢太郎、そして委員長役を了承した平沼であった。

午後 3 時、審査委員会が開始された。若槻ら閣僚同席の会場で、口火を切った伊東巳代治は、政府の勅令案が「憲法第八条・第七十条に該当せざることを説いた。この問題が、審査の争点となった。久保田讓・江木千之・田健治郎らが質問に立ち、伊東と同様に憲法違反を説いた。第一に、台湾銀行の危機的状況は、すでに数週間前まで開会していた議会の最中に明らかとなっており、「緊急」の要件を満たさないこと。第二に、憲法規定上からは臨時議会を開くことが望ましく、それが不可能な状況とは考えられないこと、などが主たる理由であった。政府委員・閣僚が辞去した後、審査は長引き、ついに翌日に持ち越された。

この日、審査委員会を去る折、若槻は倉富に「委員会にて否決する様ならば、其決議前一応状況を内報し呉よ」と依頼した。倉富はこれを承諾した上で、次のように述べた。

委員会の形勢は余程不穏なり。通過は困難ならん。該案に代ゆるに支払猶予の緊急勅令を以てし、然して臨時議会を開き、特別融通及び日本銀行に対する損失の補償を議せしむることとなりたらば、支払猶予の緊急勅令ならば多分本院にても通過するならん...

このとき倉富は、若槻に委員会の「不穏」な情勢を説き、内閣側に原案を撤回して「支払猶予の緊急勅令」に取換え、日銀による 2 億円の台銀融資は臨時議会にかけるよう助言した。だが若槻は答えず、ただ「今日の案以外考なし」とのみ述べて、承諾しなかった。後に若槻は回想して、こう語っている。

倉富は非常な好意で言ってくれたと思うが、彼は枢密院の中心勢力ではなし、うっかりそのようにして、枢密院がそれでも承知しなかったら、始末にいかんので、私は [中略] 出した以上は、枢密院に可決してもらわなければ困るといって別れた¹¹⁾。

若槻は枢密院内での倉富について、その位置を「中心勢力」ではないと軽んじていた。事実、倉富は加藤高明内閣以来、軽量級の枢密院議長を欲した憲政会と元老の合意によって選ばれてきた、濱尾新・穂積陳重ら学者系議長に代表される非政治的

存在として推薦されたのであった。枢密院議長は政治的力量をもたず、またもつべきでないとする考えは、若槻にも共有されていた。だがそれだけに、若槻は倉富議長が顧問官達の意見をまとめる可能性について、想定しなかったのである。

他方で、倉富議長は次のように考えていた。

若槻は委員会の席上にて、委員よりの問に対し、議会を開き議員より種々の論議を為せば、其の為に財界の不安を来たす恐あり。第五十二議会にて震災手形法を議するときも、議員の言論の為に財界の不安を生せしめたる結果を生せしめたりとの言を放ちたり。然れば議会にて承認せざる故緊急勅令にて処分することになり、其不当なること極めて明瞭なり。

倉富が委員会での否決を予期したのは、外ならぬ若槻の言動によって、緊急勅令の目的が「議会」での審議回避にあると理解したためであった。「財界の不安」が生じるために、開会が可能な議会を開かないとなれば、緊急勅令による財政上の処分を「議会を召集すること能はさるとき」に限定する第七十条に違反すると、倉富はじめ顧問官達は理解したのである。だが、それでも財政上の処分を伴わない支払猶予令（モトリアム）、すなわち、より緩やかな第八条（法律的緊急勅令）の規定であれば、枢密院も可決するであろうと倉富は申し出ている。倉富の議論は、あくまで法律論であるが、顧問官の心情を加味し、かつ政府にも事態収拾の余地を残そうとする具体的対案であった。

翌 15 日午後 1 時、前日に引き続き開かれた委員会にて、顧問官の大多数が政府案を憲法違反とした¹²⁾。ただし、松室は「違反するものと断定する程には考へず」と述べ、違憲論に留保をつけた。また田は「憲法論は疑なし」としながらも、「台湾銀行か閉店する様のことになりては其影響重大」と述べた。そこで荒井が「緊急勅令に依らざるも国庫より台湾銀行に預金する」などの工夫が必要であるとして、久保田も同意見を述べた。こうした顧問官の議論をうけて、倉富は次のように持論を展開した。

予〔引用者註：倉富〕、台湾銀行の破綻か一般財界の混乱を生ずる恐ある以上は、其救済の手段あるや否は枢密院にても之を考慮する必要あり。一概に理論のみにて実際の影響如何は頓着せずと云ふ訳には行かざるへし。例へば、緊急勅令を以て支払猶予のことを定め、一応取附を防ぎ置、臨時議会を召集して根本の解決を為すことも出来るならん。此方法ならば憲法第七十条に依らず、第八条のみにて宜しからんと云ふ。

倉富は、台湾銀行の救済については枢密院も考慮しなければならないと述べ、第

八条による「支払猶予」の勅令を受け入れようとの提案を行った。倉富が提示した落としどころに対して、伊東は第八条の適用に対しても「全体政府の都合のみを考へ、何事も其都合を計ることは何の必要ありや」と批判的であった。だが伊東に対し、倉富は反論した。

予、委員中には財界の混乱は之を防かざるへからすと云ふ人もあるに付、予は支払猶予等も其一方法ならんと思ひ、之を述べたる訳なり。勿論、此方法を政府に強ゆる訳には非されども、枢密院は政府の提案以外には何の方法もなくして之を否決することは適當とは思はざる旨を説く。

倉富は、対案を用意せずに政府案を否決することは、枢密院として「適當とは思はざる旨」を述べた。伊東はなお不満であったが、原案を承認できない点では顧問官の意見は一致していた。そこで伊東は、原案を憲法違反との意見に統一した上で、議長と首相の交渉を勧めて「案の撤回を促し、之に応ずれば好し。然らざれば議場にて堂々と争ふことにすべし」と述べた。枢密院の審査委員会は、政治力を欠くはずの倉富議長の提案に賛同し、倉富は院の総意を自己の見解にまとめ上げたのである。

そこで倉富は、ただちに総理大臣官舎へ赴いて、若槻に事情を説明した。

委員会の形勢は原案に不利なり。先刻決議前内報を望むとのことなりし故、内報する為に来り。此俟にして進行すれば否決となることは疑なし。政府は撤回を奏請する考なきや。否決することは好まじからず。考慮を望む。或は予か意気地なく委員会の趨勢を回わし得さるとの考あるやも計り難けれども、予自身も原案に賛成し得ざるに付、何とも致方なき旨を説く。

ここで倉富は若槻に対して、自分（倉富）が「意気地なく」委員会を差配できないと思うかもしれないが、自分も原案に賛成できない。原案を撤回する考えはないかと述べている。このとき、謙遜か自己認識の表われかは分からないが、倉富は若槻に自身の指導力を軽く伝えている。ところが、実際には先に見た通り、すでに倉富の提案は審査委員会の総意となっていたのである。このとき若槻が原案を撤回し、モラトリアムの発令を閣議にはかれば、事態は異なっていたであろう。

だが、若槻は「千思万考の結果、原案より外に財界を救済すべき方法なし」として撤回を拒否した。その上で、若槻は一応閣員にはかつて回答すると閣議に戻り、内閣の総意として撤回に「全然不同意」と決した旨を、あらためて倉富に告げた。倉富は「然らば己むを得ず」と述べ、否決されるなら手続きは緩やかで良いとする若槻の

依頼を拒否して去った。

若槻首相は、緊急勅令をめぐる問題をきわめて政治的に考えていた。すなわち、若槻は枢密院のなかに倒閣の陰謀があることを予期し、最初から猜疑心をもって審査の経過を解釈していたのである。後に浜口内閣で商相に就任する桜内幸雄によれば、若槻の言い分はこうである。

若槻さんが台湾銀行の救済を緊急勅令に依らうとしたのは、玉砕主義で行かうとする捨身の戦法に出たものである。と云ふのは緊急勅令案が、未だ上奏裁可を経ぬ矢先に、早くも枢府方面に、次期政権に就ての陰謀が起つて居ることを耳にして居たので、尠からず不快を感じていたのと、枢府の党派癖を粉碎して、最も公明なものとするには、絶好の機会であると考へた。[中略]苟くも事は国家の重大事に属し、火急を要する問題である。此の重大事を彼等一連の徒党の野望の為に潰せるなら、潰して見るがよい。一朝過まつて自分が敗退した場合には、潔く冠を掛けて野に下るまでだ。併し乍ら、其の時は、自ら憲法の番人を以て任じ乍ら、却て憲法の基礎を危くする枢密院の態度の正邪曲直を国民大衆に訴へて、輿論を喚起し、延いて枢密院の改革を断行せねばならぬ。是れ我が憲政の癌を除く所以の道であつて、之が為には自分の内閣の命脈などはどうでもよい……¹³⁾。

「憲政の癌を除く」と主張する若槻だが、この主張は些か屈折したものである。彼が総辞職を選択した理由は、「国家の重大事」を審査するのに倒閣の陰謀をもってした「枢密院の態度の正邪曲直を国民大衆に訴へ」るためであった。すなわち、若槻はすでに審査前から、枢密院に倒閣の陰謀があることを知り、原案が通らなければ内閣を投げ打って「輿論を喚起」し、「枢密院改革を断行」するつもりでいた。つまり諮詢奏請の段階から、若槻は非妥協的態度を貫く予定だったのである。

たしかに若槻が述べるように、台湾銀行救済が問題となったこのころ、政友会内閣の成立を期する松本剛吉が「枢密顧問官各方面に対し激烈なる運動」を展開していた¹⁴⁾。法案審査委員長の平沼副議長は、松本がその人物を認めた存在であった。さらに司法省時代からの古い関係をもち、このころ政友会に入党していた鈴木喜三郎とも、平沼は緊密な関係を保っていた¹⁵⁾。これら政友会に近い人脈が、枢密院が倒閣を図った根源とされている¹⁶⁾。

だが政府として財界の危急を重大視するならば、倉富の提案のようにモラトリアムを発令して臨時議会を開催することに、なぜそれほどの抵抗をみせたのだろうか。それがもし、枢密院に屈すると世間にみられることを首肯できない政権与党の姿勢によるものであれば、見方を変えれば、憲政会内閣は「国家の重大事に属し、火急を要する問題」である経済界の混乱に、最後まで対処することなく政権を投擲し、その

責任を枢密院に向けたものと言えなくもない。一般に若槻内閣は枢密院によって倒されたとされるが、それは内閣の非選出勢力に対する対抗姿勢の現われ、つまり枢密院に倒される形を意識して作ったものとも考えられるのである。

15日夜から16日にかけて、政府閣僚は手分けして顧問官の説得にあたった。政府は審査委員会の結論を、本会議の採決で逆転しようとしたのである。また23日の開会が予定されていた本会議は、政府側の強い要請（枢密院事務規程にもとづく）により17日の開催となった。政府は審査委員会での原案否決の公算が強い場合には、本会議の開催を急ぐことはないと告げていたにもかかわらず、である。これらのことは、伊東ら委員の感情をさらに刺激した。

4月17日、枢密院本会議が開催された。倉富議長が開会を宣言し、平沼審査委員長が審査報告を説明して、若槻がこれに反論した。ここにおいて、伊東巳代治は、勅令案とは関係のない外相幣原喜重郎の外交方針に対する激しい批判を述べ立てたとされる。だがすでに指摘のあるように、伊東の演説中での幣原外交批判はその一部にすぎない¹⁷⁾。これより前、3月24日には「南京事件（蔣介石軍による日英米領事館や外国施設の破壊事件）」が、4月3日には「漢口事件（日本租界での暴動・抗日事件）」が発生していた。だが軍艦を派遣して威嚇を行った英米による共同出兵の要請に対して、幣原外相はこれを拒絶していた。伊東は「現内閣は一銀行一商店の救済に急にして、支那在留邦民の保護に付何等の策を施さ」ないと、内閣の施策の偏りを当てつけていたのである¹⁸⁾。

伊東は直前の第52議会で震災手形処理法を提出し、財界の安全宣言を出したこととの関連を問い、政府は責任をとるべきだと追求した。さらに第七十条適用の財政的緊急勅令について日清戦争時の前例、および世界大戦時に政府が勅令案を撤回した同様の事例を挙げた上で、倉富の原案撤回にむけた周旋を拒否した政府の姿勢を批判した。これに対する政府側の反論は、顧問官の心情を動かすには至らなかった。続いて立った金子堅太郎も、政府に「同情すべき所あり」としながらも「枢密院として到底之に同意するを得ず」と述べて、審査報告を支持する旨を明らかにした。こうして審査報告は枢密顧問官全員の賛成19票（政府閣僚の反対11票）で可決され、政府が提出した台湾銀行救済緊急勅令案は、枢密院本会議で否決された。政府側の働きかけがあったにもかかわらず、審査報告に反対票を投じた顧問官はいなかったのである。

同日、若槻内閣は総辞職を敢行した。内閣の最終閣議において、宇垣一成陸相は若槻首相に「枢府の否決に対して反駁的緊急意義を上奏して聖断を仰げ」と進言した。宇垣は「枢府の意見に屈服するは将来に悪例を貽すもの」と考えており、対抗上奏を行うことで事態は打開できると主張したのである¹⁹⁾。だが、若槻はそれでも総辞職

を強行する。そして5月7日、衆議院で中野正剛の提出による枢密院弾劾決議案が可決され、野党となった憲政会は溜飲を下げた。このとき新聞は「憲政の常道といふのは、政府の組織が事実上国民の代表の手に帰することだ」と論じて枢密院の措置を批判し、政党による枢密院弾劾を「衆議院の持つ代表制の権威」を根拠として容認する論調を示した²⁰⁾。

他方で、倉富勇三郎議長ら枢密院側は、若槻が「枢密院会議の内容を他に漏泄し、而かも事実と違ひたる言を弄し、自己の非を掩ふは不都合」と憤りを見せていた²¹⁾。特に平沼副議長は「枢密院が政友会と策応して若槻内閣を倒したり」とされることは「不都合」と考え、弾劾決議案に何らかの措置を講ずる必要を感じていた。だが、衆議院の解散や野党に協力を求める勅語などの手段は現実的ではなく、倉富議長は「寧ろ一切関係せざる方宜しからん」との意見であった。二上兵治や伊東巳代治も倉富と同様の態度を取り、枢密院側からの弁明が公表されることはなかった²²⁾。だがこれ以来、枢密院は憲政会（民政党）に対する批判と警戒心を示すようになり、後のロンドン海軍軍縮条約批准問題の伏線となるのである。

ところで、この政変について、美濃部達吉が次のように述べて、枢密院の立場を弁護していることは注目される。

若し緊急勅令案が憲法違反であると信ずるならば、仮令その結果が内閣の更迭を惹き起こすことになるとしても、その憲法違反なることを上奏するのは、敢て枢密院の権限を濫用したものとは言はれない。何となれば憲法の蹂躪を防ぐことは内閣の運命を保持するよりも、枢密院に取りては遙に重要な職責であるからである²³⁾。

美濃部は、政変の責任は「議会開会中に於いて適當の手段を講じなかつた」政府に帰すべきと論じ、衆議院の枢密院弾劾決議を「是れは全く無意味」であり「議会の権限の範囲外に出づるもの」として批判した²⁴⁾。枢密院の違憲判断について、美濃部は「相當の理由あるものであることを信ずる」として、以前から知られていた台湾銀行の窮状に措置をせず、また議会閉会後に臨時議会も開かずに、第七十条規定の適用をはかるのは「如何にも乱暴な処置であつて、憲法上到底忍容し得らるべきものとは信ぜられぬ」と断じた²⁵⁾。倉富ら枢密院側の措置は、憲法学者による純法律的な観点からすれば、妥當なものと映ったのである。

若槻内閣の辞職から5日後の22日、田中義一政友会内閣は蔵相高橋是清のもと、支払猶予令(モラトリアム)の緊急勅令案を枢密院に提出し、わずか80分で可決された。これについては、「若槻憲政会内閣のときには拒否した緊急勅令案を、こんどはあっさり可決した」として、枢密院の党派性が際立って現われたものと解釈する研究が

多い²⁶⁾。だがすでに見たように、若槻内閣の勅令案で問題となっていたのは、内閣が議会審議の回避を狙い、憲法第七十条による財政的緊急勅令の厳格な運用条件を満たさなかったことにあった。しかも田中内閣の措置は、倉富らの示唆に沿った形で、第八条によるモラトリアムのみを緊急勅令とし、第 53 臨時議会で日銀融資と台湾銀行救済法案の成立をはかるものであった。田中内閣によるモラトリアム案の諮詢について、「今回の御諮詢案は前内閣に於て奏請したるものと全く其の趣を異に」²⁷⁾するとして、全会一致で可決した枢密院の態度は、それ相応の理由あるものだったのである。

II 満州事件費支弁緊急勅令案の審査をめぐって

1931（昭和 6）年 9 月の満州事変勃発にともない、関東軍は中国大陸で軍事行動を展開した。さらに 12 月、第二次若槻礼次郎内閣が協力内閣運動によって倒壊したことで、昭和 6 年度予算の赤字補填を含む事変関係費用の支出は、犬養毅政友会内閣の役割となった。ところが政友会は少数与党であったため、1932 年 1 月 21 日に犬養内閣は議会を解散した。これによって、議会による予算案議決は見送られたのである。

そこで翌 22 日に犬養内閣は、解散によって失効した金兌換停止の緊急勅令を再奏請するとともに、憲法第 8 条にもとづき昭和 6 年度予算の公債償還資金の繰入中止を、さらに事変費用の公債発行を憲法第七十条による財政上の緊急処分でまかなうことを、枢密院に要請した。この日平沼副議長のもとには鈴木喜三郎法相が、倉富議長のもとには、高橋是清蔵相が緊急勅令案の説明に訪れた。

倉富は、金兌換停止の措置継続や公債繰入中止については、賛意を示した。ところが、財政上の緊急処分については、「満州事件費は議会に要求したる額より多額を求むるは不可なり」「時節柄政府の便宜を図る必要もあるへきも、筋の立たざることを為す訳には行かず」と述べて、難色を示した²⁸⁾。実は第 60 議会において、内閣は 2090 万円余の追加予算案を提示していたが、財政上の緊急処分をもとめる勅令案では、総額が 3000 万円となっていたのである。これについて高橋蔵相は「事情の変化に伴ひ、緊急支出を要すとて増額を求め、千万円許の棒額となり居れり」と説明し、陸軍は大陸で中国人を雇傭するための費用を、海軍は軍艦派遣の費用を、いずれも「機密費」として要求していると述べた。これに対する倉富の意見は、次のようなものであった。

事情より云へは、必ず相当の必要あらん。然し憲法第七十条の臨時処分は議会の議に代

はるものにて、議会以上のことを得ることは不可なり。議会か解散せられざりしならば、政府は予算に計上したる金額を得るに止まり、是にて不足なりとすれば更に追加予算を提出せざるへからず。予算に計上したる金額丈にても、両院の通過を得ざるへからず。其上にて更に追加予算を出すとすれば、是か通過するとしても一二日間に決するものとは思はれず。殊に政府より予算を議会に提出したるは議会再開の前日位にて、其後一二日中に事情の急変化ありとは思はれず。若し予算に計上したる以上の金額を要する事情あるならば、其事情は必ず予算提出以前より生し居りたるものなるへきを要する。議会か解散せられたりとして、緊急支出を求め、予算に計上したる以上の金額を求むるは火事場泥坊を為すの嫌あり。枢密院としては此の如き御諮詢は受けぬ[下線は引用者による]と云ふことは勿論なれども、議論多き案を出されては進行隙取り、或は金額の修正を為す様のことにあることもあるへく、時節柄政府の妨げと為る様のことを為さるは勿論なるも、枢密院の立場亦考慮を求めざるへからず。

倉富は「頗る疑ある故、其点熟考を望む」と述べ、陸海軍ともに「議会か解散せられざるものとして考へらるることを望む」として、緊急勅令による支出を議会提出予算額に抑えるように強く求めた。高橋は「如何にも都合悪し」と答え、自分には説明できないので陸海軍大臣から行おうと述べるにとどまった。議会提出案以上の必要経費をわずか一日のうちに水増し請求し、緊急時を名目に議会での審議を回避するのは「火事場泥坊」であるとの枢密院側の指摘は、政府関係者によっても認めざるを得ない事実であった。

翌 23 日、倉富は二上書記官長と会って、政府側の要望に関する情報交換を行った。二上は、平沼が鈴木に対して、すでに「大概同意なる旨を答へたる模様」であると語った。また 22 日晩に島田俊男法制局長官が二上を訪問し、倉富の姿勢が政府に伝わっていること、島田は自身でも「疑を懐き、増額は宜しからず」と考えて、「議会に要求したる額に止め、其他は今後の事情に因り別途の取計ひを為すことにすへき旨」などを語った。ところが、その上で島田は、二上に「軍艦二隻は既に出発して上海に赴きたる故、其費用に充つる丈の金額は是非緊急支出の中に加へ呉よ」として、海軍の艦船派遣費用について考慮を求めるよう打診する。これに対して二上は「金額は少きも、事柄は先年の若槻（禮次郎）の台湾銀行救済問題と異なることなく、無理なることをすれば内閣の運命にも関するものなり」と厳しく応対したことを、倉富に告げた。

倉富と二上の懸念は、陸・海・外の三省による要求の増額部分が「機密費」であることにも向けられていた。議会解散直後の要請でもあり、二人は「疑へは選挙関係に使用せざるものと云ふことは出来ず。誠に宜しからざることなり」「兎に角、機密費

と云ふことかいやなものなり」と話し合った。

25日、二上は国債償還資金繰入停止の件、財政上の緊急処分の件に関する緊急勅令案が、すでに諮詢されたことを、倉富に伝えた²⁹⁾。倉富の指摘により、23日遅くに諮詢された勅令案では、公債による支出は通常議会に提出された2090余万円に収められていた。だが、いずれ政府が、今後追加の予算を要求することは確実であった。二上は「海軍にて頻りに新聞に宣伝し居るに付、突発事件ありと云ふ理由にて求むる積りならん」と語り、倉富も「海軍としては陸軍か満州にて活動し居るに付、海軍にても何か為し度様の考もあるには非ざるべきや」と疑念を述べた。また倉富が経費増額を認めなかったことにより、海軍は佐世保より派遣予定の軍艦を待機させているとの情報も入っていた。だが倉富は「上海の方は大分騒ぎ居る様なるか、支那に在る内地人の中にも、所謂支那ゴロなるものあり、是等か多数を煽動して騒かすことあり」として、「現在の事も果して軍艦派遣の必要あるべきや否も分らず」とした。倉富らは、軍事行動の拡大の妥当性に疑念を示し、これが予算獲得の動きと連動している可能性を懸念していた。

また二上は「驚くべきことに、昨年九月満州事変勃発より現在までの費用は九百万円許に過ぎず」として、これまでの約3ヶ月間の支出済経費額に比べて、年度末までの2ヶ月間につき3000万円の要求を行うのは「余り不権衡なり」と述べた。さらに機密費に限れば、外務省は20万、陸軍省は40万の支出で、二上は永井松三外務次官に「機密費ならば外務の方が多額を要すべきに、陸軍の方が四十万円にて外務か二十万円は如何なる訳なりや」と問うたところ、永井は苦笑していたという。

倉富は審査委員長を金子堅太郎に任せることに決めた。倉富によれば、「予は平素何事も平沼（騏一郎）を信頼し、此度も金子か委員長たることを承知せざるならば、平沼に委員長を囑する積りなりしか、緊急財政処分に付ては、平沼と鈴木喜三郎と話したる関係もありたりとのことなる故、金子の方が宜しからんと思ひたる訳なり」という。機密費の選挙費用への流用などを想定したとき、政局に巻き込まれることを警戒する倉富は、枢密院の公平性を示すために、政友会に近い平沼の委員長起用に消極的な姿勢をとったのである。

26日、荒木貞夫陸相が説明のために倉富を訪問した³⁰⁾。荒木は満州での日本軍の損害を減らすために「支那人を懐柔するか便利なり」として、一人あたり150円の計算で5万人に500万円、および銃器購入の費用をあわせて700万円を計上したと述べた。これに対して、倉富は費用の必要性の有無については判断をしない姿勢を示しながら、「緊急臨時財政処分は議会以上の権能あるものにはあらず」として、枢密院の審査による緊急処分と議会の権限の違いに触れた。また倉富が「二三日間に予算提出の時と異なる緊急事情を生したりとは頗る無理なることにて、馬賊も兵匪も二

三日中に湧き出てたるものに非す」と疑念を伝えると、荒木は「外務大臣（芳沢謙吉）も未だ帰朝せず、滿蒙に関する根本方針未定なりし為、予算に計上することを得ざりしなり」と答えた。倉富は、それは内輪の問題で憲法の規定を左右するものではないと述べ、「若し今後更に追加請求を為すならば、顧問官をして諒解せしむるに足るべき理由を篤と考慮し置く必要あるへし」と釘を刺した。

両者の間では、機密費に関する疑念も問題となった。倉富は、荒木の説明では「滿州全体を日本の領土として、之に関する全責任を負う様に思はる」が、表立って言うのは難しいのではないかとした上で、「全体か機密費と云ふことも、兎角疑惑を生じ易きことなり」と述べた。荒木は、陸軍としても機密費は疑惑を生じやすいので避けたいが、使途を表に出せないためにやむを得ないと述べ、「実際は支那に貸し付け、償還を受くべき性質なるも、機密費にては表面之を貸附くると云ふ訳には行かず、依て秘密の約束にて支那より返さしむることに為し置き度考なり」とした。これについて倉富は「追加に付ては頗る困難なる問題あり」と述べて、支出の理由を問わず、議会提出案以上の予算措置を拒む姿勢を明確に伝えたのである。

1月27日午前に開かれた枢密院本会議では、金兌換停止に関する緊急勅令案が決議された。ここでは、議会解散による緊急勅令の失効と再布告の手続きにつき顧問官からの疑問が出されたが、大きな問題とはならず可決された³¹⁾。同日午後、同院の審査委員会が開会され、償還資金繰入停止および国債発行の勅令案が審査された³²⁾。高橋蔵相が大枠の説明をした後、大角岑生海相から「昨日派遣したる駆逐艦は明日上海に達する予定」であること³³⁾、荒木陸相からは「滿州匪賊の掃討は一段落」したが、「今後の治安を維持する為」に「保安隊を組織せし」め、国際連盟調査員の来訪前に「滿州を掃除し置必要」を説明した。これに対し、顧問官から日を改める提起がなされ、審査は翌日に持ち越された。

翌28日の審査委員会では、最初に元関東軍司令官・参謀総長などを歴任した河合操委員が、軍事作戦は予定通りに進むものではないから「今少し多額に要求し置き [中略] 余したらは宜しきに非すや」と述べた。陸軍出身者の率直な意見であるが、ここで大蔵次官黒田英雄より、第64議会に提出した追加予算額を計上した旨が説明された。続いて江木千之は、関東軍司令官（本庄繁）の発表に「滿州を [中略] 樂土と為さんとの趣意」があったが、これは「明かに支那の内政に干渉するもの」で、「国際法の觀念を以て見る外国人」には無理なことと思うだろう、などと一時間近くも事変に対する疑念を述べた。また、水町袈裟六は「是より先、三月中旬までには特別議会を召集することを得るならん」と質問し、島田俊雄は「三月中には其手續出来難き旨を答」えた。

いくつかの質問の後、委員のみで意見交換の場がもたれた。そこでは、この問題

は特別議会を召集して審議するのが相当との意見が大勢を占めた。また「繰入停止は五月に決算すれば宜しきに付、今直に停止する必要なし」との意見が出されたが、倉富はすでに歳入不足が明瞭で、予算議決ができなかったのは議会解散のためであるから、処分を行うのは適当だと政府を弁護した。審査委員会は可決の方向でまとまり、勅令案は30日の本会議で原案通り可決された³⁴⁾。

ところが、倉富らの予測通り、政府の経費要求は第60議会提出分では収まらなかった。2090余万円の公債発行決定から日浅くして、あらたな緊急財政支出の要請が現われる。すでに上海における日中両軍の衝突は拡大し、伊東巳代治・平沼騏一郎ら枢密顧問官にも「列強との協調を遂げずして単独行動を取るは懸念に堪へず」と、事態を憂慮する声が出はじめていた。倉富自身も、陸海軍の対抗上から事変が拡大しているとの認識をもっており、もしそのような動機から起こったことであれば「甚だ宜しからさること」と述べていた³⁵⁾。倉富・平沼は、参謀総長・軍令部長に皇族が就任したことで、皇族の就任を忌避してきた元老西園寺公望の軍人に対する信用は失われたと話し合い、「此の如き形勢と為りては、更に経費の追加を要求するならん」と予測していた。

このとき倉富は「特別議会か間に合ふ故、緊急勅令に反対すると云ふは、程度問題にはあれども、議会召集の期日を枢密院にて勘定して議論することは穏当ならず」と述べた。また倉富は、伊東巳代治が先年、緊急勅令を審査したときに、同項につき「実際有形の故障にて召集不可能の場合に非されは該当せざることを主張」したため、困ったことがあったと述懐した。これらのことから、倉富議長は政府の要請によっては、臨時議会召集の可否をふくめた第七十条の適用を柔軟に行うことを想定していたと思われる。伊東・金子ら憲法制定関係者について、平沼は「彼の様な人が憲法を作ったりと云ふは心細し」と述べ、結局井上毅が中心となって作ったのだろう、などと話した。

2月9日、倉富を訪ねた島田長官は、同日さらなる財政処分の緊急勅令を諮詢奏請したことを伝えた³⁶⁾。島田は、今回は陸軍よりも、海軍の陸戦隊を「多数の敵兵に当らしめ、無益の兵を損することは困る事情」があるとして、要求額は陸海軍ともに1600万円、外務省は100余万円とし、内務省・逓信省からの追加要求は拒絶したと述べた。

これに対して倉富は、「議会の召集は大権事項」であり、枢密院が日程を議論することはできないとしながらも、緊急勅令の財政処分を「議会までの費用に止め、其他は議会に要求するか相当」とする、前回の審査委員会が出された意見も「理由あり」と述べて、暗に臨時議会の速やかな開催を望む旨を伝えた。また大角海相が「未定の費用」や「要求も為し居らざる費用」までを支出しているように説明したことを挙げ、

「公然と其ことを云はれては、義理にも議論せざるを得ざる様になる恐あり」と注意した。2月12日の審査委員会では、委員から「先日可決したるものと同性質のものにて、之を認むるより外なきもの」との意見に全会異議なく、二度目の緊急財政処分案は15日の本会議で正式に可決された。

三度目の財政処分要請は、2月23日に陸軍二個師団上海派遣の閣議決定にともなうものであった。同日、顧問官石黒忠恵が倉富を訪ね、上海事変の進展を危惧する旨を述べた³⁷⁾。石黒は「終局の目的は何処に置くものなるべきや」と述べ、出兵の目的が分からなければ、今回は経費の支出に賛成し難いとして、倉富に「政府に対し其目的を質問することは差支なかるべきや」と問うた。これに対して、倉富は枢密院の議事は「絶対秘密」であるから、これを問うのは差支えないとしながらも、政府は在留民と条約上の権益保護以上の目的はないと答えるだろうと応じた。

24日、倉富は枢密院の会議後に島田・平沼・二上と談話した。島田は陸軍派兵の必要を語り、平沼は「此節は最早議会を開くことを得べきに付、其費用は緊急処分を為す必要はなからん」と述べた³⁸⁾。島田は、まだ選挙が終わらない地域もあり、特別議会は4月中旬頃となるから、3月末までの費用は緊急処分による必要があると返答したが、倉富は、選挙が済まない地域を待っても、3月中旬には出来そうに思うと述べ、二上は「政府は三月末には開会する様に云ひ居りたり」と対応を批判した。また事変の展開について、島田は「支那人は一度徹底的に征服すれば再び盛り返し来ることはなし」「二ヶ月間には必ず徹底的掃蕩す」との荒木陸相の言葉を伝えたが、これについても倉富は「満州の様様にては話の様には見へざるに非すや」と疑念を表明した。

26日、倉富は偶然高橋是清と会い、高橋から「度々迷惑を掛けるか又財政の緊急処分の御諮詢を奏請したり、其金額は二千三百万円なり」と伝えられた³⁹⁾。高橋は、議会召集の意見もあったが、「陸軍の事情は至急を要す」との意見によって奏請に決まったと述べた。これに対して、倉富は「全体上海事件に付ては疑ひ見るを免れざる」と述べ、当初よりの見込み違い、出兵目的に対する準備不足などを責め、国際関係や内政上の懸念を伝えた。高橋は、アメリカなどの対日感情が悪化し、日本製品のボイコットや日本公社債の激落、負債の書換に応じないなどの経済的影響が高まっているとして、「此際陸海軍の面目杯に拘らず、国の面目を維持する方必要なり」と述べ、また「満蒙の新国家も米国杯は中々承認」せず、日本も領土保全をたびたび言明しているため「頗る面倒ならん」と述べた⁴⁰⁾。倉富は勅令案について「余程議論あるならん」として、出兵の目的および議会を召集しない理由につき、枢密院側からの追求があるとの予想を高橋に伝えた。

同日、来訪した二上に、倉富は「緊急処分案御諮詢か愈々来りたるならん」と述べ

た。二上によれば、島田の話では「非常に急を要する」から、なるべく審査委員にも付託せず、直に本会議を開いてほしい、また本会議は「明日にも開かるることを望む」との口ぶりであった。だが二上が理由を問いただしたところ、「夫れ程急を要するにも非ず、委員会にて種々面倒なる議論あることを恐るるものにて」、結局 29 日に委員会を、3 月 2 日に本会議を開く日取りになったという。倉富は、委員に付託しないことは「全く考えず」として、今回は「大分面倒なる事件なる故、副議長を委員長となる方宜しき様」との見解を示し、金子が不都合であれば平沼を委員長にするとした。だが、二上は金子が引き受けると予想し、事実委員長は金子が務めることになった。

倉富らは事変の拡大に懸念を懐いていたが、政府さえも阻止できない軍の独走に、枢密院が正面から異を唱えることは困難であった。また財政処分の緊急勅令奏請が、島田や高橋らの本意でないことも、倉富らはよく理解していた。二上は、緊急処分が決定しないうちに動員令が発せられたことは「不都合のこと」であるが、皇族である載仁参謀総長が決定した以上は「政府も其非違を咎むることを得ざるべく、今日は政府も政党も総て軍の為す所に追隨する外致方なきことになり居れり」と嘆いた。

28 日、二上は平沼と協議した結果を倉富に伝えた。平沼は「緊急処分は無理」との意見を述べ、「政府に撤回を勧むる方宜しからん」として、政府関係者を交えず、枢密院側の委員のみにて協議することを提案した⁴¹⁾。翌 29 日、審査委員会が開催された。二上は、昨 28 日に荒井賢太郎・水町袈裟六・原嘉道・鎌田栄吉などの意見を問うたところ、「孰れも疑を懐き居る様」に思われたと述べた。さらに二上は島田俊雄の訪問を受け、長時間にわたり事情の説明を受けた。それによれば、議会召集を妨げる原因は「内閣内部の事情」であり、中橋徳五郎内相の更迭をめぐって与党内が動揺し「之を断行し難き様のことか原因」と判明したと告げた。倉富は仮にそれが真実であっても、憲法上の議会召集不可能の事由には当たらないとし、二上は政府中にも同様の考えはあるが、「今日は何事も軍部の主張強く、之に抗することを得ざる模様なり」と述べた。

同日午後 2 時、倉富は島田と会い、憲法第七十条による緊急処分への同意を求める島田に対し、事変の目的と終局に関する軍の方針、および憲法七十条につき、高橋蔵相に語ったのと同様の懸念が存在すると答えた。

3 月 1 日、審査委員会は、憲法七十条の規定する議会召集不能時に該当するとの見解は「適当ならず」との結論を下した⁴²⁾。ただし「緊急支出の必要ある事情は十分に之を認むるに難からず」として、委員は緊急支出の方法を考慮し、平沼から「昭和六年度の支払ふべき費用を七年度より延期」する提案があった。だが官吏俸給の支払延期などは人心への影響が大きく、委細は大蔵省の工夫に任せるとして、以降は「議長

より総理大臣に交渉する方宜しからん」とする結論となった。事態は台湾銀行救済案と同様の経過をたどったのである。

倉富は総理官邸で犬養首相と面会し、「此以上審査を継続すれば否決の結果となるへきに付、其決定を見る前に来りて内閣の考慮を求むる訳なり」と述べて、政府原案の撤回を求め、あわせて「憲法第八条の緊急勅令を発し、昭和六年度の支出を減するか、復は収入を増すことを得るならん」との提案を行った。これに対して犬養は「夫れは困りたり」として、「兎に角関係当局と協議したる上に非されは答へ難し」と述べた。午後9時、犬養は島田を伴って倉富を訪問し、「出来る丈速に臨時議会を開く決心」を述べた上で、議会開会までの費用を緊急処分で支出することを認めるように依頼した。だが倉富は「結局程度問題にて議論を免れず」とし、荒井・水町らと協議の上で、第七十条での支出を避けるように勧めた。島田は、官吏俸給や建艦費などの支払延期には難色を示し、「今一応研究し見ること」として会談は終わった。

2日午前、倉富は枢密院控所で審査委員に犬養との交渉を報告し、二上からは2日朝に島田から「更に工夫なし」と聞き、なるべく早く臨時議会を開くので、緊急処分を認めるよう再度要請があったことが伝えられた⁴³⁾。

だが倉富らは諦めなかった。午後1時、金子委員長ら審査委員、および島田法制局長官・黒田英雄大蔵次官・陸海軍関係者8名などを交えて会合がもたれ、憲法七十条を回避し、第八条規定によって措置できる財源を探す議論が行われた。このとき大蔵省主計局長が「震災善後処分公債の未た変行せざるもの二百五十万許あるか、是は第一予備金不備なる故、其補充の為に留保し居る」と発言した。そこで島田は、枢密院が「零細の財源まで一々拾ひ集めて財源とせらるる様のこととなれば、政府にては非常に困る」ので、「此のことを為さず」、第七十条の勅令を承認してもらいたいと述べた。だが倉富は、次のように述べて反論した。

今日は枢密院とか政府とかの別を忘れ、如何すれば不都合なく経費支弁の途を得べきやを研究し居る所なり。主計局長か未発の公債若干ある旨を持ち出したる如きは、今日の会の目的に最も適合するものなるに、法制局長官(島田)か此の如き財源を拾ひ集められては政府か非常に困ると云ふは如何なる趣意なるや。今少し彼我の別を忘れて話をなす様になり度…。

だが倉富の意気込みにもかかわらず、長時間の議論を経ても、適当な財源は発見されなかった。議長室に戻った倉富は、平沼に「いつまで問答を重ねても際限なし」と電話し、原案の金額を減じて議会承認までの経費とし、速やかに臨時議会を開催する旨を政府に言明させるしかないと述べた。平沼は「千万円許を減する」のが「都

合宜し」として、倉富の方針に賛成した。そこで政府委員は島田と黒田を残して退室し、2200万円の原案から700万円を減じて1500万円とすることで、政府と審査委員の間で同意が成立した。

直ちに金額を訂正した勅令案が奏上され、正式な審査委員会が開かれて、三度目の満州事件費緊急財政処分が決定された。枢密院の求める臨時議会の召集には、和平交渉に影響を及ぼすと考えた芳沢謙吉外相が異議を唱えていたが、その意見は内閣の一致した意見とならなかった。翌3日、枢密院本会議は10分の審査で訂正された勅令案を可決した⁴⁴⁾。そして同月18日に召集された第61議会は、わずか5日間の会期のなかで、満州事件費の事後承認を決定した。解散された第60議会を除き、これは犬養内閣下における唯一の議会となったのである。

おわりに

政党内閣によって諮詢が奏請された台湾銀行救済案、および満州事件費支弁案をめぐる、枢密院と政府との対立とは何であったのか。そして従来考えられてきた枢密院の「施政干与」の実態と、政府と枢密院の関係について、本稿における検討の内容は、以下のようにまとめられる。

第一に、枢密院の「施政干与」について。財政的緊急勅令の課題に対応する倉富議長には、良くも悪くも、政府・議会による施政への「干与」をめざす姿勢が見られない。枢密院が政府に抵抗する局面はいくつか見られた。それは政府の勅令案諮詢にあたり、何らかの憲法上の瑕疵が考えられる場合である。ただ倉富自身は、枢密院の権能を、議会のそれを超える役割を担うものではなく、議会の意思に反する勅令を出すこともできないと考えていた。そして実際に、政府が抱える政治的課題については一定の理解を示し、枢密院の憲法審査の権能と整合する対案を準備しようと試みたのである。

倉富議長による対応の特徴を示すものとして、二つの事例に共通していた点がある。それは、倉富がいずれのケースも、憲法第七十条による財政処分上の緊急勅令を回避して、憲法第八条の緊急勅令を適用しようと試みていたことである。倉富がこだわった第七十条規定の適用回避は、もし倉富自身が倒閣や「施政干与」を目的としていた場合、何らの意味をもたない行動である。他方で、政党内閣が第七十条による厳格な要件の財政出動を奏請せず、立憲的な解釈が可能な範囲において緊急勅令を試みた場合、枢密院は特にこれを問題としていない。与党の党派や支出の事案にかかわらず、枢密院が問題視したのは、あくまで憲法上の疑義に対してであったのである。

第二に、枢密院と政府の関係について。両者は決して対等の関係ではなく、しかも枢密院はこれを自覚して、自制的に行動していた。議会の権限を越える可能性をもつ財政的緊急勅令に、倉富はきわめて慎重であった。だが政党内閣は、ときに憲法の枠を超える財政的緊急勅令を、議会の審議を回避する目的で奏請した。枢密院の緊急勅令に関する権限は、あくまで諮詢された勅令案の審議にとどまり、政府の決定した方針を独力で覆すことはできない。さらに両者が全面对決に至った場合には、政府には顧問官罷免など、枢密院を政治的に圧倒する手段があった。このことを倉富議長は理解しており、政府との積極的な対立を望まず、ときには法律的不備が疑わしくても、政府との妥結を優先した。

法律的頭脳の持ち主と評された倉富は、政党内閣期の枢密院議長として、ある意味できわめて「政治的に」行動していた。だがそれは、政府の掣肘や政党政派への偏頗それ自体が目的であったわけではない。憲法体制の枠内において、枢密院は議会の権能を尊重し、政府の施政やその評価には基本的に関与しない。かつ枢密院は政府（政党内閣）に対する一方的な破壊者たりえず、そうあってもならないと、倉富は考えたのである。

もちろん、政府の勅令案に対して枢密院が強硬に反発すれば、内閣の倒壊につながることは、若槻内閣の例に照らしてあり得ることであった。だが、若槻内閣の総辞職は、むしろ内閣側に世論を背にした枢密院攻撃の意図があったことを、考慮しなければならない。もし倉富が内閣の破壊を目的としていたならば、支払猶予令の再提出を対案としてとりまとめ、これを内閣に提示する必要はなかった。倉富は倒閣などの政治運動は極力避け、政変につながる対案のない拒否はしないと明言し、事実そのように枢密院の審議を導いていた。しかも田中・犬養の両政友会内閣は、枢密院と協議を重ね、枢密院側の対案を最終的に受け入れて妥結した。若槻内閣がモラトリアム案を受諾できずに倒壊した理由は、若槻首相の枢密院に対する姿勢に少なからぬ要因があったのである。

以上のように考えたとき、政府への「牽制機関」として「政治機関化」したとみなされてきた枢密院は、政党内閣に対していかなる「施政干与」を行ったと言えるのか。枢密院官制に忠実かつ、非政治的であろうとする倉富議長の個性もあるが、枢密院はいたずらに政党内閣の妨害や攪乱を試みたわけではない。財政的緊急勅令に関してみると、議会を基盤とするはずの政党内閣が議会での予算審議を回避し、立憲的行動の範囲を踏み越えようとした場合に、枢密院は受動的かつ自己抑制的な範囲において、政府を掣肘する役割を担っていたのである。これが積極的な「施政干与」と評価できるものでないことは、明らかであろう。

すなわち、政党内閣の時代においても、政府は枢密院に比して優位にあり、それ

を自覚する倉富議長らの枢密院も、自己抑制的であろうとした。ときに憲法の枠を超えた権力行使を試みる政党内閣に対し、分立した各機関が抑制的な牽制行動をとることによって、この時期の憲法体制は維持されていたと評することができる。統帥権を盾とした陸海軍の独走と、枢密院の割拠性を同様に論じることは、少なくとも政党内閣期においては困難であることを、倉富の日記は示しているのである。

註

- 1) ここに参考までに、大日本帝国憲法の条文を記載する。第八条「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス」「此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ」。第七十条「公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得 前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」。
- 2) 伊藤博文『憲法義解』（岩波書店、1940年）117。
- 3) 枢密院の権能は、皇室関係と國務関係に大別でき、國務関係には憲法（改正時・解釈）の審議と、議会にかわる機能がある。特に後者では、議会閉会時に審議する緊急勅令案のほか、常に諮詢される戒嚴令・罰則付の勅令、国際条約、枢密院自体にかかわる法制、臨時に諮詢される議案（官制・官吏任用令など）についての審査が、主たる権限とされる（「枢密院官制」（1888年4月28日）『枢密院官制及事務規程』（国立公文書館所蔵））。
- 4) 増田知子『天皇制と国家 近代日本の立憲君主制』（青木書店、1999年）112-113。
- 5) 本稿では「財政処分上の緊急勅令」を扱うが、第八条による法律的緊急勅令では、たとえば1928年治安維持法改正令などが事例として挙げられる。これについては、吉見義明「田中(義)内閣下の治安維持法改正問題」（『歴史学研究』441、1977年2月、1-17）、松井慎一郎「枢密院と思想問題」（由井正臣編『枢密院の研究』吉川弘文館、2003年、99-140）、中澤俊輔「治安維持法の再検討」（『年報政治学2010-I』2010年6月、194-214）、同『治安維持法』（中公新書、2012年）ほか参照。
- 6) 金融恐慌をめぐる枢密院と政党内閣との対立については、これまで多くの研究が重ねられてきた。通説的な見解では、政党内閣（特に憲政会内閣）に対する敵意をもつ枢密院が、政友会の鈴木喜三郎らと結び、若槻内閣の台湾銀行救済緊急勅令案を否決して、内閣を倒したとされている（伊藤隆『昭和初期政治史研究』東京大学出版会、1969年、363-364、松尾尊兌「政友会と民政党」『岩波講座日本歴史』近代6、岩波書店、1976年、92など）。だが他方で、こうした見方に批判的な見解もある（望月雅士「金融恐慌をめぐる枢密院と政友会」『社会科学討究』124、1997年3月、156、川上寿代「台湾銀行救済緊急勅令問題と枢密院」『日本歴史』641、2001年10月、86など）。本稿では、金融恐慌時における倉富議長の動向が、どのような意図にもとづくものであったかを中心に、枢密院の政治的動向を再検討する。

- 7) 満州事件費の支出をめぐる犬養内閣と枢密院の攻防については、すでに増田知子が扱っている（前掲増田書 202-212）。だが増田は該問題を取り上げながらも、満州事変期の緊急事態にともなって、政党内閣と枢密院は「協力しあわなければならない」状況に追い込まれたとの説明にとどまっている。本稿では、同じ第七十条の財政処分をめぐる緊急勅令でありながら、二つの事例は何がどのように相違し、かつ共通するのを中心に、倉富議長の動向をふまえて検討する。
- 8) 倉富勇三郎日記の概要とその特徴について、永井和「解説」（倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第1巻、国書刊行会、2010年、855-862）を参照。
- 9) 金融恐慌をめぐる経済界の状況と政局との関連については、中村政則『昭和の恐慌』（小学館、1982年）などを参照した。
- 10) 「倉富勇三郎日記」1927年4月14日条（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。以下、同日の記述による。なお、本稿では読者の便宜を考え、原文の片仮名を平仮名に書き換え、句読点を補った。
- 11) 若槻禮次郎『明治・大正・昭和政界秘史 古風庵回顧録』（講談社、1983年）292。
- 12) 「倉富勇三郎日記」1927年4月15日条。
- 13) 桜内幸雄『桜内幸雄自伝 蒼天一夕談』（蒼天会、1952年）185。
- 14) 岡義武・林茂校訂『大正デモクラシー期の政治 松本剛吉政治日誌』（岩波書店、1959年）1927年4月12日条、564。なお平沼は審査委員長を引き受けるとき「自分がやれば否決するかも知れず、それでも宜しきやと答え、議長〔引用者註：倉富〕は之を肯諾し」とされる（同 565）。だが長大な倉富の日記では「平沼を委員長と為すことを謀る、平沼之を諾す」とあるのみで、松本の伝聞した平沼の態度は記されていない（「倉富勇三郎日記」1927年4月14日条）。
- 15) 鈴木喜三郎は、平沼騏一郎のもとで司法官僚として重んじられた経歴をもつ。かつて原敬が内閣を組織した際、平沼を司法大臣として招こうとした。だが平沼はこれを謝絶したので、代わりに平沼と関係の深い鈴木の入閣が検討された。だが、鈴木は「兄貴分である平沼が大臣にならぬ間は、決して大臣にならぬと頑張つてどうしても原の云ふことを聞かなかつた」（梨本祐淳『鈴木喜三郎』時代社、1932年、87）。そのため、原は法相を兼任（後に大木遠吉が就任）し、鈴木を貴院勅撰議員とした。また政権末期には平沼を大審院長、鈴木を検事総長として厚遇した。後に平沼が第二次山本内閣に入閣すると、鈴木は続く清浦内閣に法相として入閣を果たしている。
- 16) 前掲伊藤書 363-364。ただし平沼は、鈴木へ「内閣更迭の電信」を発したことを否定している（「倉富勇三郎日記」1927年5月8日条）。
- 17) 前掲望月論文、157。
- 18) 「日本銀行の特別融通及之に因る損失の補償に関する財政上必要処分の件」（1927年4月17日）『枢密院会議筆記』枢 D603（国立公文書館所蔵）。伊東の演説に対して、このとき幣原は「御意見は畢竟対支問題を理解せられざるに因るもの」と反駁し、伊東は「現内閣の無方針なることは他日機会を得て充分開陳したしと思ふ、但し現外務大臣が引続き其の地位に在らるるやを疑ふ」と皮肉を返している。
- 19) 角田順校訂『宇垣一成日記』第1巻（みすず書房、1968年）1927年4月20日条、567。
- 20) 「枢府弾劾とその意義」『大阪毎日新聞』1927年5月9日付。

- 21) 「倉富勇三郎日記」1927年4月20日条。
- 22) 「倉富勇三郎日記」1927年5月6日条。
- 23) 美濃部達吉「枢密院論」『現代憲政評論』（岩波書店、1930年）120。
- 24) 同上、125。
- 25) 美濃部達吉「緊急勅令違憲問題と若槻内閣の辞職」（同 221）。美濃部の論議の全体像については、頼松瑞生「美濃部達吉の緊急勅令論」（『東京電機大学総合文化研究』8、2010年12月、71-78）を参照。
- 26) たとえば、前掲中村書、77を参照。同書では「法律とはどのようにでも解釈でき、政治情勢いかんによっては、まったく逆の解釈が成りたつものだと考えざるをえない。いうまでもなく、平沼・伊東たちは、若槻・幣原らの『軟弱外交』が気に入らず、緊急勅令案を否決したのである」と、枢密院の措置を政治的に解釈している。
- 27) 「私法上の金銭債務の支払延期及手形等の権利保存行為の期間延長に関する件」（1927年4月22日）『枢密院会議筆記』枢 D604（国立公文書館所蔵）。
- 28) 「倉富勇三郎日記」1932年1月22日条。なお、満州事件費中の機密費に関しては、拙稿「満州事変期における外交機密費史料の検討」（『情報史研究』4、2012年5月、45-84）を参照。
- 29) 「倉富勇三郎日記」1932年1月25日条。
- 30) 「倉富勇三郎日記」1932年1月26日条。
- 31) 「銀行券の金貨兌換に関する件」（1932年1月27日）『枢密院会議筆記』枢 D686（国立公文書館所蔵）。
- 32) 「倉富勇三郎日記」1932年1月27日条。
- 33) 大角の発言に対し、倉富は「今後要求せんとする出兵費も含めて出兵する積りと云ひたるもの」と解釈して「不穏当」な発言だと述べている（同上）。
- 34) 「満洲事件に関する経費支弁の為公債発行に関する件」（1932年1月30日）『枢密院会議筆記』枢 D687（国立公文書館所蔵）。
- 35) 「倉富勇三郎日記」1932年2月3日条。
- 36) 「倉富勇三郎日記」1932年2月9日条。
- 37) 「倉富勇三郎日記」1932年2月23日条。
- 38) 「倉富勇三郎日記」1932年2月24日条。
- 39) 「倉富勇三郎日記」1932年2月26日条。
- 40) 高橋の事変に対する懸念について、増田知子氏は同史料を引用して「高橋蔵相は〔中略〕内閣の決定を枢密院によって阻止しようとして動いていた」とする（前掲増田書、210）。だが本史料からは、高橋が倉富に否決阻止を働きかけたとは読み取れない。これは過度の拡大解釈であろう。
- 41) 「倉富勇三郎日記」1932年2月28日条。
- 42) 「倉富勇三郎日記」1932年3月1日条。
- 43) 「倉富勇三郎日記」1932年3月2日条。
- 44) 「満洲事件に関する経費支弁の為公債発行に関する件」（1932年3月3日）『枢密院会議筆記』（国立公文書館所蔵）。

倉富勇三郎略年譜

- 嘉永 6 (1853) 年 7 月 16 日 筑後国竹野郡徳童村 (現在の福岡県久留米市田主丸秋成) に生まれる。父は倉富胤厚、母は久仁子。(倉富家は龍造寺氏の末裔倉富一族の支流で、代々庄屋の家であった。胤厚は漢学を修め、広瀬淡窓の咸宜園に学び、明治維新後久留米藩校明善堂の教官に抜擢された。長兄は倉富恒二郎で、のち福岡日々新聞の創立者となる。)
- 1873 (明治 7) 年 6 月 6 日 父とともに上京し、英語を学ぶ。
- 1877 (明治 10) 年 9 月 司法省法学校速成科に入学、出仕生徒となる。
- 1879 (明治 12) 年 11 月 司法省に就職
- 1882 (明治 15) 年 2 月 15 日 広津弘信の娘ノブと結婚。
- 1887 (明治 20) 年 2 月 25 日 司法省参事官となる(刑事局勤務)。
- 1891 (明治) 年 5 月 大津事件処理のため京都・大津に派遣される。
- 1898 (明治 31) 年 6 月 28 日 司法省民刑局長となる。
- 1902 (明治 35) 年 10 月 3 日 大審院検事(次席検事)となる。
- 1903 (明治 36) 年 10 月 2 日 大阪控訴院検事長となる。
- 1904 (明治 37) 年 4 月 7 日 東京更新検事長となる。
- 1905 (明治 38) 年 9 月 9 日 東京に戒厳令が布かれ、東京衛戍総督佐久間左馬太の指揮の下で、日比谷騒擾事件に関する検察事務を執る。
- 1907 (明治 40) 年 6 月 13 日 法学博士の学位を授与される。
- 同年 9 月 29 日 韓国政府の招聘により韓国政府法部次官となる。統監府参与官を兼任。
- 1909 (明治 42) 年 11 月 1 日 統監府司法庁長官兼統監府参与官となる。また韓国政府法典調査局委員長となる。
- 1910 (明治 43) 年 10 月 1 日 朝鮮総督府司法部長官となる。
- 1913 (大正 2) 年 9 月 20 日 第一次山本権兵衛内閣の法制局長官となる(～1914 年 4 月 25 日)。
- 同年 3 月 31 日 貴族院勅撰議員となる(～1916 年 10 月 21 日)。
- 1916 (大正 5) 年 10 月 14 日 帝室会計審査局長官となる。
- 同年 10 月 19 日 東久邇宮宮務監督となる(～1920 年 1 月 23 日)。
- 同年 11 月 7 日 帝室制度審議会委員となる(～1926 年 4 月 16 日)。
- 1919 (大正 8) 年 7 月 9 日 臨時法制審議会委員となる(～1926 年 1 月 13 日)。

- 1920（大正9）年4月27日 李王世子顧問となる（～1926年5月8日）。
同年10月22日 枢密顧問官を兼任する。
- 1921（大正10）年10月1日 宗秩寮総裁事務取扱となる（～1922年6月2日）。
- 1923（大正12）年1月26日 東久邇宮宮務監督事務取扱となる（～1927年12月19日）。
- 同年10月29日 枢密顧問官兼帝室会計審査局長官となる。
- 1925（大正14）年12月28日 枢密院副議長となる。
- 1926（大正15）年4月12日 枢密院議長となる。
- 同年10月28日 男爵を授けられる。
- 1928（昭和3）年7月7日 王公族審議会総裁となる（～1934年5月3日）。
- 1934（昭和9）年5月3日 枢密院議長を免ぜられる。
- 同年7月 郷里（福岡県福岡県浮羽郡船越村秋成）に転居する。
- 1936（昭和11）年3月25日 家督を息子鈞にゆずり、隠居する。
- 1948（昭和23）年1月26日 福岡県浮羽郡船越村秋成にて死去。

平成 20～24 年度科学研究費補助金(基盤研究(A)) 成果報告書

「倉富勇三郎日記研究—IT 応用新研究支援ツールの導入による全文翻刻と注釈の作成」

2013 年 3 月 発行

研究代表者・発行人 永井 和

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学文学部

Tel/Fax:075-753-2792

印刷所 株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒茶屋東 3 丁目 11 番 34 号
